

平成25年
6 月

宮崎県定例県議会会議録

平成25年 6 月 7 日開会

平成25年 6 月 25 日閉会

平成25年6月宮崎県定例県議会会議録 目次

6月7日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
中野・明議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第13号まで並びに報告第1号上程	4
1. 知事提案理由説明	5

自6月8日（土曜日）

至6月11日（火曜日） 休 会

6月12日（水曜日）

1. 出席議員	11
1. 地方自治法第121条による出席者	11
1. 議案第14号追加上程	12
1. 知事提案理由説明	12
1. 一般質問	12
鳥飼謙二議員質問	12

- ・知事の政治姿勢について
- ・県立宮崎病院精神医療センターの運営について
- ・震災避難者の支援について
- ・障がい者の就労促進について
- ・記紀編さん1300年にゆかりのある地の整備について
- ・公正公平な人事異動のあり方について

前屋敷恵美議員質問 27

- ・知事の政治姿勢について
- ・川内原発再稼働問題について
- ・子供を取り巻く状況と子育て支援について
- ・オスプレイ訓練問題について

内村仁子議員質問 38

- ・中山間地域対策について
- ・土木行政について

・福祉行政について	
・防災対策について	
・教育行政について	
松村悟郎議員質問	51
・巨大地震・津波防災対策について	
・環境エネルギー政策について	
・国営かんがい排水事業施設の老朽化対策について	
・竹鳩橋のかけかえ、整備について	
・環境保全型マルチフィルムの普及について	
6月13日（木曜日）	
1. 出席議員	65
1. 地方自治法第121条による出席者	65
1. 一般質問	66
田口雄二議員質問	60
・知事の政治姿勢について	
・エネルギー対策について	
・医療・福祉行政について	
・県土整備行政について	
・高速道路について	
・教育行政について	
西村 賢議員質問	79
・知事の政治姿勢について	
・フードビジネス推進・東アジア戦略について	
・子育て支援について	
・防災対策について	
・本県の教育について	
・非行少年について	
新見昌安議員質問	91
・労働者の待遇改善について	
・小戸之橋のかけかえに伴う課題等について	
・ひとり親家庭支援について	
・子育て支援・対策について	
・ひきこもり対策について	
・シニア支援について	
・「ゾーン30」について	

・地熱発電について	
渡辺 創議員質問 -----	103
・知事の政治姿勢について	
・LCC（格安航空会社）の路線開設について	
・県総合運動公園の活用について	
・宮崎港港湾関連施設の活用について	
・県の広報戦略について	
・防災庁舎のあり方について	
・県職員の給与カットについて	
6月14日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	121
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	121
1. 一般質問 -----	122
二見康之議員質問 -----	122
・知事の政治姿勢について	
・フードビジネスの推進について	
・国の経済政策への対応について	
・県の医療福祉政策について	
・人工妊娠中絶について	
・宮崎県民歌について	
・浄化槽について	
太田清海議員質問 -----	135
・知事の政治姿勢について	
・福祉行政について	
・教育行政について	
黒木正一議員質問 -----	148
・記紀編さん1300年記念事業・観光振興等について	
・林業政策について	
・細島港の振興について	
・中山間地域対策について	
山下博三議員質問 -----	161
・知事の政治姿勢について	
・フードビジネスの取り組みについて	
・農政問題について	
自6月15日（土曜日） 休 会	

至 6月16日（日曜日） 休 会	
6月17日（月曜日）	
1. 出席議員 -----	177
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	177
1. 一般質問 -----	178
坂口博美議員質問 -----	178
・ 知事の政治姿勢について	
・ 子ども・子育て会議について	
・ 防災・減災対策インフラ整備について	
・ 農林水産業の振興方策について	
有岡浩一議員質問 -----	193
・ 県民総力戦について	
・ T P P 対策について	
・ 道州制について	
・ 観光行政について	
・ 防災対策について	
・ 行財政改革プランについて	
・ 設計違算について	
・ 発達障がいとワークフェアについて	
河野哲也議員質問 -----	204
・ 南海トラフ巨大地震に対する対策について	
・ 地域経済の活性化について	
・ 高齢者の活力を生かす社会づくりについて	
・ 河川の環境保全について	
・ 教育現場に見る諸課題について	
6月18日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	219
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	219
1. 一般質問 -----	220
中村幸一議員質問 -----	220
・ 口蹄疫について	
・ 人工妊娠中絶について	
・ いじめ・体罰問題について	
・ 浄化槽問題について	
中野一則議員質問 -----	230

・知事の政治姿勢について	
・置県130年にちなんで	
・農業政策について	
・観光・交通・教育行政について	
井本英雄議員質問 -----	240
・知事の政治姿勢について	
・道州制について	
・漁業の将来について	
・フードビジネスについて	
・ひきこもり支援センター設置について	
・教育問題について	
・延岡南道路無料開放等について	
1. 議案第13号採決 -----	254
1. 議案第1号から第12号まで、議案第14号及び報告第1号並びに請願委員会 付託 -----	255
自6月19日（水曜日）	
至6月20日（木曜日）	常任委員会
6月21日（金曜日）	特別委員会
自6月22日（土曜日）	休 会
至6月24日（月曜日）	
6月25日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	259
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	259
1. 常任委員長審査結果報告 -----	260
内村仁子総務政策常任委員長 -----	260
新見昌安厚生常任委員長 -----	262
黒木正一商工建設常任委員長 -----	263
山下博三環境農林水産常任委員長 -----	265
田口雄二文教警察企業常任委員長 -----	266
1. 討 論 -----	268
太田清海議員（議案第14号に反対） -----	268
田口雄二議員（議案第14号に反対） -----	269
前屋敷恵美議員（議案第2号、第14号、報告第1号、及び請願第26号、第27 号、第30号の継続審査、請願第32号の不採択に反対） -----	271
1. 議案第14号採決 -----	272

1. 議案第2号及び報告第1号採決	273
1. 議案第1号及び第3号から第12号まで採決	273
1. 請願第32号採決	273
1. 請願第33号採決	273
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	273
1. 議員発議案送付の通知	274
1. 議員発議案第1号から第4号まで追加上程	274
1. 討 論	274
前屋敷恵美議員（議員発議案第2号に反対）	274
1. 議員発議案第2号採決	275
1. 議員発議案第1号、第3号及び第4号採決	275
1. 閉 会	275
<hr/>	
1. 資 料	277
平成25年6月定例県議会日程	279
議案送付文書	280
一般質問時間割	282
議案・請願委員会審査結果表	284
閉会中の継続審査・調査申出一覧	286
1. 議案議決件名一覧表	287
1. 意 見 書	291
地方財政の充実・強化を求める意見書	293
生活保護に関する意見書	294
原油高騰に対する緊急対策を求める意見書	295
運送業界に深刻な影響を与える軽油価格高騰の抑制を求める意見書	296
1. 請願一覧表	297
1. 議事経過	315

6月7日（金）

平成 25 年 6 月 7 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	(同)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修 一 郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕 次 郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治 史
会 計 管 理 者	梅 原 誠 一
企 業 局 長	濱 砂 公 亮
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋 章
公 安 委 員 長	山 崎 殖 浩
警 察 本 部 長	白 川 靖 尊
代 表 監 査 委 員 長	宮 本 秀 繼
人 事 委 員 長	村 社 秀 繼

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 開 会

○福田作弥議長 これより平成25年6月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員全員、38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○福田作弥議長 会議録署名議員に、井本英雄議員、重松幸次郎議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○福田作弥議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕 御報告いたします。

閉会中の去る5月31日及び本日の議会運営委員会において、本日招集されました平成25年6月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計14件、その内訳は、補正予算1件、条例10件、予算・条例以外2件、報告承認1件であります。このほか6件の報告があります。また、さらに、条例が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から6月25日までの19日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、6月12日から5日間の日程で一般質問を行います。質問人数は合計18名以内

とし、質問順序は、10日が締め切りとなっております通告書の提出を待って決定いたします。質問時間は1人30分以内といたします。

一般質問終了の後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。6月19日、20日の2日間で各常任委員会を開催していただき、6月25日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決をいたします。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○福田作弥議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○福田作弥議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月25日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第13号まで並びに報告第1号上程

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より、議案第1号から第13号まで並びに報告第1号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○福田作弥議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成25年6月定例県議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、県政に関しまして5点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、置県130年記念式典についてであります。

明治16年に宮崎県が再配置されてから、本年は130年の節目の年に当たりますことから、去る6月1日に記念式典を開催したところであります。当日は、福田議長を初め多数の議員の皆様にも御出席をいただき、心より感謝を申し上げます。

この式典を通して、川越進翁を初めとする幾多の先人たちにより築き上げられた本県の歴史や財産を、感謝の思いとともに未来につないでいくことが、今を生きる私たちの責務であるということを改めて実感いたしました。今後とも、この思いを県民の皆様と共有しながら、希望に満ちた県づくりに全力で取り組んでまいりますので、なお一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

2点目は、口蹄疫埋却地の再生整備についてであります。

口蹄疫埋却地につきましては、その活用を図ることが大きな課題となっております。家畜伝

染病予防法に基づく3年間の発掘禁止期間が経過する今年度から、順次再生整備を行うこととしております。去る5月7日には、江藤農林水産副大臣や県関係国会議員を初め、多数の県議会議員の皆様のお出向もいただき、再生整備に向けた起工式をとり行ったところであります。今後、土地所有者の意向を十分に踏まえながら、順次、口蹄疫埋却地の計画的かつ円滑な再生整備を進め、真の意味での口蹄疫からの再生・復興を図ってまいりたいと考えております。

3点目は、鳥インフルエンザに係る防疫対策についてであります。

先般、鳥インフルエンザのモニタリング検査において、川南町内の養鶏農場でH5型の抗原に反応する抗体が確認されたところであります。現在、防疫指針に基づき、当該農場について監視プログラムによる検査等を実施しておりますが、その検査結果を踏まえ、迅速に必要な対応を図りますとともに、引き続き、県下全域での防疫対策に万全を講じてまいりたいと考えております。

4点目は、香港事務所の設置等についてであります。

今年度の特別重点施策の一つとして、「アジア市場の開拓」を掲げているところであります。その中でも特に重要な取り組みとして、日本産農産物の最大の輸出先である香港への輸出を促進するため、県香港事務所を設置することとしております。これまで設置に向けた準備を進めてまいりましたが、今般、法人登記、現地スタッフの雇用など必要な手続等が終了したことから、6月13日に香港事務所を開設し、活動を開始することとなりました。また8月には、私を団長とする官民一体となった香港訪問団を結成し、オールみやぎの体制により、観光、

物産等のプロモーションを行うこととしております。今後、拠点となる香港事務所を十分に活用しながら、成長著しいアジアの活力を取り込むため、農産物や加工食品の輸出促進、観光誘客など、アジア市場の開拓に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

5点目は、本県の道路整備についてであります。

先月成立しました国の平成25年度予算におきまして、都城志布志道路の唯一の未事業化区間となっておりました金御岳工区の新規事業化が認められ、また同時に、九州中央自動車道の蘇陽一高千穂間が、「計画段階評価を進めるための調査」の対象区間に選定をされました。両路線は、地域経済の活性化や災害時の防災対策等において極めて重要であります。国土交通省や、これまで力強く応援いただきました県民の皆様を初め、県議会、沿線自治体、関係団体の皆様に対し、深く感謝を申し上げます。今後とも、東九州道の日南、串間に至る県南ルート及び九州中央自動車道の未事業化区間の早期事業化や、事業中区間の早期供用など、県内道路網の早期整備に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、議案第1号「一般会計補正予算案」についてであります。

補正額は55億7,601万3,000円であります。歳入財源は、国庫支出金3億4,686万4,000円、財産収入8万円、繰入金52億2,906万9,000円あります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,716億7,601万3,000円となります。

以下、その主なものについて御説明いたします。

まず、障がい福祉サービス事業所施設整備事業であります。災害時における障がい者等の避難場所を確保するため、障害福祉サービス事業所の避難スペース整備に対し助成を行うものであります。

次に、保育士等処遇改善臨時特例事業についてであります。保育士の確保を図るため、保育士の処遇改善に要する費用を私立保育所に交付するものであります。

最後に、森林整備加速化・林業再生事業についてであります。効率的な国産材生産体制の確立を図るため、森林整備加速化・林業再生基金を活用し、素材生産・木材加工施設や木質バイオマス利用施設の整備等に対し助成を行うものであります。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第4号「宮崎県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例」は、宮崎県特別職報酬等審議会に対する諮問事項に、知事及び副知事の退職手当の支給基準を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第5号から議案第10号までは、いずれも基金条例の一部を改正する条例であります。それぞれの基金事業の実施期限が延長されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第13号「公安委員会委員の任命の同意」につきましては、公安委員会委員、山崎殖章氏が平成25年7月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく山崎殖章氏を任命いたしたく、警察法第39条第1項の規定により、県議会の同意を求めるものであります。

このほか、議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」外3件であります。説明は

省略させていただきます。

次に、報告第1号は、県税の増収及び地方交付税の確定並びに退職手当の確定等に伴う、平成24年度一般会計補正予算(第6号)の専決報告であります。

補正額は10億9,439万円で、歳出予算の主な内容は、退職手当の減額15億5,546万円余、公債費等の減額1億2,190万円、県債管理基金への積立金27億5,567万円余であります。この結果、平成24年度の一般会計歳入歳出の規模は6,037億128万4,000円となります。この専決につきましては、時間的制約から専決を余儀なくされたものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○**福田作弥議長** 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす8日から11日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、12日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時14分散会

6月12日（水）

平成 25 年 6 月 12 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有岡浩一	(愛みやざき)
4 番	凶師博規	(同)
5 番	西村賢	(同)
6 番	黒木正一	(自由民主党)
7 番	内村仁子	(同)
8 番	岩下斌彦	(同)
9 番	後藤哲朗	(同)
10 番	右松隆央	(同)
11 番	二見康之	(同)
12 番	清山知憲	(同)
13 番	福田作弥	(同)
14 番	渡辺創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田口雄二	(同)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太田清海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高橋透	(同)
19 番	星原透	(自由民主党)
20 番	蓬原正三	(同)
21 番	井本英雄	(同)
22 番	中野一則	(同)
23 番	中野廣明	(同)
24 番	横田照夫	(同)
25 番	十屋幸平	(同)
26 番	山下博三	(同)
27 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳重忠夫	(無所属クラブ)
29 番	井上紀代子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥飼謙二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒嶋雅晃	(自由民主党)
33 番	松村悟郎	(同)
34 番	押川修一郎	(同)
35 番	宮原義久	(同)
36 番	外山三博	(同)
37 番	坂口博美	(同)
38 番	中村幸一	(同)
39 番	丸山裕次郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	稲用博美
副知事	内田欽也
総合政策部長	土持正弘
総務部長	四本孝
危機管理統括監	橋本憲次郎
福祉保健部長	佐藤健司
環境森林部長	堀野誠
商工観光労働部長	茂雄二
農政水産部長	緒方文彦
県土整備部長	大田原宣治
会計管理者	梅原誠史
企業局長	濱砂公一
病院局長	渡邊亮一
財政課長	福田直子
教育委員長	近藤好子
教育長	飛田洋
警察本部長	白川靖浩
代表監査委員	宮本尊秋
人事委員会事務局長	内栞保博

事務局職員出席者

事務局局長	田原新一
事務局次長兼総務課長	山内武則
議事課長	福嶋幸徳
政策調査課長	佐野詔藏
議事課長補佐	内野浩一朗
議事担当主幹	伊豆雅広
議事課主査	松本英治
議事課主任主事	川崎一臣

◎ 議案第14号追加上程

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問でありますがお手元に配付のとおり、知事より議案第14号の送付を受けましたので、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 知事提案理由説明

○福田作弥議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、1点御報告をさせていただきます。

かねてより、都城市、国富町、門川町の県内3カ所への設置を申請しておりましたスマートインターチェンジにつきまして、昨日、国土交通大臣から連結許可をいただきました。

スマートインターチェンジにつきましては、地域経済の活性化や防災対策等において大変重要な施設であり、これまで関係市町とともに早期整備に向けて取り組んできたものであります。国土交通省はもとより、力強く応援をいただきました県民の皆様を初め、県議会、関係団体等に対し深く感謝を申し上げます。

それでは、提案いたしました議案第14号について御説明申し上げます。

議案第14号は、一般職及び特別職の給料について減額措置を講じるため、知事等の給与の特

例に関する条例の一部を改正するものであります。

これは、ことし1月に国から、地方公務員の給与について国家公務員の給与減額措置に準じて必要な措置を講ずるよう要請があったこと、さらには、極めて厳しい本県の財政状況や、他の地方公共団体においても、職員の給与について減額措置を講じるという動きがあることなどを総合的に勘案し、本県においても、減額措置はやむを得ないと判断したものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔降壇〕

○福田作弥議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○福田作弥議長 それでは、ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。きょうから一般質問で、私は思い起こしてみますと、20数年になりますけれども、一般質問の冒頭で1番目というのは恐らく2回目かなと。それほどくじを引くのにくじ運がなかったと思いますが、きょうは1番バッターでやらせていただきたいと思います。

まず、知事の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

主権回復式典参加についてお尋ねいたします。安倍政権は、サンフランシスコ条約が発効した4月28日に合わせ、「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を開催し、衆参両院議長

や最高裁長官、国会議員、都道府県知事など約390人が出席をしたというふう聞いております。河野知事は、天皇も出席される式典だとして式典に出席をされたようでございます。御承知のように、同条約では、南西諸島や小笠原諸島はアメリカの信託統治とされまして、沖縄県民等は長く米軍統治下に置かれ、苦難の生活を強いられてまいりました。ですから、沖縄県ではこの日を「屈辱の日」と呼んでいるようでございます。国民を分断するとして、私どもはこの式典に反対をし、知事にも参加をしないようというふうな申し入れもしてまいったところでございますが、知事はどのような思いでこの式典に参加をしたのかお尋ねしまして、後は質問者席で質問したいと思えます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

主権回復記念式典についてであります。この式典は、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、政府の主催により、我が国の主権回復と国際社会復帰60年の節目を記念し、国際社会の平和と繁栄への貢献の意義を確認するとともに、我が国の未来を切り開いていく決意を確固とするために開催されたものであります。

また、この式典は、奄美、小笠原、そして沖縄が戦後長きにわたり、我が国の施政権の外に置かれたという苦難の歴史や、今なお沖縄の方々が抱える基地負担の軽減などに思いをはせる機会ともされました。また、そのように安倍総理も挨拶の中でお話をされたところでございます。

私としましては、この式典が祝賀行事、いわゆるお祝いという趣旨のものではなく、歴史をありのままに受け入れて、我が国の今後のあり

方を考えるという、その趣旨に賛同し、参加をしたものであります。以上であります。〔降壇〕

○鳥飼謙二議員 各都道府県知事を見てみますと、出席をされていない方もかなりおられて、大阪府では東京事務所長代理というんですか、この方が出席をしているというようなこともございます。副知事は大分県など11県、それから東京事務所長は青森県など10府県ということで、21府県、半数近くは知事が出席をしていないというようなこともあるわけです。

いろんな思いがありますし、サンフランシスコ条約、この体制が日本の戦後体制をつくってきたと言っても過言ではないわけですが、それに伴って旧安保条約が署名をされる。そして、日米行政協定が翌年の2月、外務省の庁舎で、「ひっそりと」というような書き方がされていますが、調印をされているという状況があるわけです。このような各都道府県の状況もありますし、この条約発効の日というのがさまざまな矛盾を戦後生んできたということを考えれば、これらの県と同じような対応がとれたのではないかとこのように思うわけでございますので、再度お尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 他県の参加状況については、それぞれの県のいろんな御都合、御事情があったのかというふうな受けとめておるところでございますが、私としましては、先ほど答弁をさせていただきましたような、この式典の趣旨や内容、そして当日の私の行事予定等を勘案して、私みずからが出席をしたところでございます。

○鳥飼謙二議員 余り答弁にはなっていないような感じがしているんですけれども、いいということじゃないんですが、異議ありなんですけ

れども、これ以上は——時間の関係で次に移らせていただきます。

先ほど申し上げたように、サンフランシスコ条約体制というのは、旧安保条約、日米行政協定、今日につながる日米地位協定——在日米軍の地位協定というのが正しいんでしょうけれども、そういうものにつながって、在日米軍の全土基地化というのがその中では図られているというふうに思っているわけです。多くの国民の反対を押し切って、オスプレイの配備とか低空飛行訓練が行われているわけで、こういう状況がある一方で、安倍総理が誕生して、河野談話とか村山談話の見直しに意欲を示したという状況です。そして、戦後レジームからの脱却と称して、靖国神社参拝に意欲を見せている。そして、麻生副総理などの閣僚が参拝をしたということで、中国、韓国の抗議がありまして、安倍総理は、我が閣僚はどんなおどかしにも屈しないという威勢のいいことを言われました。しかし、アメリカからたしなめられて、歴史認識で日本は孤立するよと、そういう状況があったというふうに思います。結果として日韓の外相会談が中止になるというようなことで、従軍慰安婦問題についても、狭義の強制はなかったとか、侵略の定義は学問的にも国際的にも定まっていないとか、そんなことをおっしゃって、いろんな関係国の反発を招いてきたということが状況としてあると思います。そういう状況の中で、憲法改正を主張しております日本維新の会共同代表の大阪の橋下市長が、従軍慰安婦は必要だったとか、米軍の風俗業活用発言というのをなされたわけですが、知事はこの発言についてどのように感じておられるのか、お尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の橋下代表の発言

は、さまざまなお考えなり思惑なり、いろいろあるわけでありまして、その発言の中についてはさまざまな課題、ポイントというものがあろうかというふうに思っております。一概に見解を述べることは難しいわけですが、ただ、今いろいろ御指摘があった中での外交関係ということ考えた場合に、やはり大局的な観点、大局的な立場に立ち、我が国の国益を考えて、また外国との関係はどうあるべきか、そういう視点に立った慎重な発言が必要ではなかったかという思いを強くいたしております。

○鳥飼謙二議員 慎重な御答弁だなというふうに思います。知事の政治姿勢についてはこれで終わりますけれども、知事はやはり宮崎県の知事ですから、地方自治体の長としての認識を持ったいろんな見解を出すということも非常に大事なことから——もう一回聞くことがあるんですかね——お願いをしておきたいと思えます。

それでは、本日提案された知事ほか職員の給与を引き下げる議案第14号は、政府が当然交付される地方交付税を減額した結果として、このような措置をとらざるを得ないというようなこととお聞きいたしております。私どもは、減額は地方交付税法に違反をするのではないかとこのように思いますので、県の立場を総務部長にお尋ねします。

○総務部長（四本 孝君） 地方交付税は、国税5税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源としての性格を有するものであります。今回の削減は国税5税分ではなく、特例加算分の減額によるものでありまして、その点では違法とまでは言えないのではないかと考えております。

しかしながら、地方交付税は使途の定めのない

い一般財源であり、国がその用途を制限すべきものではないことから、今回、国が特定の政策目的を達成するための手段として、地方との十分な協議を経ないまま一方的に削減したことについては、適当ではないのではないかと考えております。

○鳥飼謙二議員 特例の分だから違反ではないというような見解なんですけれども、やはり地方財政計画が定められて不足をするということであれば、交付税に定められた比率を変更すべきなんです。これをサボっているから特例加算というようなことでごまかしてきている。そこをカットするわけですから、そこはやっぱりしっかり抗議をしていかなくちやならないなというふうに思うわけでございます。

そこで、内田副知事も就任されましたので、副知事にも出番をひとつお願いしたいと思いますが、スマートインターチェンジが許可されたということで、副知事も大分頑張っていたんじゃないかと。ようございました。これからも県勢発展に向けて御尽力をいただきたいと思えます。そこで、今回の交付税の減額措置についてどういうふうに思っておられるのかということと、地方自治についての副知事の見解をお尋ねしたいと思います。

○副知事(内田欽也君) 今回、国は、東日本大震災を契機といたしました防災・減災対策、あるいは地域経済の活性化を図る財源として、地方公務員の給与についても国に準じた減額措置を行うように要請を行い、あわせて地方交付税について給与費相当分の削減を行ったところでございます。

一方、地方公務員の給与は、地方公務員法の趣旨に基づきまして、生計費、あるいは国及び他の地方公共団体、民間事業者等の給与を踏ま

えながら、各団体の責任において自主的に決定するというにされているわけでございます。したがって、私としては、今回国がこのような要請を行う場合には、やはり少なくとも国と地方との協議を十分に行うなど、地方の声にも十分耳を傾けながら、もう少し慎重に進めていく必要があったのではないかなというふうに考えているところでございます。

また、地方自治についてのお問い合わせでございますけれども、我が国において、まず自治を進めていただいている、あるいは行政を進めていただいている一番の大もとというのは、それぞれ住民に身近な自治体であると思っておりますので、まず地方自治がしっかりと確立をしていくということが、これからますます必要になってくるのではないかなと思っているところでございます。以上でございます。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。来年度以降、政府がもう一回やらないとも限らない。内田副知事が言われたように、減額の場合は地方の意見を聞きなさいというのが交付税法の中にあります。意見を聞いていないから、そういう意味では交付税法違反でもあるわけですが、今後、こういうことが繰り返されないとも限らないわけですが、どういうふうに対応していくのかという知事の決意をお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今回提案をさせていただいております給与削減につきましては、先ほども御説明申し上げましたとおり、閣議決定に基づく国からの要請があり、また現実に国の予算で地方交付税も削減されておりますことから、県の厳しい財政状況等を踏まえて苦渋の決断をしたところであります。

これまで、本県を初めとする地方というもの

は、国に先駆けて職員数の削減など行財政改革に取り組んでまいりました。地方公務員の給与は地方が自主的に決定をすべきものであると、法律でもルールが定めてあるところがございますし、地方交付税というものが使途の定めのない一般財源であることなどにつきまして、全国知事会を通じて訴えてまいりました。国と地方の協議の場などでも、いろんな議論がなされたところがございます。ただ、地方との十分な協議を経ないまま行われた今回の国の対応というものは、極めて残念に思っておるところでございます。

したがって、今回のような一方的な措置というものが二度と行われることのないよう、改めて国に対し強く要望を行ってまいりますとともに、議員から先ほど御指摘がございました、地方交付税の地方の固有財源としての性格を高めるために、国税5税の交付税率の引き上げについても、これも長年要望しておるところでございますが、改めて強く要望してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 県職員の皆さん方もそうですけれども、意欲の問題にかかわるといふこと、それともう一つは、県の職員の給与に準拠している民間の人たちに対する影響もたくさん出てくるのではないかというふうに思うんです。そうすると、今から頑張ろうということで、フードビジネスとか、口蹄疫からの復興で畜産再生ということで頑張っていこうとしている出鼻をくじいていくことになるんじゃないかということがありますので、ぜひしっかり頑張っていたきたいと思います。

次に参りたいと思います。宮崎病院の精神医療センターについて何点かお尋ねいたします。

同センターは、単科の精神病院でありました

県立富養園を廃止しまして、急性期治療、難治性疾患治療、身体合併症治療、高次救急医療、そして精神病的障がいや発達障がいを抱えた児童思春期治療など、民間病院では対応困難な5つの機能を持った宮崎病院の精神医療センターとして平成21年にスタートしたわけでございます。5年目を迎えて、高度医療、政策医療はどのように実現をされているのか、精神医療センターの現状について病院局長にお尋ねをいたします。

○病院局長(渡邊亮一君) 精神医療センターでございますが、現在、医師8名の体制で診療行為に当たっておりまして、病床数は、精神科32床、子どものこころの診療科10床となっております。平成24年度の延べ患者数は、外来が1万2,703名、入院が1万1,203名でありまして、そのうち児童の患者数は外来が3,043名、入院が809名となっております。

当センターでは、急性期治療を初めとしまして、民間病院では対応が難しい患者に対して医療の提供を行っているところでございますが、そのうち救急医療については、民間病院の後方支援病院として毎年200名を超える救急患者を受け入れており、また平成22年度からは総合病院の中にある精神診療科としまして、「精神科救急・合併症入院料」の施設基準を取得し、急性期の集中的治療を要する身体合併症患者の治療にも当たっており、24年度は78名の新規患者を受け入れております。

このように、精神医療センターでは、他の医療機関等との連携を図りながら、県内精神科医療における全県レベルの中核病院としての医療機能の向上に努めているところでございます。

○鳥飼謙二議員 民間精神病院にも行ってまいりましたけれども、よく頑張ってもらっていま

すというような評価をいただいて、私もほっとしたところでございます。ただ、問題点がそれぞれございますので、お尋ねをしたいと思います。当初、計画段階では3階建てであったものが2階になって、ワンフロアで、ナースセンターが真ん中で児童と成人を区切るというふうな、全国では非常に特異な状況で実施されているわけでございますけれども、診療機能を充実するために、施設の拡充なり改修なりが必要ではないかなというふうに思います。後で中身のことを申し上げますけれども、そのあたりについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○病院局長（渡邊亮一君） 精神医療センターは平成21年4月に開所しておりますが、当センターの建設に際しましては、県内外の有識者の御意見もお聞きしながら、病院の医療スタッフ等との協議も重ね、さらには県立病院の経営状況も含めて総合的に判断し、整備したものでございます。

しかしながら、オープンして4年を経過しております。実際に医療を提供していく中でさまざまな課題が出てきていることも認識しております。県立病院の施設整備に当たりましては、その時々の医療ニーズに的確に対応できるよう改善に努めているところでございますが、当センターにつきましても、医療機能の充実や患者サービスの向上を最優先に考え、現場スタッフの意見や経営の状況も十分踏まえながら、必要な改善を検討してまいりたいというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 そこで、ハード面、ソフト面について申し上げたいというふうに思います。ハード面では、例えば成人隔離室のシャワー室があるんですけれども、非常に狭過ぎて介助できるスペースがないとか、ハイケアユニットの

床がコンクリートで、転倒した際に大けがをするなり、そういうふうなおそれがあるとか。本会議で申し上げて恐縮なんですけれども、風呂にすき間風が入ってきて冬は寒くてとか、そんなこともあったりするわけです。それから、ルーバー、目隠しなんですけれども、オープン当初は真っ白できれいだったんです。ところが、今、コケが生えて、私も行ったんですけれども、入院したくないなと思いました。非常にプレッシャーが——外が見えないんです。住民との関係もあるかと思うんですけれども、こういうのを撤去とか、いろんなハード面での課題があると思いますけれども、個別にはお答えしにくいかと思いますが、その対策についてお尋ねしたいと思います。

○病院局長（渡邊亮一君） 先ほども申し上げましたとおり、オープンから4年を経過しております。実際に医療を提供していく中で、施設設備のハード面に課題が生じていることは十分承知しております。御指摘のありましたシャワー室等の問題につきましては、私も現場を見まして確認しております。日々の医療行為に支障がないよう、また患者サービスの向上につながるよう、現場スタッフの意見も十分聞きながら、随時改修を行っていきたくと思っています。

○鳥飼謙二議員 次に、ソフト面についてお尋ねをしますが、医師、看護師が充足をされているのかどうかというのもございます。正規の医師が6名、兼務の医師が1名、レジデントが1名ということで、通常7名おられるようですが、その中で精神保健指定医は6名というふうにお聞きをいたしておまして、児童精神科医は2名ですね。非常に数が少ないわけですから、特に児童精神科医は確保が困難ではあるわ

けですが、思春期医療に取り組むということで始めたわけですから、ぜひその辺の対応もお願いしたいと思います。

それと看護師さんの夜勤は、先ほど申し上げましたようなワンフロアで真ん中でということですから、両方に目配りして——最後の救急をどうするか、受け入れ先がないと、どうしてもあそこで受け入れざるを得ないわけです。ですから、そういうところで、男性看護師2名、女性看護師1名というようなことで夜勤が組み立てられたわけですが、これがなかなか困難な状況になっているなどのソフト面の問題もあるようでございますので、この対応についてお尋ねしたいと思います。

○病院局長（渡邊亮一君） 精神医療センターの病棟での看護師数でございますけれども、現在、男性13名、女性10名及び男性の臨時職員1名の合計24名体制となっております。

お尋ねのありましたセンターでの夜勤につきましては、男性2名、女性1名の合計3名体制が確保できておりますが、男性看護師の夜勤回数が女性看護師と比べると多くなっている状況もあります。夜勤体制を含め、センターにおける男性看護師の必要性は十分認識しているところでございまして、県立宮崎病院内での男性看護師は26名、全体の6.2%と少ない状況にあります。また、病院内の他の診療科においても男性看護師の必要性が高まっております。このような状況を踏まえまして、今後とも、男性看護師の確保や病院内での適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 現場との意見交換というか、それがちょっと不十分な感じもしますので、ぜひ意見を聞いていただきたいと思います。センター長にもお会いしたんですけれども、ちょっ

と疲れておられるなというような感じもしました。いろんな要望をしても、なかなかそれが実現しないということで、そんな思いも持っておられるような感じがしましたので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、2月議会で精神科救急体制に不備があるとの指摘をしたんですが、その後、精神医療センター、中央保健所の体制がどのように強化をされたのか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 高度医療を担っております県立宮崎病院精神医療センターを支援するために、宮崎県精神科病院協会あるいは宮崎県精神科診療所協会からの協力を得まして、土曜、日曜に精神保健指定医を派遣する制度を設けておりますけれども、今年度から、その派遣回数をこれまでの月2回から3回にふやしたところでございます。

また、県内の措置入院者の5割から6割程度に対応する中央保健所につきましては、今年度から、精神疾患のある方への緊急な対応、警察官からの通報、あるいは措置の対応に当たる担当保健師を増員するとともに、男性保健師の配置により体制強化を図ったところでございます。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。よろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、看護師の地域枠採用をよく決断していただいたなというふうに思うんですけれども、効果なり狙いなり、その辺について局長の御答弁をお願いします。

○病院局長（渡邊亮一君） 地域枠の採用による効果でございますが、近年、県立病院の看護師においては、夜勤などの特殊な勤務形態もありまして、宮崎地区への異動希望が集中し、宮

崎地区で家庭を持ち、子育てを行っている職員の異動が困難となっております。

そのため、県立日南病院または延岡病院に固定して勤務する職員を採用することで、両病院に必要な人員、人材の確保が図られると考えております。また、自分たちが支える地域の拠点病院として愛着を持った、将来を担う人材の長期的な確保及び育成を図ることができると考えております。

さらに、県南・県北地域への看護師定住を促進することによりまして、地域振興に資するとともに、災害等の緊急時において、病院機能維持のための必要な人員体制の確保を容易にすると考えております。

○鳥飼謙二議員 ぜひ、看護体制の充実ということで頑張っていたきたいと思っております。

次に、大震災の避難者支援についてお尋ねをいたします。

安倍政権は、原発推進にかじを切られて、朝日新聞の6月11日号では「成長戦略に原発活用」という——これは世論調査ですが、「反対」が59%、「賛成」が27%となっておりまして、やはり当然ですよというような結果が出ておりました。まるで何もなかったかのように、このようなことでは困るなど思っているんですが、5月24日付の毎日新聞に「共生遮る誤解の連鎖」というようなことで、いわき市の現状が載っておりました。いわき市の市役所の4カ所に、浜の方から来られている人たちに対して、「被災者帰れ」というような黒スプレーで落書きがあったというようなことで、両方とも——避難者もいわき市の避難者を受け入れている人たちも原発の災害の被害者でありながら、両方が対立しているという現状を見ると、本当にせつない思いがいたします。罪のない彼らが

なぜいがみ合わなくてはならないのかというふうな思いがしたのでございますが、知事、この新聞記事を読まれたと思いますけれども、感想をお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今御指摘のありましたこの報道は、大変心痛む思いで新聞を読んだところでございます。御指摘がありましたように、いわき市はみずからも大震災の被災地でありながら、原発の避難区域など他の市町村からの避難者も受け入れている。そういう状況の中で、本来の人口が33万人ほどの中で、現在でもその1割に当たる3万人が避難者として居住しているという状況であります。そんな状況の中で、避難者の受け入れに関して、ごみの量の増加でありますとか、交通渋滞、医師や住宅の不足などの問題から、避難期間の長期化に伴って市民感情が悪化し、今回のような事態も発生したのではないかとございまして。

今、やはり大事なことは、大震災発生直後に世界が称賛したあの思いやり、助け合いの心というのをいま一度思い出す必要があるのではないかと。もちろん、そのような落書きをしたりというようなことは、ごく一部の方だと思っております。多くの皆さんは助け合って、懸命に日々暮らしておられるというふうに思っているわけですが、やはりお互いの思いやりの気持ちというものをいま一度思い出していただきたいという思いがしております。本県でも多くの避難者の方を受け入れているところでございまして。そういった方々の日々の生活が少しでも温かいものとなるよう、県としてもしっかりと寄り添ってまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 本当につらい感じがいたします。そこで、復興の増税も行われているわけですが、先日も、マスコミで復興予

算流用の報道がなされました。それは、被災者支援目的の森林整備加速化・林業再生基金とか緊急雇用基金が被災地以外の事業に流用されているという内容でございました。本県の震災等緊急対応事業として870人を雇用したが、被災者は1人というようなことも書いてございましたが、本県の両事業の実施状況についてお尋ねいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 震災復興予算に係る森林整備加速化・林業再生事業につきましては、東日本大震災の発生により、被災地を中心に木材の復興需要が大きくなると考えられたことから、復興に必要な木材を全国規模で増産し、安定的に供給することを目的として、国の平成23年度第3次補正予算において復興木材安定供給等対策として全国で1,399億円が措置されたものであります。

このうち本県には60億円が配分され、これを基金に繰り入れ、平成24年度からの3カ年で、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入などの原木の安定供給対策や、木材加工施設の整備などの加工流通対策等により、木材の安定供給体制の基盤整備を進めているところであります。県としては、国の要綱等に基づき、事業目的に沿って適切に執行しているところであり、震災復興対策に資するものと考えております。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 国の緊急雇用基金事業の一つであります震災等緊急雇用対応事業につきましては、東日本大震災による全国的な雇用情勢の悪化に対応するため、国の平成23年度第3次補正予算において、被災県を含む47都道府県に2,000億円が措置され、本県へは20億9,000万円が配分されております。

本事業では、被災された求職者を優先的に雇用すること、原則として平成23年3月11日以降

に離職した方を雇用することが要件として定められており、平成24年度は被災者1名を含む約930名を雇用したところであり、他のメニューを含む基金事業全体で雇用された被災者は34名となっております。県といたしましては、これらの要件を含め、国の定めた実施要領を遵守しながら、適切に事業を執行しているものと考えております。

○鳥飼謙二議員 県としては当然のことをやっているということなんですけれども、やはりどこか割り切れないものが残るというのも事実でありまして、予算をいかに有効に使うかということではないかなというふうに思います。

そこで、本県への避難者への支援についてでございますが、愛知県避難者支援センターで実施しているような支援ができないかというようなことで、2月議会で知事に質問をしまして、知事は、本県での対象者をどう把握するか、また支援の仕組み、枠組みがない中でどのような支援ができるか検討するというふうに答弁をされたわけでございます。

私も3月の末に、議会在終了してから愛知県に行ってまいりました。NPO4団体に委託をして、情報提供とか広報活動、子供の心のケアというのを実施しておられまして、その中にあるのは、将来来るであろう南海トラフ大地震に備えて、民間のNPOとの連携とか市町村との連携を想定しながらこの事業をやっているんですというようなことを言っておられたのに大変感心したわけでございます。愛知県の取り組みについての感想と、その後検討されたことについて、知事には前回お聞きしましたので、統括監にお尋ねします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 愛知県の被災者支援センターにつきましては、震災直後

の愛知県内への避難者数が1,000名を超えていたという状況を踏まえて設置されたものと伺っております。私もホームページで確認させていただきましたけれども、避難者への情報提供ですとか各種相談の実施など、総合的な支援窓口としての機能を果たしていらっしゃるというような感想を持ったところでございます。

本県の状況を鑑みますと、現在、268名の避難者の方がいらっしゃるという状況を把握しておりますけれども、県営住宅への無償での受け入れ、また中山間地域における就労機会の提供、被災県からのお知らせや、県内の団体が実施する避難者向けのイベント等の情報を直接お届けすることなどによりまして、本県での生活支援に努めているところでございます。また、本県内におきましては、避難者の方が中心となって組織されたNPOによる相互交流や支援活動も行われているという状況でございます。

現時点で、議員御指摘のようなセンターを設けるということまでは検討していないところではございますけれども、愛知県を初めとした他県の事例も参考としながら、避難者のニーズを踏まえた支援を息長く進めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 知事の答弁のときより、がっかりするような答弁になっていて、ちょっとがっかりいたしましたけれども。やっぱり検討せないかんですよね。それと、268人と言われましたけれども、500人はいるというのは確実なんですから、そこら辺も私は答弁が非常に不満です。実態をもっと把握しないと、県が把握しているのはそうかもしれないけれども、民間の人たちもそうやって頑張っているわけですから、そこはしっかりと受けとめて、何ができるのか——先ほど冒頭、知事にいわき市の事例を聞いて

たのは、そのようなことがあるからなんです。そこをしっかりと受けとめていただきたい。これは危機管理局だけではなくて、県庁全体で、もうちょっと一步踏み込んで何かできないのかということを検討していただくようお願いしたいと思います。

次に参ります。先日と申しますか、5月の末に、社民党県議団で県外調査をしてまいりまして、千葉県香取市にあります「恋する豚研究所」というところに行ってみりました。「恋する豚研究所」というのは、関連法人で豚を生産するわけなんですけれども、その生産した豚を持ってきて、栗源協働支援センターというのがあるんですけれども、障害者自立支援法に基づくA型の認定を受けて、障がい者の人たちも含めて——障がい者は10人ぐらいなんですけれども——20人ぐらいでその肉をさばいて、肉を売る、ハムをつくる、ソーセージをつくるというようなことをやって、2階のレストランで料理をつくる。そして、「恋する豚研究所」が販路を広げるというようなことをやっているわけです。あわせて、社会福祉法人「福祉楽団」というところもやっておられまして、特別養護老人ホームとか、いろんなものをしておられました。

この中では、先ほど申し上げた精肉化部門の栗源協働支援センター（就労継続支援A型）では、20名の従業員のうち半数が障がい者で、現在、平均月収が7万6,000円で、10万円が目標だというふうに話しておられました。今後の展開では、お会いをした本部長の方は、「障がい者の施設から買ってあげる、買ってもらうという従来からの考え方では事業は成立しない。商談では、あえて障がい者施設だと前面に出さない。味と品質、ブランドで勝負したい」という

ふうなことを言っておられたわけでございます。そこで、本県の障がい者就労の現状について、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 障がい者の就労継続支援事業所の利用状況につきましては、平成25年3月の実績で、雇用契約を締結するA型の利用者数は303人、雇用契約を締結しないB型は1,717人となっております。平均工賃は、平成24年度の速報値でございますが、月額で、A型が5万3,415円、B型で1万4,564円となっております。

また、障がい者の民間企業への就労状況につきましては、宮崎労働局の調査では、昨年6月1日現在、法定雇用率1.8%が適用される県内企業は612社ございますが、その実雇用率は1.96%で全国9位、法定雇用率を達成している企業の割合は65.2%で、全国2位となっております。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。県では平成20年に、障がい者工賃倍増計画——隣に前任者の土持部長がおられますけれども、そっちを見てしまって申しわけないんですけども——をつくって推進を図ってこられたわけですが、この中の県の説明では、景気の低迷などもあり、平均工賃が2万円台後半に達する事業所がある一方で、数千円の事業所があるなど、事業所間で格差が生じたとしています。また、24年7月、昨年から、障がい者工賃向上計画をつくって、平成26年度は1人当たり月額1万7,800円を目標に取り組んでいるということでございます。これはB型事業だけということでございますが、倍増計画の実績、そして向上計画による取り組み状況についてお伺いをします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 平成19年度から23年度までの「工賃倍増5か年計画」の工賃

実績につきましては、計画の最終年度である23年度の平均工賃が1万4,346円となりまして、基準年である18年度の約1万1,000円と比べ約30%増加しておりまして、その伸び率は全国3位となっております。

県におきましては、前計画の実績等を踏まえまして、平成24年度に新たな工賃向上計画を策定し、工賃向上に取り組んでおります。具体的には、経営コンサルタント等で構成いたします工賃向上支援チームによる販路開拓等に関する個別指導や、さらに必要があれば、商品デザインや品質管理など特定分野の専門家派遣を実施するとともに、イベント等での共同販売などにも取り組んでおります。

県としましては、厳しい経済状況の中ではございますが、新たな計画の目標達成に向けて、積極的に取り組むことにより、一人でも多くの障がい者の皆さんが働く喜びを感じることができるとともに、社会づくりに努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 事業をどういう事業にするのか、古い言葉で言えば授産科目といたしますか、そこが問題だということだろうと思うんです。ぜひ、知恵を出していただいて、障がい者の方が年金と合わせて自活できる、そのような収入の増加に取り組んでいただきたいと思っております。

それから、4月から、国や地方公共団体が優先で障がい者就労施設等からの物品の調達を推進しますということで、障害者優先調達推進法が施行されたわけですが、本県の状況についてお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） これまで県におきましては、庁内各部署や市町村に対し、障害者優先調達推進法の趣旨を周知いたしますとともに、県内の障がい者施設で提供できる物品

や役務の内容をまとめた冊子を作成、配布するなど、法律の施行に向けて準備を進めてきたところでございます。

今後は、同法に基づきまして、ことし4月に閣議決定された国の基本方針を参考にしながら、速やかに県の調達方針を作成いたしまして、障がい者施設等からの物品等の調達の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 そこで、知事、「恋する豚研究所」に行ってきたということで、たまたま都心の高級スーパーの副店長さんと一緒になって、彼らは購入、買いに来たわけですけれども、「宮崎にも宮崎牛がありますよ」と言ったら、「ああ、そうですね。5年前に共進会で優勝しましたね」と言われたんですよ。非常に残念で、「去年も優勝したんですよ」ということを言ったんですが、関係の農政水産部の方にお聞きしましたら、東京のほうには進出が控えていますということだったんですけれども、これをどう広めていくかということで、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは次に、記紀1300年とゆかりのある地の整備についてお尋ねをいたします。

県では昨年度から、宮崎の宝を再認識し、「神話のふるさと」をコンセプトに、県内外への情報発信と観光交流の活性化を図るとして、記紀編さん1300年記念事業に取り組んでおられますが、今後の展開、効果等についてお尋ねをいたします。

○知事（河野俊嗣君） これまでの取り組みとしましては、昨年来、市町村や関係団体を初め、奈良県や島根県など記紀ゆかりの県とも協力・連携しまして、さまざまな事業やイベントを通じて、新たな視点から宮崎の魅力を再発見する、またそれを県内外に発信することができ

たのではないかとというふうに考えております。

ことしは、情報発信や観光PRにさらに工夫を凝らしていきたいと考えており、例えば先日、高千穂にいらっしゃいましたが、人間国宝の坂東玉三郎さんが主演される福岡の博多座9月公演「アマテラス」を活用した本県のPRでありますとか、またカンヌ国際映画祭で審査委員を務められた映画監督の河瀬直美さんによるプロモーション映像の制作、発信を行っていくことにもしております。また、今週末には古事記学会が本県で開催されることになっておりまして、さまざまな研究発表、またゆかりの地をめぐる専門家によるそういった取り組みもなされておるところでございます。まさに硬軟——かたいものからやわらかいもの、あらゆる角度で古事記なり日向神話というものを味わい、楽しみ、また活用することができるのではないかとというふうに考えておりまして、今後とも、県のみならず、市町村や民間団体の動きをもっと広げていくために、記紀・神話などを活用した県内各地の取り組み支援を行いますとともに、県内の神楽の世界無形文化遺産登録、さらには国民文化祭、そういった長期的な目標を視野に入れまして、「神話のふるさと みやざき」を広くアピールしてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 県内には神話ゆかりの地域というのがたくさんあるわけですが、余り整備をされていないというふうに聞いているわけです。観光の目玉とも言えますので、今後、整備をしていく考えはないのか。なかなか県がということにはならないかもしれませんが、若干の予算づけをするなりして、それはできるんじゃないかなと思いますので、その考え方を知事にお尋ねします。

○知事(河野俊嗣君) 神話・伝承、さまざまな地域の資源、こういった宝というものを観光誘客、また県のPRに結びつけていくには、その魅力を県内外に広く情報発信することも大事ですが、観光客を受け入れる体制を整えること、これも大変重要であろうかというふうに考えております。

これまで県は、神話街道のような取り組みを進めてきたところでございますが、市町村における体制整備の取り組みに対しまして、例えば魅力ある観光地づくり総合支援事業などにおきまして、ソフト・ハードなどへ支援をしてきておるところであります。

今後とも、神話の魅力に触れる「日向神話旅」というようなものも新たに展開しておるところでありますし、市町村等と連携をしながら、魅力ある観光地づくり、地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております

○鳥飼謙二議員 宮崎市の東部に市民の森というのがあるんですが、ここには国生みの神話の舞台となりましたみそぎの池がありまして、先日、河瀬直美監督が来て、県のプロモーションビデオをつくられるということでございました。今、ハスの花が咲いていて非常にきれいですので、また行っていただきたいと思いますが、そのみそぎ池から、一級河川の江田川、支流に産母川というのが流れております。江田川には絶滅危惧種でありますミズキンバイ、ヌマゼリ、コウホネが確認をされています。しかし、オオフサモとかホテイアオイなどの外来種の繁殖のあおりを受けて、生息の危機にさらされているというような状況でございます。また、河床に堆積物がたまるなどして、記紀1300年ゆかりの川としてはふさわしくない現状であるというふうに思っております。そこで、河川

の環境整備についての基本的な考え方を、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 河川は、多種多様な自然環境や潤いのある水辺空間としての機能を有していることから、河川法におきましては、治水・利水に加えまして、河川環境の整備と保全が目的の一つに位置づけられているところです。このため県では、自然豊かな宮崎の河川環境の整備と保全に努め、河川が本来有している豊かな環境に配慮した多自然川づくりに取り組んでいるところでございます。また、河川は地域の方々の憩いの場でもあることから、河川管理者だけでなく、地域の方々と協働で川づくりを進めることが重要と考えており、官民協働で河川の草刈りを行う河川パートナーシップ事業などに取り組んでいるところであります。

○鳥飼謙二議員 先ほど申し上げたみそぎの池に連なる江田川、そして多くの遺跡が点在する旧憶村を流れる新別府川での河川パートナーシップ事業の取り組みについて、現状をお尋ねいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 河川パートナーシップ事業につきましては、昨年度、江田川で6団体、延べ184名、また新別府川では19団体、延べ469名という多くの皆様に取り組んでいただいております。大変感謝しているところでございます。

○鳥飼謙二議員 河川パートナーシップ事業の総事業費と、それに占める江田川、新別府川の予算については、資料はございますか。あれば答弁をお願いします。

○県土整備部長(大田原宣治君) いわゆる報奨金についてだと思っておりますが、平成24年度は県全体で6,744万4,000円、うち江田川では108

万8,000円、新別府川で336万5,600円であります。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。その程度で——失礼ですけれども——整備をしてきたという現状があるわけで、記紀編さん1300年記念事業をやるということであれば、先ほど知事がお話しになった市町村との連携もあるんですけれども、これは県の管理の河川なんです。市の管理ではないわけですから、そこはしっかりやっていただきたいなというふうに思っております。

そこで、江田川の河床といいますか、中にはボランティアの方たちは入れないわけです。ですから、そういうような舞台になった江田川の樹木とか雑草の撤去、景観に配慮した環境整備ができないのか、そのあたりについて県土整備部長にお尋ねします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 河川内に繁茂しました樹木や草につきましても、そこが多様な生物が生息できる貴重な環境となっておりますことから、景観上の観点からの除草等は行っておりません。しかしながら、土砂が堆積するなど治水上支障がある場合には除去を行っているところであります。江田川におきましても、昨年度、一部樹木の除去を実施したところです。県としましては、緑豊かで潤いのある河川環境の確保が重要と考えておりますので、今後とも、宮崎市や地域の方々と協力しながら、河川環境の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 知事もぜひ江田川を見てください。希少植物もありますので、お願いします。

最後になりますが、人事異動についてお尋ねをいたします。

「人は石垣、人は城」というふうにいいます。職員にとって人事異動は極めて重要でございまして、公正公平でなくてはならないというふうに思っております。そこで、4月の人事異動の基本的方針と特徴について、知事にお尋ねします。

○知事(河野俊嗣君) 本年4月の定期人事異動に当たりましては、「復興から新たな成長へ」という考え方のもとに、3つの重点施策であります、成長産業の育成、地域経済の活性化、安全・安心で豊かな地域づくりを着実に推進していくために、こうした県政の課題解決に取り組むための職員配置、さらには能力主義及び適材適所による業務執行体制の確立、また職員の意識改革・向上と人材育成、この3点を異動方針の柱としたところであります。この方針のもとに、職員一人一人が意欲と気概を持って能力を最大限発揮できるよう、公平公正を基本に人事配置を行ったものであります。

○鳥飼謙二議員 あと、この分については委員会でもやらせていただきたいと思っておりますけれども、本庁中心の方、出先だけ回っている方とか、いろいろございまして、それについては委員会で議論させていただきたいと思っております。

次に、女性職員の管理職登用についてでございます。松形知事時代の平成13年、初の女性部長として生活環境部長が誕生しましてから、部長職は10年以上空席になっております。女性職員の管理職登用や人材育成の方針について、知事にお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 女性職員の登用につきましては、男女共同参画を推進し、多様化する県民ニーズや県民目線に立った施策の推進等を図っていくために、女性の視点を生かすということ、また女性の能力を活用していくことが大

変重要であるというふうに考えております。

今回の異動におきましても、次長級は昨年比1名増の4名ということ、また課長級はこれも1名増の13名、さらには女性の役付職員は11名増の160名ということで、登用を図ったところでございます。

今後とも、職員みずからの能力や経験を通して将来的な仕事像を描くキャリアデザインなど、職員個々の状況にも配慮しながら、適性に応じた人材育成と登用を図ってまいりたいというふうに考えておりますし、国、民間企業等への派遣研修や、企画・管理部門への登用といった、職員の意欲と能力を生かす人事配置を行うなど、管理職員としての必要な経験や能力を備える女性職員の育成に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 次に、課長補佐級以上の——課長級にしたかったんですけども、課長補佐級で通告しましたので——女性幹部職員の人数について、総務部長にお尋ねします。

○総務部長(四本 孝君) 本年4月1日における知事部局の課長補佐級以上の女性職員は、総合政策部次長、こども政策局長など次長級が3名、こども家庭課長、産業集積推進室長など課長級が11名、課長補佐級66名の計80名、これは昨年度に比べ6名の増となっております。

また、課長級以上に占める女性職員の割合は5.2%、課長補佐級では8.2%となっております。積極的な女性職員の登用に努めたところであります。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。私も出しておるんですけども、比率も言われましたが、警察本部とか教育委員会も、やはり同じように女性警察官もしくは女性事務職員の状況について資料をいただきました。準備してい

ないでしょうから、もうお尋ねしませんけれども、教育委員会もなんですが。警察官の課長補佐級のところでは187名のうち女性が2名ですから1%、一般職員の課長補佐級のところでは41名のうち6名ですから15%、課長級は0%というふうに、いただいた資料ではなっております。教育委員会では、部長級は4名中ゼロ、次長級は4名のうち1名ですから25%。課長級は20名のうち女性はゼロですから0%、課長補佐級は76名のうち女性5名ですから6.6%ということで、いずれにしても非常に低いわけです。

生活・協働・男女参画課の調べで概括的に申し上げますと、知事部局の女性職員の比率は19.9%、女性管理職は4.4%となっています。病院局の女性職員の比率は74.4%で管理職は14.6%になっています。教育委員会は、女性職員の比率は17.4%で女性管理職は3.7%、その他となっていますが、これは警察とか入っていると思うんですが、女性職員の比率は10.5%で、女性管理職員は1.2%というようなことで、女性職員の登用というのは非常に悪いわけなんです。そこで、最後に副知事に、新たに就任をされました稲用副知事、県勢浮揚にぜひ頑張っていたきたいというふうに思いますが、なぜ女性部長が今日まで誕生してこなかったのか、僕に聞いてもらっても困るよと言われるかもしれませんが、御意見を賜りたいと思います。

○副知事(稲用博美君) 女性部長の誕生云々は、今御質問がありましたように、私ではなぜかというお答えは用意できません。

全般的なことで少し御答弁させていただきたいんですけども、職員の構成を見たときに、24年度の数字ですが、事務職を見ますと、年代別で女性職員は、20歳代の場合は約35%いるわけですけども、年代が行くほどにだんだ

ん少なくなり、50歳代になりますと12%というふうになってくるということで、管理職を担う40歳代、50歳代の女性職員の数が、男性職員に比べて特に少なくなっているという構造的な課題があるというふうに考えております。

このような構造的な課題はありますが、今後、職員の出産や育児に係る職場環境の充実など、女性が働きやすい環境づくりにさらに取り組むとともに、さまざまな分野への配置など、女性職員の意欲を高めまして能力の向上等を図ることにより、管理職としての意識、それから能力、経験を備えた女性職員を育成し、女性職員の管理職への登用が進んでいくように努めていきたいというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。一般質問を行います。

まず、アベノミクスと県民の暮らしについてです。

安倍政権が進める経済政策「アベノミクス」は、円安と株高をもたらし、大企業を中心に業績が改善される一方、輸入原材料の値上げで、小麦粉、食用油、トイレットペーパーなどの食料品や日用品、さらに原油価格や飼料など、値上げラッシュは深刻になろうとしております。大企業の3月期決算が出そろい、このうち1,200社の決算データの集計で、内部留保が1年間で10兆円以上もふえていることがわかりました。円安の効果で自動車などの輸出企業の利益がふえたことや、株価上昇の効果で銀行や保険会社の利益がふえたことが大きな要因になっています。大企業は確実にアベノミクスの恩恵を

受けていることがわかります。一方で、中小企業の業績に改善は見られず、長引くデフレで疲弊した地域経済は厳しい状況に置かれ、多くの国民、そして県民に景気回復の実感はありません。まず、知事がこのアベノミクスの経済政策を県民生活とのかかわりでどのように受けとめておられるか、そして、こうした施策で景気や雇用、暮らしがよくなると思いませんか、御見解をお伺いしたいと思います。

次に、川内原発の再稼働問題について伺います。

安倍首相は、世界最高レベルの安全基準で安全が確認された原発は再稼働するとして、原発推進政策を進めることを宣言しています。しかし、福島第一原発の事故原因はいまだに解明されず、深刻な事態が続いています。原発事故が収束したなどとはとても言える状況ではありません。しかも、原発は一たび事故が起きると人間の能力では制御不能であることが実証されているにもかかわらず、最高レベルの安全基準などは、全く無責任のきわみです。こうした国の原発政策と国民や県民の安全・安心を求める思いとの乖離は大きいと言えます。

九州電力は、原発の安全性の未確立問題に加え、新たな活断層問題や火山の噴火問題などが起きているにもかかわらず、7月に原発の再稼働を申請するとしています。川内原発の立地条件そのものからしても大きなリスクを抱える状況にあるというふうに思います。知事はこの再稼働問題をどのように考えておられるか、お伺いいたします。

次に、子供を取り巻く状況と子育て支援について伺います。

知事は、「日本一の子育て・子育て立県」の確立を目指すことを施策の大きな柱として掲げ

ておられます。子育て支援は、単なる育児などをフォローするだけではなく、子供たちをどう健全に育てるか、総合的な対策が必要なものです。この視点から子育て支援について伺います。

子供を取り巻く状況は、年を追うごとに厳しさを増しています。国の調査では、子供のいる世帯の貧困率は15.7%にも達しています。こうした現状を踏まえて、宮崎の子供たちの置かれている状況について、第1に、県内の子供のいる世帯の貧困率はどうなっていますか。教育扶助を受けている子供たちの人数、就学援助を受けている子供たちの人数、またその率はどうなっているか、福祉保健部長、また教育長にお伺いをいたします。

第2に、乳幼児医療費助成の各自治体の取り組みはどうなっているのか、現状をお聞かせください。

第3に、少人数学級の現状と今後の取り組みはどうなっているのか、伺いたいと思います。

次に、オスプレイ訓練問題についてです。

国民の反対を押し切って、アメリカの欠陥機であるオスプレイが普天間基地に配備され、市街地、住宅地の真上でも訓練が行われており、住民の不安と怒りが沸き起こっています。現在、定期的に米軍岩国基地にも飛来し、オレンジルート、イエロールートなどを使って危険な低空飛行訓練が行われています。イエロールートは、県北の自治体上空を飛行するルートで、県民の暮らしが危険にさらされている点での危惧が広がっています。5月9日には、椎葉村でオスプレイの低空飛行が住民によって目撃されており、また同日、熊本、大分でも目撃されています。この飛行は、イエロールートを使った訓練の一環と思われそうですが、事前の通知が行わ

れていたのか、危機管理統括監にお伺いをいたします。

残りの時間、質問者席から続けさせていただきます。以上です。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、アベノミクスの認識についてであります。いわゆるアベノミクスにつきましては、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略から構成されておりまして、長引く円高やデフレ経済からの脱却、雇用や所得の拡大を目指すものと理解しております。金融政策と財政政策につきましては、金融緩和や15カ月予算といった形で既に実行され、残る成長戦略も今月中旬には取りまとめられるとのことであります。

アベノミクスの影響につきましては、円高の是正による輸出産業の持ち直しや、財政政策による公共投資の増加等が見られる一方で、円安傾向によりまして、原料や燃料等を輸入している産業の収益悪化や、輸入品価格の上昇に伴う物価上昇等の動きも生じているところであります。

足元の本県の状況につきましては、宮崎財務事務所の4月から6月の法人企業景気予測調査などによりますと、景気判断指数がプラスで18.4ポイントの改善というふうになっておりまして、明るい兆しが見えているのではないかと考えておるところでございます。

安倍総理の「地方の元気なくして、国の元気はない」との御発言もでございます。急激な経済環境の変化によります国民生活への影響にも十分配慮した上で、本県を含めた地方圏の成長につながるような施策の実施を強く期待したいというふうに考えておりますし、本県としても、

それに呼応した、しっかりとした経済対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、川内原子力発電所の再稼働についてであります。原子力発電所の再稼働につきましては、国の原子力規制委員会による新しい規制基準の施行後、各電力会社からの申請を受け、この委員会が科学的、技術的、専門的な見地から審査を行いまして、その後、国民生活や産業、環境への配慮など、さまざまな視点からの国民的議論や地元の意向というのを踏まえ、最終的に政府が判断していくべきものと認識をしております。

川内原子力発電所の再稼働につきましては、隣県である本県としましても、今後の動向等をしっかりと注視していくとともに、国や九州電力に対しまして、県民の生命や財産を守る観点から十分な説明を求めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○危機管理統括監（橋本憲次郎君）〔登壇〕

オスプレイについてであります。本県では、県民の安全・安心を確保する観点から、国に対し、飛行情報等について事前の情報収集に努め、関係市町村を含めて速やかに提供するよう、文書により申し入れてきたところです。その結果、普天間飛行場から本土への飛来や訓練実施など、事前に把握できたものにつきましては、その都度、情報提供が行われておりますが、これまでのところ、九州内のルートにおいてオスプレイが訓練を実施したという情報は得ていないところでございます。以上です。〔降壇〕

○福祉保健部長（佐藤健司君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、子供の貧困率と生活保護における教育扶助についてであります。子供の貧困率につき

ましては、国が国民生活基礎調査をもとにOECDの作成した基準を用いて算出し、公表しているものであります。都道府県ごとの数値はございません。また、生活保護における教育扶助につきましては、平成25年2月の県内の生活保護受給世帯1万3,382世帯のうち、教育扶助を受けている世帯が765世帯で、対象となる子供の数は1,175人でございます。

次に、子育て支援乳幼児医療費助成についてであります。県におきましては、乳幼児の健全な成長と子育て家庭の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的といたしまして、乳幼児への医療費助成事業を実施する市町村に対し、県の基準に基づき算定された医療費の2分の1を補助金として交付しているところでございます。県内市町村の取り組み状況につきましては、多くの市町村において、定住促進を図るなどの観点から、対象年齢や自己負担額等において独自の基準を設けて助成している状況にございます。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（飛田 洋君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、就学援助を受けている児童生徒数とその割合についてであります。文部科学省の公表が例年10月になりますことから、現段階では市町村からの聞き取りによる暫定値ではございますが、平成24年度に県内の公立小中学校において認定を受けた児童生徒数は1万3,528名であります。これは全児童生徒数の14.4%となります。

次に、小中学校の少人数学級についてであります。本県では、少人数学級につきましては、基本的な生活習慣や学習習慣の定着を目的に、小中学校とも国に先行して実施いたしております。小学校におきましては、30人学級を平

成14年度から小学校1年生に、平成16年度から小学校2年生に導入いたしております。また、中学校におきましても、平成22年度から、35人学級を中学校1年生に導入しております。この制度導入の成果を把握するために毎年度実施しております学校へのアンケート調査では、「授業につまずく児童生徒が少なくなった」などという学習面の効果に加え、「児童生徒が落ちついて学校生活を送れるようになった」「全般的な生活指導上の問題行動が減少した」など、生活面においても肯定的な意見が多く、一定の成果が得られていると考えております。以上でございます。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 それぞれ御答弁をいただきましたが、引き続き、それぞれの課題について再質問させていただきたいと思っております。

先ほど知事から御答弁をいただきましたアベノミクスの経済政策ですが、県内の動向はやや持ち直しをしているという御答弁もありましたけれども、しかし今、県民の暮らしの実態から見ると、全く景気回復の実感はないというのが大方の感想なんです。そういう実態だというふうに私は思います。

急激な円安による県内経済への影響にどう対応するのかというのが今、県政にとっても喫緊の課題だと思っております。とりわけ、農業や漁業、第1次産業をしっかり支えていかないと、宮崎の経済そのものが立ち直れないという課題があるわけです。ぜひ、そういったところにしっかり県の施策を実効あるものにしていただきたいという点で、きょうは質問をさせていただきたいと思っております。

県内でこの急激な円安の影響をもろに受けているという方々は、燃油の高騰で漁に出たくても出られないという漁業者の方々、またトラッ

ク運送などの運輸関係の方々、また口蹄疫の痛手からようやく経営を再開したと言われる畜産農家の皆さん方、ハウス農家の方々もそういう状況が言えると思うんですけれども。こうした方々が、国のアベノミクスという経済政策のあおりを受けて、景気浮揚に伴う円安の影響で、この被害を何とかせよというふうに支援を求めて、全国規模で要請行動を起こしておられますけれども、やはり皆さんにとっては死活問題であるわけです。国に要求をされておりますが、しかし、県政もしっかり受けとめていく必要があるというふうに思うわけです。

先ほども言いましたが、第1次産業がしっかりしないと県内経済は回らないという点では、「既に口蹄疫でそのことは経験済みだ」と、私が先日訪問した農協の組合長さんは語っておられました。確かにそうだというふうに思っています。円安の影響は県民全体に及んでいるわけですけれども、今回は第1次産業に絞って質問をいたします。燃油や飼料の価格高騰に対する対応、支援策を県としてはどのように考えておられるか、まず農政水産部長にお伺いをしたいと思います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 現在、燃油や飼料価格の高騰が続いており、本県農業の基幹品目である畜産や施設園芸、さらには水産業の現場においては、大きな影響が懸念されているところでございます。このような厳しい環境の中で、まずは農家や漁家の経営に与える影響を軽減することが必要でありますので、国が緊急的に措置した各種セーフティーネット事業等を十分に活用できるよう、きめ細かな支援等を行ってまいります。

一方、今後の本県農水産業が持続的に発展していくためには、燃油や配合飼料への依存を減

らし、価格変動の影響を受けにくい生産構造に変革していくことが求められております。このため、県といたしましても、施設園芸における木質バイオマスへのエネルギー転換、あるいは畜産におけるエコフィードの利用拡大、さらには水産業においては漁船の小型化や操業方法の見直し、これらを進め、低コスト化や生産性の向上との両立を図りながら、本県における力強い農水産業の実現を目指してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今、部長のお答えでは、燃油についても飼料についても、国のセーフティーネットで一定の支援があるという御答弁だったんですけれども、果たして国のセーフティーネットが急激な円安に対応できるのかというふうに私は思うわけです。

「漁業経営セーフティーネット構築事業」、これは、原資を国と漁業者が半分ずつ出して基金をつくって、燃油がリッター当たり80円を上回った差額の半分を補助するという仕組みになっておりますけれども、結局80円までは個人負担になるわけです。今、燃油が91円ということを知っておりますけれども、差額の11円の半分、5円50銭が補助されるということなんです。本当にわずかな補助しかないというのが実情なんです。漁業経営の採算ラインはどのくらいなのか、ここが問題になるんですけれども、リッター当たりどのくらいが採算ラインなんでしょうか、つかんでおられればお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 今、手元に数字がございません。申しわけございません。

○前屋敷恵美議員 私は、おおよそリッター当たり60円というふうに聞いております。そうすると、採算ベースからいっても成り立つ話では

ないんです。本当にセーフティーネットがセーフティーネットにならないというのが今の制度の現状で、極めて不十分なものだというふうに思います。飼料におけるセーフティーネット、餌の補填金という基金もありますけれども、これもやはり同じようなことが言えるというふうに思います。この内容も、今、1トン当たり5,800円が補填されているというふうに聞いておりますけれども、現在、飼料価格は1トン当たり6万6,450円、ここでもまた採算ラインが問題になるんですけれども、今、採算ラインはおおよそ5万円というふうに伺っています。こうなりますと、1トン当たり5,800円の補填で本当にセーフティーネットと言えるのか、ここにも大きな問題があるんです。

私は、きょう、2点ほど要求したいというふうに思うんですけれども、1つは、この国のセーフティーネット、非常に不十分なんです。これを国がしっかり見直して、実態に合ったものに改善していく、この制度の見直しを図ることを国に要求していく、見直しをさせていくことが何より大事だと。せっかくある制度、また当事者の皆さん方も出資しながら経営を守ろうとしているわけですから、それに応えるものになっていなければならないというふうに思うんです。セーフティーネットの制度の見直しをぜひ図っていただきたい。国に強く要求もしていただいて、実現できるようにすることが必要だというふうに思います。

もう1点は、県も、自治体との協力も必要でしょうけれども、今ここで相応の独自助成に踏み切ることが必要じゃないかというふうに思っております。セーフティーネットの中では、さっき御答弁もあったと思いますが、国としては無利子の貸し付けであるとか、効率的な経営

ができるように支援をしていく、機械の購入に対する支援の貸し付けであったり、そういうことなんです。私は、今、ここで本当に直接支援が、自治体とも協力して支えていくことが何より必要だというふうに思います。ここはやはり知事の英断だと私は思います。これまで直接補助というのはなかなかできにくいということでされてこなかったんですけども、今この状況に応じては、考えていくことが必要だというふうに思いますが、知事の御見解をいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今御議論がございました燃油、配合飼料価格の高騰につきましては、私としても強い危機感を持って、昨年来、国に対する要望を重ねてきたところであります。今、漁業のセーフティーネットのお話でしたが、これは漁業者と国が1対1でというものが、今回1対3というような見直しなりも図られるところでございまして、当面の対応として、一定の措置も講じられてきているものというふうに考えておるところでございまして。しかしながら、今後の価格の見通しは不透明な状況にもあります。また、こういったセーフティーネットとかいろんなメニューのある業態もあれば、燃油価格などはあらゆる産業、あらゆる業種に影響の及ぶものであります。そういうところが大変心痛むところでございます。

国に対しましては、引き続き、生産現場の経営安定について訴えていくとともに、県としましては、価格変動の影響を受けにくい、先ほど部長も答弁しましたような、力強い産地を形成していくためのさまざまな施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 漁業者も農業者も自分で品物の値段を決められないんです。ここが普通の

工業製品の業界とは違うところで、非常に弱い立場にあるわけです。ですから、それなりの支えをする必要がありますし、先ほど1対3の話がありましたが、95円を超えないと対象にならないということで、そこまでいくと本当に経営は破綻する寸前です。そういうことを考えると、必要な手だてはしっかり打つ。これからフードビジネスを展開しようという構想もありますけれども、これなども吹っ飛んでしまうということになりかねない。そういうこともやはりきちっと見据えて、ぜひ支援を検討していただきたい。このことを強く要求しておきたいというふうに思います。

次に移ります。川内原発の問題です。

知事は、隣県ではあるけれども、再稼働の問題については動向を見守るという立場を表明されました。しかし、それで果たしていいのだろうかというふうには私は思うところです。鹿児島県の川内原発は、宮崎市の中心部から120キロ、県境からは60キロでしかないんです。仮に大事故が起これば、宮崎はまともに放射能の影響、被害を受けるということですから、他県の問題でなくて宮崎県民の問題として、知事はしっかり受けとめていただかなければならないというふうに思っております。事故が起きないという保証はどこにもないわけですから、やはりそこは知事の責任として受けとめる。これまで福島の事故の解明は全くされていない中で、安全基準が最高水準であればなどという仮説がひとり歩きするような状況の中で、果たしてそれで県民の安心・安全、命、健康を知事として守る責任を全うできるのかというふうには私は思うんですけども、そのところをもう一度、御見解を聞かせていただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 本県の置かれた場所と

いうのは、川内原子力発電所まで県境から50キロメートル以上の距離にはあるわけですが、今御指摘がありましたように、東日本大震災による福島原子力発電所の放射性物質の影響がかなり広範囲に及んだということを考えますと、それを十分に踏まえた対策、対応というものが必要であろうかというふうに考えております。先ほど、見守るといような表現をしたわけですが、本県におきましても、川内原子力発電所に関する防災情報等の連絡体制の整備について、現在、一定の覚書を結ぶ方向で、九州電力との協議を進めておるところでありますし、今後、県の地域防災計画にも原子力災害対策編を新設する、そのような形でしっかりとした対応を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○前屋敷恵美議員 九電と覚書を交わすというお話がありました。それは再稼働を前提にして覚書を交わすということになるというふうに思うんです。今、県民の皆さんは本当に不安を抱えていらっしゃる。後世にわたって負の遺産を残すことはできない、将来の世代に責任を負う県民の一人としてそういう問題を提起しているわけですから、しっかりそこは受けとめていただかねばならないというふうに思います。

そして、先ほど、これからできる新基準のお話をされましたけれども、この新基準にも大きな問題がありまして、地震や津波想定に関する具体的な数値の定めがこれには示されていないんです。ですから、電力会社の裁量で幾らでも甘い想定値を決めることができる。これでは何の規制にも、また安全にもつながらないというふうに思います。絶対に安全はないと、国民の強い批判の中で、原子力規制委員会は当初、こ

れを「安全基準」と命名したかったらしいんですけども、その言葉を使わずに「規制基準」という言葉に言いかえざるを得なくなったという経過がございます。ですから、世界の最高の安全基準というのは完全に破綻してしまっていると言えらると思います。九州電力の再稼働は新たな被害者をつくる可能性を否定できないものですから、先ほどもお話ししましたが、将来にわたって禍根を残すような無責任なことはできないし、また知事としてそれは責任を全うすることにならないというふうに思います。これは今を生きる私たちの、知事だけでなく我々の責任だというふうにも思っておりますので、ぜひ知事が再稼働、原発の問題そのものを真剣に受けとめていただいて、再稼働はやはり見直すべきだという立場を——また宮崎県は九電の大株主でもあるわけです。ですから、やっぱり強い発言力でもってしっかり再稼働を見直すべきだ、中止をすべきだという発言をしていただいて、原発に頼らないエネルギーは、そこから進めていくことが可能になるというふうに思っているところですので、ぜひ知事には、もう一度そういう立場を示していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 一たび原発の事故が起こったときの大変な影響、リスクというものを考えたときに、将来、原発に頼らないエネルギーの構成を図っていくことは大変重要であると考えておりますし、本県としても再生可能エネルギーに全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。ただ、現実問題、すぐに原発をゼロにするというのは現実的であろうかというところがあるわけでありまして。しかしながら、県民の皆さんが抱える不安というものはあるわけございまして、それをしっかり受け

とめて、何としても県民の生命や財産を守るという観点から、安全性の確保を大前提とした上で、国や九州電力に対し、これからも十分な説明を求めてまいりたいというふうに考えております。

○前屋敷恵美議員 先ほども申しましたように、福島事故を通して、安全性の保証は今の段階ではどこにもないんです。ですから、私は、再び安全神話にとらわれてはならないというふうに思っています。原発と人類は共存できない、これを私たちの認識にすべきだというふうに思っているところです。ですから、ぜひその立場に立って、県民の、国民も含めてですが、生命・財産、安全、健康、全てを守るという立場に立たれること、知事の責任を全うされることを強く求めて、次に移らせていただきたいと思っております。

では次に、子育て支援に移りたいと思っております。まず、子供の貧困と就学援助について伺いたいと思っております。政府が公表しました日本の貧困率は16%です。子供のいる世帯の貧困率は15.7%ということですから、ほぼ匹敵する状況です。6人に1人が今、日本では貧困状況にあるということになります。これは先進30カ国中、何とワースト4位ということで、経済大国日本は貧困大国でもあるという、まさに格差の広がりを示したものだと思っております。褒められるものではありません。

県内の子供の貧困率はつかめないということでしたが、ぜひどんな状況であるかを把握していただきたいと思っております。しかし、全ての子供たちがどのような境遇に置かれようとも、健康に生きる権利、学ぶ権利を保障することに、国も自治体も責任を負わなければならないというふうに思っております。私は、先ほども申しました

が、知事が「日本一の子育て・子育て立県」の確立を目指すという目標を掲げられたことに、非常に期待をしているところです。ぜひ、子供たちが元気に生き生きと成長できるよう、施策の充実を図っていただきたいと思うところであります。

国は今、消費税は社会保障の財源にと言いながら、社会保障の大改革を進めようとしています。その一つが生活保護法の改悪です。保護基準の引き下げで準要保護者に対する就学援助制度や保育園の保育料など、多くの制度が影響を受けることとなります。子供の就学援助については、先ほど、教育扶助と合わせると約1万4,700人の子供たちが受けているということをお尋ねされましたけれども、この就学援助についての影響はどうか。前の質問でも私はお尋ねしたんですが、政府は25年度については影響がないようにするという通達も出されていることは事実だというふうに思っております。宮崎市では試算をされました。仮に保護基準が6.5%引き下げられたと試算をしますと、約80名の子供たちに影響が出るということをお知らせしております。ですから私は、県全体でどういう影響が出るのかというのは、県としてつかむ必要があるんじゃないかというふうに思っております。教育長のほうでこれをつかんでおられれば、お答えいただきたいと思っております。

○教育長（飛田 洋君） 県内において影響を受ける可能性のある人数につきましては、この制度がそれぞれの市町村の基準において8月からの対応となることから、今のところ把握ができていない状況でございます。

国は、今回の生活保護基準の見直しに関連する国の補助事業である要保護世帯への就学援助につきましては、平成25年度当初に要保護者と

して認定を受けていた者は生活保護基準の見直し以降も引き続き国の補助対象とすることとしており、影響を受けないものとしております。

また、市町村単独事業であります準要保護世帯への就学援助につきましても、国の通知を受け、県教育委員会として、市町村に対して見直しに伴う影響が及ばないよう依頼をしたところであります。

家庭の経済状況にかかわらず、誰もが教育を受けられるようにすることは大変重要であると考えておりますので、国の動向を注視しながら、引き続き適切な就学援助が実施されるよう、各市町村に対して情報提供や助言に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 もう一度確認なんですけれども、25年度は措置される、その後も影響が出ないよということでしたが、それは今後、将来にわたって保障されるというふうに理解をしてもよろしいんですか。

○教育長（飛田 洋君） 先ほど申し上げました、私たちが得ている情報につきましては、25年度についての情報でございます。私たちといたしましては、教育というのは未来を開く鍵であって、子供たちがどういう状況にあってもきちんと教育を受けてほしいということで、実は全国都道府県教育長協議会を通じまして、24年度もこの制度について必要な就学援助を行えるよう十分な財源措置を講じることなど、国へ要望させていただきました。25年度の要望も今、取りまとめているところですが、本県としてはぜひ入れてくれという動きをいたしております。

○前屋敷恵美議員 25年度は影響が出ないよということは確認されましたけれども、しかし、その後は就学援助を受けられなくなる子供が出て

くる可能性はあるわけです。しかし、暮らしがよくなったから就学援助を受けずに済むということではないわけですから、ここが問題なんです。こうした子供たちの置かれる状況に目をつぶるわけにはいかないというふうに思います。ですから、そういった場合には何らかの対応が必要になってくると考えますので、影響が及ぶ実態を早くつかんで対策を講じることが求められていると思います。ぜひ、その点での教育長の見解を求めたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） おっしゃるとおりで、どんな形であるかということは私たちも知りたいと思っておりますので、8月に実施されて以降にまた市町村と連携をとりながら、どんな状況かというのは確認できる範囲で動いてみたいと思っております。以上でございます。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、その方向でよろしくお願いしたいと思います。

では次に、乳幼児医療費の助成について伺いたしたいと思います。今、県の助成は小学校就学前までですけれども、一部本人の負担があるわけです。市町村は、県の制度に上乘せをして、独自に努力を図って、自治体の子供たちの健康、命を守るという立場で頑張っているところなんです。ぜひ、そういった自治体をさらに元気づけるという意味からも、そして乳幼児医療費助成というのは財政的な子育て支援ですから、さらに県の医療費助成の拡充を求めたいというふうに思います。今は就学前までです。せめて小学校を卒業するまでに拡大を求めたいというふうに思いますが、知事の御見解を伺いたしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 乳幼児医療費助成につきましては、安心して子どもを生み育てられる社会づくりを推進していく上で、大変重要な子

育て支援策だというふうに考えております。国の「社会保障と税の一体改革」における消費税収の国・地方の配分に係る整理、議論の中で、医療費助成は一定の役割が認められた、位置づけられたというところがございます。財源がふんだんにあれば、しっかりと力を入れていきたいところではありますが、一定の限度がある。それを県と市町村でどのように役割分担をしながらしていくかというのがこれまでの議論であった、考慮すべきポイントであったというふうに考えておるところでございます。

今回、国との議論の中で、こうした施策が一定の役割を認められる状況の中で、標準的な制度の枠組みの設定や必要な財源の確保につきまして、国の責任において確実に措置していただきたいということを要望しておるところでございます。今後、国の動向等を踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 国が制度化することが本当に重要なんです。でも、まだそこに至らないわけですから、そこを待つわけにはいきませんので、今、県も一定の施策を進めているということだというふうに思います。

宮崎市が昨年1月から本人負担をゼロにしたんです。当然、受診がふえるだろうと予測したところが、それは15%ぐらいでしたか、やはりふえた。それは想定内の範囲内だった。そして、大事なことは、受診はふえたけれども、医療費そのものは安くなった。見込みよりも9割弱にとどまったということで、非常に効果が上がっていることが明らかになったんです。ここは県内の医療費を抑えていくためにも、子供たちが早目に、重症化する前に——これは大人でも言えると思うんですけれども、特に子供たちは症状が早く出たりしますから——安心してい

つでも子供を病院に連れていくことがどれだけ大切か、重要かということが証明されたんじゃないかというふうに思うんです。こういう結果も出ていますので、ぜひ乳幼児医療費の助成拡充を今後の検討課題にさせていただきたいということ強く求めたいと思いますが、もう一度、検討できるかどうかお答えいただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 貴重な御意見として承りたいというふうに考えております。限られた財源の中で、「選択と集中」という文脈の中でしっかりとあり方を考えてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それでは、最後になりますが、オスプレイの問題に移っていきたいと思います。今回、椎葉で目撃されたオスプレイの低空飛行については、情報、通告がないということだったわけです。情報がある限りはもらっているというお話でしたけれども、今回の件では、地元自治体にも全く情報のないままでの危険な低空飛行というのは、あつてはならないというふうに思っています。この点で、知事の御見解をまずいただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) オスプレイについての認識ということでしょうか。

○前屋敷恵美議員 通告なしでオスプレイが訓練飛行をするということについてどう思うかということです。

○知事(河野俊嗣君) 大変失礼いたしました。これは日米の関係の中でいろんな事情があるのだというふうに考えておりますが、我々としては、必要な、適切な情報を、また安全に対して大変関心の高い問題でもありまして、そう

いったものを求めてまいりたいという思いでございます。

○前屋敷恵美議員 オスプレイは今後、普天間基地にさらに12機配備されるという計画になっているわけで、訓練はますます過密になるということは言うまでもないと思います。オスプレイはあちこちで事故を起こしている、まさに欠陥機そのものです。今、オスプレイが住民の生活する頭の上で軍事訓練をするなどというのは言語道断だと思っています。知事として県民の安全を守るという責任を全うするなら、こういう危険な訓練、県民の上空での訓練は認められないと思います。ぜひ訓練中止を求めることが必要だと思いますが、知事の御見解をいただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 本県の上空においてそういう訓練が行われたというような情報は得ていないところでございます。安全性確保は大変重要であろうというふうに考えておりますし、日米の協定の範囲内のところで、しっかりと訓練なり対応をお願いしたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 前段でも申しましたけれども、椎葉の上空、そして大分、熊本でも確認されているというのは、イエロールートを通っているということです。飛行するということは訓練の一環だと推測することは当然だと思うんです。オスプレイだけでなく、ほかの戦闘機も不意に山間地を飛び交うということも情報として上げられているわけですが、こういう危険な状態をそのまま放置することはできないというふうに思うんです。

そして、特にオスプレイは中山間地で演習することが常になっているというふうな状況です。宮崎県の中山間地は、ドクターヘリが運航を始めましたけれども、中山間地で、より機能

を発揮するのがドクターヘリでありますし、また防災ヘリも同じようなことが言えるというふうに思います。ほかの県では支障を来すという事例が幾つも出ているんです。そういう事故を未然に防ぐという点でも、危険なオスプレイの訓練を認めるわけにはいかないというふうに思います。そして、最低でも、さっき言われたような情報開示は必要だと。どの地域をどういふぐあいには飛ぶのかというような最低限の情報は求めるべきだと思うんですけれども、知事、いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) オスプレイの訓練、配備につきましては、国の責任において適切に対応すべきものでありまして、日本政府としても機体の安全性を確認し、日米合同委員会において、安全確保策等に関する合意がなされたところであります。本県では、県民の安全・安心を確保する観点から、飛行ルートなど訓練の詳細な内容の説明などを文書で求めているところであります。引き続き、日米合同委員会で合意された内容に沿って訓練が適切に実施されるよう、状況を注視するとともに、国に対しましては、適時的確な情報提供を求めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 情報提供の件ですけれども、実はこれまで政府は、なかなか米軍、アメリカからの情報が伝わってこないんだというような答弁もされていたんですけれども、それは事実と違って、飛行の1～2時間前——この時間的な問題はあるかと思うんですけれども——必ず、どこの地点をどういふふうには飛ぶ、パイロットは誰だということの中身は、防衛省を通して国土交通省あたりに、また地元の自衛隊あたりに通知が行っているということが明らかになったんです。政府がそのところを明ら

かにしないというのは、これまた問題なことであって、最低限、住民の安全を守るという点では、情報開示をこれからもしっかり地方自治体からも求めていくことが大事だというふうに思いますので、その点はぜひ努力をしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、ただいまの知事の御答弁も含めて、非常に残念な思いであります。といいますのも、原発の問題にしても、今のオスプレイの訓練飛行の問題にしても、安全の保証というのはどこにもないんです。今言ったように原発の問題もそうなんです。知事は国がやることだから仕方がないと、端的にかいつまんで言えばそういうことですね。国の施策、国がやることだから仕方がないんだと甘んじて受けとめるという立場に立っておられるという点では非常に残念ですし、仕方がないでは済まされないと思うんです。それだったら、県民の安全は誰が責任を負うのか、やはりそれは総体的には知事だというふうに思うんです。ですから、知事が明確な立場を表明して、知事が責任を全うする、ぜひそういう立場に立って、県民の安心・安全を担保していただきたい、このことを強く要望したいというふうに思います。

きょうの質問は、国の経済政策が県民の暮らしを経済対策どころか大いに脅かしているという状況の中で、県民の暮らしと安全、そして健全な子供たちの発達をどう保障するのか、国の責任はもちろんのこと、地方自治体として果たすべき役割、責任を求めたところです。ぜひ、県民の思いや願いに寄り添った県政に努めていただくよう強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

す。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時0分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、内村仁子議員。

○内村仁子議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の内村仁子でございます。本日は、私の地元から、そして知人、友人、たくさんの方に傍聴においでいただきました。ありがとうございます。皆様の力をいただきながら、通告に従い質問してまいります。

東日本大震災から2年3カ月がたちました。なかなか復興の見えない中、被災地では、今までに経験したことのない区画整理、これからのまちづくり、集団移転について、行政・関係者の葛藤、御苦勞が続いております。ここ数日の間でも、和歌山近辺での地震が起きるなど、心配は絶えることがありません。特に南海トラフは、想定外ということのないように、県民の財産・生命を守り——県民が安心して生活できるための社会基盤の脆弱等、不安材料も多く、県民ニーズも多様化しております。その中で、昨日は、県内3カ所にスマートインター建設の許可がおりたといううれしいニュースにほっとしました。そこで、今議会でも、私の定番である「女性の立場から、小さな声を届ける」ために質問してまいります。

まず1点目に、この4月から新しく副知事になられました、宮崎県の事情に精通しておられる稲用副知事に、中山間地域の振興策についてお尋ねします。私たち総務政策常任委員会では、5月に県北の調査で、いきいき集落に認定

されている鹿川集落を訪問し、集落の方々と意見交換をさせていただきました。意見交換をさせていただいた後に感じましたことは、山や川、大地を守っているのは、そこに住んでおられる方々ということでもあります。そこで、この中山間地域の集落活性化に向けた今後の取り組みについてお尋ねします。

2点目に、同じくこの4月から副知事となりました、国土交通省に勤務しておられ、多岐にわたって手腕を発揮してこられた内田副知事に、宮崎県の社会基盤のおくれ、特に道路整備についてどのように感じておられるか、お尋ねします。

3点目に、福祉保健部長にお尋ねします。まず、今回、宮崎県医療計画が策定され、特に小児科医の不足に対応し、4つのこども医療圏において、初期救急施設と二次救急施設の役割分担と連携のもと、24時間体制の小児救急医療体制の構築を目指しますと計画されました。この計画では、県西地区に位置する都城北諸県医療圏と西諸医療圏は一つのこども医療圏という位置づけになっています。このことを踏まえて、県西地区の医師不足をどのように捉えておられるか、お尋ねいたします。

もう1点、この4月に開始された新生前診断について質問いたします。このことは賛否両論取り沙汰されています。この制度は、全国15施設で開始され、1カ月で予想を上回る441人が受診し、ダウン症のことだけが先んじて報道されています。この出生前診断について、県はどのように捉えておられるかお尋ねします。

次に、本県の人工中絶率は全国的に高いと聞いていますが、いろいろな要因はあると思いますが、近年の人工妊娠中絶、人工死産の年代別の状況についてお尋ねします。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席から質問いたします。(拍手) [降壇]

○副知事(稲用博美君) [登壇] お答えいたします。

中山間地域の集落活性化についてであります。集落の活性化につきましては、宮崎県中山間地域振興計画におきまして、重点施策の一つとして位置づけ、元気な集落づくりに取り組んでいるいきいき集落の認定や、中山間盛り上げ隊による集落活動への支援、さらには、中山間地域の魅力や地域資源を生かした交流人口の拡大など、地域活性化への取り組みを支援しているところであります。いきいき集落につきましては、これまでに鹿川集落を含め115集落を認定し、また、中山間盛り上げ隊につきましても、昨年度は、延べ490名の皆様が、集落道の清掃活動や整備、祭りの運営補助など、さまざまな活動に参加いただいたところであります。集落活性化のためには、県民一人一人が中山間地域の果たしている役割の重要性について理解・共有し、県民全体で支えていくことが大切です。県といたしましては、「中山間地域をみんなで支える県民運動」を一層進めますとともに、引き続き、集落みずからによる活力の向上や地域文化の保存・継承などの取り組みへの支援を通じまして、集落の活性化を図ってまいりたいと考えております。懸命に山を守り生活を営んでおります中山間の集落、これを实地に調査いただいたということは、これから集落の人たちが活動を行っていく上に大変力になったものというふうに思っています。多くの県民の皆様に、ぜひ中山間の集落を訪ねていただきたいというふうに考えております。以上でございます。[降壇]

○副知事(内田欽也君) [登壇] お答えいた

します。

本県の道路整備に関する感想についてであります。私も4月に就任後、車を利用して県内各地を訪れましたけれども、その中で、自然豊かな海と山に囲まれ、神楽や神社、照葉樹林など、すばらしい文化・観光資源が数多くあるなど実感したところでございます。これらの資源を生かすという観点からも、やはり道路が果たすべき役割というのは極めて大きいと思っております。高速道路を初めとする道路網につきましても、全国的に見ますと、整備がおくれている状況にございますけれども、今年度、東九州自動車道において、延岡から宮崎の間がつながる予定でありますし、さらには、都城志布志道路においても、唯一の未事業化区間が事業化される、あるいは先ほど冒頭御指摘いただきましたが、昨日のスマートインターの発表等、高速道路から国道、県道に至るまで、着実にその整備が進められ、未来に向けた明るい光が差し込んできたとも考えられるのかなと思っております。今後、観光や商工業、農林水産業等のさらなる産業振興や防災機能の強化などに向け、道路整備を初めとする社会資本整備が極めて重要と考えておりますので、全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。以上でございます。〔降壇〕

○福祉保健部長（佐藤健司君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、医師不足についてであります。都城北諸県、また西諸医療圏を合わせた県西地区の小児科医の状況も十分承知いたしておりますが、本県においては、宮崎東諸県医療圏以外の全ての医療圏において、人口10万人当たり医師数が全国平均を下回るとともに、医師の地域偏在や特定診療科の医師不足が顕著な状況であります

ことから、医師確保が大変重要な課題と認識いたしております。このため、これまで医師修学資金の貸与や宮崎大学医学部への地域枠、地域特別枠の創設、地域医療学講座の設置など、将来県内の医療を担う医学生への支援に取り組んできたところです。また、臨床研修医等の確保・定着に取り組むとともに、ことし4月には、宮崎大学医学部が県立日南病院内に地域総合医育成サテライトセンターを設置し、総合医の育成を開始するなど、さまざまな対策に取り組んでいるところであります。今後とも、宮崎大学医学部等と連携しながら、小児科医を初めとする医師の育成・確保に取り組むことで、地域医療の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、出生前診断についてであります。母体の血液を用いた新しい出生前遺伝学的検査につきましては、国が基本的な考え方をまとめておりますが、県としましても、必要な患者に対し、診察から検査、診断、治療に至るまでの医師が行う診療行為の一環としてなされるべきものと認識いたしております。単に胎児の疾患の発見を目的としたスクリーニング検査として行われるものではないと考えております。出生前診断の結果から導かれるその社会的な影響などを考えますと、検査前後における専門家による十分なカウンセリングにより、検査を受ける妊婦やその家族等に、検査の意義などについて正確に理解していただくことが大切であると考えております。

次に、本県の人工妊娠中絶等の状況についてであります。平成23年度の本県の人工妊娠中絶の実施率は、女子人口1,000人当たりの数値は8.8で、全国の7.5よりも高く、全国で15番目になっております。年代別状況は、特に30代で

高くなっており、30～34歳では、全国10.0に対し本県は13.5、35～39歳は、全国7.9に対し本県は11.2となっております。また、人工死産は、人工妊娠中絶のうち、妊娠満12週以降に実施されたものでありますが、平成23年の出産1,000件に対する年代別数値は、30～34歳では、全国6.4に対し11.9、35～39歳では、全国9.3に対し21.8となっております。県としましては、引き続き、県医師会等と協力しながら、母体保護の観点から対策を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○内村仁子議員 それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、医師不足についてであります。近年、都城市郡医師会病院及び救急医療センターにおいて、小児科の医師の確保が非常に困難となっております。この6月2日の夜に、私は救急医療センターに行きましたが、待合室ではたくさんの方が医師の診察を待っておられました。特にきつそうにぐったりしている子供、心配して抱きかかえている家族を見て、救急医療の必要性をじかに感じました。都城救急医療センターの小児科には、毎日夜の7時から翌朝の7時までに平均20人ほどの患者が訪れ、大学からの派遣医師の減少により、地域の開業医の手伝いで対応している現状です。25年度は、宮大からの派遣医師は1人もなく、福岡大から2人派遣してもらったの対応ですが、26年度は、宮大から1人の予想がされておりますけれども、福岡大との確約は現在とれておりません。今後、県西のこども医療圏をどのようなビジョンで進めていかれるのか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） こども医療圏の医療体制の充実を図るためには、まずは小児科医の確保が何よりも重要であると考えており

ます。このため、県では、医師修学資金の貸与条件に小児科医としての勤務を含めるとともに、小児科専門医を目指す後期研修医への研修資金の貸与を行っております。このような取り組みを通じまして、県西地区を含む県内全域の小児医療の充実に粘り強く努めてまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 特に小児科になりますと、医師にしか頼るところがないというのが現状ですので、これからもぜひよろしくお願いしたいと思っております。

次に、出生前診断について再度お尋ねします。ことしの3月と4月に、この診断についての講演会並びに研修会が東京で開催され、参加しました。産むか産まないのかの選択に大変な葛藤があり、その相談窓口の設置が一番大事なことでとされています。この相談窓口について、県はどのように考えておられるのかお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 出生前診断といえますと、臨床遺伝専門医という極めて専門的な医師が対応することになっておりまして、その出生前の相談対応についても、高度な専門性を必要とするものでございますので、検査ができる医療機関のみで実施されております。九州内では、まだ3施設でございます。このため、出生前診断の相談が保健所等にあった場合は、対応できる医療機関を紹介することになると考えております。

○内村仁子議員 その講演会の席で、日本ダウン症協会理事長の玉井邦夫先生の講演を聞きました。この検査でダウン症だけが表面化し、中絶の対象として命を淘汰されようとしている、大変苦勞しているとのことでした。ダウン症の家族会からの相談は、これからはふえていくと

も語られました。イギリスでは、この出生前検査により、ダウン症と診断された妊婦の90%以上が中絶を選択している現状は、ダウン症の人の生命の質を尊重する、命の大切さという観点から、また、妊婦の身体権を尊重する観点からも問題があると言われております。近年では、プロゴルファーの東尾理子さんが、ダウン症の疑いがあると診断されながらも、勇気を持って出産されましたが、異常は出ておりません。これは、女性の高齢出産、晩婚にも原因があると言われておりますが、このことについての答弁は現時点では要りませんけれども、これから大きな社会問題となっていくと思われまします。これを大変危惧しておりますが、ダウン症協会の方も、なぜ同じ障がいを持ちながら、ダウン症の子供だけがいろいろと言われていくのか、大変心配をしておられました。熊本のマラソンランナーの方もダウン症の子供さんを持っていらっしゃいますが、一方では、大変天才的な才能をお持ちだということで、これは、これから先、みんなで見守っていくべきだと思います。

次に、県内の子宮頸がん予防ワクチンの接種状況について伺います。子宮頸がんの予防ワクチンが、現在は小学校6年生からになっております。この接種状況についてお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 各市町村からの報告によりますと、県内でワクチン接種助成事業が開始された平成22年11月からことし3月末までに、延べ7万2,731回接種されておりました。約3万1,000人が接種を受けている状況でございます。

○内村仁子議員 子宮頸がん予防ワクチンの接種による副反応が今、全国で出ております。激しい方は歩けなくなっていってしまう。このことで国会議員の中にもいろいろと請願が出てお

りますが、この副反応についてお尋ねいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 厚生労働省の資料によりますと、子宮頸がん予防ワクチンは、平成21年12月のワクチン発売から、平成25年3月31日までに、延べ864万6,147回接種されております。接種後の副反応報告は1,968件となっており、そのうち、重篤な症例は106件となっております。

○内村仁子議員 このワクチンは、他のワクチンよりも約30倍ほどの副反応があると言われております。この副反応が問題となっておりますが、子宮頸がん予防ワクチンの接種制度について、県としてはどのように考えておられるか伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、子宮頸がんの予防効果が期待されておりますことから、今年度より予防接種法上の定期接種に位置づけられたところでございます。また、本ワクチンの副反応につきましては、本年5月に、厚生労働省が設置する専門家会議におきまして、「直ちに接種の中止が必要と判断するには医学的論拠が乏しい」との結論が出されているところでございます。このため、県といたしましては、市町村と連携して接種を進めているところでございますが、一方で、国の動向も十分注視してまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 今、子宮頸がんについて、いろんなところで問題が出ております。そして、これがさらに今度は性感染症の増加へとつながっていくのではないかと心配しております。出会い系サイトや複数の人との性交渉も要因ではないかと思いますが、子宮頸がん予防のワクチンを接種

したことにより、安易な性交渉に及んでいるのではないかと心配しています。そのために、年齢も小学6年生からと改正されております。これらについて、これから、出会い系サイト、複数の人との性交渉による性感染症と低年齢化が心配されます。県内の性感染症の発生状況についてお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 性感染症につきましては、感染症発生動向調査事業におきまして、全国では約960医療機関に、県内では13の医療機関に報告をお願いいたしております。これによりますと、平成24年1年間の性感染症の報告件数は、1医療機関当たり全国では49.2人、県内では34.1人となっております。

○内村仁子議員 全国で49.2人、そして県内で34.1人というのは、この人口割からすると非常に高い発症状況ではないかと思っております。出会い系サイトについては、後ほどまた教育長にもお尋ねしたいと思っております。

次に、児童虐待についてお尋ねします。先般、都城の児童相談所に行きました。児童虐待が増加しているとのことでしたが、児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加について伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 平成24年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は443件で、前年度と比較すると8%の増となっております。全国と同様、増加傾向でございます。児童虐待が発生する要因といたしましては、経済的な事情や虐待者の心身の状況、養育に関する悩みなど、家庭が抱えるさまざまな問題が背景にあると考えられます。児童虐待は、子供の人権を著しく侵害し、心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えることから、その発生防止や早期発見・早期対応につきましては、県、市町村

はもちろん、社会全体で取り組むべき重要な課題であると認識いたしております。

○内村仁子議員 児童虐待の件数の増加、ふえている、8%増ということですのでけれども、増加の原因とその対策はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 虐待相談対応件数がふえている要因といたしましては、核家族化や地域とのつながりが希薄になってきたことにより、家庭での子育てが孤立しやすくなっていることや、事件報道や制度改正、広報の強化などにより、児童虐待に対する社会的認識が広まったことなどが考えられます。件数増加の対策といたしまして、県といたしましては、児童相談所の児童福祉司を平成20年4月1日現在の18人から毎年増員し、平成25年4月1日現在で26人を配置するなど、専門性の強化を図っております。また、今年度から、中央児相に各児相への助言・指導等を行う処遇指導担当を新設いたしまして、法的対応の強化や職員の資質向上のための研修の充実を図るなど、組織体制の強化に努めたところでございます。

○内村仁子議員 この児童虐待について、資料によりますと、実父母からの虐待が一番多いということであります。考えられないような状態だと思いますけれども、今言われるように、原因はいろいろあると思いますが、これはやっぱり地域で、みんなで守っていかなければならないと思っております。過去に、宮崎県でも大きな虐待事例がありました。そのことを踏まえた再発防止の取り組みをどのようにしておられるか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県といたしましては、過去の事例を踏まえまして、児童相談所の機能強化を図るとともに、県民全体で児童

虐待防止に取り組む機運を醸成する観点から、毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、テレビCM等による啓発活動に取り組んでおります。また、市町村や児童相談所、学校、警察、医療機関等で構成する要保護児童対策地域協議会において、専門的助言などの支援を行っているところであります。さらに今後は、市町村が行う乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等への支援を積極的に行うとともに、要保護児童対策地域協議会の運営充実を促進することによりまして、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けた連携体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。福祉問題はすごく範囲が広くて大変だと思いますけれども、これからも児童虐待に多くの施策をやっていただきたいと思いますと思っております。

続きまして、内田副知事に再度お尋ねいたします。今、宮崎県の道路事情について答弁いただきました。私どもの悲願である都城志布志道路の早期完成に向けた取り組みについて伺います。今年度、先ほどありましたように、県境の事業化が決定し、地元としても、少しずつ進んでいく見えた形での対応を大変ありがたく感謝しております。しかし、この事業は、既に計画から16年を経過しております。地区では、生きているうちにできるだろうかというのが、みんなの会話になっております。地区を挙げて私どもも運動しておりますが、一日も早い完成に向けた取り組みについて——これからは直轄事業であります国の事業が都城インターまで残っております。このことについても、内田副知事に気合いを込めて答弁をいただきますようお願いいたします。

○副知事（内田欽也君） 都城志布志道路であ

りますけれども、今回の新規事業化で、早期の全線開通に向けて大きく前進したのかなと思っております。まず、県議会を初め、沿線の自治体あるいは商工関係団体、さらには道づくりを考える宮崎中央女性の会など、整備促進を力強く応援していただいた皆様方に対して深く感謝を申し上げます。県といたしましては、県の施工区間において、早期に工事に着手できるように、埋蔵文化財の調査ですとか、あるいは用地買収などを早急に進めてまいります。また、国の直轄の施工区間でございませぬけれども、事業進捗が図られますように、事業調整等、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。今後とも、鹿児島県や関係団体と連携しまして、まずは国に対してしっかりと予算確保のお願いをしてみたいと、それとあわせまして、全線の早期完成ができるだけ早く図られるように、しっかりと努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○内村仁子議員 ありがとうございます。内田副知事に大変期待すること大であります。大体こういう事業は10年で解決するというのが基本だそうなんですけれども、もう既に16年が経過しておりますので、これからも国に働きかけるとか、そういう点をよろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございます。

続いて、県土整備部長に、県道上祝子綱の瀬線の道路整備の現状と今後の取り組みについてお尋ねします。私たち総務政策常任委員会では、5月に鹿川に調査に行きましたが、切り立った絶景の山、きれいな川、こんなすばらしい景観が宮崎にあったのかと私がびっくりしました。宮崎県に生まれ育ってウン十年ですが、すばらしい眺めに中国の桂林を思わせるような姿を拝見いたしました。ロックライミングの

練習場にもなっているんですが、駐車場スペースもないままです。そして、道が狭く、車の離合に大変な状況でした。私たちは運転手さんに拍手を送りました。特にトンネルを抜けるときに息をのむ思いだったんですが。いきいき集落の皆さんからは、「道が広がると観光客もふえ、活性化するんだが」という声をいただきました。あのようなすばらしい景観は、宮崎の宝であり、私は感動いたしました。この道路の拡幅で、日之影、高千穂、そして鹿川の回遊ができるものと……。この道路拡張について、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） この路線は、地域の方々の重要な生活道路でありまして、沿線には、議員が言われましたとおり、比叡山や鹿川溪谷などの景勝地も点在しております。しかしながら、山間地の急峻な地形でありますことから、未改良区間が多く残る状況にあります。これまでも、特に見通しが悪く、通行の支障となっている区間におきまして、部分的な改良工事を実施してきたところです。今後とも、車両が安全に走行できるように、待避所設置や部分的な拡幅などの整備を進めていきたいというふうに考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。気合いを入れて答弁いただきましたけれども、私が県のある方と話をしましたときに、「あそこは崖があるから無理です」、一発でした。でも、何でもできない方向への返答ではなくて、できるほうへの協議を進めていただきたい。日本の土木技術は、トンネル、橋梁、道路、私は世界一だと思っておりますので、ぜひ気合いを込めて、これからその道路政策に力を入れていただきたいと思っております。ありがとうございます。

次に、南海トラフに備えた取り組みとして、危機管理統括監にお尋ねします。これまで多くの場で南海トラフについては協議されております。災害時、県の多数の職員の方が管外から通勤しておられる実態があるのではないかと。その通勤の実態を把握しておられるのか、災害に間に合うのかお尋ねします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 職員の居住状況につきましては、緊急時の登庁体制を確保する観点から、昨年度策定いたしました宮崎県業務継続計画、いわゆるBCPに基づきまして、毎年度調査を行うこととしております。この中で、今年度、出先機関につきましては、7つの地域ごとに、平日の夜間及び土日等における各事務所管内の居住者数と、勤務先までの通勤距離について調査したところでございます。この結果によりますと、中部地域におきましては、管内居住者が90%程度とかなりの高率になっているんですけれども、その他の地域の管内居住率の平均は、平日の夜間が42.4%、土日等が35.2%などとなっております。いざというときの対応をするためには、大きな課題だというふうに認識しているところでございます。

○内村仁子議員 管外からの通勤で、災害発生時、問題は生じないのか。今後、このことについてどのような対応を進めていかれるのか、お尋ねします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 災害発生時における職員の確保は、迅速な初動体制を確保する上で、重要な課題であるというふうに認識しております。したがって、本県の業務継続計画には、閉庁時に大きな災害が発生した場合に備え、職員の緊急登庁体制の確保や指揮命令系統の体制構築について具体的に検討することなどを盛り込んだところでございます。今

後、BCPで定めた災害発生直後の業務内容に対し、どの程度の職員が必要か詳細に調査するとともに、他県の取り組み等も参考にしながら、例えば当直制度の導入の是非など、具体的な方策について検討してまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 県警では、災害時にOBで人材を補うとのことですが、県庁OBの活用とか、初動の対応は考えられないのかお尋ねします。鹿児島県、大分県では、職員確保のために、庁舎近くに居住するシステムを既に導入しておられるという報道がありました。これについて見解を伺います。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） とりわけ先ほど御指摘いただきました南海トラフ巨大地震のような大規模災害時におきましては、初動における速やかな対応が求められているところでございまして、そのために、対応できる職員の確保は必要だという問題意識は十分持っているところでございます。現在、本庁におきましては、24時間の監視体制というものを構築しているところですが、先ほど申し上げましたように、夜間ないし休日の出先機関の対応というのが大きな課題となっているところでございます。今後、どういう職種の職員が何名程度必要かということも含めて調査した上で、他県の状況とかも十分参考にしながら対応策を検討してまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 くどういようですが、児湯郡、東臼杵、都城では、特に通勤者が多いというデータが出ております。ここでもし災害が起こったら、初動体制はどうなるのか。そして、以前の東日本大震災のときも、ボランティアの方たちから話がありましたけれども、誰が何をするのか役割分担をはっきりしておかないと、初動

体制がとれないということの記事もありました。このことについて、特に、児湯、東臼杵、都城での通勤者が多いということを押えて、これからの検討をまたお願いしておきたいと思っております。風水害に対しては、ある程度ニュースで出ますので、間に合うのですが、南海トラフのようなときには、とても間に合わないと思っておりますので、この検証を、これからの検討をぜひお願いしたいと思っております。

次に、教育問題に移らせていただきます。教育長にお尋ねします。豊かさはお金ではないと思いますが、本当の豊かさという、心の豊かさは何なのか。児童生徒に、学校現場、教育委員会でどのような取り組みをしておられるか、お尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 児童生徒に豊かな心を育むことは、何より大切にすべきことでありまして、各学校におきましては、道徳の時間の指導はもとより、全教育活動を通じて、命を大切に教育やボランティア活動など体験活動の充実に取り組んでいるところでございます。また、宮崎県の教育委員会では、口蹄疫、鳥インフルエンザによる被害、新燃岳噴火に伴う災害など、宮崎県民の皆さんの体験、そして思いを風化させてはならないと考え、体験等をエピソード集として取りまとめ、本県独自の道徳教材である「「命や絆を大切に」宮崎県道徳教育読み物資料集」を作成し、県内全ての学校等に3万2,000冊を配付したところでございます。本年度より、この資料集の積極的な活用を図るために、「道徳の授業力向上研修会」を実施しておりまして、これからも豊かな心を育む教育の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 道徳教育がいろんなところで

言われておりますけれども、まず子供たちが挨拶をする・しない、そういうことも言われながらの心の豊かさ、物の豊かさではなくて心の豊かさ、この教育をぜひ進めていただきたいと思います。

この道徳について、会津地方では「什の掟」というのがありますが、この教育は大事であると思っておりますけれども、教育長の考えを伺います。

○教育長（飛田 洋君） 福島県会津地方の「什の掟」をもとにした教育、近くでは島津藩による「郷中教育」などに見られますように、古くから伝わる人としてのよりよい生き方やあり方などを大切にした教育を展開していくことは、大変意義あることだと考えております。本県におきましても、幾つかの例を申し上げますが、例えば、西米良村の「菊池の心」による教育や高鍋町の「明倫の教え」による教育、日南市の「振徳教育」など、同様の取り組みが伝統として引き継がれて行われております。また、地域の歴史や伝統、文化などを受け継ぎながら、そこに息づく先人の精神や志を学校の校訓として位置づけ、教育活動に取り組んでいる県内の学校も数多くございます。今後とも、変化に対応はしながらも、郷土に根差した「精神文化の礎（不易）となる教え」も大事にし、本県教育活動の一層の充実に取り組んでいこうと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。「ならぬことはならぬ」で今テレビでも出ておりますけれども、このようにして、大事なものは大事であるということをお子にぜひ教えていただきたい。そして、それが今度は、大人が育っていないと言われる中での教育にもまた反映していくんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、伝統

文化、こういうのも大事にするということも、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、英語教育についてお尋ねいたします。今の英語教育は、幼稚園や小学校低学年で英会話を入れたとか、今そういうのがすぐニュースになって報道されております。しかし、国としては、これは英会話だけの問題ではなく、やがて社会に出たとき、グローバルな社会で世界貢献ができるための英語教育だということで出されております。しかし、今の英語教育については、商業ベースになっていないのか。そういうところだけが表面化されておりますけれども、このことについて、県の指針をお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 社会や経済のグローバル化が急速に進展していく中で、国際的な視野を持った視点で社会に貢献する人材を育成することは喫緊の課題であり、外国語に親しむことは大きな意義があると考えております。学校における外国語教育、中でも、今お話しになった幼少期、申し上げますと、小学校における外国語活動につきましても、原則として英語を取り扱うということにはなっておりますものの、単に英語の知識を学ぶというよりも、外国の文化や言語に触れ、異文化理解を深めることを重視しながら、積極的にコミュニケーション能力を図ろうとする態度を身につけさせているところであり、グローバルな視野を養うことを基盤とした教育を進めているところであります。

○内村仁子議員 私どももこの前、自民党の全国の女性議員の勉強会があつて、そこでそういう話が出ました。今の英語教育については、目指したものと取り入れているものが違ってきているということがあつたものですから、今回これをお尋ねしたところです。私どもも今まで

は、英会話ができる、英語ができる、それだけが指針かと思っておりましたけれども、内容を聞いてみますと、世界貢献というのが一番大きなメインだということで話を聞きまして、安心したところでした。我が国の日本語もしっかりできない、音読み、訓読みもしっかりできないのに英語をとすることは、非常に腑に落ちない部分があったものですから、まず我が国の国語、そして次が世界貢献への英会話じゃないかなと思っております。それを踏まえて、これからも英語教育をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、学校行事での県旗についてお尋ねいたします。学校の体育祭とか学校行事に行きますと、国旗とそれぞれの自治体の旗、校旗は行進の中でも持たれ、そして掲揚もされております。しかし、宮崎県の県旗は、県立学校以外は掲揚されておられませんけれども、このことをどう考えていらっしゃるかお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 本県の子供たちに、郷土宮崎を象徴する県旗について学習させることは、県民としての意識を醸成していく上で、大変意義あるものと考えております。県立学校につきましても、今お話にありましたように、各学校さまざまな行事において県旗が掲揚されているところでもあります。市町村立の学校につきましても、小学校社会科副読本を通して県旗について学習したり、県の施設で集団宿泊学習を行うときなど、県旗を掲揚したりする機会が設けられております。県教育委員会といたしましては、県内の子供たちが県旗に対する認識を、さらには郷土愛を深められるよう、今後とも努めてまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 県旗は、ここにも掲げてありますけれども、私たちは、日本国の宮崎県、国

があって宮崎県があって各自治体があると思ひます。だから、郷土愛を育むために、私は宮崎県の出身だということをやがて大きくなってから意識づけるためにも、県旗を掲揚するということは大事なことじゃないかなと思っておりますので、ぜひ今から各自治体と教育委員会とで検討され、実施していただきますようお願いいたします。

続いて、出会い系サイトによる問題ですが、学校での性に関する教育の現状、犯罪に巻き込まれるおそれと健全な心身を守る意味からも、青少年育成に対して大変大事なことでありますので、この見解をお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 性に関する教育は、命のとうとさを基盤とした教育でありまして、人としてどう生きるか、生き方そのものにかかわる教育であると捉えております。性に関するモラルの低下が指摘される中、望ましい価値観や情報を適切に取捨選択できる判断力を身につけた子供を育てることが重要であると考えております。そのような認識のもと、県教育委員会では、本県独自に性に関する教育参考資料「かけがえのない大切な命」を昨年度、作成いたしました。各学校におきましても、その資料を研修会や授業等で積極的に活用するとともに、警察署等の協力を得ながら、実際に事例を紹介していただくことによって、出会い系サイトなどの利用は、犯罪に巻き込まれる危険性が高いことを子供たちが理解し、適切な行動がとれるよう指導しているところでございます。県教育委員会といたしましては、今後とも、学校が家庭・地域・関係機関と連携を深めながら、指導の充実を図るよう努めてまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 どうしてこのことを出したか

といいますと、先ほど子宮頸がんのワクチンについてお尋ねしました。これは今、小学校6年生から高校1年生まで無料で実施されております。これが有料だと5万円かかるんだそうです。それが今無料だから受けておいたほうがいいということで、保護者同伴で今接種はされておりますけれども、子宮頸がんのワクチンを打ったから、出会い系サイトでみだらな——みだらなといいますか、性交渉が簡単に考えられている。このことによって、また性感染症は出てきている。そういうことが今言われた命を育む大事な教育の中にあるんですが、健全な青少年の育成をしていくためには、このことが大変危惧されております。ワクチンを打ったから安心だということで家庭の中でも考えられていたら、大変大きな間違いになると思います。このことに、やっぱり親育て、子育ても関連してまいります。この中で、家庭教育の中でも大事な教育現場であります。その家庭での対応も大事であると思っておりますので、これからの命の授業が大事であると同時に、自分が大事である、自分の身を守るということも、教育の中にぜひ入れていただきたいと思っております。

続きまして、私どもの都城では、名前を呼ばれたら必ず「はい」と返事をします。知事もここで答弁をされるたびに、議長から言われると「はい」と言って今答弁に立っておられます。都城では、ずっと職員も議員もいろんなところで、来賓紹介でも呼ばれたときに「はい」と言って立って挨拶をするんですが、今、私が回っているときに、なかなか返事がないと思っております。この返事について、教育長の見解をお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 返事というのは、単なる相づちの音というのではなくて、相手の思

いとか気持ちを受けとめたということ伝えるものだと、そういうふう考えております。そのことを考えると、子供たちにとりましても、我々大人にとりましても、豊かな人間関係を築いていく上で、尊重すべきものであると考えております。このため、学校におきましては、時と場に応じた心の通い合う返事ができるよう、教師みずから範を示すとともに、例えば、小学校では、ほとんどの学校で、話し方や返事の仕方など、声の大きさについて子供たちが視覚的に理解できるようにするため、隣の人と話すときの声の大きさは「2」、2段階、教室のみんなに聞こえるように話すときは「4」、4段階というように、声の大きさを数字であらわして図にした「声のものさし」を掲示するなど、子供たちの発達の段階に応じて繰り返し指導しているところであります。

○内村仁子議員 通告はしておりませんでしたけれども、知事に1つ答弁をお願いいたします。私どもがいろんな会議に行くときに、県の職員の方が見えています。来賓の方が紹介されるんですけども、ほとんど県の方は返事されないんですね。ただ黙って立って挨拶をされますけれども、このことについて、知事は返事をしてもらっておりますが、どう思われるかをちょっと一言お願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私もそのような来賓の場によく出ることがありますが、今、「知事は返事をしていますね」と言われましたけれども、毎回毎回必ずしていたかと、その場の雰囲気によって、また会場の大きさ小ささによって、必ずではなかったかと、今、反省をしながら伺っておったところでございます。職員が何も言わずに立つのは、多分、そこでしゃべるのを何か遠慮する気持ちもあるのではないかなと

いうふうに思っておりますが、今、御議論を踏まえて、やはりしっかり相手のことを受けとめたと、そして自分のことを、しっかりそこに来ていますということアピールするためにも、返事というものは大事かなということ考えたところでもあります。

○内村仁子議員 ありがとうございます。去年から始まった「生命に関する法律・制度を考える会」、これは東京のほうに本部があるんですが、そこで新型出生前診断について要望書を6月6日に田村厚生労働大臣に手渡しております。中絶件数が半分になると、10万人の赤ちゃんの命が救われ、現在の出生数105万人の1割がふえることとなります。これが母体保護にもつながっていくということで、出生前診断についての要望が今回出されました。子宮頸がんワクチンにしても、対象年齢が下がり、いろんなことが世の中で変わってきておりますが、やっぱり最終的に泣きを見るのはほとんど女性だと思います。何としても、小さな子供の命、そして健全な身体を守るためにも、これからいろんなところで、こういう場面を大人がちゃんと見本を示していかななくてはならないと思っております。

最後に、知事にお尋ねします。100万泊県民運動の一環として、鹿川のような中山間地域にも、知事を初め職員の皆様にぜひ行ってもらって、このすばらしい宮崎県を再度見てほしいと思います。あそこの「つりがね」には、知事が前に行かれたということで、色紙がありました。そこにいらっしゃった方が、「知事さんも来てくださったよ」と言って、すごく喜んでおられました。これから先、宮崎の宝、情報発信が大事になってまいります。職員の皆さんの100万泊県民運動についてどうなのか、最後に

なって申しわけありませんけれども、知事の思いをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 鹿川ですが、私も昨年の7月に井本県議にお誘いいただき伺ったところございまして、今御指摘のあった地区交流センター「つりがね」で、地区の皆さんと意見交換をさせていただきました。非常に温かく受け入れてくださって、皆さん本当に頑張っておられるなどというのを感じたところでもあります。また、プライベートでも、その集落までではないんですが、日之影の中川のチューリップを見に行こうということで、家内と2人で、先ほど話がありました上祝子綱の瀬線、途中まで行って、それから中川に入ったんですが、家内がこんな道路があるのかとびっくりしまして……。でも、景観のすばらしさにもびっくりしたところでございます。実際に足を運ぶことによって、そういうよさを実感するということもあるわけであります。

また、ちょっと話は違いますが、先ほど、心の豊かさの議論の中で、挨拶という話がありました。先日、高千穂に坂東玉三郎さんが来られたときに、共演される元宝塚の愛音羽麗さんという方が来られたんです。その次の日に、映画監督の河瀬直美さんが来られたんですが、愛音さんと河瀬さんが2人とも、道行く子供が挨拶をしてくれる、それに感動したということをおっしゃっていました。愛音さんは、宝塚の音楽学校に入った新入生ぐらいしかあんな挨拶はしないというような話もしておられましたし、河瀬さんは、経済発展を追求して大切なものを失うところが多い中で、本当に大切なもの、町の美しさ、それから心の優しさ、そういう挨拶をする習慣、すばらしいものが残されていますねと、それをぜひ映像を通して全国に伝えたい

ねというようなことをおっしゃっておいりました。そのように、やはり足を運ぶことによって感じ取ること、そして感動することがあるというふうに思っておりますし、それを受け入れる側も、来ていただいて刺激になる、また励みになるということもあると思います。それがまさに100万泊県民運動の目指すところでもありますし、中山間地域をみんなで支える県民運動の目指すところというふう考えております。私も機会ある限り、そのような中山間地を訪れる、また、いきいき集落に参りまして、激励をしてまいりたいというふう考えております。よく私が行きますと、誰々さん知事以来だとか、松形さんとか黒木さんだとか、そういう話が出たりするわけですが、可能な限り時間を調整して足を運びたいと思いますし、県職員にも、そういう趣旨で足を運ぶ、そしてそこに泊まる、そしてその物を食べる、また地域の皆さんと交流する、そういうことを進めてまいり、それを県民全体に広げていく、そういう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。日の当たりにくいところ、日の当たっていないところに光を当てるのが行政の仕事だと私は思います。いきいき集落についても、115あるということですがけれども、ぜひ、これから事あるたびに訪ねていきたいなと思っております。

私どもの入っております円ブリオでは、全国的に基金づくりをしております。金銭的に産めない人の赤ちゃんを産むための費用をカンパしております。今、熊本では、赤ちゃんポストができて、2件目ができるような状態になっております。授かる喜び、育てる喜び、命をつなぐ喜びの輪を日本中に広げ、啓蒙していく運動を展開中でございます。薬局とかいろんなどころ

に、1円募金、円ブリオ募金の小さい牛乳パックでできた募金箱がありましたら、皆さんの机の中に眠っている、バッグの底に眠っている1円で、多くの赤ちゃんが誕生しておりますので、それを紹介しながら、今議会での私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 次は、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の松村悟郎でございます。お疲れのようでございますけれども、しばらくおつき合いいただきたいと思います。毎日降る雨の量を気にしながら、また、近くの河川の水位に目をやりながら、洪水被害にならないか不安げに空を眺め、一方で、庭に咲くアジサイの花に優しく降る雨に心を癒やされる、恒例の梅雨の時期のこのごろでございます。先日、台風3号が発生し、本県への接近が心配されましたが、大きな影響はなく、ほっとしたところであります。湯水で雨を待ち望む地域の恵みの雨になることを期待しています。

さて、今回は、大きく5つの項目について質問いたします。

まず、巨大地震・津波対策についてであります。

昨年、私の家の300メートル範囲の中で、小さな崖崩れが3件起こりました。県道の交差点近くの擁壁が崩れ、用水路と歩道が土砂に埋まりました。もう1件は、民家の裏山が崩れ、車庫を押し潰したものでした。幸いどれも人的な被害はありませんでした。私たちは日ごろから自然の大きな恵みを受けていますが、時として、自然は大きな災害や悲劇をもたらします。豊かな自然と共生できることに感謝をしながらも、最近の異常気象からもわかるように、注意深く

つき合っていかなければなりません。

さきの東日本大震災は、マグニチュード9.0という日本における観測史上最大規模の地震でありました。死者・行方不明者が1万8,000人以上、倒壊した建物約40万戸という甚大な被害をもたらしました。その悲惨な状況は、世界中を駆けめぐり、大きな衝撃を与えました。まさに自然災害の恐ろしさであります。私たちは、この中から多くの教訓を学ばなければなりません。まずは逃げることに、人命を守るために避難の大切さを日ごろから教育すること、避難訓練を怠らないことなど、ソフト対策の大切さはまず第一ですが、復旧にめどが立たない地域の現状を見ると、災害を少しでも軽減できる防災ハード対策がとれないものかとも感じました。

折しも宮崎県は、南海トラフ巨大地震の被災想定地域でもあります。国の地震調査委員会が5月24日に発表した報告によると、マグニチュード8から9の南海トラフ巨大地震が発生する確率は、30年以内に60%から70%、50年以内には90%程度以上ということでありました。また、これまで国が公表した報告によると、宮崎県は最大震度7クラスの地震が想定され、串間市で最大17メートルの津波が押し寄せ、死者数も最大4万2,000人、約35万人の避難者が想定されています。南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される中、今後、さまざまな防災・減災対策に取り組んでいかなければなりません。被害を最小限に抑えるために、ハード・ソフト両面からの積極的な防災対策を実施する必要があります。その中でも、ハード整備については、想定される最大限の整備が必要と思いますが、その考え方、取り組みについて、知事にお伺いいたします。

後の質問は、質問者席で行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

南海トラフ巨大地震を初めとする地震津波災害に対するハード整備の考え方についてであります。数十年から100数十年に1回起こるような津波に対しましては、日向灘に注ぐ多くの河川や延長400キロメートルを超える海岸におきまして、堤防の補強など、防御に必要な箇所の施設整備にこれからも取り組んでまいります。また、南海トラフ巨大地震やそれによる津波に対しては、堤防などの施設のみによる防御は困難である、まさに東日本大震災のそれが教訓であるわけでありまして、県民の皆様が、迅速かつ安全に避難できるための対策が必要となってまいります。このためにも、まず地震から命を守るための建物の耐震化や、津波発生時に円滑に避難するための避難路、避難施設、さらには、災害発生後の迅速な救援・支援・復興を進める上で、「命の道」となります高速道路や緊急輸送道路の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

こうした地震津波対策の推進には、国や市町村、関係機関との連携強化が必要であります。それに加えて、多額の財源が必要となってくるところであります。現在、衆議院において、南海トラフの特別措置法が審議されているところでございますが、こういった特別措置法の制定、さらには要綱が策定される、そして、それに伴ういろんな財源措置というものも活用してまいりたいというふうに考えておるところでございますし、いろんな形で国に対して積極的に要望を行うなど、必要な予算の確保に努め、何としても人命を守るんだという強い決意を持つ

て、しっかりと対応してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○松村悟郎議員 次に、河川堤防の強化対策についてであります。最近の集中豪雨や台風などにより、たびたび洪水被害が起こっております。川の水が堤防を越える越流もさることながら、堤防そのものの強度不足や老朽化による決壊が原因であることも指摘されており、改修補強が急がれております。さらに、今回の津波防災対策の必要性からも、河川堤防の強化は、特に重要なハード整備対策になると考えられます。昨年から、大淀川や小丸川など、国管理の一級河川では、堤防の補強工事やかさ上げ工事が行われています。私の住む高鍋町におきましても、小丸川を挟んで海岸から3キロメートル四方の人口の密集する小さな地域でございますけれども、小丸川の改修が行われております。あわせて、支流の宮田川のかさ上げ工事も行われております。住民の不安を払拭する——大変町民の皆さんも感謝しているというようなことでございました。一方、一級河川の県の管理部分あるいは一ツ瀬川などの県管理河川も、同様に整備していく必要があると思います。一ツ瀬川などの県管理河川における地震津波対策の状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県管理河川におきましては、数十年から100数十年に一度程度の発生が想定される津波への対策としまして、国の交付金事業や県単独事業により、堤防の補強や樋門の自動閉鎖化、津波監視カメラの設置などに取り組んでいるところです。具体的には、一ツ瀬川下流左岸において、ことしの4月から堤防補強工事に着手しましたほか、耳川や新別府川などにおいて、22基の樋門の自動閉

鎖化を昨年度から実施しておりまして、このうち6基が完成したところです。しかしながら、本県には、日向灘に流れ込む県管理河川が53河川ありまして、その対策には相当の予算を必要とすることから、国の「地震・高潮対策河川事業」に採択されますよう、引き続き、国に対して強く要望してまいりたいというふうに考えております。

○松村悟郎議員 次に、地域の防災拠点となる庁舎についてであります。大規模な自然災害が発生したときに、現場で直接、災害救助、復旧、情報収集などの機能を発揮できるのは、それぞれの地域の県の出先機関、消防本部、警察署などの機関であります。津波浸水想定区域内にある土木事務所を含む総合庁舎、消防本部、警察署の機能確保について、総務部長、危機管理統括監、警察本部長、それぞれにお伺いしたいと思います。

○総務部長（四本 孝君） 県の津波浸水想定区域内にあります総合庁舎は、延岡、日向、高鍋の3庁舎であります。これらの庁舎が、津波等により著しい損傷を受けたり、周辺が被災して職員が登庁できない状況となるなど、庁舎が使用できない場合には、本年3月に策定いたしました宮崎県業務継続計画の地域版に基づきまして、例えば、高鍋総合庁舎の場合であれば、代替施設として県立農業大学校等を使用して、非常時の対応を行うこととしております。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 消防本部につきましては、9つある消防本部庁舎で、津波浸水想定区域内に位置している庁舎はございません。しかしながら、沿岸部の3消防本部のうち計6つの分署等が、津波浸水想定区域内に位置しているという状況でございます。災害時において消防活動を継続するためには、人員体

制や消防車両の確保が重要でありますことから、これらの消防本部に対しまして、地震・津波の発生時に迅速な対応ができるよう、事前の計画策定とそれに基づく訓練の実施を引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

○警察本部長（白川靖浩君） 本年2月に、宮崎県において公表されました南海トラフ巨大地震発生時の津波浸水想定区域内には、高鍋、日向、延岡の3警察署が入っております。このうち、日向警察署につきましては、本年3月に新庁舎が完成しており、非常用発電機を屋上に設置するなどの防災対策をとっております。また、高鍋警察署、延岡警察署におきましても、必要な浸水対策を検討しているところでございます。さらに、津波等によって警察署の機能が喪失する最悪の事態に備えて、高鍋警察署、延岡警察署ともに、県の施設や大学と震災時の代替施設協定を結ぶとともに、移転訓練を実施しているところであります。警察といたしましては、今後とも、災害時における警察署の機能確保に努め、県民の期待と信頼にこたえていく所存でございます。

○松村悟郎議員 次に、防災拠点庁舎の整備についてであります。現在、有識者による検討委員会が行われております。現在の県庁舎は、震度6強以上の地震が発生した場合には、全ての庁舎が使用できなくなる可能性があると聞いております。全県の災害応急対策活動の司令塔となり、指揮を行わなければならない県が、迅速・的確な情報収集や指揮に支障が出るような状況でいいのかと考えています。東日本大震災の際には、庁舎の耐震性能が不足していたために、建物内への立ち入りが禁止となり、その結果、災害対策本部の設置がおくれ、災害応急対策活動に支障が出た県もあったと報告されてお

ります。東日本大震災の教訓を生かし、いつ発生するかわからない大震災に備え、いざというときに、直ちに的確に対策活動を行うためにも、県は整備を急ぐべきだと考えます。さきの有識者による検討会では、約2万平方メートル規模の庁舎を外来者第1駐車場に建設する案を今後検討していくと聞いております。そこで、防災拠点庁舎整備の現在の検討状況と今後のスケジュールについて、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（四本 孝君） 防災拠点庁舎の整備につきましては、現在、専門のコンサルタントに調査を委託いたしますとともに、防災や建築の専門家を含む検討委員会において、検討を進めているところでございます。5月には、第5回目の検討委員会を開催いたしまして、具体的な整備場所、施設の規模等について、早期整備や必要な機能の確保の視点から検討を行っております。その結果、整備場所につきましては、県庁域には津波が浸水しないとする県の津波浸水想定の結果や、県庁域の優位性を踏まえまして、外来者第1駐車場に絞るということになりました。また、施設の規模につきましては、災害応急対策活動の中核を担う危機管理局や福祉保健部、それに県土整備部が入居でき、自衛隊等の関係機関の活動スペースやヘリポート、一時避難場所等の確保が可能となる、延べ床面積が約2万平方メートルの規模とする案が最も望ましいとされたところであります。今後、県議会の御意見等もお聞きしながら、さらに詳細な検討を重ねまして、年度内のできるだけ早い時期に整備案を決定したいと考えております。

○松村悟郎議員 防災拠点庁舎の整備に当たっては、検討委員会で最も望ましいとされた約2

万平方メートルの規模の案でございますけれども、この試算として、約97億円の費用が想定されております。本県の財政状況は非常に厳しい状況にもありますが、私は、防災拠点庁舎の早期整備は必要であると思っております。そこで、防災拠点庁舎整備について、知事の思いをお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生、そのようなときを想定して、県には、災害応急対策の司令塔としての機能、また、国や市町村など関係機関との連絡の窓口となる大変重要な機能が求められているというふうに考えております。現在の庁舎が、耐震性等を考慮すると、十分に機能を果たし得ないおそれがあるということをお踏まえ、東日本大震災の教訓を踏まえて、大変厳しい財政状況ではあるんですが、この防災拠点庁舎というものの整備を急ぐ必要があるかというふうに考えておるところでございます。今後、県議会の御意見等もお伺いしながら、大規模災害時に十分な機能を果たせるような庁舎のあり方ということで、できるだけ早期の整備を目指してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 よろしくお願ひしたいと思います。東日本大震災の教訓というのは、しっかり生かしていただきたいと思ひますし、県民の生命や財産に支障を来すことがあつてはならないと思ひますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、土砂災害についてお伺ひいたします。近年の地球温暖化の影響と思われまふけれども、極端な気候の変動が見られるようになりました。記録的な大雨や干ばつ、各地で観測史上最高の記録を塗りかえる現象が起きております。昨年、北部九州を襲つた局地的な集中豪雨

もまた、記録的な大雨でありました。大規模な山崩れを起こし、大きな被害をもたらしたのは、記憶に新しいところでありまふ。このように、局地的な集中豪雨災害が多発する中で、県は急傾斜地等の土砂災害や山地災害に対してどのような取り組みを行っているのか、環境森林部長、県土整備部長にそれぞれお伺ひいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 本県は、地形が急峻で、脆弱な地質が広く分布していることから、山地災害が発生しやすく、近年、局所的な集中豪雨などにより、甚大な災害が発生しております。このため、平成22年度に、山地災害危険地区の再調査等を行い、危険度のランクづけ等を見直すとともに、現在、人家や公共施設等に直接被害を与えるおそれがあるなど、緊急度の高い箇所から計画的に治山施設等の整備を行つております。また、市町村と連携して、防災パトロールにより、落石や崩壊の危険性が高い箇所を中心に点検を実施するとともに、山地災害に備える広報活動を行うなど、県民の防災意識の向上に努めておるところであります。今後とも、山地災害の未然防止を図るため、効果的な治山事業を実施し、安全で安心できる県土の保全に努めていきたいと思ひております。

○県土整備部長（大田原宣治君） 急傾斜地等の土砂災害につきましては、災害履歴のある箇所や災害時要援護者施設のある箇所など、危険度や優先度の高い箇所から、計画的にハード整備を進めておるところです。また、ソフト対策としまして、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の早期指定に努め、市町村による土砂災害ハザードマップの作成を支援するなど、警戒避難体制の整備を推進しております。さらに、住民の防災意識を高めるための啓発活

動や土砂災害警戒情報の提供にも取り組んでいるところですが、今後とも、国や市町村等との連携を図りながら、「土砂災害による犠牲者ゼロ」を目指し、ハード・ソフト両面から、総合的な土砂災害対策を推進してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。

次に、環境エネルギー政策についてであります。

まず、水源地域の保全に向けた条例制定の取り組み状況についてお尋ねします。昨年4月に、外国資本による水源である森林の売買に関する事などを調査する目的で、特別委員会が設置されました。私もこの1年、その委員として調査に携わったわけでございます。特別委員会では、6回にわたって関係部局から説明を受け、また、宮崎大学農学部竹下准教授から、水源地域の森林売買をきちんと見える状態にする方向に全国の自治体が向かっていることについては、よいことではないのかという御意見をいただきました。本県では、外国資本が森林を買収している実態は確認されていないようですが、森林売買の実態が不明であり、県民が不安を持っていることが問題だと思っております。仮に条例制定しても、森林売買そのものを禁止することではありません。利用目的が不明な土地取引を牽制したり、監視体制の強化につながり、県民の安心を確保するという点において、大きな意義があると思っております。

また、特別委員会では、既に条例制定を行っている県でも調査をしてまいりました。群馬県では、シンガポール国籍の個人に森林が買収されている実態があり、地元から大変な不安の声があったことから、森林の土地所有権移転等があった場合には事前届け出を義務づける条例を

制定しました。このような法整備は、本来、国がやるべきことであり、県議会としても、去る3月には、議員発議として「外国資本等による森林の売買等に対する適切な対応を求める意見書」を決議したところであります。他県では、既にこのような条例を制定しているところが11道県あると伺っております。

我が宮崎県は、県土面積7,736平方キロメートルのうち、森林が4分の3を占める全国有数の森林県であります。本県では、外国資本が森林を買収しているという実態は確認されていませんが、県民の漠然とした不安を取り除くことが重要であります。条例制定により、全てが解決するわけではありませんが、森林の保全に対する姿勢が問われていると思っております。22年間連続杉生産日本一の森林県として、日本一に恥じないよう、水源地域としての森林を守る条例が必要だと考えます。そこで、昨年度の特別委員会で要望した「水源地域の保全に向けた条例」の制定について、どのように考えているのか、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 私たちが享受しておりますこの豊かな森林は、先人たちが苦勞して、大変な御苦勞のもとに守り育ててきたものでありまして、それをしっかり次の世代に引き継いでいくことが、我々の責務であるというふうに考えております。近年、外国資本による森林買収の問題を契機としまして、全国的に、森林など土地の売買に係る事前届け出制を内容とする条例を制定する動きが広がっているところでありまして、このような状況を踏まえて、昨年度末の水資源保全対策特別委員会の報告の中で、「水源地域の保全に向けた条例」の制定について提言をいただいたところでございます。県としましては、これをしっかり受けとめまして、

利用目的が不明な森林の土地取引に対する監視の強化が、多面的機能を持つ森林の保全につながるのではないかとということで、今年度中の条例提案に向けて、現在、作業を進めているところでございます。この条例は、県民に新たな負担を課すものであり、どのような地域を水源地域として指定すべきかなどの課題も幾つかございますので、条例の制定に当たっては、県議会の御意見等を踏まえながら、市町村や外部有識者とも十分に議論しまして、検討作業を進めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、太陽光発電についてあります。宮崎県新エネルギービジョンの中で、2010年度の電力使用量に対する新エネルギーの自給率2.8%を、2022年度には14.8%に引き上げる目標を立てております。そのうち、太陽光発電が新エネルギーに占める割合は、設備規模で84%、発電量でも63%を占めることになります。2010年度の太陽光発電を約10倍にする必要があります。このことは、日照時間の長い本県の特性を生かした目標でもあり、今後、どれだけ太陽光発電の普及を促進していくことができるかが大きな鍵となるところだと言えます。太陽光発電の普及に大いに期待するところでもあります。さらに、昨年7月から開始された固定価格買い取り制度により、一段と太陽光発電の導入が進んでおります。そこで、太陽光発電の直近の設置件数と出力はどうなっているのか。また、固定価格買い取り制度が施行されて以降の状況はどうなっているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 九州電力によりますと、本県における太陽光発電の電力需給契約件数は、平成25年3月末現在で2万6,211件で、出力は12万5,872キロワットとなっております。

固定価格買い取り制度が平成24年7月に開始されて以降、平成25年3月までの9カ月間で、新規契約数につきましては、件数が4,435件、出力が3万3,026キロワットとなっております。制度開始前の9カ月間と比較しますと、件数で約1.3倍、出力で約2倍となっております。

○松村悟郎議員 固定価格買い取り制度が導入されたということで、件数も伸びているようにございます。出力では2倍ということですので、県民の皆さんの関心の高さというのが非常に高くなってきているのではないのでしょうか。まだまだ申し込みがふえるものと予想されます。昨年の一般質問でも触れさせていただきましたが、高鍋変電所管内でもそうでしたが、一部地域で、申請しても、電力系統と連結可能な容量に制約が生じて、太陽光発電の導入を断念せざるを得ない地域が出てきております。同様の地域が増加しているのではないかと思います。電線への接続に制約が生じている地域の状況はどうなっているのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 太陽光発電などの地域の発電施設から電線に送り込まれる電力量が、その地域で消費される電力量を上回る場合、電流が逆向きに流れる現象が生じることになり、電気事業法により、電線への接続が制約されております。九州電力によりますと、規模の大きな発電施設等において、電線への接続が保留されているケースが、25年5月末現在で、県内15市町の一部地域で発生していることとあります。具体的には、接続が保留となっている施設は、都城市と国富町で8件、西都市で7件などとなっております。

○松村悟郎議員 各地域の変電所は、それぞれの地域の電力消費量に応じた設備しか持ってお

りません。容量の余裕もある程度しかないわけでありまして、したがって、変電所の規模にも大小があり、特に小さな変電所管内では、今回のようなメガソーラーなどの大規模な事業者が参入することによって、大幅に地域内の電力供給量の増加が起きます。消費量を超えることで、法令で禁止されている電力の逆潮流を起こすこととなります。その地域の変電所管内では、新たな参入ができなくなるということになります。この問題を解決するためにどのような対策をとっておられるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 発電施設から電線への接続の制約につきましては、太陽光発電などの新エネルギーの導入を促進する上で支障となっていることから、国においては、ことし5月末に電気事業法の省令を改正し、電圧を適正に管理するための装置の設置等を条件に、制約の緩和が行われたところでありまして、この改正に伴いまして、現在、国におきまして、装置の設置等に要する経費の負担のあり方、具体的には、電気事業者が負担すべきか、あるいは発電事業者が負担すべきかについて、検討が進められているところでありまして、県としましては、今後とも、国に対し、太陽光発電を初めとした新エネルギー導入促進のための施策などについて要望してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。答弁のように、電力系統への接続ができない地域がふえています。今後も、そのような障害のある地域が出るようであれば、太陽光発電の普及促進には、大変大きな支障を来すこととなります。県民の太陽光発電を導入したいという機運も薄れることでしょうか。本県の新エネルギービジョンの目標達成にも黄色信号ということにな

りかねません。国や電気事業者に対しても、逆潮流を禁止している法令等のスムーズな改善とそれに伴う変圧器等の設備の改善を、引き続き強く要望していただきたいと思っております。また、新たに接続可能になった地域等につきましても、県として、情報提供を積極的に行っていただきたいと思っております。

次に、国営かんがい排水事業施設の老朽化対策についてであります。

一ツ瀬川地区では、県営農村基盤総合パイロット事業とあわせて、昭和47年から60年にかけて国営事業が行われております。受益面積3,350ヘクタール、3,500戸の農家が対象となり、畑地かんがい用水の安定的な利用が可能となったことで、集約的な土地利用により、お茶、葉たばこ、ピーマンなど、幅広く栽培されるようになりました。一ツ瀬台地における基幹的な水利施設であります。地域農業振興に欠かせない重要な役割を担っております。しかし、造成当初から40年を経過し、更新時期を迎え、施設によっては耐用年数を経過しており、その施設も老朽化が進行していると聞いております。国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区における施設の老朽化の現状について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区では、昭和47年度から60年度にかけて、営農に必要なかんがい用水を供給するため、揚水機場、調整池、幹線水路36.4キロメートル等の施設が整備されております。同地区におきましては、事業が完了してから約30年が経過しておりますことから、幹線水路からの漏水が確認されるなど、全体的に施設の老朽化が見られるところがございます。このうち、施設の運用に不可欠な電気設備などから、

順次、国の補助事業等を活用して整備を進めているところでございます。

○松村悟郎議員 一ツ瀬川以外でも、本県では、綾川、大淀川左岸など、国営土地改良事業に着手して、宮崎県内の先進的な優良農業地域になっておるところでございしますが、このような県内のほかの国営かんがい排水事業地区における老朽化の状況はどのようになっているのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県では、これまで7地区で国営かんがい排水事業に取り組みまして、5地区が既に完了いたしております。このうち、県内で一番早く、昭和45年度に完了した綾川地区におきましては、老朽化により、漏水事故等が増加したことから、平成13年度から22年度にかけて、国の直轄事業で幹線水路などの更新事業が実施されたところでございます。また、大淀川左岸地区や大淀川右岸地区におきましても、水利用を管理するためのコンピューターなど、一部の施設が更新時期を迎えておりまして、今後、整備を進めていくことといたしております。

○松村悟郎議員 古いパイプラインの取りかえ、あるいはポンプなど揚水場の施設整備の更新、財政的には大変な課題もあると思っておりますけれども、このような優良農地を守るためには、土地改良区の施設全体の長寿命化、これが本当に大事だと思っております。国営施設の老朽化に対しては、今後どのように取り組まれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 施設を長期的かつ安定して運用していくためには、御指摘のとおり、適正な維持管理によりまして、施設の長寿命化を図ることが重要でございます。このため、施設を管理する土地改良区においては、

国庫補助事業や県単独事業などを活用いたしまして、点検や補修等の日常的な維持管理を行っているところであります。また、老朽化等により更新が必要となっております一ツ瀬川地区、大淀川左岸地区及び大淀川右岸地区につきましては、現在、国において、施設の機能診断や長寿命化を図るための計画策定を進めているところでございます。県といたしましては、今後も、施設を所有する国を初め、関係市町、土地改良区等と調整しながら、計画的に更新事業を進めることによりまして、施設の長寿命化を推進してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 農業は、本県にとりましても、最も大事な基幹産業の一つでございます。国も、攻める農業、力強い農業の実現を目標に掲げています。その基盤となるのが、何といたしても農地であります。施設所有者の国、そして管理者の土地改良区とともに十分に協議し、連携を図り、県としての役割を果たしていただきたいと思っております。

次に、竹鳩橋のかけかえについてであります。

この竹鳩橋は、一級河川小丸川にかけられた潜水橋で、高鍋町の基幹道路として利用されているほか、通学路にもなっております。全長216メートル、幅員2.9メートルと狭く、老朽化が著しいこともあり、2トン車以上の車両の通行を制限し、大雨のときは常に封鎖をしなければなりません。また、この橋の両岸には、東児湯消防本部と総合病院があり、災害時の緊急活動に支障を来している状況です。さらに、東九州自動車道高鍋インターと直結しており、利便性が非常に高くなったことから、交通量が大幅に増加しております。これまでも、何度かかけかえの取り組みはなされてきましたが、結果的には

かけかえはできず、長年の懸案となっております。この竹鳩橋のかけかえは、高鍋町の最重要課題となっており、何としてもやり遂げなければならないとの考えであります。これまで県に対しても、毎年、かけかえに対する理解と支援を求める要望を行ってきておりますが、高鍋町の財政状況等を考えると、大変困難な状況にあるのも事実でございます。

さて、そのような中、4月15日の第183回国会の予算委員会第8分科会において、公明党の浜地議員がこの竹鳩橋について取り上げられ、私も大変驚いたところであります。浜地議員は、まず、「防災・減災の総点検運動で九州一円を回った中で一番心に残ったのがこの橋である」と感想を述べられ、「このような状況にある地方自治体の、財政的にかけかえ工事をしたくてもできない、国の直轄事業から外れた橋について、国として強力な支援をお願いする」旨の質問をされました。太田国土交通大臣からも、竹鳩橋の写真を見て、「通学路になっていることから、修繕・かけかえをしようとするのは当然だろう。結局、財政的な問題ということになる。防災・安全交付金を重点的に配分することが大事だ。また、高鍋町と宮崎県の今後の方向性についてよく相談をして、国としての必要な支援は行ってまいりたい」との答弁がありました。非常に踏み込んだ答弁にも驚きましたが、今回の太田大臣の国会答弁を受けて、県はどのように考えられるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 高鍋町が管理する竹鳩橋につきましては、議員御指摘のとおり、小丸川にかかる潜水橋で、幅員も狭く、老朽化しておりますが、交通量が多く、通学路としても利用されていることから、施設の整備

が、町にとっても大きな課題となっていると伺っております。しかしながら、この橋梁の整備に当たりましては、財源の確保のほかに、橋梁形式の選定など技術的な問題を初め、河川管理者との協議など、解決すべきさまざまな課題があると認識しております。これらの課題につきまして、町が単独で解決することは非常に難しいと考えられますので、今後、国や県も町と連携を図り、設計検討に必要な基礎資料の収集分析などの課題解決に向けた勉強会を開催するなど、取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○松村悟郎議員 この橋は、高鍋町の管理でありますので、当然、高鍋町が積極的に取り組んでいかなければなりません。今答弁にありましたように、県としても、技術的な支援のほか、大臣の答弁にも、「県と町とよく相談をして」とありましたように、高鍋町が国への要望をするに当たっては、県の後押しが必要と考えております。県はどのように対応されるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県としましては、町が実施する整備の検討に必要な測量や調査設計につきまして、技術的な指導や助言などの支援を行い、町が国に橋梁の整備を要望するに当たっては、町と十分に連携を図り、対応してまいりたいというふうに考えております。

○松村悟郎議員 この件につきましては、技術的にも財政的にも、また、国との調整協議等についても非常に難しい課題がありますが、今回の大臣答弁を受け、今後の道が開けるものと期待しておりますので、引き続き、竹鳩橋のかけかえに対して、県の支援をよろしく願い申し上げます。また、九州管内の防災・減災総合点

検運動の中で細かく各地域を調査され、宮崎県高鍋町の小丸川にかかる竹鳩橋を取り上げていただいた公明党の浜地国会議員には、深く感謝を申し上げたいと思います。引き続き、御支援をいただけたらと思っております。

次に、環境に優しいマルチフィルムの普及についてであります。

県では、地球環境の保全や、そのための産地の取り組みに対する消費者理解の促進、経営面でのメリット確保といった広い観点に立って、

「みやざき環境保全型農業推進プラン」を策定しています。このプランに基づき、みやざき環境保全型農業の実践による新たな成長産業化を

目指すとしております。このプランの構成の基本方針の中に、具体的な施策として、環境負荷の少ない資材への転換を推進するとあります。

そこで、環境負荷の少ない素材として考えられるのが、生分解性マルチフィルムであります。

農業用のマルチフィルムは、畑の畝に覆いかぶ

せて、発芽・成長を促進する目的で広く使用されております。県内では、年間およそ2,500トン使われております。このほとんどが石油系の製品で、使用後は産業廃棄物として適正に処理することが求められています。

一方、生分解性マルチフィルムは、トウモロコシやバレイショなどのでん粉からつくられており、一般的な野菜の栽培期間である120日ぐらいで、土壌微生物によって水と二酸化炭素に分解され、収穫後は土にすき込んでしまえば、剥ぎ取り作業も、廃棄物処理費用もかからない、農業革命と言える資材であります。

この生分解性マルチフィルムについて、県としてどのような評価をしているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 御質問の中にあ

りましたとおり、本県では、環境保全型農業

の推進を図るため、昨年3月に「みやざき環境保全型農業推進プラン」を策定したところであり、その中で、環境負荷の少ない農業用資材への転換等を推進することといたしております。

生分解性マルチフィルムにつきましては、プラスチックのフィルムと比較して、価格が高いことや、保管中に分解が進むために長期保存が難しいなどの課題もございますが、保温性能や資材の強度などでは遜色がなく、使用後に土の中で分解し、収穫後の回収労力の軽減も図れるなど、環境負荷の低減に向けて期待が持てる資材ではないかと考えております。

○松村悟郎議員 農業用資材でございますので、本来ならば、農業経営者が自己資金で購入すべきものではありませんが、今、部長答弁でもありましたように、購入時の価格差が大きいわけでございます。ちなみに、このフィルムが1本当たり8,000円弱といたしますと、石油製のフィルムは3,000円のような価格差があります。つまり、導入時点での農業者のためらいというものがあるのだと思います。東京都清瀬市では、環境保全型農業の推進や農業従事者の作業効率の向上を目的として、生分解性マルチフィルムの購入経費の一部を補助しております。一度使うとそのメリットが理解できますので、最初の背中を後押しするという意味で、生分解性マルチフィルムの購入費に対して補助をする、これもまた一つの方法だと考えます。本県における生分解性マルチフィルムの普及に向けての取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 県では、農業団体等と連携いたしまして、生分解性マルチフィルムの性能や効果につきまして、過去10年以上にわたって現地実証試験を行っているところ

るでございます。また、生産者に対する研修会において、これまでの成果について情報提供するなど、農家への啓発にも取り組み、カンショなどの大規模経営において、使用する事例が出てきているところでございます。今後とも、資材メーカーや農業団体と連携しながら、普及に向け、この生分解性マルチフィルムの有用性をさらに確認するとともに、費用対効果など経営面の課題についても、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。今後、農家の高齢化や担い手不足により、生産法人や集落営農などの少人数による大規模農業に転換せざるを得なくなることが予想されます。生分解性マルチフィルムは、省力化による規模拡大に大きく寄与するものと考えられます。「みやざき環境保全型農業推進プラン」の目標達成や規模拡大による農家経営安定のため、生分解性マルチフィルムへの転換・普及の推進をよろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、先ほど、南海トラフ津波・大震災による影響について質問をさせていただきましたけれども、30年以内に起こる可能性あるいは50年以内に起こる可能性90%程度以上という、かなりの精度で大きな被害が予想されております。今こそ、ハード整備、ソフト整備を積極的に行っていただきたいと思ひます。整備に当たっては、いつやるんですか、知事。かわりにお答えします。今でしょう。

以上で一般質問を終わります。(拍手)

○福田作弥議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

6月13日（木）

平成 25 年 6 月 13 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	(同)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修 一 郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕 次 郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治 史
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 栞 保 博

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○丸山裕次郎副議長 ただいまの出席議員36名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。昨年の12月から久しぶりに野党に戻りました田口雄二でございます。また、本年4月から会派名が3年ぶりに「民主党宮崎県議団」に戻り、3名の会派となりました。小粒でもびりりと辛い宮崎県議会のサンショウのような存在でありたいと思っています。県勢発展のために日々精進を重ねてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

昨年の総選挙以降初めての質問をいたします。前回の質問は総選挙公示日の前日という大変慌ただしい中で行い、今回も間もなく参議院選挙と、前回と似たような状況で行いますが、与野党の立場が変わっての選挙戦です。それにしても、さきの総選挙は大惨敗に至りましたが、改めて自民党のしたたかさには感心させられました。さきの総選挙時の自民党のポスターの標語には、今、宮崎県の基幹産業である農畜産業が崩壊しかねないと言われているTPPに関して、こう書かれていました。「ウソつかない。TPP断固反対。ブレない。日本を耕す!!自民党」、「ウソつかない。TPP断固反対。ブレない。日本を耕す!!自民党」、当時の安倍自民党総裁が、野田総理の「近いうち解散」発言に対してうそつき呼ばわりをしていました。

「ウソつかない」とはそれをもじってつくった

ポスターだと思いますが、政権交代後あっさり交渉参加を表明しました。どちらがうそつきなのか、一生懸命選挙で応援した農業団体の皆さんはすっかりだまされてしまいました。「TPP参加の即時撤回を求める会」の幹事長代理を務めた県内のある代議士は、安倍首相に頼まれ、党内のTPP慎重派や農業団体の根回しをして回り、交渉参加への道筋をつけたキーマンだという政府高官の声を産経新聞が報じていました。同じことを民主党政権時に行っていたら、マスコミも安倍さんと同じように批判の大合唱であったと思いますが、全く何事もなかったような日々です。我が会派には元新聞記者がいますので余り言いたくはありませんが、今の政権への批判はすっかり陰を潜め、公平公正な報道というのはないのか、全く納得がいきません。腹立たしい思いで、この3年3カ月の間に私の髪の毛もすっかり薄くなってしまい、似たような状況の井本英雄議員にいつも冷やかされています。今回の参議院選挙は自民党を見習ってしたたかにやりたいものですが、民主党関係者は本来根がいい人間ばかりなので、今回も従来どおり正々堂々と正攻法で立ち向かってまいります。

それでは、一般質問を誠実に正攻法で行いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、知事の政治姿勢をお伺いいたします。

長年の全国地方6団体の要望でもありました地域主権改革が、一丁目一番地として取り組んできた民主党政権時代に大きく前進いたしました。また、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案並びに実施について、国と地方が協議をする「国と地方の協議の場」が設置されました。また、国が法令で自治体の仕事を定める

義務づけ、枠づけの見直しが大きく進み、地方が条例でルールを決められるようになりました。また、地方にとっては自由に使うことができず、使い勝手のいいように要望してきましたひもつき補助金は、自主戦略交付金、通称一括交付金として平成23年度から地方に交付されるようになりました。地方の存在を重視する地域主権改革に弾みがつき、さらなる改革を期待していました。ところが、政権交代し、安倍首相が再登板すると、あっという間に一括交付金を廃止と決め、地方交付税の削減も実施し、地域主権改革が大きく後退し、地方がようやく得た成果は簡単に無視されてしまいました。知事は、この自主戦略交付金、一括交付金をどう評価し、今回廃止されたことについてどうお考えかお伺いします。

以上で壇上からの質問を終了いたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

地域自主戦略交付金の評価等についてであります。地域自主戦略交付金につきましては、対象となる事業の中から地方が必要とする事業を自主的に選択する制度として、全国知事会の要望等により創設されたものであり、地方分権の観点からは一定の評価をしておったところでありますが、具体的な配分額の算定方法についてはさまざまな意見があったところであります。特に本県のようなインフラ整備がおくれている県にとって十分ではない面があったところであり、私も見直しの必要性を感じ要望を繰り返しておったところであります。平成25年度からは廃止となりまして、廃止分については各省庁の交付金等へ移管されましたが、移管に当たっては、移管先の各省庁の交付金の対象メニ

ューの大きくくり化や新たなメニューの追加など、地方の自由度に配慮した一定の改善措置が講じられているものと考えているところであります。以上であります。[降壇]

○田口雄二議員 地域主権の一括交付金は、先ほども申し上げましたように全国地方6団体の要望で、つまり私ども県議会の要望でもありました。当時の外山議長にもお伺いしたいところですが、同じ議員にはこの場では質問できません。そこで、一括交付金の廃止に関して、事前に地方に同意を求める説明等が政府よりあったのか。安倍政権誕生後の「国と地方の協議の場」開催状況と協議の内容を知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 地域自主戦略交付金の廃止につきましては、平成25年1月11日に閣議決定をされました「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づき廃止される旨の情報提供が、国より同日付であったところであります。また、「国と地方の協議の場」につきましては、第2次安倍内閣発足後、1月と6月計2回開催をされております。地域自主戦略交付金の廃止につきましては、1月の協議におきまして、地域経済に悪影響を与えることのないよう事業の継続性に配慮するとともに、地方の意見を十分反映するよう、全国知事会等を通じて主張したところであります。

○田口雄二議員 お聞きしますと、地方に事前の説明はほとんどなかったと理解してもいいと思うんですが、これは地方を完全にばかにした話でありまして、中央による地方への干渉の強化であります。こういうことにならないように、「国と地方の協議の場」が設置されたのです。これも完全に無視されたということでありまして、これまでの長年の要望は一体何だった

のかと思うほどであります。全国地方6団体の要望してきた地域主権の成果が、どんどんなし崩しにされていくのではないかと心配です。民主党政権時と比較すると、「国と地方の協議の場」の開催も格段に頻度が落ちております。地方の自主性の確立に再度地方が声を上げるべきではないかと考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今御指摘のありました「国と地方の協議の場」ができたことは、大変大きな前進であると受けとめておりまして、これをいかに活用していくかが今後の大きな課題、また我々に課せられたテーマであると考えております。その協議の場における私ども地方の主張を踏まえて、今回の交付金につきましては、移管先の各省庁の交付金の対象メニューの大きくくり化などの措置が講じられたところでありまして、これも一定の改善ではないかと受けとめておるところでございます。今後、移管先の各省庁の交付金等の配分や運用面の状況を見きわめる必要があると思っております。今後、移管先の各省庁の交付金等の配分や運用面の状況を見きわめる必要があると思っております。今後、移管先の各省庁の交付金等の配分や運用面の状況を見きわめる必要があると思っております。今後、移管先の各省庁の交付金等の配分や運用面の状況を見きわめる必要があると思っております。

○田口雄二議員 せっかく勝ち得た「国と地方の協議の場」でもありますので、しっかりと地方の声を届けていただきたいと思います。どうかよろしくお伺いいたします。

次に、公共事業の入札制度についてお伺いいたします。

平成18年に県政を大きく揺るがした官製談合・贈収賄事件が発覚し、知事の逮捕という最悪の結果を招きました。この事件の反省から、東国原知事は公共事業に全ての業者が参加できる

一般競争入札を導入いたしました。その後、入札制度は、公共工事の削減等で建設業の疲弊が顕著になり、少しずつ見直しを進めてまいりました。その間、県議会では、さらなる見直し、指名競争入札の復活が必要ではないかとの質問が何度か出されてまいりましたが、これまで、東国原知事、河野知事ともに見直しに慎重な姿勢を示してきました。そして、ことしの2月議会において、災害対応力の強化のため、災害時を対象に指名競争入札の再導入を検討していく考えを明らかにしました。ところがその後、2月議会中に突然、3,000万円未満の指名競争入札を試行する方針の転換を明らかにしました。本会議での答弁から急に踏み込んだ方針転換に違和感を感じたものです。そこで、まず初めに、6年前の官製談合事件を受けて、その反省からなぜ一般競争入札を導入したのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のように、官製談合事件によりまして公共工事の発注のあり方が厳しく問われるとともに、公正性、透明性の確保など、再発防止のための改革が強く求められたところでもあります。思い切った改革をしてほしいという県民の強い思いがそこにあったように受けとめておるところでございます。県といたしましては、失われた県民の県政に対する信頼を回復するために、職員の意識改革やコンプライアンスの徹底を図りますとともに、公正、透明で競争性の高い一般競争入札へ移行してきたところでもあります。

○田口雄二議員 2月議会の本会議場での答弁でも明確にしなかったのに、それからわずか数日後に方針が変わったのは非常に不自然な感じがいたします。6年前の反省から一般競争入札を導入したわけですが、試行とはいえ、今回の

指名競争入札に移行する経緯について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 入札制度につきまして、今申し上げましたような背景で一般競争入札へ移行したわけですが、その後、改革と並行して制度の検証と見直しは随時努めてきたところであります。地域要件の細分化など地域の建設業者が受注しやすい環境づくりに取り組んでまいりました。そのような中、口蹄疫や新燃岳噴火などの災害発生時に、建設業者の皆様が被災現場にいち早く駆けつけ、懸命に作業に当たる姿を何度も見たところであります。大変感謝の思いもあるわけですが、また、東日本大震災や九州北部豪雨などの大規模な自然災害が発生し、本県におきましても、南海トラフ巨大地震による被害が想定されている状況におきまして、常日ごろから、技術力が高く、また地域の実情に精通した建設業者を育成していく必要があるという思いをさらに強くしたところでございます。また、県の建設業協会におきまして、地域建設業の方向性についての研究会が立ち上げられまして、その中で、「災害工事等における指名競争入札の導入」が提言をされておるという状況もございました。こういったことから、入札制度を検討する中で、官製談合事件の反省を十分に踏まえながら、透明性、客観性の高い指名競争入札を新たに導入することによりまして、地域の建設業者の育成を通じた災害対応力の強化を図ることができるのではないかと考えまして、今回、試行することについて判断をしたところでございます。

○田口雄二議員 次に、試行対象となる3,000万円未満とはどのような判断から決められたのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 今回の試行

は、地域の建設業者の育成を通して災害対応力の強化を図るもので、試行の検証に当たりましては、ある程度の工事件数の確保も必要でありますことから、全入札件数の約7割を占め、災害復旧工事の約9割を占める、予定価格3,000万円未満の工事を対象とするものであります。

○田口雄二議員 私に対しても、いろんな建設業者さんから、「県の入札制度を早く指名競争入札に戻してほしい」という要望もあれば、逆に、変なコネがない業者さんなのか、「厳しいけれども、誰でも入札に参加できる一般競争入札はやめないでほしい」との要望も、これまでありました。透明性、客観性の高い指名競争入札にするということですが、指名業者選定の基準をどう考えているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 今回の指名競争入札の試行に当たりましては、透明性、客観性の高い選定基準を導入することが重要と考えております。具体的には、土木一式工事の例で申しますと、発注する工事ごとに建設業者を、工事現場までの距離、県工事の受注状況、雇用している技術者の数、防災協定への加入、建設機械の保有、工事成績などの客観的なデータで評価しまして、その合計点の高い順に指名業者を選定していく方式を導入してまいりたいと考えております。

なお、このような指名業者の選定基準につきましては、透明性の確保の観点から、試行の実施に当たりあらかじめ公表してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 この試行期間と試行後の評価、方針の決定はどのようにして行うのか、県土整備部長に再度お伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） まず、試行

後の評価につきましては、競争性、効率性、品質確保の観点から、落札率、入札手続期間、工事成績、工事現場に近接する企業の受注状況などの項目につきまして分析を行い、他の入札方式と比較しますとともに、建設業者へのアンケートの実施も含め総合的に検証してまいりたいと考えております。また、次年度以降の方針につきましては、検証結果について2月議会において関係常任委員会に報告いたしますとともに、民間有識者等で構成します入札・契約監視委員会の調査、審議を経て決定してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。建設業者が疲弊をし、本県経済も冷え込み、また災害時の対応を心配する声もある。ある程度は理解いたしますが、今回の方針変換は非常に唐突であった感は否めません。あの県政を揺るがした大事件の反省を踏まえ、情報公開を行いながら、県民の理解を得つつ、公平公正なシステムを構築していただきたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

次に、電力料金の値上げ対策についてお伺いをいたします。九州電力は、福島原子力発電所の事故以降、火力発電に大きく移行しています。しかし、化石燃料の購入費がかさみ経営に厳しさが増し、今年度から電気料金が既に値上げ、または値上げが予定されています。県財政に影響が出るのではないかと懸念されますが、県当局は電気の購入についてどのように対応するのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（四本 孝君） 庁舎等の電気購入につきましては、大口使用者への小売自由化を受けまして、平成16年以降、原則として一般競争入札により購入先を決定しております。昨年度は、入札を行った130施設のうち99施設につい

て、九州電力以外の新電力と言われる電気事業者から電気を購入しております。現在の契約の大部分はことし9月までとなっておりますので、九州電力の値上げは、今後決定することとなる10月以降の購入価格に影響する可能性があります。県といたしましては、引き続き、一般競争入札の実施により、安価な電気の確保に努めますとともに、省エネ、節電に取り組むこととしております。

○田口雄二議員 企業局が九州電力に売電しているながら、片や九電以外の電気を使うというのは、ちょっと後ろめたいところがありますが、今回の質問で、電気に関しては既に経費節減にしっかりと取り組んでいることがわかりました。

次に、電気の購入ではなく、消費する側の質問をいたします。県庁舎内の省エネ型照明への取り組み状況を、総務部長にお伺いします。

○総務部長（四本 孝君） 県庁舎のうち本庁舎の照明につきましては、平成22年度に国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして、執務室内の照明器具を約3割の省エネとなるインバータ式蛍光灯に、廊下やエレベーターホールなどのダウンライトの大半を約5割の省エネとなるLED照明に切りかえたところであります。今後とも、省エネ型蛍光灯やLED照明への切りかえなど、省エネ化に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 省エネ型照明というと、私もはすぐにはLED照明などしか浮かばないのですが、状況に応じた照明が選択されて既に対応されていること、また、電気の購入に際しても、細分化された入札が9年も前から実施されていることも確認できました。今回の質問で、担当職員の皆さんとのやりとりの中で他県の取

り組み状況などを伺うと、電気の購入に関しては、本県の取り組みは全国でもトップランナーだということがわかりました。それを私も全然知りませんが、大変申しわけない気持ちでいっぱいなんです。これまでの地道な取り組みは大きく評価されるものだと思っております。しかし、残念ながら、取り組んできたにもかかわらず、今回は値上げです。さらなる対策を検討し、経費節減にぜひとも努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、医療・福祉行政についてお伺いたします。

まず、ドクターヘリについてですが、待望の就航以来1年以上経過し、その存在は日に日に大きくなっています。救命率の向上に大きく寄与しているものと、御尽力いただいている関係者に感謝申し上げます。特に県北では、3月20日に県立延岡病院に新たな救命救急センターが竣工し、3階屋上にはドクターヘリが離発着できるヘリポートが整備されました。それ以降ドクターヘリを目にする機会も非常に多くなっていますし、身近な人から先日、「娘とおなかの双子が危険な状態で緊急搬送され、母子ともに助かった」、あるいは「おじさんが転落事故で大けがをしたが、ドクターヘリのおかげで一命をとりとめた」等々、ドクターヘリに感謝する声を聞くことができました。そこで、今年のドクターヘリ就航以降の運航実績を、福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ドクターヘリの運航実績であります。運航を開始した昨年4月18日から本年5月31日までの409日間で444件、1日平均約1.1件となっております。ほぼ全国平均並みとなっております。その内訳は、交通事故等の現場出動が230件で、要請のありま

した消防機関別では、東児湯が43件、次いで宮崎が42件となっており、その搬送先としましては、宮崎大学が178件、県立延岡病院が10件、県立日南病院が7件などとなっております。また、病院間の転院搬送が206件ありまして、要請のあった消防機関別では、延岡が53件、次いで西諸が29件となっております。搬送先としては、宮崎大学が150件、熊本県の医療機関が16件、県立宮崎病院が12件などとなっております。そのほか、出動したものの、救急患者が心肺停止したこと等によりましてキャンセルされたものが8件ございます。

○田口雄二議員 ありがとうございます。運航当初は1日1件まではなかったんですが、その後、関係者の判断が的確に下されるようになったのか、だんだん実績が増加しているようです。また、けがや病気の程度によって県立延岡病院や日南病院にも搬送されていることがわかりました。ただ、報道によりますと、ドクターヘリが出動中であったため、新たな出動要請に対応できなかったとのケースが多かったように思います。運悪く対応できなかった患者たちはその後どうなったのか、助かることができたのか気にかかります。ドクターヘリが就航する前は防災ヘリが対応していましたが、重複要請時には防災ヘリの活用はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ただいまおっしゃいましたとおり、そのことが大変課題でございます。ドクターヘリが出動中に重複して出動要請があった場合、宮崎大学の救命救急センターに勤務されておりますフライトドクターとナースの対応が可能な場合には、防災ヘリに搭乗して現場出動などの対応を行っていただいております。これまで重複要請が33件ござい

ましたが、そのうち4件を防災ヘリが対応したところでございます。

○**田口雄二議員** 本県ぐらいの面積があれば、本当は2機ぐらいあったほうがいいのかもありませんが、それは財政的に非常に厳しいと思いますので、運悪くドクターヘリが出動しており対応ができないことも考慮して、可能な限り防災ヘリの活用も工夫していただきたいと思いません。

地域医療再生のための予算が地方に交付されて、この活用で今回、ドクターヘリが就航に至ったわけですが、本県同様に隣県も就航し、これで九州全域をドクターヘリが対応できるようになりました。就航以前から話が出ていましたが、就航して1年が経過し、現在、隣県との連携の進捗状況はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○**福祉保健部長(佐藤健司君)** ドクターヘリの隣県との連携につきましては、鹿児島県との間で、県内で発生した救急事案について、隣県の医療機関へ搬送する場合の対応、それと救急現場等の直近に隣県のランデブーポイントがある場合の当該場所の使用、この2点についてのマニュアルを作成しまして、部分的連携ではありますが、この6月から運用を開始いたしております。同じく、隣県でございます大分、熊本県にも昨年、ドクターヘリが導入されましたので、今後、連携強化について検討を進めていく必要があると考えております。

○**田口雄二議員** 既に鹿児島県との連携がこの6月からスタートしているようですが、面積も広く中山間地も多い本県ですので、熊本、大分との連携も早急によろしく願いいたします。

今回のドクターヘリの就航には、市町村の御協力をいただきながら、ドクターヘリと救急車

の接点となるランデブーポイントを設定して、スタートいたしました。数が多いほど患者の搬送時間が短縮されますし、対応の選択肢が多くなるとは思いますが、ランデブーポイントの運航開始後の増加数と新規開拓の取り組みについてお伺いいたします。

○**福祉保健部長(佐藤健司君)** ランデブーポイントにつきましては、運航開始前の平成23年度に、県内全ての市町村に合計279カ所設定したところでございまして、24年度には、さらに81カ所ふやし360カ所としたところでございます。ドクターヘリの効果的かつ円滑な運航にとりまして、適切なランデブーポイントの設定は極めて重要でありますことから、市町村や大学等と連携を図りながら、今後とも毎年度、ランデブーポイントの新規設定や見直しを行ってまいりたいと考えております。

○**田口雄二議員** 本県は中山間地も多く、新規開拓が難しい地域も多いのではないかとはい思いますが、引き続き御尽力をお願いいたします。

次に、県立病院の状況についてお伺いします。先ほど申しましたように、延岡病院には新救命救急センターが竣工し、この4月から、長く休診していた消化器内科の専門医が2名赴任していただきました。また、日南病院においても、宮崎大学の地域総合医育成サテライトセンターも設置されました。臨床研修医の確保も安定しつつあり、医療スタッフの一時の危機的な状況からは少しずつ改善されつつあります。そこで、現在の3つの県立病院の医師、看護師などの医療スタッフの充足状況について、病院局長にお伺いいたします。

○**病院局長(渡邊亮一君)** 最初に、医師でございますが、今年4月現在の総数は183名と過去最多となっており、定員をほぼ充足しておりま

すが、病院別に見ますと、日南病院及び延岡病院では必要な配置数を下回っており、一部の診療科で休診が続いているなど、引き続き厳しい状況でございます。今後とも、各大学医局への派遣要請あるいは医師の処遇改善などに組みましまして、必要な医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、看護師でございますが、現在、定員を60名上回る約980名の正規看護師がおりますが、80名程度が育児休業等を取得しているため、欠員が生じているところでございます。このため、臨時職員等による補充を行っておりますが、特に日南病院及び延岡病院では応募者が少なく、必要な人員の確保に苦勞しているところでございます。こうした状況に対応するため、病院局としましては、採用試験合格者のうち既に免許を有する方を年度途中で前倒し採用することや、院内保育の実施により育児休業取得者が早期に職場復帰しやすい環境づくりを進めることなどによりまして、正規職員による人員確保に努めているところでございます。さらに今年度からは、日南病院及び延岡病院の看護師確保のために、原則として採用後の異動がない地域枠採用を行うこととしているところでございます。

○田口雄二議員 ありがとうございます。3病院はそれぞれ状況が違いますが、医師の総数が過去最多とは大変心強く感じるものです。これまでの対策が実を結んでいるものと思っておりますが、延岡・日南病院はまだ医師不足です。休診中の科もあります。引き続き医師確保に力を注いでいただきたいと存じます。

看護師確保に関しては、原則として採用後に異動がない地域枠採用を日南と延岡病院に新設していただきました。それで、これについてお伺

いいたしますが、今年度から実施される看護師の地域枠採用について、その目的と採用予定数、採用後の処遇について、病院局長にお伺いします。

○病院局長(渡邊亮一君) 今年度から従来の試験区分に加えまして実施する地域枠採用では、日南病院が5名程度、延岡病院が7名程度の採用を予定しております。その目的でございますが、まず、近年、看護師の異動希望が宮崎地区に集中しており、また宮崎地区で家庭を持ち子育て等を行っている職員の延岡病院、日南病院への異動が困難な中で、両病院に必要な人員、人材を確保することが挙げられます。また、地域枠で採用された職員には、1つの病院に勤務することで自分たちが支える病院として愛着を持っていただき、結果として良質な医療の提供を図る上でも有益であると考えているところでございます。さらに、日南、県北地域への看護師定住を促進することによりまして、地域振興に資するとともに、災害時の緊急時には、病院機能維持のための必要な人員体制の確保が容易になるものと考えております。

なお、採用後の給与等の処遇につきましては、地域枠採用職員とそれ以外の職員の間には差を設けないこととしております。

○田口雄二議員 地域の実情を考慮しての新設は実にありがたく、看護師確保の一助になってくれればと思っております。また、延岡におきましては、聖心ウルスラ学園が県北の看護師不足対策も考えていただきまして、看護科がことし新設されております。すぐには看護師さんとして現場には出てきませんが、非常に明るい話題だと思っております。

次に、例年、県内就職状況が気になります多額の県費をつぎ込んでいる県立看護大学の卒業

生の県内の就職状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県立看護大卒業生の県内就職者数、過去5年間の状況を見ますと、平成24年度が29名、23年度45名、22年度44名、21年度37名、20年度が48名となっております。

○田口雄二議員 これまでは少しずつ県内就職が上昇してきておりましたが、今回は余り芳しくなかったようです。ここではその原因はお聞きませんが、来週の常任委員会で聞かれると思いますので、しっかり分析して理論武装しておいてください。

ここでは、県立病院における県立看護大学の卒業生の採用状況はどうなっているのか、ここ数年の推移とともに病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立病院における県立看護大学卒業生の採用数は、過去5年間の状況で申し上げますと、平成25年度が13名、平成24年度が17名、平成23年度が5名、平成22年度が9名、平成21年度が19名となっており、おおむね採用者の2割程度を県立看護大学の卒業生が占めております。

○田口雄二議員 卒業生の県内就職数の中でも、県立病院の比率は非常に高いものとなっております。今後も引き続き、総合的にレベルの高い教育を受けてきた卒業生の確保に、さらに努めていただきたいと思います。以上で、医療・福祉行政に関する質問を終了いたします。

次に、県土整備行政についてお伺いいたします。

安倍政権に移行して、またしても公共事業が大幅な増加です。野党時代の鬱憤を晴らすかのように大盤振る舞いをいたしました。2012年度

補正予算と2013年度予算を合わせた、いわゆる15カ月予算と言われるものです。しかし、緊急経済対策としての公共事業は、経済効果を早く出すために即効性が求められています。2012年度の大型補正も今年度中に消化することが求められています。公共工事とは、予定をしても、用地交渉一つを見ても非常に時間と労力を要し、そう簡単に事業には取りかかれません。実施しなければならないところではなく、実施可能なところに公共事業が実施される懸念があり、無駄な公共事業が行われる可能性が高くなります。そこでお伺いいたしますが、県土整備部の、予定はしていたが、さまざまな理由で使うことができなかった平成24年度の当初予算分の繰越額と補正予算の繰越額はそれぞれ幾らになっているのか。また、当初予算分の繰り越しの要因は何なのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県土整備部の一般会計の平成24年度から25年度への繰り越し確定額は370億388万2,000円であります。このうち当初予算分が182億9,006万3,000円、補正予算分が187億1,381万9,000円となっております。また、当初予算分の繰り越しの主な要因は、地質などの条件変更に伴う工法の検討や関係機関との調整、用地交渉等に日時を要したことなどによりまして、工事発注のおくれや工期の延伸が生じ、24年度内の工事完成が困難となったものであります。

○田口雄二議員 先ほども申しましたように、公共工事はいろんな要因で執行がかなわず、予定どおり事業が進まないことが大変多くあります。繰り越した分と今年度予算を合わせると、1,000億円を超える大変大きな公共事業費となります。繰り越しできない補正予算で措置し

た経済対策分の有効な執行が求められますが、県土整備部長の予算執行の考え方をお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 平成24年度の補正予算につきましては、国の方針に沿って、道路等公共土木施設の老朽化対策、事前防災・減災対策など、「命を守る公共事業」を中心に事業を実施することとしております。具体的には、早急に安全を確保する必要がある小学校などの通学路対策や国県道の舗装補修、落石防止対策、さらには浸水被害のあった五ヶ瀬川などの河川改修工事や堤防補強工事などに取り組むこととしております。

なお、24年度の補正は緊急経済対策として措置されたものでありますので、予算の早期執行が求められており、県土整備部としましても、今年度の上半期中には繰越額の9割以上を発注できるよう取り組んでいるところでございます。

○田口雄二議員 県民のためになる感謝されるような公共工事を要望いたしますし、業者のための工事にならないよう、これまでの反省から無駄な公共事業と決してならないように対策をぜひお願いいたします。

次に、高速道路についてお伺いします。

おかれていた東九州自動車道の延岡—宮崎間は今年度中に開通予定です。延岡—大分間は、まだ細切れではありますが、県境の北浦—蒲江間は昨年度開通し、全線開通は28年度が予定されています。本県内は既に用地買収は完了しているようで、今、県民を挙げて、大分—北九州間の26年度開通予定に合わせて、宮崎—大分間が2年前倒しの完成に向けての運動を展開しています。北九州市から宮崎市までの早期完成に向けて整備が進められていますが、現在の整備

状況と今後の見通しについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 東九州自動車道の北九州市—宮崎市間につきましては、延長319.2キロメートルのうち、未供用の区間が5区間91.1キロメートル残されている状況にあります。これまでも、本県を初め、沿線自治体や関係団体で組織する協議会等におきまして、北九州市から宮崎市までを平成26年度までに一体的供用を図ることとし、供用年次の前倒しを関係機関に要望してきたところです。現在のところ、5区間のうち日向—都農間、椎田南—宇佐間、苅田北九州空港—豊津間の3区間64.3キロメートルは、平成25年度もしくは平成26年度の供用予定として整備が進められておりますが、残る2区間の北浦—須美江間、佐伯—蒲江間26.8キロメートルは、平成28年度の供用予定となっております。このため、県としましても、引き続き沿線自治体や関係団体などと連携を図りながら、東九州自動車道、北九州市—宮崎市間の平成26年度までの一体的供用を強く要望してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 半年とか3カ月というレベルではなくて、2年も前倒しにしようという話です。大変なことだと思いますが、そういう意味では今回、内田副知事もお見えになりましたので、予算獲得等、ぜひとも御尽力賜りますようによろしくお願いいたします。

次に、現在、延岡から宮崎市に来るには、国道10号を車で南下して来るかJRを利用するのがほとんどで、以前はあった宮崎交通の宮崎—延岡間のバス路線は現在はありません。今年度の宮崎—延岡間の東九州自動車道の全線開通で、交通選択肢の多様性が図られますが、延岡—宮崎間の開通に向けて、高速バスの運行予定

はどうなっているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） 宮崎—延岡間の開通に向けまして、現時点で複数の交通事業者が、高速バス路線の開設を検討しているようでございます。県といたしましては、高速バス路線の開設により利便性が向上し、地域間交流や経済の活性化が期待されますとともに、災害時の代替交通手段確保の観点からも、県民生活の向上に大きく寄与するものと期待をしているところでございます。

○田口雄二議員 ありがとうございます。複数の業者が検討中とお聞きして、大変明るい気持ちになりました。希望的観測ではありますが、参入するからにはJRの特急料金よりも安くなるだろうと私は勝手に思っておりまして、複数の業者であれば、宮崎駅はもとより、宮崎空港や宮崎大学医学部経由等も考えられます。また、近いうちの開通を見込んでいる大分・福岡・北九州方面の高速バス路線開設も大きく期待できます。ありがたい答弁、本当にありがとうございます。

そこで、東九州自動車道の宮崎—延岡間における高速バスの停留所は何か所設置されるのか、またどこに設置されるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 東九州自動車道の宮崎—延岡間開通後における高速バスの停留所としましては、高速道路の本線上に設置されるものとして、宮崎、国富、西都、門川の4カ所があります。また、本線上ではなくインターチェンジの外側に設置されるものとして、日向、延岡の2カ所があります。合わせて6カ所の停留所が設置されておりまして、このうち宮崎と国富の2カ所につきましては現在利用さ

れております。

○田口雄二議員 高速バスの運行が複数の業者を検討されていることは、県北の皆さんには大変喜ばしいニュースになると思います。いろいろな選択肢も考えられますし、早く具体的な話が聞きたいものです。ぜひともよろしくお願いいたします。

次に、教育行政についてお伺いをいたします。

延岡市の東海小学校の修学旅行は、「宮崎を知る・学ぶ・体験する」をテーマとして、昨年からは、社会で必要な知識や能力を身につけるキャリア教育の時間として、県内を中心にさまざまな施設を訪問しています。卒業式に出席した折、PTAの会報を見てこの事実に驚きました。近所の小学校でありまして、娘の母校でもあるんですが、この行程は、小学校を出発した後、10号線を南下して宮崎市佐土原町の宮崎日日新聞社を訪問し、新聞ができる過程を見学し、その後、フェニックス自然動物園で動物と触れ合い、宮崎科学技術館でプラネタリウムを楽しんだ後、日南市まで南下していきます。飢肥城下町研修を済ませて、青島に宿泊して初日が終了。2日目は、青島で鬼の洗濯板などを散策した後、宮崎国際大学で多くの外国人と交流、航空大学校でパイロットになるための訓練を見学し、最後に生目の杜で古墳を学び、生目の杜遊古館でまがたまつくりをした後、小学校への帰途につく、まさに盛りだくさんの1泊2日の旅です。校長先生に伺うと、「郷土宮崎のことをもっと知ってほしいとの思いから計画をした」。しかし、「従来どおりで」と。これまでは熊本県に行っておりまして、テーマパークに寄っておったんですが、「子供の楽しみをとるのか」とPTAの反対等もあったようです。

が、何度かの話し合いで実現をしたそうです。しかし、子供たちの評価は大変高く、PTA会報の卒業特集の「6年間の思い出」には各生徒の一番の思い出が書かれていましたが、修学旅行のことが多くつづられていました。「今まで知らなかった宮崎の歴史や名所について学ぶことができた」「航空大学が一番心に残った」「宮崎国際大学でたくさんの友達ができて外国の人と話すことができた」等々で大変印象深い旅行になっているようです。今年度も既に2度目の修学旅行がほぼ同じ内容で実施されています。内容も素晴らしいと思いますし、ぜひ県北地区、県西地区、県南地区、それぞれ同様の「宮崎を知る・学ぶ・体験をする」を企画して、県内修学旅行が広まってほしいものだと思っております。そこで、東海小学校のように県内で修学旅行を実施することについて、教育長のお考えをお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 修学旅行につきましては、その狙いや教育的な意義を踏まえ、安全性や経済的な負担、児童の実態等にも配慮し、保護者の理解を得ながら、各学校や市町村教育委員会が主体性を持って取り組んでおられるところでございます。御質問にありました、県内で修学旅行を実施している小学校の取り組みでは、郷土の歴史、自然、文化といった宮崎のよさに触れさせるとともに、お話にもありましたが、キャリア教育の視点も加えられており、子供たちからも、「教科書では学べないことがわかった」など喜びの声が上がっていたと伺っております。県外での修学旅行が多い現状にありますが、この取り組みは異なる視点が入り入れられており、その内容について昨年度、早い段階で周知したいということで、校長会で紹介させていただいたところでございます。

○田口雄二議員 旅行先は各学校が独自に決めるそうですが、同様の取り組みが広まり、郷土を知ることにより、郷土に誇りを持ち、郷土愛もさらに高くなるものと思っております。これまで各議員が県内修学旅行も提言してきたところではありますが、知事の100万泊運動にも連動し、県内の経済の活性化にもつながります。この英断を下した校長先生はことし、延岡市内の別の学校に転勤いたしました。次の学校でもぜひ実施してほしいものですし、教育委員会もいろんな機会を通して御紹介していただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

次に、私が高校生のはころは、「将来はどんな職業につきたいのか」と問われても、余り真剣に考えたりはしていませんでした。漠然と、今の成績で行ける一番いい大学に行くというような安易なものでした。最近、新聞等を見ていると、高校生の医師との意見交換会や、医療現場へ生徒たちが訪問し職場体験をし、本県の医療の厳しい状況を理解してもらい、医療の世界へいざなうようなケースが多く見受けられます。1人でも多くが医療に対して関心を持ち、医療スタッフの一員になってくれたらと思っております。このような医療現場での職場体験等の実施で、医療に対する生徒たちの意識は変わってきているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 高等学校におきましては、将来、医師や看護師を目指す生徒が、キャリア教育の一環であるインターンシップなどにおいて病院や施設で職場体験を行っておりまして、体験をすることはもちろんですが、誇り、使命感を持って働いていらっしゃる方に触れるというようなことをやっております。昨年度は、医師体験を5つの県立高校で実施し

ており、看護体験につきましては35校の高等学校で行っております。職場体験に参加した生徒の感想には、「医師の果たす役割とその責任の重さを確認できた」「看護の仕事や命の大切さを理解できた」「地域医療に自分も貢献していきたい」「いろいろな職種の人が協力して1人の命を救っている」というような感想が多くありまして、医療に対する生徒の意識は確実に高まっていると感じております。このような取り組みが、将来本県の医療を担う人材の育成につながっていくものと大きな期待をいたしているところであります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。私たちのころにもこのようなさまざまな職場体験があったら、政治の世界などに入らず、もっと違った有意義な人生を歩んでいたかもしれません。今は、1人でも多くの学生が将来を見据えて本当にやりたい仕事を見つけてほしいと思っております。

時間がなくなりましたが、最後に知事にお伺いします。これは前回の質問時にお聞きしようと思っていたのですが、時間が足りなくなってしまい、今回、仕切り直しの質問です。今、NHKで時々やっていますハーバード大学のサnder教授が行う学生との討論番組「白熱教室」が人気があります。知事はハーバード大学のロースクールで学んだ経験があり、それにちなんで「知事の白熱教室」を昨年、延岡高校のメディカルサイエンス科の2年生84名を対象に実施しています。前半は知事が生徒たちに若い世代に期待することを語り、後半は、事前に生徒たちが県北の課題を絞り込み、「地域医療」と「地域の活性化」の2つのテーマで意見交換をしたと伺っております。延岡高校メディカルサイエンス科で行われた「知事の白熱教室」に

ついて、知事の感想をお伺いし、また、意見交換で知事が印象に残ったことを少し御披露いただけたらと思います。

○知事(河野俊嗣君) 昨年実施しました「知事の白熱教室」では、今、御指摘がありましたように、延岡高等学校のメディカルサイエンス科の1期生になる2年生の84人と、地域の活性化や医療問題をテーマにいろいろな意見交換をさせていただきました。感心をしたのは、生徒たちが授業の前に3週間ほど事前学習をしているんです。そして、地域の課題についてみずから考えて、課題を考えるだけではないに、こうしたらどうだろうかという解決策までも示していただいたわけでありまして。例えば、僻地医療の医師を育ててはどうかとか、研修医をもっと確保してはどうかとか。その課題解決を提案する力、また事前の学習、すばらしいなという思いがしたところであります。

自分の高校のころのことを考えると、当時、国立の広島大学附属高校というところでありましたが、地域の広島のことについてはほとんど学んでいませんし、ましてや課題について勉強したり、こうしたらどうだろうかということを考えたことは一度もなかった。これからの宮崎の医療を支えていこうという子供たちが、そういうふうな勉強をし、また問題意識を持っておることについて、大変心強く思ったところであります。また、「医療現場で医師や患者さんの実情を知る体験学習などを通して、医療に携わりたいという思いを強くした」、そんな意見も聞いたところでありまして、本当にすばらしいという思いがしております。

これからも、こういう機会を通じて私が授業なり現場に行くことによって、あらかじめ勉強したりというような刺激を与えて、宮崎のこと

を勉強してもらいたい、ふるさと宮崎のよさを学んでいただきたい。そして、先ほど御指摘がありました郷土愛を培ってもらおう。そして、いずれ宮崎のために頑張りたい、そういう思いの子供たちを積極的に育ててまいりたい、そのように考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

今、知事がおっしゃったように、今回、生徒が事前に地域の課題を一生懸命勉強したというのは非常に大きい意味があると思っております。そういう意味では、やっていただくことには非常に感謝申し上げたいと思えます。

昨年、知事が意見交換したメディカルサイエンス科の学生諸君は、現在3年生になっておりました、1期生として、今年度進学試験を受けることとなります。知事との意見交換でさらに啓発され、地域医療に思いを強くし、1人でも多く医療に関するところに進学していただきたいものだと思っております。今後もぜひ学校現場に知事みずから足を運んでいただきまして、生徒たちに刺激を与えていただけたらと思っております。どうかよろしく願いいたします。

ちょっと時間が残りましたが、以上をもちまして私の質問を終了いたします。どうもありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎副議長 次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 3年ぶりに愛みやざきに戻りました、日向市選出の西村でございます。また引き続き、議員の先輩各位、同僚各位からの御指導よろしく願いをいたします。

去る6月1日、宮崎県の置県130年の記念式典において、河野知事は非常にすばらしいパフォーマンスを披露していただきました。また、この議会でもたびたび取り上げられており

ますが、休みの日には県内各地を回っていただきまして、非常に精力的に活動、活躍していただきますことに本当に頭が下がります。ぜひ、この質問に対しても、先日の置県130年の記念式典のようなパフォーマンスをお願いしたいと思います。

まず、特別職の退職金について質問いたします。2月議会の最終日、私は、副知事の退職金につきまして、知事に質疑をさせていただきました。改めてそのときの議事録を見ますと、知事御自身は、現在の特別職の退職金制度について、「検討する必要があるものと考えている」との発言はありましたが、知事自身がどう思っているかにつきましては、明確に答弁をしていただけませんでした。現在の退職金制度によれば、知事の退職金は4年間で4,166万円、約4,000万円超、そして副知事は2,352万円程度。多少額は間違っているかもしれませんが、これが高いのか妥当であるのかは、人によって見解があることだと思えます。ほかにも特別職の方々がこの議場にいらっしゃいますので、非常に質問がしにくいところではありますが、2月議会では公務員の退職金について、そして今議会につきましても地方公務員の給与削減と、立て続けに公務員給与に関する議案も上がっておりますので、質問させていただきます。河野知事は、現在の特別職の退職金制度についてどう思っているのか、知事の見解を伺います。

以下、質問者席にて質問を続けます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

特別職の退職手当についてであります。特別職の退職手当は、特別職としての職務や職責に対して支給されるものでありまして、在任中の

勤務に対する報償的な考え方が基本にあるものとされており。また、退職手当の支給水準につきましては、他の地方公共団体との比較や当該団体の置かれた状況などを踏まえて検討していく必要があるものと考えております。このような中、昨年度、一般職の退職手当の引き下げ改正が行われたことを受けまして、全国的に見ると、特別職についても引き下げの方向で見直しを行う団体が出てきているところであります。このようなことから、本県の特別職の退職手当も、どういう水準が適正なのか、他の団体の状況を踏まえながら、今後、特別職報酬等審議会において御審議をいただきたいと考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 再質問をさせていただきますが、今の知事の答弁の中にも、特別職の制度がこうだあだという話ではなくて、知事自身が、今の給与水準というものを妥当だと思われるのか。高いとか安いとか、知事の思い、考えというものはどうなんでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 自分自身が高い低いというところよりも、今言いましたように他の団体との比較でありますとか、当該団体の置かれた状況などを勘案して、有識者から構成される審議会等で判断されるものと考えておるわけですが、先ほど言いましたような今の状況、一般職の退職手当が引き下げをされている、そして他の団体でも引き下げが行われているというような状況を考えますと、引き下げの方向での検討がなされるべきというふうには考えておるところでございます。

○西村 賢議員 引き下げをという話がありましたけれども、私が2月議会に伺った際は、引き下げるべきとか妥当であるということは何も

なくて——私の質問が悪かったかもしれませんが、議場では明確に答弁されずに、次の日の新聞を見れば、「減額を視野に」というのがどんと出ているわけです。ということは、知事はここでは発言をせずに、もしかしたら、マスコミの取材に対して「減額しますよ」というようなことをおっしゃったのではないかと思います。私は非常に残念に思いました。知事自身はどうしたいという思いはあるのでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） まず、ここでの答弁と、議会が終わった後にマスコミのぶら下がり取材があるわけであり。そこでの発言について、今、御指摘があったところであります。ぶら下がりでは、いろんな質問が次々寄せられているところでありまして、その中での方向性を答弁したということだと思っております。その中で、議会では十分そこまで答弁せずに、ぶら下がりの中ではそういう表明になってしまったのではないかと御指摘はしっかり受けとめて、今後、慎重な対応といたしますか、よく考えていく必要があると受けとめておるところでございます。

そして、退職手当をどういうふうに考えているかは、先ほど来申し上げておりますように、他の団体の状況なり本県の置かれている状況を踏まえて考えるべきもので、先ほど言いましたように、今、他の団体と比べると高い状況にある。したがって、引き下げの方向で考えられるのが筋ではないかと考えておるところでございますが、それは、特別職報酬等審議会で一定の有識者による審議を経て、判断をしてまいりたいということでございます。

○西村 賢議員 審議会ですという話、もちろんそれは第三者機関といえそうかもしれませんが、審議会については今議会でも新たに設置を

していくということで、今現在は審議会委員が決まっていない状況にあります。過去を見たときに、審議会委員は、県の関与が全くないような方も、もしかしたらいらっしゃる。また一方では、県の補助金でありますとか、いろんな事業を受けている方もメンバーにいらっしゃる。そういう方が率先して、知事の給料は高いとか、公務員の給料はもっと下げるべきだとか、中立的に言える審議会のあり方なのかなと疑問に思います。

もう一点、河野知事の前の東国原知事は、「私は半額にします」ということで、任期途中でされました。そのときは、審議会の審議を経ずに特例として下げるということで議会に諮ることがありました。ということは、そういうこともできるわけです。審議会のことと特例を用いないということに対して、知事はどうお考えですか。

○知事（河野俊嗣君） 特例につきましては、半額にするとか、ゼロにするとか、いろんな形で選挙のときの公約として掲げられているところがあるわけではありますが、制度的に認められたものを選挙のときの一つの公約なり提案として示すことがいかなものかという思いがありました。そうではなしに、あるべき水準を、先ほど言いましたように、他団体との見直し、比較等の中で議論がされて決定をされるべきものだと考えておるところでございます。

そして、審議会委員についての御指摘もございました。一つの提言として受けとめたいと考えておりますが、学識経験者、有識者、いろんな団体を代表する方、県との関係で言うと、いろんな仕事なりいろんな審議会の委員をお願いしている方がどうしても選ばれる状況にございます。そういう意味で、全く県と仕事のつなが

りのない方を選ぶのは非常に困難ではないかと思っておるところでございますが、その中でいかに公平な判断をお願いできる委員を選ぶかというのは、一つの課題として承りたいと考えております。

○西村 賢議員 先ほど一番最初の質問の答弁にもあったとおり、知事本人は、これは下げるべきだと強く思われていても、知事のことですから、非常に優しい心の持ち主であって、自分が下げることで、ほかの県もしくは県内市町村に大きな影響を与えるのではないかという配慮があるのかなと思っております。そこを突き詰めることはいたしません、これは知事の思いだと思います。逆に、知事はこれだけの職責だから妥当であるということをきちんと説明していただければ、それはそこで納得する。ここでは、そういう議論がなくて、マスコミが先行して減額だということが先に出来ますと、私たちが知事の発言に対して一々不信感を持たなければならないこともありますし、この議場の場を大事にさせていただきたいと思っております。

次に行かせていただきます。フードビジネス振興構想についてお伺いいたします。

本県のフードビジネス振興構想が具体化に向けて大きく動き出しました。安倍政権もTPP参加にかじを切っているわけですし、TPP以外にも、日中韓FTA、ASEANなどアジアの物流が加速していくこのタイミングでのフードビジネスの拡大、東アジア戦略など、県を挙げて考えて、それに備えていくことは、将来を見据えて非常に重要であると思っております。このフードビジネス振興構想のそれぞれの重点施策を見ますと、東アジア輸出促進拠点整備事業5,250万円、「農」と「企業」のみやざきフードビジネス創出事業1億円、日本一のキャビア

産地づくり支援事業4,010万円、全共二連覇“日本一宮崎牛”販路拡大対策事業2,464万円と非常に多額の予算をかけて、まさしく攻めの姿勢で取り組んでおり、知事初め執行部の本気度が相当なものであると感じております。

これまでは、予算がないとか非常に厳しいということで、積極的な予算をかけて打って出なかったことに対して、大きく攻めに転じていると思っておりますが、ここまで県が命運をかけて挑む事業の背景には、当然、本県の地理的、地域的に不利な面もあるかと思っておりますが、県がどこまでバックアップしていくのか非常に疑問もあります。本来であれば、民間企業——民間といたしましても農協、経済連なども含みますが、民間同士の競争であり、新商品開発、販路拡大というのは、企業である民がやるものであります。場合によっては、補助金に頼ってほかの地域との競争力の向上につながらないかもしれない。また、中間の商社や金融機関などが潤って、生産者や生産地に恩恵につながらないかもしれない。他地域との競争に勝てない理由をしっかりと把握して挑んでいかなければ、生きた事業にならないかもしれません。本県の農業を強くすることは、生産者の経済対策、また、担い手対策、耕作放棄地対策につながるものであります。どこまで行政がバックアップしていくべきなのか、フードビジネス振興構想における本県の農業の目指す姿について、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) フードビジネス振興構想は、農業のみならず水産業を含めて本県のすばらしい農林水産資源を、素材提供型ではなく、それを生かしてもっと裾野を幅広く、2次産業も3次産業も活性化していく、それが産業振興なり雇用の確保につながるのではないかと

その根底、基本的な考え方はそこにあるわけでございます。

御質問の農業に関しまして、農業を取り巻く情勢は、国際的にも非常に厳しいものがある中で、宮崎牛の全共2連覇でありますとか、安全・安心の取り組み、残留農薬検査体制日本一であったりするわけでございます。そういった本県農業が他にない高いポテンシャル、可能性を持っている、それをもっともっと生かしていきたいという思いでフードビジネスを進めておるところでございまして、商工業や観光業など他産業のノウハウやマーケットのニーズを上手に取り込みながら、本県農業のポテンシャルをさらに引き出してまいりたいと考えております。企業の農業参入や東アジア市場の開拓などを初め、新たな視点、発想で生産現場に付加価値を呼び込もうとする農業者や企業者の主体的な活動、御指摘があるとおり、いろんな独自の取り組みを後押しする、一緒になって頑張る前に進んでいこう、そのようなものとして考えておるところであります。

フードビジネスに関しますさまざまな取り組みが生まれて活性化することは、その基礎となる農業の競争力強化に直結する。今、「儲かる農業」を目指して農業・農村振興計画に取り組んでおるところでございまして、この構想を通じて、農業のさらなる成長を促し、より力強く地域経済を牽引していく基幹産業にしてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 先日、各議員のところに「宮崎フードビジネスかわら版(創刊特別号)」というものが届きまして、宮崎県フードビジネス推進課がつくっているのを見ました。非常に中身もできばえもよくて、しかもわかりやすい。こういうものが今後、広く県民にも親しま

れていくように期待をしたいと思っております。

次に移ります。この戦略の中心となる東アジアの対策ですが、今度は農政水産部長にお伺いをいたします。本日付で香港事務所が開設されるとのことで、非常におめでたい日であります。私が以前、函師議員と一緒に福岡県の香港事務所を訪問いたしました。以前、函師議員も質問に取り上げたことがあるんですが、福岡の名産である「あまおう」というイチゴのにせもの摘発といいますか対策に非常に苦慮している様子を見たときに、日本ブランドから世界ブランドになっている「あまおう」が、メジャーになった反面、にせもの対策に追われている状況を見せていただきました。今回、宮崎県も、宮崎牛を初め宮崎県の農産物を香港、また東アジアに売っていくわけですが、にせもの対策につきまして、例えば宮崎牛がしっかりと現地に届いていく——日本国内であれば、トレーサビリティがしっかりしていて、誰々さんがつくった牛肉がしっかりとレストランまで行くというようなトレーサビリティが、香港の場合はそれがしっかりとれるのかという問題。もう一点は、全然宮崎牛ではないものを宮崎牛として売られる偽装表示問題、いろんなにせもの対策が現地では問題になると思います。例えば、「宮崎牛」ではなくて「みやさき牛」と書いてあったり、そういうものも今後考えられますが、にせもの対策につきましては、宮崎がこれからもっとメジャーになる前に手を打たなければならない問題だと思います。例えばWTOの地理的表示問題、全国的に焼酎とか日本酒で貿易のときに使われているにせもの対策でありますとか、そういうものによって防ぐことができるのか、部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 宮崎牛を初め品質の高い本県産農水産物の海外輸出を進めていく上では、現地における模倣品の存在は大きな問題になる可能性があると考えております。現在のところ、模倣品による直接的な被害が出たとは聞いておりませんが、その対策は、基本的には、その国・地域の商標制度や表示制度に基づいて行われることとなりますので、議員御指摘のトレーサビリティあるいは地理的表示制度の活用につきましても、まずは輸出先の制度に則した対応を検討してまいります。

一方、海外におきましては、日本と同等の制度が存在しない場合や、制度があっても運用が不十分な場合もあると伺っておりますので、県の香港事務所を中心として、現地における情報収集や関係機関との意見交換などもあわせて進めてまいります。

また、県内の事業者が現地の輸入業者と緊密に連携して、信頼ある流通体制を構築していくことも大変重要だと思いますので、関係構築に向けた取り組みについても、しっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 詳しい方に聞くと、「模倣品」というものは有名になったあかしだ。有名税の一つだ」と言われる方もいらっしゃいます。それを考えますと、みやさきブランドの浸透がまだまだなのかなという点もありますけれども、場合によっては宮崎牛だけではなくて、日本の各産地の和牛も宮崎の子牛から成っている場合もありますので、ぜひ、そのあたりともチームワークをとって、オールジャパンでやっていく対策も必要じゃないかと思えますし、国に対しても働きかけていかなければならない問題もあらうと思えますが、ぜひ、知事初め執行

部挙げて対策に今から乗り出させていただきますように、また、現地にもJAの事務所もできているようですから、関係団体とも手を組んでやっていただきますようお願いを申し上げます。

次に移ります。本県の子育て支援について伺います。

河野知事は、県広報みやぎき6月号「知事コラム こんにちは！河野です」でも積極的に子育て支援に取り組む姿勢があるように見受けられます。他県の知事らと協力して、10人の知事で「子育て同盟」をつくって、国に対してもアピールしているように思いますが、他県の知事らと連携をとることで、河野知事は、本県の子育て、もしくは地方の子育ての状況をどう国に訴えていく思いがあるのか、その狙いについてお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 子育て同盟であります。10県の知事が発起人となって4月9日に立ち上げたものであります。この10県の知事というのは、どちらかというと若手の知事で、折々に集まって、いろんな形での意見交換をしておったんですが、たまたま、その中に広島と三重の育休をとった知事がいて子育ての話になり、地方ではいろんな努力、取り組みをしている。もっともっと国に前向きになってもらうべきではないか、国全体で国民の間に意識を高めていくべきではないか、そういう危機感を共有したところでありまして、こういう同盟を立ち上げて国にもアピールする。そして情報交換することによって、お互いの施策のいいところを学び合っていく、また切磋琢磨していろんな政策を提案していく、そのような方向で今後進めてまいりたい、そういうような思いでございます。

4月9日には、安倍総理大臣、また、田村厚生労働大臣、森少子化担当大臣などを訪問しまして、そのようなアピールをし、国からも積極的にやっていきたいと思いますというような意見交換をさせていただいたところでありまして、本県は、「日本一の子育て・子育て立県」を目指しておるところでございまして、そういう意見交換なり情報交換を通じたものを十分に参考にしながら、国にももっともっと取り組みを促してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今、答弁の中にありました、ほかの県との連携協力とか情報交換は、今現在は事務局レベル、担当レベルでは始まっているのでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） ふだんから、子育ての問題のみならず他県の情報収集は行っておるところであります。今回、改めてこの10県の取り組みについて事務的に情報共有をして、それを踏まえて新たな取り組みが、それぞれの県で今進みつつある。本県でもいろんな検討をさせていただいているところでありまして。

○西村 賢議員 宮崎県は、先ほどありました「日本一の子育て・子育て立県」を目指して知事初め先頭に立って頑張っているところではあります。その中で男性の育児参加というものを、知事も前向きにいろんな行動を起こしていただいております。ただ、総務省の社会生活基本調査というものがございまして、本県の6歳未満の子供を持つ男性の家事・育児時間が、全国で平成23年が37位、平成18年が35位でしたから、ほとんど変わりがない状況にあります。また、日本一とはほど遠い状況であります。全国の様子を見ますと、南九州というところは、男性の子育てに対しての意識がまだまだ足りないなというのがありまして、大分県が平成18

年の調査で全国最下位だったわけですが、平成23年には全国7位と非常に躍進をしております。大分県は、「男性の子育て参画日本一」という施策をこの5年間取り組んできたようです。ちなみにほかの県を見ますと、熊本県は平成23年で39位、宮崎県が37位、鹿児島県が39位、南九州はまだまだそういう面ではおけているなという気がいたします。そこで、大分県は、そういう取り組みで非常に底上げをして頑張ってきたわけですが、まだまだ宮崎県では意識が低いものがあります。これは一つは、実際に育児をされている方、また関心が高い方は当然取り組まれますが、それ以外に、関心が低い方であるとか、世代的に子育てが終わってしまった方の意識を変えていかなければならないと思っております。それにつきまして県はどのような施策を打っていくのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 男性の子育て参加であります。母親の子育てに対する負担感や不安を和らげる、解消することは、子供の成長にとっても大変大事であり、また両方の側で支えていくのは自然なことではないかと思っております。もっとも力を入れていきたいと考えておりまして、去年は私も参加して「イクメンパパの料理教室」というものを行いましたし、今回は、父親になる方に子育ての参考になる情報を盛り込んだ父子手帳を配付するなど、父親の子育て参加促進に取り組むこととしております。また、昨年11月の「未来みやぎき子育て県民運動推進協議会」におきまして、毎月19日を語呂合わせで「育児の日」と設定し、子育てをしている世代以外の方々も含めて、県民に広く子育ての大切さや男性の子育て参加も含めた重要性について周知を図り、啓発に取り組んでい

こうしているところであります。また、企業部会を設置してワークライフバランスの講演会を開催し、職場環境という面からも子育てと仕事が両立できる環境づくりを進めているところであります。今後とも、このようないろんな取り組みを通じて、男性の子育て参加をより促進してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 35位とか37位ではなくて、少しでも上位に行けるように、また、県民挙げて子育てをしているところには優しくできるような本県づくり、せっかく出生率が非常に高い本県でありますから、ぜひバックアップをお願いしたいと思います。

次に移ります。去る5月5日、県庁職員で長年にわたり児童虐待など福祉に取り組んだ甲斐英幸さんが、早期退職をされまして、虐待防止を訴え日本一周マラソンに出発いたしました。マラソンを行いながら全国各地で講演や勉強会を行うということで、その場には「イクメン」を世に広めたファザーリング・ジャパンの安藤哲也副代表の姿もございました。安藤氏も「虐待防止の観点には男性の育児参加が非常に重要である」と訴えておられましたし、今回、甲斐さんのサポートを全面的にやっておられます。まず、河野知事は、甲斐さんの挑戦のことは御存じだったか。また、ぜひ甲斐さんにエールを送っていただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） この取り組みについては、承知をしておったところでございます。在職中から児童虐待防止に関係するNPO法人を主宰されるなど、非常に地道な活動に取り組んでこられたわけでありまして、今回の日本一周マラソン、何とか虐待防止のメッセージを国民に届けたい、広く世の中に訴えたいというその熱い思い、熱意と真摯な姿勢に深く敬意を表す

る次第であります。児童虐待の背景には、いろんな課題、家庭や社会が抱えるさまざまな問題がありますので、国民みんながひとしく認識をしていくこと、意識を高めていくことは大変重要であると考えております。甲斐さんが今回のチャレンジを見事に完走されて、その思いが県民の皆さんを初め全国の皆さんに届くよう、社会全体の機運の醸成につながることを、私も大いに期待をしておるところでございます。頑張ってくださいと思います。

○西村 賢議員 甲斐さんは、出発式で県庁を出発されたんです。連休中でありましたけれども。本当は県庁正面から出発していくと絵になると思っていたんですが、当日がちょうど楠並木朝市をやっているということで、正面から出られないということで、東側の通用門のところまで小さくなって出ていかれた。当然本人も、県庁出身ということで県庁から出発したいなと思いつつも、迷惑をかけられないという控え目なところがあつたのかもしれませんが。12月ごろに宮崎に帰ってくる予定でありますので、そのときは、知事初め、ぜひ正門のほうでしっかりとゴールを待ちわびていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは次に移ります。福祉保健部長に伺います。本県の子育て支援を象徴するイベントが幾つかありますが、その中で「未来みやざき子育て応援フェスティバル」というものがありまして、そこで「未来はぐくむ大家族賞」として、18歳以下で5名の子育てを行っている家族の中から表彰しております。大家族といいますと、テレビ番組等でも取り上げられ、毎日がドラマチックなイメージであったり、また大家族ならではの苦労や幸せもあるかと思いますが、これを行政が表彰していくということに対して

は少し戸惑いもあります。子育ては、それぞれの家庭の価値観があると思いますが、このことに対して県の見解を伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 毎年11月の子育て県民運動推進月間におきまして、子育てに熱心な取り組みを顕彰することにより、県民全体で子供と子育てを応援する活動を促進する目的で、子育て表彰を行っております。平成24年度はその一環として、御質問の大家族を表彰したところでございます。これは、たくさんの子供たちが周囲の方々の協力のもとで明るく健やかに育っている様子、また育てておられる様子を広く周知することによりまして、県民の皆様に、子育てのすばらしさ、あるいは楽しさを感じていただくことを意図して表彰したところでございます。今後とも、関係者の御意見を伺いながら、子育てや子育て支援活動に活躍されている個人、団体を多様な観点から表彰することによりまして、県民全体で子供と子育てを応援する機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。子育て関連について質問させていただきましたけれども、先ほど申し上げたとおり、意識が高い人とか、実際に子育てをやっている人のところには声は届いていますが、それ以外の方、地域、会社を巻き込んだ活動に広がっていきますようをお願いを申し上げます。

次に、防災対策について質問いたします。

先日、愛みやざき会派で宮城県庁を訪問しまして、宮城県の防災対策について意見交換、勉強会をしてまいりました。知事は宮城県にお勤めになったことがあるということで非常に詳しいと思いますが、東日本大震災の前から、たびたび津波被害があり、県を挙げて防災対策に努

めていた県ではありましたが、想定外、想定以上の大きな津波に対して防災能力が発揮できなかった。それを非常に悔やんでおりました。ただ、大きな犠牲の上に、今、復興の道半ばではありますけれども、新たな防災対策というものは、まさに生きた教訓でもあります。そういうものを私たちが勉強させていただきました。その中で、過去に津波があった際に、ここから下には家を建てるなという碑が県内で幾つも見つかったそうですが、そういう先人の教訓を忘れて建てていった。今回の防災対策に対しては、宮城県もその部分を十分配慮して、今まで住居があった地域には、企業や工場は建ってもいいけれども、住居は高台に移転したほうがいいという市もあれば、また、実際に我々は岩沼市の集団移転現場を訪問しましたが、海岸線にあった住宅地はやめて内陸部に集合した住宅地をつくってほしいという市もございました。

そういうものを目の当たりにしてきて質問させていただきたいんですが、今、県も防災対策には非常に力を入れて、津波の想定もしくは市町村との連携も図っているところであります。南海トラフの地震が起きた際には本県にも大きな津波被害が予想されますが、一番は人命、もちろん財産を守ることも重要であります。本気で県が県民の命・財産を守るということであれば、ある程度の規制を考えて、海岸線のまさしく危険だということには新規の住宅を建ててはいけないとか、かさ上げしなくてはならないとか、そういうものを認めないような土地利用の規制や地域まちづくりを市町村と一緒に考えていく必要があると思いますが、県土整備部長、それについてどう考えているのかお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 東日本大震

災を契機に制定されました「津波防災地域づくりに関する法律」におきまして、県は、津波による著しい被害が発生するおそれがある区域で病院・福祉施設などの建築を制限すべき区域を、住民や市町村長の意見を聞いた上で指定できることとなっております。また、市町村は、この区域の中で住宅等の建築についても制限する区域が必要な場合、条例で定めることができるようになっております。しかしながら、このような区域を指定する場合には、私権の制限を伴うことや、土地利用の大きな見直しが必要となることから、まちづくりの主体であります市町村が住民の意見を聞きながら慎重に検討していく必要があると考えます。このように区域の指定は住民の生活に大きな影響がありますので、県としても沿岸市町と一緒に、その必要性について検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今、答弁にもあったように、市町村もしくは県で一体となって、そういう地域を指定していくことができるようにはなったんですが、聞いたところによると、これを指定して実際に施行している自治体はまだないと伺っております。堤防なり防災対策もお金が幾らあっても足りないことでもありますし、新規に認めていけば、新たにそこに町ができて、その地域に対する防災対策をさらに強化していかなければならないイタチごっこになってしまいます。本当に住民の命を守るのであれば、ここは危険だからこれ以上はだめだという地域も、今後指定していく必要があると私は思っております。それと別に、ソフト面にしても、住宅メーカーとか不動産仲介されるようなところには、「ここは危険ですよ。いざ津波が来たときに1キロ先まで高いところはないですよ」とい

うことを明確に説明することを義務づけさせるようなことも必要かと思いますが、まだまだこれには、私も法律の勉強が必要だと思いますし、どうやって守っていくのか、あちこちに避難タワーをつくっていくことが本当に可能なのかということも踏まえながら、今後、市町村と連携を強化していただきたいと思っております。

次に移ります。本県の教育につきまして、県立図書館についてお伺いいたします。

県立図書館名誉館長に伊藤一彦先生が就任をされました。伊藤氏はこれまで、若山牧水顕彰などでも非常に熱心に取り組まれているところであり、説明は不要かと思いますが、伊藤氏を名誉館長に据えた狙いは何であるのかお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 県立図書館は、「知の拠点施設」として県民の皆様の生涯学習、文化振興に大きな役割を果たしている。その財産である図書館をこれまで以上に生かして文化活動を振興していくことが重要であると、かねてから考えておったんですが、河野知事からあるとき、「歌人として全国的に著名であり、本県の文化振興にも多大な貢献をされている伊藤一彦氏を名誉館長にお願いしてはどうか」という提案がありました。それで、教育委員さんとも協議をいたしまして御賛同を得て、このたび伊藤一彦氏に名誉館長の就任をいただいたところでもあります。名誉館長として、具体的には、文芸活動や読書活動、資料収集、蔵書の充実などについて御指導、御助言をいただくとともに、本県の文化のPRをお願いしたところでもあります。伊藤氏からは、「宮崎のすばらしい文化を発見できる図書館にしたい」というお言葉をいただいております、御助言等を生かしな

がら、県立図書館の一層の活性化、そして文化の振興に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。ぜひ、伊藤先生の力もかりて活性化していくことを願うんですが、その中で、伊藤先生といえば若山牧水顕彰で、宮崎県も、そしてまた日向市の東郷町も非常にPRをいただいております。内田副知事にお伺いしたいんですが、私にとって日向市の著名な歌人である若山牧水のことを、宮崎県に来る前に御存じだったでしょうか。

○副知事（内田欽也君） 若山牧水は近代日本を代表する歌人でございますので、名前は知っておりました。ただ、実は余り詳しく知らなかったんですけれども、先日教えていただいたのは、若山牧水のおじいさんが埼玉県所沢市の出身で、牧水自身も若いころに、よく所沢には足を運んでいたそうでございます。私自身、生まれも育ちも所沢なものですから、そういう意味では、宮崎と所沢という2つの点で共通項ができたと思ひまして、今、大変親しみを感じているところでございます。

○西村 賢議員 日向においては、牧水ゆかりのかかるた大会でありますとか、短歌甲子園のような新たな取り組みもありますので、ぜひ日向にもお越しいただければと思っております。

図書館の質問に続きます。先月、佐賀県武雄市の図書館を見学いたしました。前もって樋渡市長と面会した際に、いろいろコンセプトとか思いというものを聞いておりました、私も完成を待ちわびておって見てきたわけではありますが、4月に完成した武雄市の市立図書館、2カ月で20万人強と前年比4.7倍。もちろん新築効果というものもあるかと思いますが、年中無休で朝9時から夜の21時、今は23時まで時間延

長してやっているということですが、人口5万人程度の市で、これだけ活況がある図書館というものは考えられません。ちなみに人口規模が武雄市より多い日向市の図書館に聞いてみると、この2カ月で2万7,564人が利用されておりました。これは比べものにならない数字であります。

市立の図書館を民間企業に業務委託するということに対しては、非常に大きな抵抗がありましたし、議論にもなりました。ただ、私が実際見て感じたのは、市民に非常に喜ばれていまして、利便性も拡大をしております。図書館はこうでなければならないという概念を壊された思いがいたしました。宮崎の県立図書館、もしくは県内にあるいろんな市立図書館が悪いとは言いません。それを見て欠点というのは思わないこともないんですが。私自身を振り返ってみますと、図書館で本に親しんだというよりも、どっちかというと冷房がきいた自習室というイメージの利用が多かったように感じます。図書館というのは、先ほど「知の拠点施設」と言われたように、本に親しむことが大事であります。武雄市の図書館におられる方は本のプロフェッショナルで、本についていろんな話をしてくれます。貸し出しカウンターがなくて自動でやってくれるシステムになっていまして、ああいうのも非常に効率的でいいなと感じた次第でした。議員の皆様方も執行部の皆さんも、機会があれば行っていただきたいと思えます。

本県の図書館を見てみますと、利便性ということに対しては、まだまだではないかと思っております。特に、たびたび質問にも上がりますが、文化公園内の駐車場、日曜日に行ってみました。とても車はとめられない状態です。全員が全員、図書館を使っているわけでは

ありませんが、公園があつて劇場があつて美術館があつてということを考えますと、あそこに集約してあることは非常にいいんですが、それに対して駐車場が少な過ぎて、本を返す人も非常に大変な様子を見てまいりました。そういうことも踏まえまして、図書館の今後の利用拡大に対して教育長はどう思われているのか、お伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 図書館というのは県民の皆さんの財産であると考えておりまして、一層生かしていきたいと考えておりますが、利便性や利用される方の拡大を図ることは、実に大切なことだと思っております。県立図書館ではこれまで、利用者の利便性を考え、例えば、日曜、祝日の開館をするとか、1回当たりの貸し出し冊数をふやすなどの取り組みを進めてきたところでもあります。また、遠隔地の方が県立図書館に行かなくても、地元の市町村立図書館から本が借りられるようなシステムをつくっております。そういうこととあわせて移動図書館車「やまびこ号」で僻地等の学校を訪問し、実際に子供たちに、手に本をとってもらい取り組みも進めているところでございます。県民の財産として県全体を対象とした図書館サービスの充実に努めてきたところでもあります。このほか、専門機関と連携した講演会や各種相談会の開催、郷土資料を活用した講座等を通じて、県民の皆様方の課題解決や生涯学習に役立つ情報提供を行って、利用の拡大に努めてまいりました。

さらに、本年度からは、より親しみを感じていただけるよう、先ほどもお話がありました。施設が集中しておりますので、美術館、博物館と連携して施設の見学ツアーの取り組みも始めたところでもあります。今後、先進地の事例

も参考にしながら、利便性の向上や利用の拡大に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 駐車場の問題は、本当にひどい問題でありますので、執行部の皆様方にもどうかしていただきますように——日曜日が多くてとめられなくて、しょうがないから月曜日に行ったら休館日だったんです。そういうこともありますので、営業期間も含めまして、改良対策を早急をお願いしたいと思います。

時間がなくなってまいりましたので、次に移りたいと思います。非行少年について、警察本部長にお伺いしたいと思います。

先般、ニュースにて、本県での触法少年がこの10年で最多、157人との報道がありました。非行少年というのは聞いたことがありますが、触法少年というのは余り聞いたことがありません。刑事処分の対象にならない14歳未満の少年だということはお伺いしましたが、非行少年の定義と本県の非行少年の現状についてお伺いたします。

○警察本部長(白川靖浩君) 非行少年というものには3つございまして、犯罪少年、触法少年、虞犯少年でございます。犯罪少年といえますのは、14歳以上20歳未満で罪を犯した者、触法少年と申しますのは、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした者、虞犯少年と申しますのは、保護者の正当な監護に服さないなど、その性格等に照らして、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者という形になっております。

次に、非行少年の現状についてでございます。ここ数年、県内の刑法犯認知件数——これは全体の数でございますけれども、平成14年をピークに半減してきておりまして、犯罪少年につきましても、同様の傾向を示しておるところ

でございます。平成24年中に犯罪少年518人を検挙しましたが、これは過去10年間では最も少ない数字であります。犯罪少年の人口比について申し上げますと、少年人口1,000人当たり換算しますと、過去10年間では、ピーク時が平成17年の14.76人、平成24年は7.56人となっておりますのでございます。しかしながら、平成24年においても、犯罪少年の人口比は、成人における値の約3.2倍に上っております。また、平成24年に触法少年として取り扱ったのは、今、議員から御指摘がございましたとおり157人ございまして、過去10年間では最多となっております、人口1,000人当たり換算した取り扱いの人数は、ここ数年おおむね0.5人から1人の幅で推移しているところでございます。そして、虞犯少年についてでございますが、平成24年に6人を送致または通告いたしました、過去10年間を見ても例年1桁の人数で推移している状況でございます。以上でございます。

○西村 賢議員 触法少年というのは、任意で通告されると聞いておりました。潜在的にまだ多いかもしれません。犯罪の低年齢化というのは非常に心配しておりますが、その中で、私が子供のころなんか、地区には雷おやじみたいな人がおって、どこの子供だろうが怒って、ひっぱたいてという方がいらっしゃいました。その当時は先生方も非常に怖かったんですが、今は逆に、教師が生徒に丁寧話して、生徒のほうで先生にため口で話しているというような状況も見たりいたします。まことに残念であります。警察機関がしっかりと再非行防止をしなければならぬと思いますが、再非行防止の取り組みについて、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(白川靖浩君) 今、議員御指摘のとおり、低年齢化というのも非常に大きな問

題だと、警察としても認識しております。また、県内における再犯率についてでございますけれども、平成24年に刑法犯で検挙した犯罪少年のうち再非行少年の割合は、実に28.4%でございました。警察におきましては、次代を担う少年の健全育成や規範意識の向上、社会とのきずなの強化を一層推進するため、平成23年から「非行少年を生まない社会づくり」を推進しているところであります。その取り組みの中で、特に少年の再非行を防止するため、過去に警察において非行少年として取り扱いのあった少年に対し、警察から積極的に連絡をとりまして、保護者の同意を得て、定期的な連絡・相談、家族への助言、さらには少年が参加するスポーツや農業体験活動等の機会を付与するなどしまして、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を実施しているところでございます。

○西村 賢議員 ICT教育について質問しようと思いましたが、また今議会もできませんでしたので、次に続けたいと思います。

ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時1分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い、順次一般質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、教育長、警察本部長に答弁をお願いいたします。

初めに、労働者の待遇改善について知事に伺

います。

国土交通省は3月末、平成25年度の公共工事における基準賃金となる設計労務単価を、現場作業員など主要12種目の全国平均で15.1%、東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島の3県においては21.0%引き上げると発表、地方自治体や業界団体に通知した上で、4月18日には太田昭宏国土交通大臣が、日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会の4団体の代表者と会い、建設業に携わる職人の賃金引き上げを直接要請しております。国交大臣が業界団体首脳に直接このような要請をするのは初めてのことであり、反響を呼んだところでありますが、まず、公共工事設計労務単価の引き上げについて、知事はどのような思いを抱かれたか、伺いたいと思います。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

公共工事設計労務単価の引き上げについてであります。近年、建設産業におきましては、建設投資の大幅な減少などから、建設労働者の賃金低下や若年労働者の減少が進み、労働力が不足するなど、大変厳しい経営環境にあるものと認識をしております。本県にとりまして重要な産業であります建設産業の健全な育成を図ることは、災害対応力の強化や、今後、老朽化が懸念されます橋梁やトンネルなどの社会資本を健全に維持する観点から、大変重要な課題であると考えております。

このような中、平成25年度の労務単価が前年度と比べ10%を超える大幅な上昇となったところであります。これは、内田副知事が国交省時

代にかかわっておられたということですが、建設労働者の雇用環境の改善や経営の安定化、ひいては地域経済全体の活性化に寄与するものと受けとめておるところであります。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 ありがとうございます。

引き続き、労働者の待遇改善について、県土整備部長に何点か質問していきたいと思います。

まず、国の通知を受け、県における平成25年度公共工事設計労務単価の適用状況、そして平均の引き上げ率はどうなっているか。また、前年度の労務単価で予定価格を積算した工事も、4月1日以降に契約する場合は新単価を適用するという特例措置、この実施状況について伺いたいと思います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 本県の平成25年度公共工事設計労務単価につきましては、ことしの4月から適用しているところであります。昨年度と比較しますと、全職種平均で過去最大の13.3%増となっております。また、労務単価の運用に係ります特例措置につきましては、本県も国と同様に、平成24年度内に入札を行い、4月1日以降に契約を行った工事等を対象に適用しているところでございます。

○新見昌安議員 同様に、県内市町村における状況についても伺いたいと思います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 平成25年度公共工事設計労務単価につきましては、全ての市町村において、ことし4月から適用されております。また、特例措置につきましては、現時点では5市町において実施されまして、3町で未実施、残りの18市町村では適用の対象となる工事がなかったというふうに伺っております。

○新見昌安議員 日本建設業連合会は、大手の

建設会社で構成されている団体ですけれども、4月25日、太田大臣の要請に応じて、建設現場で働く職人の賃上げなど、待遇改善を目指す対策を発表しております。同連合会の会長は、国土交通省が労務単価を平均15%引き上げたことを、「従来になかった異次元の政策」だと、職人の賃上げを促す効果があるというふうに評価しております。この「異次元の政策」、これは本当に言い得て妙だと思います。そこで、労務単価の引き上げに関する県内の業界団体の皆さんの反応はどうだったか、お伺いをいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 労務単価につきましては、近年、減少傾向にあり、建設産業の経営環境がますます厳しくなる中におきまして、今回の大幅な労務単価の見直しについては、大変高い評価をいただいているところであります。県といたしましては、今回の労務単価の見直しを踏まえて、建設工事等の受注者に対し、建設労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請しているところでもありますが、業界としても、これまで以上に、建設労働者の雇用環境の改善や技能向上に努めていきたいという御意見を伺っております。

○新見昌安議員 まずは、賃金の引き上げに確実につながるよう期待をしたいと思います。

ところで、今回、設計労務単価が大幅に引き上げられた。そして、国土交通大臣が直接、初めての賃上げ要請をした背景、これには日本の建設業を取り巻く厳しい状況があると。言うまでもないことであります。先ほどの知事の答弁にもあったように、建設投資の縮小に伴う過当競争で受注価格は低下、建設労働者は低賃金、それによる就業者数の減少、こういった悪循環に陥っている現実がございます。そこで、県内

の建設業に従事している方の数はどのように推移をしているか、伺いたいと思います。

○**県土整備部長（大田原宣治君）** 国の経済センサス調査によりますと、平成24年の県内建設業の従業者数は3万6,501人、また、全産業の従業者数に占める割合は8.1%であり、人数、割合とも平成8年の5万9,841人、11.7%をピークに減少傾向となっております。

○**新見昌安議員** この減少の数字の中には、多くの若者の数も含まれているのではないかとこのように思います。

本問の最後になりますけれども、今後、若年者の就業を促すためには、賃金の引き上げは当然のことですけれども、社会保険などへの加入も重要になってくるんじゃないかというふうに思います。国の調査によりますと、本県の建設労働者の社会保険などへの加入率は59%にとどまっております。加入促進に向けた県の取り組みについて伺いたいと思います。

○**県土整備部長（大田原宣治君）** 建設業の社会保険等未加入対策につきましては、現在、国や都道府県及び業界団体などの関係者が一体となって加入促進の取り組みを進めているところです。県におきましても、建設労働者の処遇の向上や、建設産業の持続的な発展に必要な人材確保を図る観点から、建設業者に対しまして、研修会等を通じ、社会保険等への加入促進について周知・啓発を行うとともに、建設業許可の更新や経営事項審査等におきましても加入状況を確認し、加入義務のある建設業者への指導を行っております。今後とも、建設産業が魅力ある職場となりますよう、さまざまな場面を捉え、関係機関と連携を図りながら、社会保険等の加入促進に向けた取り組みの強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○**新見昌安議員** この問題は本当に大事な点だと思いますので、よろしく願いをしておきます。

次に、小戸之橋のかけかえに伴う課題等について、何点か伺っていききたいと思います。

大淀川にかかる小戸之橋、私たちは通常「小戸橋」と言っておりますけれども、私の地元城ヶ崎と対岸の出来島町を結ぶ橋であります。6月9日、太田国交大臣が来県の折、視察してもらった橋でもあります。私が子供のころ、木製の橋が台風で流されて橋脚だけが残っていた風景が記憶にありますけれども、その後、昭和38年に現在の小戸之橋が完成、今に至っているところであります。当然のことながら、築50年たっていますので、老朽化が著しい。10トン以上の大型車は今、通行不可であります。そして、平成16年からは、台風のと看、強風が吹くときは通行どめになるといった状況も続いております。

こういった状況の中で、宮崎市においては、本年11月からかけかえ工事に着工します。完成予定は平成33年3月ですので、工事期間は約7年半の長きに及びます。そして、私たちにとって大きな問題は、仮橋をつくらないと。このため、7年半の長きにわたって通行どめを余儀なくされるということでもあります。平成21年、宮崎市が交通量を調査したようですけれども、1日約1万8,000台の往来があるということで、通勤・通学の利便性が大きく低下するとともに、代替の橋へ向かう道路の渋滞も予想されるところであります。

そこで伺いますが、先ほど述べたように、このかけかえの事業そのものは宮崎市が行うわけですけれども、県として対応すべきものもあるんじゃないかと思ひます。予想される渋滞に対

して、県は宮崎市と連携してどのような対策を講じていくのか、これも県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 小戸之橋のかけかえ工事につきましては、議員御指摘のとおり、仮橋を設けずに施工されますことから、これまで小戸之橋を利用していた車両の多くは、上流の大淀大橋や下流の赤江大橋に迂回することとなり、これらに接続する周辺の県道あるいは市道での渋滞の発生が予想されています。このため、宮崎市の要請を受け、平成22年度から協議を重ねてまいりました結果、7カ所の交差点において渋滞緩和対策を行うこととなりました。このうち、県では、県道宮崎島之内線の昭和町交差点と大王町交差点の2カ所におきまして、中央分離帯を撤去して右折レーンを延伸する工事を実施することとしまして、昨年度に完了したところでございます。

○新見昌安議員 関連して警察本部長に伺いたいと思います。小戸之橋を利用していた車やバイク、自転車等は、先ほどの答弁にあったように、上流の大淀大橋あるいは下流の赤江大橋を通行することになって、朝夕はかなりの交通量になるのではないかと思いますけれども、地元の方が心配されているのが、JR南宮崎駅前から宮崎駅方面に向かう県道宮崎港宮崎停車場線の南駅通りを北進して、大淀大橋手前の南詰め交差点を城ヶ崎方面に右折することが非常に困難になってくるのではないかと考えております。この信号機は時差式でも右折矢印つきでもありません。現在でも、大淀大橋を下って南進してくる車に気をつけながら右折しなければならず、11月以降の交通量がふえたときのことを危惧する声もございまして、警察が対処すべき箇所はここだけではないと思いますけれど

も、特に交通量増加が予想される大淀大橋南詰め交差点の北進車線に右折矢印信号機を設置できないか、お伺いをいたします。

○警察本部長（白川靖浩君） 小戸之橋かけかえ工事に伴う渋滞対策につきましては、関係機関と連携を図り、渋滞予想交差点等について協議を行っているところであります。交差点に右折矢印信号を設置する場合には、基本的には双方の車線に右折車線を確保することが必要となりますことから、お尋ねの交差点の双方に右折車線ができるか、また、周辺の交通量の視点から協議をしてみたいと考えております。

○新見昌安議員 ここは本当に要望が多いところなので、ぜひ前向きに協議をしていただきたいと思います。

関連して教育長にも伺いたいと思います。小戸之橋を通学で利用している県立高校生も多くおります。解体に伴って通学路の変更を余儀なくされるわけですが、交通事故の未然防止のために、教育委員会として学校に対してどのような指導を行っていかれるのか、伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 御指摘のとおり、小戸之橋の通行ができなくなることに伴い、周辺の高等学校では通学路の変更が必要となりますので、小戸之橋の上流の大淀大橋や下流の赤江大橋を利用することになるものと考えております。また、工事に伴い、お話にありましたように、周辺の交通事情が変わって交通量が増すというようなことも考えられます。このため、県教育委員会といたしましては、関係する県立高等学校に対し、新しい通学路の危険箇所を把握し、生徒や保護者に周知するとともに、自転車等を利用する際の関連法規の遵守やマナーアップの徹底を図るなど、生徒の交通事故防止に向

けた取り組みを充実するよう、学校への指導に努めてまいります。

○新見昌安議員 この質問の最後になりますけれども、小戸之橋の下流には赤江大橋のほかにもう一つ、一ツ葉大橋がかかっています。一ツ葉有料道路南線上の橋でありますけれども、その交通量及び料金収入はどのような状況か伺いたいと思います。

また、これが本題なんですけれども、工事期間中、渋滞緩和策として無料化できないかという地域住民のささやかな要望がありますので、これも県土整備部長にお伝えしたいと思います。いかがでしょうか。

○県土整備部長（大田原宣治君） 一ツ葉有料道路南線の交通量につきましては、平成24年度の交通量で1日平均9,750台、年間約355万8,000台でありまして、料金収入は約6億4,000万円となっております。また、一ツ葉有料道路の料金徴収期間は平成32年2月までとなっております。県としましては、引き続き、道路公社と連携しながら有料道路の利用拡大に努め、早期の返済に努力しているところでありますが、このように多額の未償還金もあることから、今回の渋滞緩和策としての有料道路の無料開放は非常に厳しいものと考えております。

○新見昌安議員 「厳しいと考えております」に「非常に」という程度副詞がつかえました。そういう声もあるということで受けとめておいていただきたいというふうに思います。

次に、ひとり親家庭支援について伺いたいと思います。

1点目に、医療費負担の軽減について伺っていきます。県においては、ひとり親家庭の状況、また、行政に対する要望などを調べて福祉

の向上に資することを目的とした、ひとり親家庭生活実態調査を定期的実施されております。そこで、まずは、当該実態調査の直近の実施状況はどうであったか、またその中で、ひとり親家庭医療費助成制度の認知度はどうだったか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ひとり親世帯生活実態調査につきましては、おおむね5年ごとに実施しておりますが、直近では、昨年11月1日を基準日として12月に調査を行いました。調査対象は、県内の母子世帯3,000世帯、父子世帯1,500世帯を無作為に抽出し、調査票の有効回収率は、母子世帯で30.1%、父子世帯で34.8%となっております。調査項目の一つでありますひとり親家庭医療費助成制度の認知度は、母子世帯で、前回、平成19年の調査時の65.7%から79.9%に上昇いたしております。

○新見昌安議員 前回の調査では、まだ、母子家庭医療費助成事業の時代でありましたけれども、母子家庭で当該事業について知っている人は、今、答弁にあったように65.7%という結果でしたので、今回は、母子世帯、父子世帯ともに認知度は上がっているというふうに思います。

ところで、ひとり親家庭医療費助成制度における入院外の償還払い、もうそろそろ入院と同じく現物給付に変えてもいい時期に来ているのではないかと勝手に思っているところでありますが、福祉保健部長の見解を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ひとり親家庭医療費助成制度の現物給付化であります。入院につきましては、一時的に多額の医療費を支払わなければならないということで、その負担軽減を図る趣旨から現物給付を行ってござ

す。入院外につきましては、年々、対象件数が増加しており、県や市町村の財政に与える影響も懸念されることから、慎重に対応する必要がありますと考えております。

○新見昌安議員 お隣の大分県では、昨年12月から現物給付方式が導入されております。御案内のとおりでございますが、経済的にも厳しい状況に置かれているひとり親家庭の健康の保持、そして、生活の安定にも資するものではないかと思っております。質問のたびに答弁の中に出てくる「慎重な対応」とか「慎重に対処」という言葉が、近いうちに消えることを期待するところであります。

2点目ですけれども、県営住宅の優先入居制度について伺いたいと思っております。宮崎県宅地建物取引業協会が指定管理者となっている県営住宅の入居者募集、8月1日入居に向けて今月中旬から取り扱いが始まります。募集チラシには、「優先入居対象世帯の方は、抽せん倍率の優遇が受けられます」というふうに刷り込んでありますけれども、実は、現在、父子家庭はこの対象になっておりません。父子世帯も母子世帯と同様の取り扱いにすべきだというふうに思いますが、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県営住宅の優先入居制度につきましては、昭和58年度に、母子、高齢者、障がい者世帯など、特に住宅困窮度が高い世帯を対象に導入しまして、その後、子育て世帯を追加するなど、順次拡大を図ってきたところですので。お尋ねの父子世帯につきましては、社会経済情勢の変化により、経済的に厳しい状況も見られますことから、母子世帯と同様に、今後、優先入居の対象として検討してまいりたいというふうに考えております。

○新見昌安議員 前向きの答弁、ありがとうご

ございました。父子世帯を対象とするのに何の障害もないというふうに思います。速やかに対処していただきたいというふうに思います。

次に、子育て支援・子育て対策について、何点か伺っていきます。

まず、1点目ですけれども、国においては、4月26日、「子ども・子育て会議」の初会合が開かれております。いよいよ動き出したという感がありますけれども、社会保障と税の一体改革の重要な柱の一つとして、昨年8月に成立した子ども・子育て関連3法を受けて、平成27年から子ども・子育ての新しい制度がスタートする予定になっておりますけれども、今後2年間で制度の詳細を詰めるために設置されるのが、「子ども・子育て会議」であります。そして、昨年11月議会でも取り上げたところですが、新制度の具体的な運用に当たっては、市町村が重要な役割を担っていくわけですけれども、「子ども・子育て会議」は、国だけではなく、市町村においても設置することが努力義務となっております。しかしながら、努力義務とはいっても、「子ども・子育て支援事業計画」の策定など、準備をしておかなければならない事柄がたくさんある中で、この会議の設置は必要不可欠だというふうに思います。そこで、県内市町村における「子ども・子育て会議」の設置に向けての取り組み状況はどうなっているか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 平成24年8月に制定されました「子ども・子育て支援法」に基づき、市町村におきましても、「子ども・子育て支援事業計画」の策定等に際し、関係者から広く意見を聴取するため、合議制機関を置くように努めることとされております。このため、県といたしましては、市町村に対し、迅速

な情報提供や市町村からの相談に対して助言を行うなど、設置の必要性についての理解促進に努めたところであります。その結果、7月に6市町村が設置するのを初め、全ての市町村が年内に会議を設置する見込みとなっております。

○新見昌安議員 年内には全市町村で設置が完了する見込みということで、安心をいたしました。それぞれの地域に見合った子育て施策を議論する重要な場にしていただきたいというふうに思います。御尽力に感謝をいたします。

ところで、会議の構成メンバーの選考、これも非常に重要になってくるんじゃないかと思えます。県としては、市町村に対してどのようにアドバイスをしていられるのか、これについても福祉保健部長に伺いたいと思えます。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 市町村「子ども・子育て会議」の委員構成につきましては、国の「子ども・子育て会議」を参考に、子供の保護者や教育・保育関係者、事業主及び労働者を代表する者、NPO法人などの子育て支援事業関係者、学識経験者などの分野から、地域の実情を踏まえ、バランスよくかつ幅広い人選に配慮いただくよう、市町村に対して助言を行っているところであります。今後とも、市町村の意向を尊重しながら、委員の適切な選定を働きかけてまいりたいと存じます。

○新見昌安議員 バランスのよい人選という観点からいえば、認可外保育施設の皆さんの声も反映されるように考慮すべきじゃないかというふうに思います。県においては、そのような働きかけも頭に入れていただきたいというふうに、これは要望をしておきます。

市町村を支援する一方で、県も準備を進めなければならないことがございます。「子ども・子育て支援事業支援計画」の策定でありますけ

れども、この計画の策定に向けての取り組み状況はどういうぐあい、これについては知事に伺いたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 「子ども・子育て支援法」に基づきまして、市町村におきましては、管内の教育・保育の必要量及びその確保方策を取りまとめました「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなっております。これを受けて、県におきましては、市町村計画をもとに、市町村間の広域調整などを加えました「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定する、そのような段取りになっております。現在、国の「子ども・子育て会議」におきまして、市町村並びに県の計画に記載されます具体的事項につきまして議論がなされております。まずは、市町村に対しまして、計画策定が円滑に進むよう、県としては必要な助言等を行ってまいりたいと考えております。さらに、市町村の計画を踏まえた県の計画につきましては、「子どもの最善の利益」というものを基本に置きながら、関係機関等との十分な協議の上、「日本一の子育て・子育て立県」に資するような内容にしてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 実施予定まで既に2年を切りました。時間は余りありませんけれども、万漏なきようお願いをしておきます。

2点目は、障がいのある子供たちの放課後についてであります。これはあるお母さんからの相談でありました。この方は、県内のある町に引っ越してこられたそうですけれども、以前住んでいた市では、土日に障がいのある中学2年の子供さんを預かってくれる施設があったそうですけれども、今住んでいる町にはなく、困っているということでございました。障がいのある子供を預かってくれる取り組み、これを調べ

てみますと、「放課後等デイサービス」というもので、学校通学中の障がい児に、放課後あるいは休業日に生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行うとありました。市町村や住んでいる地域によって施設の状況が異なってくるのは仕方がないかなと思ったところでもあります。そこで、県内における放課後等デイサービスを実施している事業所の設置状況とその利用状況はどんなぐあい、また、土日に当該サービスが受けられない場合、ほかに受けられるサービスはないのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 障がい児の放課後等デイサービスは、就学している障がい児が、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を受けるサービスでございまして、ことし4月現在、県内の28事業所において約500人の皆さんが利用されております。また、このサービスを受けることができない日は、各地域の障がい児施設などが実施しております日中一時支援やショートステイのサービスを受けることができますが、平日に比べ、土日や夏休みなどはサービスの受け皿が不足している状況にあります。このため、県といたしましては、引き続き、通所サービス利用の決定を行う市町村や障がい児施設などと連携し、放課後等デイサービスなどの障がい児支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 各市町村に、このサービスに取り組んでくれる事業所がなければお話にならないわけですが、県としてできる取り組みに御尽力をいただければというふうに思います。

子育てに関して最後の質問になります。県の育英資金についてであります。これも以前受けた相談でございました。高校に合格し、入学に向けて準備を進めていく中で、さまざまなお金が当然必要になってきますけれども、予約採用の内定をもらっていても、5月に入ってからの最初の振り込みというふうになりますので、必要なときに使えない。もう少し早めてもらえないかというものであります。調べてみますと、予約採用においては、中学3年生の夏場に募集して、12月には採用内定をするというふうに聞いております。かなり早い時期から取り組むということをお勧めすれば、もっと早くできるのではという思いになられるのもわかる気がいたします。予約採用者に対する第1回目の送金を現行の5月下旬よりも早めるべきというふうに考えますが、教育長の見解を伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 育英資金は、家庭の経済状況にかかわらず高校生等が安心して学ぶために大変重要であると思っておりますし、お話にありましたように、入学時には多くの経費が必要となりますので、これまでもできるだけ早期の支給に努めてきたところでございます。宮崎県育英資金の高校生等採用につきましては、高等学校等の入学後に申請を行う在学採用に加えて、支給開始を早期にするための制度として、中学校在学時に申請を行う予約採用がございまして、奨学金というのは、入学した校種によって、例えば、公立か私立かということによって金額等が変わりますので、入学を前提とします。それで、この予約採用につきましては、入学後に進学先の学校において、予約採用者からの必要書類を確認した上で県教育委員会に提出することになっております。このため、

県として書類の審査を開始するのが4月末ではありますが、早期支給の手だてを可能な限り行うことにより、現在、1回目の送金を5月にいたしております。今後、少しでも早く支給できないか研究してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 これも要望は強いものがありますので、よろしく願いをしておきます。

次は、ひきこもり対策についてであります。

この問題については、昨年9月議会に続き、2回目となります。その際、ひきこもりに特化した「ひきこもり地域支援センター」を設置すべきというふうに提案をいたしました。答弁は、「ひきこもりを含め、さまざまな困難を抱えた子ども・若者に関する総合的な相談窓口として、「子ども・若者総合相談センター」を開設し、精神保健福祉センターや子ども・若者総合相談センターなどの関係機関が連携を図りながら対応していく」ということであります。子ども・若者総合相談センターは「わかば」というふうに名づけられ、昨年10月1日に開設されております。既に半年以上たっております。そこで、子ども・若者総合相談センター「わかば」の現状はどうなっているのか、相談件数、相談形態、相談種別などについて福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 子ども・若者総合相談センター「わかば」は、平成24年10月1日の開設から平成25年3月31日までの半年間に、289人の相談者から延べ737件の相談が寄せられております。相談の手段としては、電子メールが約55%、電話が約35%のほか、ファクシミリ、来所、出張相談会によるものがございます。相談の内容は多岐にわたっておりまして、最も多いのが友人関係の79件で、以下、ひきこもりの52件、精神的な悩みの48件、不登校

の44件の順となっております。

○新見昌安議員 かなりの件数に上っているというふうに思いますが、相談の手段がメールと電話で90%を占めているという現実には、相手に寄り添うというイメージからはちょっと離れているのではないかとこのように思います。

次に、「わかば」での相談を受ける体制はどうなっているのか。また、「わかば」で対応し切れない相談等についてはどのように対処し、その結果はどうだったか、これも福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 「わかば」は、土日を含む週5日、午前10時から午後7時まで相談窓口を開設してありまして、相談員につきましては、臨床心理士や産業カウンセラーを初めとする専門的な資格を有する約30名がローテーションを組んで、常時2名で対応いたしております。「わかば」は、子ども・若者が抱えるさまざまな悩みを一時的に受け付ける総合相談窓口でございまして、相談内容も多岐にわたっているため、「わかば」で対応するよりも相談者にとってよいと判断した場合には、相談内容に適した支援機関への橋渡しを行っております。なお、その後のフォローも重要でありますので、今後、各支援機関との連携を深め、より適切な対応に努めてまいります。

○新見昌安議員 昨年質問の際に、「宮崎県子ども・若者支援地域協議会」を同年8月に設置したという旨の答弁がありました。その活動状況について、同じく福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ただいま御質問の「宮崎県子ども・若者支援地域協議会」につきましては、昨年8月に設置をしております。

て、今年度は5月に代表者会議を開催し、「わかば」の実績報告や、各機関の子ども・若者支援施策の紹介を行い、意見交換や情報の共有化を図っております。今後も、より効果的な連携を目指しまして、夏ごろまでに実務者会議を開催し、意見交換等を行ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ひきこもりにはさまざまな要因があると。そして、早期に専門的なアプローチが必要になります。家族に対しても専門的な知識や技術によるきめ細かで継続的な相談支援が求められるところであります。そのための「ひきこもり支援コーディネーター」は必要ですし、また、国においては、今年度の新たな取り組みとして、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、きめ細かな支援が可能となるように、継続的な訪問支援などを行う「ひきこもりサポーター」を養成する研修を、「ひきこもり地域支援センター」などで行うよう示しております。これを見ると、「ひきこもり支援コーディネーター」をきちんと配置した、ひきこもりに特化した「ひきこもり地域支援センター」を設置すべきという考えに至ったところでありますけれども、福祉保健部長の見解をお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ひきこもり対策につきましては、現在、精神保健福祉センターや保健所、さらには、先ほどから御答弁いたしております「わかば」など、関係機関が連携して取り組んでいるところがございますが、今後、他県の状況等も参考にしながら、本県にふさわしい支援体制の仕組みについて、さまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 前向きに取り組もうという思

いがうかがえました。何とぞよろしく願いしておきます。

次に、シニア対策について、お疲れでしょうけれども、福祉保健部長に1点だけ伺いたいと思います。

県においては、本年4月から、県民全体で子どもと子育てを応援する、いわゆる「未来みやぎき子育て県民運動」の一環として、子育て応援カードを発行しております。これは、県、市町村、企業などが協働して子育て世帯を地域全体で応援するための「子育て応援サービスの店事業」が2006年からスタートしておりますけれども、サービスを提供する協賛店を募り、公開はしておりますけれども、利用者みずから申し出るのは難しいなどの声があったために、利用を促す目的で今般、カードを新たに発行することとしたようであります。そして、その目的は、県のホームページによりますと、「さまざまなサービスを受けながら、外出が楽しくでき、気分転換につながったり、子育てはひとりではなく、社会全体で子育てを応援してもらえという安心感につながることを目指している」というふうにあります。子育てを社会全体で応援する機運の醸成につながる取り組みであると評価するところでありますけれども、この子育て応援カードの目的は、そのままシニア世代にも当てはまるのではないかと思うところがあります。シニア向けの優待制度があれば、購買意欲も増しますし、地域商店街の活性化にもつながるし、何より、積極的な外出を促して、健康維持、地域との交流促進にも役立つのではないかと思います。高齢者向けの優待サービスとしては、警察の「高齢者運転免許返納メリット制度」や、まだまだ高齢者とは言えないと思いますけれども、60歳以上を対象とした映画館

のシニア割引ぐらいしか思いつきません。子育て応援カードのシニア版、ぜひとも取り組んでいただきたいと思うところであります。高齢者の皆さんに喜んでもらえる可能性大であります。見解を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 高齢者の方々が社会活動において現役として活躍していただくことは、地域の活力を維持・増進していく上で、大変重要であると認識しております。このため、県におきましては、「高齢者が活躍する社会の推進」を宮崎県高齢者保健福祉計画の柱の一つとして位置づけまして、現在、元気な高齢者が活躍する場づくりの支援として、団塊の世代やシニアの方々がNPO等の活動に参加するためのきっかけづくりなどに取り組んでおります。御提案のありましたシニア応援カードは、一つのアイデアだと思います。いずれにいたしましても、高齢者の外出を促す効果的な方法につきまして、今後、市町村や関係団体等から意見を伺うなど、多方面から研究してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。超高齢社会に突き進んでいく中で、シニア応援カードは、高齢者のためだけではなく、お店側にとっても新たな顧客獲得につながるし、商業の振興にも資するのではないかというふうに考えます。今後、十分検討していただきたいというふうに思います。

次は、「ゾーン30」についてであります。

私は、宮崎市の恒久2丁目に住んでおりますけれども、最近、我が家の周辺の道路上に「ゾーン30」との文字が表示されたところがあります。「区域ここから」と記載された新しい標識も設置されています。「ゾーン」とか「区域」とありますので、「線」ではなく「面」に

かかわるものであるということは理解できると思います。そこで、質問に当たり、「ゾーン30」なるものが整備された背景には何があったのか。そもそもこの「ゾーン30」とは何ぞやと思われる議員もおられると思いますので、まずは警察本部長に伺っておきます。

○警察本部長（白川靖浩君） 「ゾーン30」とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するために、一定の区域を安全対策ゾーンと定めて、最高速度を時速30キロメートルに規制するとともに、ゾーン内を抜け道として通行する車両の抑制などを図る生活道路対策であります。この対策は、平成23年から全国的に進められているものでありますが、その背景といたしましては、この10年間で、幹線道路での交通事故が減少しているのに対して、本来、安全・安心であるべき生活道路での交通事故がそれほどには減少していないことから、生活道路に重点を置いた交通事故防止対策を実施していくこととなったものであります。

○新見昌安議員 次に、「ゾーン30」整備区域はどのようにして決めていかれるのか、また、「ゾーン30」区域内での具体的な対策はどのようなものがあるのか、同じく警察本部長に伺います。

○警察本部長（白川靖浩君） 「ゾーン30」の整備区域の設定につきましては、その区域の交通量や交通事故の発生状況をもとにしまして、地域住民の方々、道路管理者、そして警察が協議・調整して決定することとしております。

「ゾーン30」の区域内の対策としましては、区域内の最高速度を時速30キロメートルに規制するとともに、通行禁止や一方通行などの交通規制や、道路管理者と連携しつつ、車道の幅員を減少させまして、路側帯の設置とかその拡幅等

の対策を行っているところであります。

○新見昌安議員 「ゾーン30」について、最後になりますけれども、本県における今後の整備計画はどのようになっているのか。また、始まったばかりで聞きなれない取り組みでもありますので、今後、その周知にどのように取り組んでいかれるのか、同じく警察本部長に伺います。

○警察本部長（白川靖浩君） 「ゾーン30」は、昨年度、県内におきまして、ただいま議員から御指摘のありました恒久地区を含む4カ所を整備いたしましたして、本年度は5カ所を整備中でございます。今後、平成28年度までに順次整備を進める計画であります。警察では、県民への「ゾーン30」の周知を図るため、県警ホームページへの掲載や交番駐在所のミニ広報紙、あるいは各種会合を活用した広報を初めとしまして、市町村、報道各社への情報提供を行うなどにより、周知に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。よろしく願いをしておきます。

最後の質問になりますけれども、地熱発電について伺いたいと思います。

本年3月13日の宮崎日日新聞に、「考えよう！地熱の明日」と題した地熱資源の活用策を考えるセミナーが2月に大分市で開催された旨の特集記事がございました。大分県九重町には地熱発電所としては国内最大の八丁原発電所があることで有名ですけれども、このセミナーでは、地熱発電の可能性や温泉資源への影響、自然との共生のあり方などについて議論が交わされたとありました。経済産業省のホームページによりますと、地熱発電は、純国産エネルギーであり、CO₂排出量が少ない再生可能エネル

ギーの中でも、特に安定的な電源として期待はされているけれども、日本は世界第3位の地熱資源量、約2,340万キロワットだそうです。この地熱資源量を有するとされながらも、現時点での導入量は全発電電力量の0.3%にとどまっている、今後一層の導入拡大が期待されるとありました。国会には超党派の「地熱発電普及推進議員連盟」も設立されておりまして、熱心に活動もしているようですけれども、ほかの再生可能エネルギーと比べると、光が余り当たっていないように感じます。また、県が3月に発表した「新エネルギービジョン」によれば、本県での導入実績はないとのことで、力を入れた記述がなされておりません。県西近くには活火山もあって期待もできるのではないかと思いますけれども、本県における地熱発電の可能性というか、実現性についてどのように捉えておられるのか、環境森林部長の見解を伺いたいと思います。

○環境森林部長（堀野 誠君） 地熱発電施設につきましては、全国で18カ所に設置されていますが、安定的な発電量が確保できる半面、適地の多くが自然公園内に偏在するなどの課題があることから、平成11年以降、新たな施設の設置は進んでいない状況にあります。このような中、東日本大震災を契機に、新エネルギーの重要性が認識され、我が国においてポテンシャルが高い地熱発電に対する関心が高まってきていると言われております。このため、国においては、今年度、独立行政法人「石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に委託し、九州と東北で空中からの電磁探査等による地熱資源ポテンシャル調査を行うこととしており、九州では7月から10月にかけて、本県と鹿児島県県境付近の霧島地域と大分県の九重地域において調査が実施

されることとなっております。霧島地域は、従来からポテンシャルが高い地域と言われておりますので、この調査によりまして、地熱発電の可能性が確認され、導入につながることを期待しております。

○新見昌安議員 3月13日の宮崎日日新聞の特集は一面を全て使っていましたけれども、実はその下半分は、今の答弁で出てきた石油天然ガス・金属鉱物資源機構、JOGMECと言うようですけれども、そこの宣伝でありました。今回の調査で地熱発電の可能性が確認されることを期待しつつ、以上で私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 次は、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 少し長くなりますが、ある手記をお聞きいただきたいと思っております。

生を受けてより20数年、何一つ不自由なく育てられた私は、幸福でした。温かきご両親の愛の下、よき兄妹の勉励により、私は楽しい日を送ることができました。そしてややもすれば、わがままになりつつあったこともありました。この間、ご両親様に心配をおかけしたことは兄妹中で私が一番でした。それが何の恩返しもせずま先に立つことは心苦しくてなりません。

空中勤務者としての私は、毎日毎日死を前提としての生活を送りました。一字一言が毎日の遺書であり、遺言であったのです。高い空においては、死は決して恐怖の的ではないのです。このまま突っ込んで果たして死ぬのだろうか。いや、どうしても死ぬとは思えません。そして何かこう突っ込んでみたい衝動に駆られることもありました。私は決して死を恐れてはおりません。むしろうれしく

感じています。なぜならば懐かしい龍兄さんに会えると信じるからです。

天国における再会こそ私の最も望ましきことです。

私は明確に言えば、自由主義に憧れていました。日本が真に永遠に続くためには自由主義が必要であると思ったからです。これは馬鹿なことに見えるかもしれませんが、それは、現在は日本が全体主義的な気分に含まれているからです。しかし真に大きな目を開き、人間の本性を考えた時、自由主義こそ合理的なる主義だと思えます。

戦争において勝敗を得んとすれば、その国の主義を見れば事前において判明すると思えます。人間の本性にあった自然な主義を持った国の勝戦は火を見るより明らかであると思えます。

私の理想はむなしく破れました。人間にとって一国の興亡は実に重大なことでありますが、宇宙全体から考えた時は実に些細なことです。

離れにある私の本箱の右の引き出しに遺本があります。開かなかつたら、左の引き出しを開けて釘を抜いて出してください。

では、くれぐれもご自愛のほど祈ります。

大きいお兄さん、清子はじめ皆さんによるしく。

では、さようなら。御機嫌よく。さらば永遠に。

太平洋戦争終戦から50年たった1995年、父親の本棚から引っ張り出した、ほこりをかぶった古い新書版には、「きけわだつみのこえ」と9文字の平仮名が並んでいました。黄緑色の表紙をめくって最初に出てきた手記が、今読み上げた特攻隊員だった慶應大学の学生、上原良司さ

んの「遺書」という手記でした。

「きけわだつみのこえ」は、言うまでもなく戦没学生の手記集です。今回、少し勉強してみると、上原さんはその代表的な方であり、ほかにも幾つかの手記を残されています。この手記の文面にも幾つかの議論があるようですが、今回申し上げたいのは、その細かい内容についてはありません。

高校生だった私は、この手記集を読み、「戦後五十年と若者の責務」という小論文を書きました。自分とそう年の変わらない若者が、戦時下の日本において、時には必ずしもみずからの理想とする社会観と異なる環境の中で、みずからの生きる意味、死ぬ意味を必死に問い、時に勇ましい言葉で、時に苦悩の言葉で遺言を残すという作業が衝撃的でした。そして、みずからの存在と公——公というのは時に国であり、社会であり、故郷であり、親であり、友人であり、愛する人であったわけです。その公とのかかわりをこんなにも考えていたのか、また考えなければならなかったのかということを知りました。この衝撃は、その後の私自身の生き方の選択にも決して無関係ではなかったと思っています。

さて、時は流れ、再来年には戦後70年を迎えます。今、永田町では日本国憲法改正をめぐる議論がにわかに巻き起こっています。私自身は、将来的な憲法改正の可能性まで一切否定をするつもりはありません。ただ、現時点でのその発議は時期尚早であり、国民的な議論をしっかりと行うべきであるという論憲的立場に立ちます。その上で、先ほど申し上げたような我が国の経験を鑑みて、平和主義はしっかりと守るべきものと思っています。県民の信託を受け、宮崎県政をつかさどる立場にある知事に、9条改

正、96条改正問題を含めた憲法問題について、政治家としての御見解をお伺いいたします。

続いて、話題を純粋な県政課題に移しますが、副知事2人制導入から2カ月半、まだスタートしたばかりではありますが、順調な滑り出しとなっているのか、知事の御所見をお伺いします。

また、両副知事に対しましても、所管業務を踏まえて宮崎県政の課題をいかに考えておられるか、決意も含めてお伺いをしたいと思います。

残りの質問につきましては、自席から行わせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、憲法改正についてであります。まず、憲法9条であります。戦争の放棄、戦力の不保持と交戦権の否認を定め、日本国憲法の三大原則の一つである平和主義を定めたものであります。この9条につきまして、日本国憲法がまさに平和憲法と呼ばれておりますように、その性格を最も特徴づけているものというふうを受けとめておるところでございます。9条につきましては、条文を改正するしないにかかわらず、この根底にある平和主義という理念は人類共有の財産とも言うべきものというふうに考えておりました。今後とも守るべきものというふうな認識でおります。

次に、憲法の改正手続を定めた96条についてであります。先ほどの9条も含めてでございますが、憲法というものが国の根幹をなす最高法規であるということではありますが、その改正の議論を一概に否定するものではないものであります。しかしながら、その議論に際しましては、どういう理念や必要性に基づき改正を行うの

か、まさに国の最高法規という大変重要な性格に鑑みて、主権者である国民の間で幅広い視点から十分な議論が尽くされるべきものというふうに考えておるところでございます。

次に、副知事2人制導入についてであります。この2人制につきましては、復興から新たな成長に向け、これまで以上に攻めの姿勢で施策を展開していくために組織体制の強化が必要であることから導入したものであります。現在、両副知事とも、それぞれが担当する事務に関し、国や市町村、関係団体等とのネットワークの構築や職員の指揮などを精力的に進めてもらっているところでございます。

仕事のボリュームでいいますと、これまで知事1人、副知事1人であったわけですが、副知事1人分の業務を2人が担うことによってそのボリュームが少なくなるかというところ、そうではなく、これまで不対応であったものを、それぞれの副知事がまた担うということになっています。また、知事が担っておったものを、2人副知事になったということで副知事に委ねる。では、知事のその時間を別の業務に割くということで、全体として見ると、業務量が非常にふえておる。そういう形の中で、いろんな形でのネットワークの構築、また業務の取り組みが進んでおるのではないかとこのように考えておるところでございます。当初の目的に沿って、スタートというものは順調に始まったのではないかとこのように受けとめておるところでございます。以上であります。〔降壇〕

○副知事（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

県政の課題、それと私の副知事としての役割ということでございます。県政の課題につきましては、本県は、「復興から新たな成長へ」と

いうことで、フードビジネスを初め、さまざまな施策を展開していくこととしております。それからまた、南海トラフ巨大地震を初めとするさまざまな災害への対応という喫緊の課題があるというふうに思っています。これが何といたっても重要な県政の課題と思っておりますが、そのことを県庁総力戦、県庁職員が一丸となってやるということがまた一つの大きな課題であるというふうに思っています。その中で、それを職員の先頭に立ってやっていくということが私自身の果たすべき役割であろうというふうに思っています。

また、この施策を展開するに当たりましては、いろんな地域の方のお話をしっかりと聞いていくということ、細かなお話まで聞いていくことが大切であろうというふうに思っております。そのことをしっかりとやっていく。そして、県議会、関係団体の皆さんとの円滑な関係を築き上げていくということが大切であろうというふうに思っております。また、そういうふうなお話を聞いていく中で、いろんなことが耳に入ってくると思います。そのことについて、知事に対しても言うべきときにはしっかりと意見を申し上げるというのが、私の役割であろうというふうに思っております。以上でございます。〔降壇〕

○副知事（内田欽也君）〔登壇〕 お答えいたします。

課題の認識と今後の取り組みについてであります。本県では、特に高速道路を初めとする各種社会インフラの整備、あるいは南海トラフ巨大地震等に対する防災・減災対策が喫緊の課題でありまして、その解決に向けた取り組みを進めることが、私に課された大きな責務の一つと考えております。

この認識のもと、私は、出身元である国土交通省、あるいは官民交流で出向しました民間企業、これらの知識、経験、あるいは人脈というものを生かし、県民の皆様を初め、県職員とも十分に対話を重ね、河野知事、稲用副知事とがっちりスクラムを組み、本県のさらなる成長、発展に全力を尽くしてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

続いて、具体的な質問に入ってまいりたいというふうに思います。

まず、ローコストキャリア(LCC)についてお伺いをしたいと思います。

昨年は、日本におけるLCC元年とも呼ばれて、国内各地での開設が相次ぎました。日本でのLCCの流れというのは、国際的な流れからいけば少し遅い状況下にあるかと思えますけれども、オープンスカイであったり規制緩和の中で新しい段階に入ってきたというふうに言うことができるかと思えます。まず、お伺いをしますが、県では国内でのLCC(格安航空会社)の就航状況についてどのように把握をしておりますでしょうか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長(土持正弘君) 国内のLCCでございます。ただいま議員のほうからお話ありがとうございましたとおり、昨年はLCC元年と呼ばれるなど、ピーチ・アビエーションを初め、ジェットスター・ジャパン、エアアジア・ジャパンが相次いで、関西空港や成田空港などを拠点といたしまして、国内各地に路線を開設しており、現在27路線となっております。

九州の各空港におきましても、福岡空港はもちろんのこと、長崎、大分、鹿児島空港にLCCの路線が順次開設されたところであります。

て、現在11路線となっているところでございます。

○渡辺 創議員 御答弁にもありましたように、九州の中でも11路線ということになっております。今年度の予算の中で、宮崎県としてもLCCの開設支援という項目が含まれておりましたけれども、具体的には県としてどのような形で取り組んでいらっしゃるのでしょうか、同じく部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(土持正弘君) 県ではこれまで、LCCの動向を十分注視しながら、情報収集に努め、国内LCC各社との意見交換を行ってきたところでございます。

今年度は、路線を開設するLCCに対しまして、空港のカウンター設置や案内表示など、就航に必要な経費を助成する支援制度を新たに創設いたしまして、会社訪問を実施し、本県の魅力をアピールするなど、誘致に向けて具体的な取り組みを行っているところでございます。

○渡辺 創議員 ちょっと話を転じますけれども、宮崎空港では、ソウル線、台湾線の国際線の定期便も2路線開設されています。さらに、中国との路線開設にも県としては意欲を燃やしているということかと承知しております。お隣の鹿児島県では、この数日、国際路線の搭乗率を上げるために県を挙げた取り組みをしようとしているのが、なかなか県民やメディアからは理解されずに疑問が呈されているという状況にありますけれども、国際定期路線の維持に向けて、宮崎県としてはどういう課題認識と取り組みをしておりますのかということをお伺いしたいと思います。以上、お願いいたします。

○総合政策部長(土持正弘君) 本県の国際定期便でございますが、搭乗率が50%から70%程度で推移をしております。国際情勢など外的

要因の影響を受けやすい状況にあると言えます。路線を安定的に維持してまいりますためには、双方向の利用促進に取り組んでいくことが重要でありますことから、本県への誘客はもとより、海外への送客の促進に、官民を挙げて取り組んでいるところでございます。

また、経済発展の著しい中国・香港との路線の開設に向けましては、現地での本県の認知度を高めてまいりますとともに、チャーター便の実績を積み重ねていく必要がありますので、旅行会社へのセールス活動はもとより、今年度からチャーター便の支援を行うこととしたところであります。

○渡辺 創議員 国際線の収益の分岐点というのは、大体、搭乗率が7割前後必要だというような話も伺ったところです。平成24年度のデータでは、ソウル線の搭乗率が63.4%、台北線が64.9%というふうに伺っておりますので、なかなか厳しい水準にあるのかなというふうに思います。東アジアの主要都市と本県が直接結ばれるというのは非常に大事なことかと思えますし、また特に台湾線においては——私が議員になるよりもずっと前の話であります——非常に大変な努力によって路線の開設がされたというふうにも伺っておりますので、しっかりと利用拡大を図る必要があるのかなというふうに思っております。

通告をしておりますが、ちょっと知事にお伺いをいたします。先ほども少し申しましたが、鹿児島県では上海線の搭乗率を向上させようということで、県職員を1,000人規模で上海に送って——民間人もここに来て含まれるみたいな話になってきたようですけれども——研修を行うという計画が、賛否を含めて非常に話題になっております。御存じですかと聞くのもあれ

ですが、御存じだと思いますけれども、御存じでしたら御感想なりをお伺いできればというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○知事 (河野俊嗣君) 今御指摘がありましたように、東アジアとを結ぶ定期航空路線は非常に重要であり、維持していかななくてはならない。本県にとってもそうですし、鹿児島にとってもそうである。そういう問題意識のもとの対策であろうかというふうに考えておるところでございます。

そのニュースを聞いて思いましたことは、やっぱり我々宮崎としても、台北線、ソウル線、それと同じような危機感を持って利用促進に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。鹿児島のやり方、それはいろいろお考えがあるというふうに思っておりますが、一つは、1回送ればそれで済むことではなしに、内部で議論しながら利用促進のための仕組みをつくっていく、長い目で見ての仕組みづくりが必要ではないかということ、それから、研修というものがどういうことを目的で考えられるんだろうかというところがあったところでもあります。いずれにせよ、我々も同じような危機感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 済みません。通告のない質問でしたが、ありがとうございました。

話題をLCCに戻したいというふうに思いますけれども、実はことしの3月にピーチ・アビエーション社を訪問いたしました。訪問の目的は、宮崎の路線開設の可能性があるかということとを直接伺ってみたいということでした。結論から申し上げますと、その可能性は十分以上にあるというふうに思います。同社は、関西空港と、九州で既に福岡、鹿児島、長崎、3県を結

んでおります。同社の総合企画部長によれば、「この3路線については、開設1年目の会社がまずは基盤固めのために開いた固めの路線である。これからは、その上で新しい展開が必要となる。九州の空港はすべてが就航の候補地である」というふうに明言をされました。

また、同氏の話ですと、LCCの乗客というのは、ビジネスマンは1割にしか満たないということです。そのほとんどの乗客は観光客であったり、帰省であったり、同窓会に出席するために帰ってくるような旅行であったり、単身赴任の方が行き帰りに使うというようなことになるそうです。ですので、今まで飛行機に乗っていた層、そのパイを奪い合って今までの路線とやるというよりも、新しい客層を開拓してくるというような要素が強いということでした。

いろいろ御説明を伺ったんですが、例えばピーチの場合、関西空港と九州を移動しようという場合には、3,780円から1万4,000円程度で行くことができます。2～3週間前に買えば、1万円前後で往復のチケットを買うことができるということになります。関西と福岡の新幹線の往復が大体3万円ぐらいですので、この料金で行けるということになれば、今までは出なかった同窓会に帰って出てみようとか、親のもとに帰る帰省をちょっとふやしてみようとか、そういう層が確実にふえるというお話でした。

さらに、宮崎には幾つかの優位点があるというふうに考えられます。まず1つは、宮崎の出身者が関西地域に非常に多くて、人的な交流であったり、ネットワークがあるということ。2つ目は、半分残念なことでありますが、宮崎空港と関西空港には定期路線がないということです。3つ目は、宮崎の場合、空港と市街地が近

いので、低コストでの旅行を望む方々にとって、空港から市街地という余計な交通費を負担しなくて済むというメリットがあるということでした。

こんなふうに環境的なメリットもあるわけですから、私は近い将来、必ず路線の開設が可能だというふうに考えております。もう執行部の皆さんはおわかりのとおりだと思いますが、課題は、しばらくの間、就航が定着するまでの間の空港の使用料であったり、施設使用料の減免がどの程度できるかということです。お話を伺いましたが、ずっと減免を求めるというわけにはありませんでした。就航して定着するまでの間、その部分の負担を一定程度願えないだろうかというようなことでした。あわせて、地元のメディアなども巻き込んで、ぜひ関西空港と宮崎を結ぼうという機運を盛り上げていただきたいということでした。このことは、県の努力で十分にできることだろうというふうに思います。いろいろ述べましたが、ぜひ、LCCの路線開設について、知事のやる気を御表明いただきたいというふうに思います。

○知事（河野俊嗣君） LCC、いろいろるる御指摘がございました。確かに、関西空港等ハブ空港と結ぶことができれば、低料金によるメリットもありますし、いろんな選択肢が広がってくる、新たな需要の創出が期待できるのではないかというふうに思っておりますし、本県が取り組む東アジア経済交流戦略という意味でも、行き来がより便利になる。さらに、そういう需要が高まってくる、期待が持てるというふうに考えております。

今後とも、航空路線というものは、本県にとりましては非常に重要な交通手段でありますので、既存路線を維持充実するというのは大事で

すし、それに加えて御指摘のLCCの誘致につきましても、本年度、初期投資の支援制度とかつুক্তたわけでありまして、そういったところのアピールをしながら、積極的に誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ぜひ、積極的な展開をお願いしたいというふうに思います。ピーチの場合、宮崎は、韓国、台湾路線がありましたけれども、関西空港で、ソウルじゃありませんが、韓国への便もあります。台湾への便もあります。また、それ以外の海外への路線もたくさん関西空港にはあるわけですので、県民の方が安価に世界に向かっていく、また世界の方が安価に宮崎にやってきてもらうという意味での選択肢の広がりは大変なことかというふうに思います。知事の1期目の任期中にも実現できることではないだろうかというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは続いて、県の総合運動公園の活用について御質問をさせていただきます。

宮崎市の木花にあります県の総合運動公園といえば、スポーツをする、親しむ県民にとっては、非常になじみのある施設かというふうに思います。春にはジャイアンツのキャンプもありますし、サッカーのキャンプもあります。ことしはWBCのキャンプもありました。また、つい先週末は県民スポーツ祭の開会式もありまして、私たち県議団も知事や飛田教育長と一緒に運動公園でサッカーをさせていただきました、翌日の新聞には、知事の名シュートの場面も地元紙のスポーツ欄に掲載をされておったと記憶しております。この運動公園は、イベント時には非常に多くの方々がお集まりになりますが、駐車場の収容台数と、イベント時など来場者が多い場合の公園の利用状況はどのようになって

いるのか、お伺いをしたいと思います。教育長にお願いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 県総合運動公園には5カ所の駐車場がございまして、収容台数は合わせて3,475台となっております。駐車場の利用が多い日の延べ台数は、平成24年度で見ますと、例えば高校総体開会式当日で延べ4,097台御利用いただいているところであります。延べ台数は収容台数を上回っておりますが、午前中のみの利用など短時間での利用もございまして、通常は駐車できないというような苦情はいただいております。

○渡辺 創議員 通常はあふれることはないということだったかと思いますが、ジャイアンツのキャンプ時であったりとか、そういう巨大イベントのときには駐車場の不足も見受けられるところかというふうに思います。素人から見ますと、あの公園に非常にたくさんの方が集まっている際に、もし東日本大震災のような大きな災害が発生をすれば、当然、公園内での避難場所が不足をするかというふうに思います。宮崎市の指定避難箇所は、公園の中にサンマリンスタージアムのスタンドなど3カ所というふうに理解をしておりますが——済みません。1問飛ばしました。たくさんの方が訪れる公園なんですけれども、運動公園は日向灘に近いところにありますので、現時点で災害の際にどういう避難誘導體制をとっているのか、お伺いします。失礼いたしました。

○教育長(飛田 洋君) 県総合運動公園においては、スポーツ指導センター、県体育協会並びに2つの指定管理者で構成する自衛消防組織を編成するとともに、従来あった災害対策マニュアルを改正し、役割分担を定め、避難訓練も実施いたしております。災害発生時において

は、園内放送や避難誘導班による呼びかけを行い、公園利用者への避難誘導が迅速に行えるよう取り組んでいるところでございます。

また、今お話がありました、昨年度は、県土整備部を初めとする関係機関が協議し、3カ所の避難場所を設定して、避難場所の表示や案内看板の設置をしたところであります。さらに、避難場所のチラシを作成しまして、利用している各学校を初め、関係団体や宮崎市の担当部局へも配付を行い、利用者への周知も図っているところでございます。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。失礼いたしました。

県土整備部長に伺います。先ほどお話ししましたように3カ所避難箇所があるかと思いますが、たくさんの方がいらっしゃるときには十分な対応ができるのだろうかという疑問もありますけれども、そういう発災時の対応について県土整備部のほうではどのような検討をされているのでしょうか。

○県土整備部長(大田原宣治君) 県総合運動公園におきましては、今、議員が言われましたとおり、サンマリスタジアム、陸上競技場、そして青少年自然の家の3つの施設を津波避難施設として位置づけているところでございます。

この3施設につきましては、これまでに耐震調査や補強工事を計画的に行い、耐震化を図ってきたところでありますが、津波に対する安定性を確認する必要があることや、大規模イベント開催中に津波が発生した場合に、避難施設に収容できない利用者の安全確保をどのように図るかなど、検証すべき課題があります。このため、本年2月に県が示しました津波浸水想定やイベント時の利用者数などのデータに基づき、

今年度、さまざまな角度から詳細に分析し、対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○渡辺 創議員 了解いたしました。今、対応策を検討中ということかと思えますけれども、そこで、1つ提案をしたいというふうに思います。運動公園の敷地内には複数の駐車場がございますけれども、その中の駐車場でも周辺の集落に非常に近い側の駐車場に、混雑時の駐車場の不足の解消、それと運動公園の中での避難箇所の確保、また近くにいらっしゃいます周辺の住民の皆さんの避難箇所という観点をあわせて、ぜひ道路側、集落に近いほうの駐車場に、緊急避難場所としての立体駐車場を御検討いただけないだろうかというふうに思います。周辺には防災対策に非常に熱心な——危機管理部局の方はよく御存じかと思えますが——島山地区もでございますけれども、非常に熱心に取り組んでいらっしゃいますが、周辺には高い、逃げるところがないという状況があります。避難タワー等いろんな話が全国的にも出ておりますけれども、なかなか日常的に活用のできない施設の建設というのは難しい状況にあるかと思えますので、ぜひ、駐車場と兼ねてそういうものを検討できないのか、御検討いただきたいというふうに思いますので、県土整備部長にお考えをお伺いしたいと思います。

○県土整備部長(大田原宣治君) 立体駐車場の設置につきましては、公園利用者の利便性の向上が図られるとともに、避難場所が確保される一つの方法と考えられますが、周辺の地元住民の皆さんのための避難場所の確保につきましては、現在、宮崎市が「宮崎市地震津波対策インフラ構想検討会」の中で検討されているというふうに伺っておりますので、その状況を注視

してまいりたいと思っております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。宮崎市のほうも確かに検討を進めておるところですので、県施設の中でいろんな役割、要素を兼ね合わせた施設として、ぜひ御検討いただければというふうに思います。

続いて、宮崎港の関連施設についてお伺いをしたいと思います。

済みません。これも通告しておりませんが、知事にちょっとお伺いをしたいと思います。宮崎はマリンスポーツが非常に盛んで、知事もそのアピールのためにサーフィンをされたり、さまざまされていますけれども、サーフィンのほかにマリンスポーツと言って思い浮かべるものを幾つか挙げていただければというふうに思います。

○知事（河野俊嗣君） 自分がやったものとしては、サーフィン以外では、例えばトライアスロンとか、島浦に泳いで渡る遠泳大会、そういう水泳の類いもありますし、これからぜひやってみたいものとしましては、スキューバダイビング、ヨット、シーカヤック、それからフィッシング、そういったいろんなものが思い浮かぶところでもあります。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。水上バイクというのが出てこないかと思って期待をしたんですが、残念ながら出てまいりませんでした。

宮崎市のみやざき臨海公園にクルーザーの係留地がございます。その東側の隣接地に、ほぼ同じような面積でディンギー——小型のヨットですけれども——の艇庫と海へおろすための斜路を備えたヤードがございます。このヤードにつきましては、教育委員会の所管ということのようですけれども、利用状況につきまして、教

育長にお伺いをしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） ヨットの中で動力のついていない小型のヨットのことをディンギーと言っておりますが、ディンギーヤードは、このような小型ヨットの保管と出航準備のための専用スペースとして利用いただいております。高校総体や国体種目であるヨット競技専用の施設として、県内に2カ所にのみ設置いたしております。競技力の向上に重要な役割を果たしている施設でございます。

現在、みやざき臨海公園のディンギーヤードには、常時出航できる体制をとっている艇、小型ヨットが8艇ありまして、このうち5艇は高校の部活動でほぼ毎日使用されております。また、一般利用者や小学生を対象にしたスポーツ教室、さらには各種大会用として、艇庫内に36艇の小型ヨット、ディンギーがありまして、すべて合わせると44艇が通常このディンギーヤードを使用いたしております。

○渡辺 創議員 ディンギーにとっての貴重な活動の場所になっているということはよくわかりました。これからも大切に、その環境は維持をしていただきたいというふうに思います。ただ、周辺の方に聞きますと、今、答弁の中にもありましたけれども、その利用時間というのは高校の部活動等が中心ということですので、ある程度、時間帯は限られているのかなという印象を受けます。

そこで、提案なんですけど、ディンギーの利用がない時間帯であったり、利用がない日に、またディンギーの利用の迷惑にならない範囲で、水上バイクの上げおろしにも、ヤード内にある斜路——海に入っていく斜めの道になります——を活用できないものだろうかというふうに考えます。水上バイクは非常に重量もあるため

に、水面への上げおろしになかなか苦勞があるというふうに聞いております。通常は海辺まで牽引車といいますか、車で乗り込んでいって、バイクをおろしてということになるようなんですけれども、この斜路を活用すれば、比較的容易に水上バイクの上げおろしができるということのようです。ディンギーの利用があるときにいつでも使えるとか、そういう水上バイクがいつでも使えるようにというわけではなくて、どうにか折り合いのつく形で、また例えば、きちんと安全性のルール等を守れる方の登録制であったりとか、ヤードの利用料を一定程度徴収するというような形でもいいかと思うんですけれども、ぜひ、宮崎のマリンレジャーの振興という観点からも、ディンギーの活動に支障のない範囲で、水上バイクの上げおろし等についても御検討いただけないかと思いますが、いかがでしょうか、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 今お話にありましたように、ディンギーヤードにはスロープ状になった斜めの船揚げ場を設けておりまして、小型のヨットを海におろしたり、あるいはおかに揚げるときに使っております。船揚げ場付近では、おりたところがクルーザーなどの航路でもあります。また、ディンギーを使用している方の中には、小学生を初め、技量の未熟な方もおられます。そのようなことから、事故につながる危険性も危惧されるところがございます。そのため、議員の御指摘を踏まえ、安全面や船舶の航行区域の制限など、さまざまな観点から臨海公園の船揚げ場付近について調査をしてみたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。御検討願いたいと思います。

続いて、県の広報戦略について御質問をさせ

ていただきます。

昨年来、機会あるごとにお話をさせていただいておりますが、記者会見のスタイルの変更、会見における積極的な情報発信、全庁的な広報マインドを定着させるための取り組みなど、さまざまなことを提案いたしまして、一部につきましてはお取り上げいただいているというふうに理解をしております。また、テレビ、新聞等既存メディアとの関係の構築、各メディアの特徴を意識した上での情報発信のあり方などについても提起してきましたが、現時点で県の取り組み状況はどうなっているか、総合政策部長にお伺いをしたいと思います。

○総合政策部長（土持正弘君） 記者会見につきましては、その発表がタイムリーで効果的なものとなるよう、発表事項の幅広い掘り起こしや会見スタイルの見直し、発表資料の工夫など、随時改善を重ねながら実施しているところであります。

また、広報企画主任会議を設けておりますけれども、ここで重点広報テーマや効果的な広報の方法に関する検討など、各部局が共通認識のもと連携した広報活動ができるよう、これまで年度1回の開催を24年度には4回にふやすなど、きめ細かな意見・情報交換に取り組んでいるところでございます。

その結果、定例会見では発表事項が着実にふえ、また記事や番組にも取り上げられる機会がふえるなど、定例会見の活用による情報発信に一定の効果が上がっているものと認識しております。

一方、広報企画主任会議につきましては、より実質的な議論、意思決定の場として機能するよう、引き続き、活性化に向けた見直しを行っていく必要があると考えているところであります。

す。

○渡辺 創議員 提案に真摯に向き合ってくださっていることに、心から感謝を申し上げたいと思います。

ただ、外から見ておりますと、既存メディアとの関係と申しますか、対する姿勢等については、もう少し工夫の余地がいろいろあるのかなという印象も持っておりますので、また次回以降の質問で取り上げさせていただきたいと思っております。

県のほうでは、フェイスブックであったり、ホームページでの動画配信にも熱心に取り組んでいると、これまでも答弁をいただいております。県議会でも議長、副議長の肝いりで県議会のフェイスブックが始まったところですが、私も、宮崎県の広報であったり、みやざき犬「ひい」「むう」「かあ」のフェイスブック等を毎日見せていただいておりますが、県の執行部のほうでも、最近遊びと申しますか、非常に発信の幅が広がって、読むのが楽しいなという状況になっているかというふうに思っております。

一方で、動画についてはなかなか難しい面があるのかなと。以前、知事が答弁でおっしゃいましたサーフィンの動画も——日にちが何日かたっていますので、爆発的にふえていたら申しわけありませんが——数日前は800ぐらいのアクセスと申しますか、閲覧数ということで、なかなか伸び悩んでいるのかなという印象を受けます。誘導対策も含めて、動画配信の難しさがあらわれているというふうに感じておりますが、新しいメディアに関してのこういう取り組みをどのように県としては評価しているか、同じく部長にお伺いをしたいと思います。

○総合政策部長（土持正弘君） 県では、フェ

イスブックや動画配信に当たりまして、親しみのある文章表現や魅力的な写真、動画の活用を心がけることで、リアルタイムでわかりやすい情報発信に取り組みますとともに、ホームページなど他の広報媒体へ誘導するなどの活用を行っているところであります。

その結果、フェイスブックページにつきましては、「いいね！」の数や投稿閲覧者数が順調に伸びており、新たな広報手段として一定の評価をしているところであります。一例といたしまして、県内海水浴場の水質検査結果が最高ランクであったことを伝える投稿に対しまして、700人を超える「いいね！」と1万人の閲覧があったところであります。

一方、御指摘のとおり、動画につきましては、必ずしもアクセス数が十分でなく、魅力あるコンテンツ制作や誘導方法が課題となっておりますことから、職員の知識や技能向上を図るとともに、今年度開設予定の動画ポータルサイト「宮崎県庁 楠並木ちゃんねる」を通じて、視聴者数の増加につなげてまいりたいというふうに考えております。

○渡辺 創議員 これまでの質問の整理ということで、もう1点伺います。今年度の県の広報関連予算の総額をお伺いしたいと思います。部長、お願いいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） 県全体の広報予算総額でございます。これは、広報の予算だけじゃなく県庁全体ということでございますが、平成25年度当初予算ベースで約4億5,600万円でございます。

○渡辺 創議員 昨年度とほぼ同額というふうに理解をいたします。

本題に入りたいと思いますが、今、全国的には、統一感を持ったイメージ戦略で県の情報発

信を強化しようという流れが強まっています。代表例は、昨年、大当たりした香川県の「うどん県」、また思い切って自虐的な言葉遣いで存在感を強調する島根県、それからつい先日発表になった高知県の「高知家」という取り組みは、高知の関係者は全部一家である、家族であるというコンセプトのもとに、出身である女優の広末涼子さんを娘と位置づけた展開で、非常にネット上等でも話題になっております。

高知県は、昨年人気を呼んだ旅行キャンペーンの「龍馬の休日」、これは坂本龍馬と映画の「ローマの休日」をかけたコピーになっているわけですが、それを初め、ことしは映画化された「県庁おもてなし課」、きわめつきが今度の「高知家」と、非常に勢いのある取り組みをされていらっしゃるかというふうに思います。まず、こういう取り組みを宮崎県としてどう把握していらっしゃるか、知事にお伺いをしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） それぞれそのような取り組みがされていることを存じております。また、その関係の知事と、それをめぐってのいろんな意見交換をしたりすることもあるわけでありまして、また大変興味深いのは、そういうものが注目を集める、そしてその効果がどのように出ているのかというところでもあります。今後とも、その展開に注目をしてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 3月に香川県庁を訪れたんですが、要潤さんを副知事に使った「うどん県」の舞台裏を少しでも学べればと思って行きました。行って見て、実は全部広告代理店に丸投げでしたというような話だったらがっかりだなと思ったんですが、いい意味で期待は裏切られた。期待といいますか、予想は裏切られたとい

うところでした。

まず、香川県は平成10年の電通の好感度調査で全国47位、要するにびりというふうになったのがきっかけで、そこからの脱却をいかにして図るかということで取り組んできましたが、長く成果の出ない時期が続いたということでした。そんな中で平成22年に知事が交代をして、1位から15位というのは、北海道であったり沖縄だったり、東京だったり大阪だったりという揺るがないところだと。だからこそ、20位を目指そうという目標をつくって、そうしない限りは香川県は四国の中で埋没してしまう、そういう意識で取り組んできたということです。

香川の非常におもしろかったところは、やり方を思い切ったところでした。いろんなアイデアを、いろんなものを県外にアピールしていてもなかなかだめであるんだったら、香川で一番有名なものをとにかくアピールして、そこがよその皆さん、県外の皆さんにとって興味・関心を高められて、香川へ視線を向けられれば、その後いろんなものを売り出すことができるだろうという発想に立って取り組んできたということでした。それで、香川で一番有名なものは何かといえばうどんということになって、「うどん県」となったわけですが、今度はどうやってうどんをフックにして皆さんの関心を引き寄せるかということになります。

その中で職員さんから、思い切って県の名前を変えてみてはどうかというプランが出たということです。もちろん、バーチャルな取り組みなわけですが、そういうプランが出てからは、ある意味ではアイデアの泉といいますか、いい意味での悪乗りが続いて、改名するならおもしろくやりたい。名前が変わるとなれば、イメージは、平成になったときの小淵官房長官が、こ

うやって額を掲げて平成とやったのがイメージじゃないか。出身タレントを使って演出するんだったら、国が官房長官なら県だったら誰だろう、総務部長かなと思ったけれども、若いイケメンの副知事のほうがおもしろい。では、そういう設定にしよう。副知事だからいろいろ東京にも陳情に行くよなどと、だったら本当に陳情に行かせて、それでアピールしてみよう。日本郵政と組んで年賀状のキャンペーンも張りました。

そういうふうに次から次へとアイデアが出てきてやったわけですが、思い切りがよかっただけではなくて、狙いもきちんと定まっています。発表の記者会見は、全国への発信なので、香川県で行うのではなくて、香川県のフェアをやっている東京で行う。大手メディアにも、またいわゆるブロガーと言われる発信力の強いネット上の方にも呼びかけて、一斉に配信をする。発表日には東京で1日だけCMを流す。しかし、お金がかかるので、後は通勤電車の中の電子媒体に変える。それによって、香川県の特設サイトのアクセスは、1日に1,000件だったのが、その当日だけで7万4,000件、翌日も合わせると、2日間で21万件のアクセスというふうに変ったそうです。もちろん、その後、香川県もいろいろ苦労が続いておりますけれども、「アート県」につなげたり、さらにいろんな取り組みにつなげて、しっかりと取り組んでいるという印象を持っています。

さらに加えて言えば、「うどん県」の取り組みの関連予算は、23年度が6,000万円で、昨年度は5,500万円、県の広報予算が5億幾らある中で、常識的な範疇の額かというふうには私は思います。担当者の方が言うておりましたけれども、いろんな批判はやっぱりあったけれども、

しかし、おもしろがりながら真面目にやるという姿勢を貫いたことがよかったと振り返っていらっしやいました。ちなみに、香川県の認知度は、昨年の調査で23位まで上がってきております。

知事にお伺いをします。今の宮崎の広報戦略は非常に総花的な印象を受けます。総花的というのは、裏返せば分散してしまっているということでもあります。イメージ戦略に資する大きな柱、テーマをしっかりと立てた上で、思い切った取り組みが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 今、御指摘いただいたことの中には、本当にいろんなポイント、論点があるわけでありますが、お伺いをしているに本当にすばらしいなと思いましたが、県職員のアイデア、そしてそれをブレインストーミングの中で広げていったということは学ぶ必要があるというふうに思っておりますし、職員の意識啓発、アイデアを募っていく、そういう意味でもおもしろいやり方だなというふうに思いました。それに要する経費、数千万というのは相当な金額だなというイメージを受けたところでございますが、ただ、御指摘の趣旨は、ポイントを絞って、そのフックとなる、やっぱり関心を示してもらうような打ち出し方というところで、非常にユニークな、香川のみならず、おもしろい取り組みをされているところだというふうに思っております。

どういった内容のものを、誰に対して、どのようなメディアなり、どのようなやり方で伝えるか、まさに広報はそこがポイントでありますので、そういうところをよく整理しながら、こういったものを参考に、今後とも本県の広報戦略というものをしっかり考えてまいりたいという

ふうに考えておるところでございます。

いろいろ取り組みがある中で、たまたま広島が、「おいしい！広島県」というのに取り組んでおります。広島出身の私にとっては、余りすくとんと落ちてこないものですから……。ただ、それがどういう効果を呼んでいるのか、知名度のアップ、好感度のアップ、観光誘客、それからいろんな物産の販売、いろんなものにどういう効果が及んでいるのか、そういったところもしっかり研究してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 先ほど1つ前の答弁の中でありましたけれども、知事の「先進的な他県の手法や展開を注目している」というふうな御答弁がありました。ぜひ、注目している立場ではなくて、注目される立場になっていただきたいというふうに思います。広報戦略で先に出るといふのは、まさにそういうことだろうというふうに思いますので、お願いしたいと思っております。

具体的なイメージ戦略のテーマについても御提案があったんですが、ちょっと時間の関係があるので、次に回したいというふうに思います。

続けて、県庁の防災庁舎建設についてお伺いをいたします。

有識者による検討委員会の状況についてお尋ねをしようと思いましたが、昨日の松村議員の質問にもありましたので、割愛をさせていただきます。今は、外来第1駐車場に延べ2万平方メートルというのが望ましいというのが出ていますが、これは有識者の委員会の方向であって、最終的に判断するのは県です。そろそろ県としては、どんな施設が必要で、どんなものを盛り込みたいということを明確に示す段階ではないかと思っております。例えば、県の庁内委員

会では、その庁舎の中に知事室も入れるというような話もあったかと思うんですけども、有識者委員会の結論とはちょっと違うようですが、知事として、現段階での県としてのお考えを、明確にどんな施設にしたいのかということをお示しいただきたいというふうに思います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおり、防災庁舎は、災害対応力を強化する意味からも、その整備を急ぐ必要があるというふうに考えております。ただ、その整備を進める上では、今後、何十年かの大計であるわけでありまして、有識者の意見を聞きながら、また県議会を初め、いろんな県民の皆さんの御意見を伺う必要があるということで、いろんな手続を踏んできたところでありまして、有識者の検討委員会の一定の方向性が出たところでありまして、それを受けとめて、早い段階で県としての考え方を整理して、お示しをして、前に進めてまいりたい、そのように考えております。

○渡辺 創議員 最後に、職員の皆さんの給与カットについてお伺いをします。

昨日、県議会に県職員の給与を来年3月までカットする議案が提案されました。本県が給与カットに至った経緯を御説明ください。総務部長にお伺いします。

○総務部長(四本 孝君) 今回の給与削減につきましては、まずことし1月に、東日本大震災を契機とした防災・減災対策や地域経済の活性化を図る財源とするため、地方公務員についても、国に準じた給与の減額に取り組むよう、国から要請がありました。あわせて、地方交付税について、地方公務員の給与費相当分が減額算定をされ、3月末には改正地方交付税法が成立をしたところでありまして、その間、私どもとしましても、さまざまな機会を通じて、国に反

対意見を申し上げてまいったところではありますが、5月15日に25年度の国の予算案が成立をしたということでもあります。

このようなことを受けまして、他県におきましても給与の減額に踏み切るところが出てきておりますが、厳しい財政状況などを勘案しますと、本県においても給与の減額を避けて通ることはできないとの結論に至ったものであります。

○渡辺 創議員 国の動きに対しては非常に不満を感じるころですけれども、国の動きに対して県はどのように取り組んできたのでしょうか。また、県内市町村の動きについてはどう把握していらっしゃるのでしょうか。

○総務部長(四本 孝君) 県といたしましては、国に先駆けて、職員数の削減や給与の見直しなど行財政改革に取り組んできているものの、そういった取り組みが適切に評価されておらず、また、今回の国の一方的な進め方に対して納得できないということ、全国知事会を通じ、国と地方の協議の場や大臣との意見交換などさまざまな機会を捉えて、国に対して再三意見を伝えてきたところでもあります。

また、県内の市町村も、全国市長会や全国町村会を通じて、同様に国に対して意見を伝えてきたと承知しておりますが、今回の給与削減に係る全国的な流れの中で、多くの地方公共団体においても、この対応について検討されているところであり、今後、県内市町村においても、それぞれの判断で対応されていくものと考えております。

○渡辺 創議員 削減される人件費は、県によると30億円、本日の宮日新聞で影響額は87億円との報道もありました。県内への影響につきまして、知事はいかがお考えでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 本県経済にそのような形で一定の影響が及ぶんじゃないかと大変心配しておるところでもあります。だからこそ、これまで国に対して、特に国家公務員の給与の削減の場合と比べまして、地方公務員の給与というのは地域経済に直結しているのではないかという危機感もあったわけでありまして、いろいろ議論申し上げたところでございますが、今回につきましては、これまでる答弁してまいりましたとおり、苦渋の決断に至ったところでもあります。しかし、今、本格的な景気回復、それから将来に向けての新たな成長ということで、いろんな経済対策に取り組んでおるところでありまして、国の経済対策を踏まえた公共事業や経済活性化のための施策に積極的に取り組むことによりまして、少しでもそういうマイナスの影響というものを抑えてまいりたいと考えておるところでもあります。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

午前中の田口議員とのやりとりの中で、高校生の課題解決力に驚いたというお話がありました。まさに今、我々に求められているのも、その課題解決力かというふうに思います。私も、その課題解決に全力を注ぐことを戦後70年に向けての若者の責務であると誓いまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○福田作弥議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時51分散会

6月14日（金）

平成 25 年 6 月 14 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	(同)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修 一 郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕 次 郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治 史
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 栞 保 博

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○丸山裕次郎副議長 ただいまの出席議員37名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。きょうは、地元の妻ヶ丘地区の皆さんにも傍聴にお越しいただいております、ありがとうございます。聞くところによりますと、きょうは登山に行かれる方もいらっしやったようで、その予定を変更してお越しいただいている方もいらっしやいます。この梅雨の時期ですから、山はどうかなと思ったんですけども、皆さんも御存じのとおり、きのうに引き続き非常に天気恵まれて、そんな中、ここにお越しいただいたことを本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。また、ぜひ、今後の議会の活性化のためにも、後ほどアンケートのほうにも御協力いただければと思います。

それでは、通告に従いまして質問を始めさせていただきます。

まずは、知事の政治姿勢について伺いたいと思います。

今、私が毎日読むようにしております「大学」という古典がございます。大体黙読で10分ぐらい、音読すると17～18分ぐらいかかる本でございますが、「読書百遍意おのずから通ず」という故事がありますように、なかなか一冊の本を100回も読むということはないと思うんですが、これぐらいの分量の本であれば実践することはできるんじゃないかと思ひまして、今、取

り組んでいるところでございます。まだまだ道半ばではありますけれども、読む回数を重ねていくにつれて、ふとした気づきとございますか、新たな発見とございますか、1回読んだだけではわからなかったことを気づかされたりします。この「大学」という本の初めの部分を御紹介いたします。

大学の道は、明德を明らかにするに在り。民に親しむに在り。至善に止まるに在り。

止まるを知りて后(のち)定まる有り。定まりて后能く静かなり。静かにして后能く安し。安くして后能く慮る。慮りて后能く得。

物に本末有り。事に終始有り。先後する所を知れば、則ち道に近し。

古(いにしえ)の明德を天下に明らかにせんと欲する者は、先ず其の國を治む。其の國を治めんと欲する者は、先ず其の家を齊(ととの)う。其の家を齊えんと欲する者は、先ず其の身を修む。其の身を修めんと欲する者は、先ず其の心を正しうす。その心を正しうせんと欲する者は、先ず其の意(こころばせ)を誠にす。其の意を誠にせんと欲する者は、先ず其の知を致す。知を致すは、物を格(ただ)すに在り。

物格して后知至る。知至りて后意誠なり。意誠にして后心正し。心正して后身修まる。身修まりて后家齊う。家齊いて后國治まる。國治まりて后天下平らかなり。

天子自り以て庶人に至るまで、壹に是れ皆身を修むるを以て本と為す。

という初めの部分がございます、これを陽明学の祖の王陽明という方は、初学の者にはまず、この「大学」という本をもって教えたと言われております。そして、近江聖人と言われました中江藤樹は、11歳のときにこの本を読み、

最後に申し上げました「天子自り以て庶人に至るまで、壹に是れ皆身を修むるを以て本と為す」というこの一句に感動され、聖賢の道を志されたそうでございます。中江藤樹は、朱子学、陽明学の説く「孝」を実践し、大野了佐や熊沢蕃山といった後の英傑を育てられました。また、野の聖人と称せられる二宮尊徳が少年のころ、まきを背負いながら常に読み続けたのもこの「大学」であります。二宮尊徳は、儉約、努力を実践し、財政再建、農村復興をなし遂げました。ほかにも、この「大学」を学び歴史に名を残す偉人はたくさんいますが、共通することは、それぞれの与えられた責務を全うすべく、その身を修めてこられたというところでございます。

そこで、知事に伺います。この修己治人の書として知られる「大学」であります。大もとであると説く、「天子自り以て庶人に至るまで、壹に是れ皆身を修むるを以て本と為す」というこの言葉について、どのようにお考えになるか、そして、どのようにこの宮崎県を治めていこうとされているのか、知事の政治姿勢を伺いまして、壇上での質問を終わり、後は質問者席より行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

「大学」の所感についてであります。二見議員には折に触れ、人生の糧となる貴重な言葉を御教示いただきまして、感謝を申し上げます。今回、議員から御紹介いただきました内容は、県政のかじ取りを担う私にとりまして大変貴重な教えとなるものと考えております。大きな目標を持ち、大きなことをなすに当たるとしても、改めてみずからの足元、自分の生活に思いをはせ、まずはみずからを正すこと、身を修め

ること、あるいは知恵を高めること、これは、現代のような厳しい社会状況においてこそ大変重要なことであるというふうに考えておるところでございます。

現在、私どもは、古事記、また日本書紀編さん1300年を、「温故知新」「温故創新」というコンセプトのもとに、古きをたずね新しきを知る、また、新しきをつくり出していく、そのような精神で取り組んでおるところでございますが、まさに古典と呼ばれるような書物の中には、時代を超えて脈々と伝えられてきた普遍の真理がそこにあるように考えておるところでございます。県政を担う者としましても、そうした古典などにもしっかりと学びながら、理念を持ち、県政運営に当たってまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○二見康之議員 大変僭越なことを申し上げておりますけれども、ただし、これは私自身が学び続けることであって、また、この宮崎県という113万人の県民の生命・財産を預かる県知事として、日々新たに身を修めていかれて、よりよい宮崎県にしていっていただきたいという思いがございまして、いろいろと折に触れては取り上げさせていただいております。決して自分自身ではでき上がっているというふうに思っておりません。ただ、こういうことを一つ一つ学びながら、そして一歩ずつでも成長していくことができると思っております。

そして、知事の御答弁にもありましたように、宮崎県が今やっている記紀編さん1300年、古事記についても、私もこの機会をいただいて読ませていただきましたけれども、神々がいろんな失敗をしながら、そして、反省し、新たな取り組みを行っていくといたしますか、神様というものはどこの国でも大体、全知全能、万能の

神であると思うんですけれども、日本の神というのは反省をする神様と。人としてやっぱり学ぶべきところがあるのかなというふうに感じられる非常にいいものだと思いますので、こういったところの教えを広めていくことができれば、いい政治を運営していけるのではないかと、いうふうに感じております。

では、続きまして、知事がこれまでずっとおっしゃっておいりましたフードビジネスについて伺いたいと思います。

都城市のほうでも6次産業化を進めていく方向を今とっております。新しい事業のフードビジネス、6次産業化、こういったものは、県民・市民の非常に期待の大きいところであると思っておりますが、フードビジネス振興構想について、今年度、25年度の取り組み内容と、これに対する知事の意気込みをまず伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) フードビジネス振興構想の推進に当たりましては、今年度当初予算で新たに設置をしました30億円のみやざき成長産業育成加速化基金も活用しながら、本県の強みでもあります農林水産物の高付加価値化や、オープンラボの整備によります新たな商品の開発、また、宮崎牛の全共2連覇などを生かしたブランド力の向上による販路拡大など、幅広い取り組みを強化する事業に、総額で24億円余を措置したところであります。また、新たに設置しましたフードビジネス推進課を中心に、県内の産学官金による全県的な推進体制でありますとか、部局横断的な連絡会議を設置しまして、フードビジネスの拡大創出に向けて、「拡大」「挑戦」「イノベーション」という3つのプロジェクトを展開することとしております。フードビジネスは、本県が復興から新たな成長に向けて大きく飛躍するための最も有力な分野であ

りまして、本県の将来を担う基幹産業として育成する必要があると考えております。全庁を挙げてスピード感を持って取り組み、関係団体、市町村とも十分に連携を図り、先日も都城市長さんと福岡のほうで食品関係のトップセールスをともしたところでございますが、そういう連携もしっかり進めながら成果を上げてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 ぜひスピード感——5カ年計画ぐらいでつくっていらっしゃったと思いますが、できるだけ早く軌道に乗せるように——やっぱり最初に始めるところが一番大変だと思うんです。軌道に乗せるまでが一番大変なところである、そう思いますので、この数年間勝負じゃないかなと思っております。知事も、東アジアに向けて県産品を販売していこうというお考えでいらっしゃると思うんですけれども、そういったときに、これまでの議会の中でもジェトロのことを取り上げられています。ジェトロ、いわゆる日本貿易振興機構、取り組み内容としましては、貿易投資の相談、そして、国内外展示会への出展支援、海外からバイヤーを招聘し全国各地で商談会を実施したり、海外における拠点設立支援、海外における法制度・税務・労務面などの企業経営についてのアドバイス等、また、知的財産権保護のための調査及び情報提供など、海外に対する販路拡大を考える場合に必要な項目が充実している組織じゃないかと思いますが、フードビジネスを推進するに当たって、現在、ジェトロとの連携についてはどのようにされているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(茂雄二君) ジェトロは、貿易に関する豊富な情報やノウハウを有するとともに、海外にも事務所を有していること

から、本県が東アジア市場の開拓を推進する上で、大変重要なパートナーであると認識しているところであります。これまでのジェットロとの連携につきましては、県内で開催いたします講演会・セミナーなどの講師派遣や選定、海外情勢や貿易制度等の情報提供、海外から本県にバイヤーを招聘する際の連絡調整、県内企業の貿易に関する相談窓口など多岐にわたり、多大なる御支援をいただけてきたところであります。県といたしましては、今後とも、ジェットロとの連携を強化し、県内企業の海外展開を積極的に支援してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思うんですけども、今、九州管内では佐賀県と宮崎県だけがジェットロの事務所がない状況です。ないだけではなくて、宮崎県のほうは、県内のいろんな企業とかがジェットロに相談する場合の窓口というのは福岡事務所になっていると思うんですが、佐賀県の場合はすぐ隣ですし、近いところでしょうから、それでも何とか対応できるんだと思うんですけども、宮崎と福岡といたら、距離からして大体反対側にあるようなところですね。そういった状況の中で、県とジェットロと連携強化していることはわかりますが、一番大事なところは、一般の民間企業が海外進出を考えるに当たって、販路拡大を考えるに当たって、いろんなところを相談しないといけないと思うんです。そういったときに一回一回福岡事務所に行くというのは、不可能とは言いませんけれども、かなり厳しい環境にある。電話で話をするとか情報をとるとか、ネットとかでとることもできるんでしょうけれども、こういった販路拡大とかは人のつながりというところも大事だと思います。そうしたときに、宮崎のほうにもジェットロの事

務所を持ってきてほしいなという思いがあるんですが、フードビジネスの推進における東アジアへの販路拡大を積極的に進めるということであるならば、民間レベルにおける環境整備をするということ、ジェットロの事務所を宮崎にも持ってくるということは、県としての重大な役割ではないかというふうに思います。海外展開においてジェットロが持つ情報の意義は大きいと、宮崎県において事務所設置を求めるべきではないかと思いますので、そのところの所感を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(茂雄二君) ただいまお話にありましたように、本県には現在、ジェットロ事務所はございませんが、平成22年度までは、県が費用を負担して、当時の県産業貿易振興協会の中に「ジェットロ宮崎情報デスク」を設置いたしまして、相談員を配置することなどにより、県内企業の支援を行っていたところであります。しかしながら、このジェットロ宮崎情報デスクにつきましては、ジェットロ側の都合により平成23年度から廃止され、現在は、県が負担金を拠出いたしまして、先ほど申し上げました個別の事業ごとに連携を図っているところであります。宮崎への事務所設置につきましては、人件費や事業費など県の負担が生じますことから、ジェットロとも十分協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 今、御説明いただきましたように、以前は「ジェットロ宮崎情報デスク」があって、聞くところによりますと、これに大体年間500万ぐらいの予算がかかっていたということです。なおかつ、もし宮崎にジェットロの事務所を出してもらおうというふうに考えたときの予算規模が大体1,000万ぐらいということでしたから——以前は、相談員というのは、もちろん

こちらの貿易振興協会の職員が対応されていたんでしょうけれども、やっぱりジェトロの組織の中の間、社員の方に来ていただいて、しっかりとした情報を、宮崎県にしる、一般の民間企業の人にしても、提供していただくことによって、販路拡大——東アジアのみならず、ジェトロは全世界に拠点がありますから、東アジアが一番大事かもしれませんが、ほかのところも視野に入れながら展開していくように、ジェトロ事務所を県内につくっていくべきだというふうに思うんです。今、御検討いただくという御答弁をいただいたと思うんですけれども、これは前向きに御検討いただくのか、それともなかなか難しいとお考えになっての御検討なのか、そこのところを改めて伺いたしたいと思います。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 御提言の趣旨を受けとめて、真剣に検討してまいりたいと思います。

○二見康之議員 真剣にということは、いいかげんじゃないということでしょうから、後の設置に向けての取り組みに——これはできるだけ早く取り組むべきだと思うんです、やるんだったら。そこのところを御理解いただいて取り組んでいただければと思います。

次に移ります。フードビジネス推進について関連なんですけど、宮崎県の産業振興にも、フードビジネスが成功してくれば大きな利益をもたらします。今後を期待しているところなんですけど、それと同時に、昨年末に政権交代が起こってから、緊急経済政策を矢継ぎ早に取り組んでおられるところなんですけれども、先日の質問にも出てきましたが、アベノミクスと言われる経済政策、本県はこれにどのように取り組んでいくか、これも非常に重要な案件であります。

これまで、この件につきまして宮崎県としてどのように取り組んできたのか、また、この経済効果というものをどのように宮崎県内に取り入れていくのか、この考えを知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) アベノミクスによる日本経済の再生は、今、さまざまな展開が進められておるところでございますが、「復興から新たな成長へ」と歩み始めた本県にとりましては、タイミングよく吹いてきた、まさに追い風であるというふうを受けとめておりまして、その効果を最大限に取り入れて、本県経済の活力向上に結びつけていくことが大変重要だというふうに考えております。このため、国における機動的な財政政策に関連しまして、15カ月予算と歩調を合わせまして、本県の24年度追加補正予算と25年度当初予算というものを一体的に執行し、公共事業等にも積極的に取り組んできております。公共事業予算、前年度比で40%増というような財源も確保することができたところであります。さらに、本日、閣議で決定される「民間投資を喚起する成長戦略」に関して言いますと、例えば、その中に盛り込まれる「農林水産業・地域の活力創造」でありますとか、「再生可能エネルギーの徹底活用」「医療関連産業の活性化」「訪日外国人旅行者の大幅増」など、フードビジネスを初めとする本県の成長産業分野と方向性を同じくするメニューが多数盛り込まれておるところであります。今後、具体化する国の施策などを積極的に取り込みながら、本県の揺るぎない産業基盤の構築と雇用の創出に努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 平成24年度末に、「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」というものが国のほうでつくられています。内容は、試作、いわゆるテスト販売といい

ますか、新しい商品開発、そしてまた、それに伴う設備投資等を支援するものであって、これは、今後の民間企業の競争力の強化につながっていくものだと思います。中小企業のものづくりに関する22分野の技術を活用するというのが対象なんですけれども、この補助金は、補助率が投資額の3分の2、いわゆる補助上限額が1,000万という非常に有用な大きな補助金になっております。ですから、企業が500万投資したときに、補助金として1,000万いただけるような内容の補助金なんです。先週、3月だったと思いますが、環境森林部がある棟のところで説明会があったときに、説明会に私も参加してきました。大体100社ぐらい来られていたんですけども、そのときに説明があった内容は、全国での予算規模が1,000億円、これを宮崎県の人口割で考えたときに0.9%、約1%だとしても、10億円分ぐらいの予算が宮崎県分として組んであるような内容だというお話がございました。全国で割ればそういうふうになるんですけども、1%といったときに、宮崎県に約100社分、10億円の補助金が見込まれると。そして、先ほど申し上げました22分野の中には、冷凍空調に係る技術とか発酵に係る技術というものもありまして、発酵については、しょうゆやみそ、焼酎といった食べ物に関するものも含まれているんです。それに対して設備投資、そして設備投資だけじゃなくて、人件費、原材料費、調査旅費、そういったさまざまな経費が認められる補助金なんです。もしこの投資が県内で行われたら、約10億の経済効果というところ、皆さん、経済学には詳しい方ばかりでしょうから、相当な効果が見込まれると思うんです。この3月15日から4月15日までに公募された1次審査の結果が先日発表されたところであります。全

国で約4,900件採択されております。つまり、全体予算の半分ぐらいが今回決まったということだと思えるんですけども、宮崎県で採択されたのはそのうちのわずかに15件、100社分を考えている中の15件が今回決定されたわけです。15件の中には、「高血糖者向けのジャンボ黒ニンニクを原料とする清涼飲料水の空調・熟成技術の確立」というような事業も1件入っております。これはフードビジネスを推進される知事としても非常に喜ばしいことだと思うんです。しかし、100社の予定の中での15件というものは、やはり少ないと言わざるを得ないと思うんです。

先日の新聞記事に商工観光労働部長のコメントが載っているのを、私も拝見しました。このフードビジネス事業については、最終的に目指すのは雇用の確保と所得の向上というふうにおっしゃってございましたけれども、まさしくそうだと思います。そのためには、宮崎県外の企業よりも、宮崎県内の企業が、商品の品質、生産力、そして、さまざまな競争力、商品力を身につけて他県に勝っていかないといけない。それが一番の課題だと思っております。なおかつ、加工・販売ルートの確保というものも、今回のこの補助金では認められているものですから、第1次の公募に対して、どれだけ県として取り組んでこられたのか。そして、これは済んでしまったことですからしょうがないんですけども、第2次募集がこの6月10日から7月10日まで行われます。残りの約半分の部分。これは6月中に出しても、7月10日の期日近くに出しても、採択されるのはその後の審議ですから、何とかここまでに1件でも多くこの補助金申請といいますか、新しい分野に取り組もうとする民間活力を引き起こしてほしいと思うんで

すけれども、このために県はどのように取り組んでいられるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 国のいわゆる「ものづくり補助金」につきましては、お話がありましたように、現在2回目の募集が行われておりますが、既に終了しております1回目の募集では、採択数が15件でありまして、他県に比べ厳しい状況であると認識しているところであります。このため、県といたしましては、国から事業を受託しております中小企業団体中央会等と連携をしながら、県内各地での説明会の開催や、新聞広告等による制度の周知、県内企業への訪問による応募の働きかけ、さらには、申請手続を円滑に進めるためのフォローアップを行うなど、申請企業の確保に努めているところであります。ものづくり補助金は、新たな市場開拓や設備整備によります生産性の向上が図られるなど、大変魅力的な制度でありますので、関係機関との連携を密にしながら、本県中小企業等が1件でも多く採択されますよう、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○二見康之議員 これは1年間を通して7月10日までという限られた時間の中での取り組みですから、ぜひ集中して取り組んでいただきたいというふうに思います。全国の結果を調べてみたところ、一番多かったのは大阪府、これが公募で決定されたのが495件。宮崎県の15件に比べると相当差があると思います。人口も多いでしょうし、向こうは中小企業も多いというような環境の違いもあるんでしょうけれども、しかし、向こうのほうに電話して聞いたところ、3月21日にはスタッフを集めて、この事業に対する準備を始めていらっしゃる。そして、専用

の部屋をつくって電話線も引いて、そこまで準備してから、4月1日には案内・受け付けを開始して、常駐・臨時合わせて20人体制で休む暇なく取り組んでいるんです。やっぱりそれぐらい真剣に必死に取り組んでいるんです。そうした結果、申し込み件数が1,300件近く。そのうち採用されたのが495件。やはりある程度の申し込みの数を確保しないと、通るものもなかなか通っていかないと思います。宮崎県が38件申し込んで15件、大阪が1,300件に対して約500件ということなので、大体4割ぐらいなのかなと。全国の申請件数に対しても4割ぐらいなので、もし宮崎県でもある程度目標を設定するんだとしたら、そういったことも考えていただいて、これからの県の取り組み、これは中央会のほうの直接の事業なんでしょうけれども、一丸となって取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。県のほうでは、宮崎県の医療を守るということで、さきの医療計画におきまして、5疾病5事業を、医療分野ごとに医療圏を設定していらっしゃるんですが、これにつきまして、医師確保等を含め、この医療圏機能を維持するためにどのような支援を行っていらっしゃるのか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 本年3月に策定いたしました宮崎県医療計画では、今、御紹介いただきましたように、5疾病5事業及び在宅医療における医療提供体制の構築を図るため、7つの二次医療圏を基本としながら、医療資源の配置状況等を考慮いたしまして、疾病等の分野ごとに医療圏を設定し、圏域ごとに一定レベル以上の医療機能が確保できるよう取り組んでいるところであります。

具体的には、これまで、地域医療再生基金等を活用いたしまして、例えば大学病院を初め、国立病院、県立病院、市郡医師会病院あるいは民間病院など、各圏域の拠点病院等の施設・設備整備の支援、あるいは各分野に共通する高度救急医療といたしまして、宮崎大学のドクターヘリの運航を支援するなど、救急を含めた医療提供体制の充実を図っているところです。しかしながら、若手医師の都市部集中などを背景に、圏域ごとの医療機能レベルはばらつきがあるのも事実でございます。だからこそ、現在、宮崎大学とも連携いたしまして、地域医療学講座による医師の育成支援に取り組むとともに、県内医療機関への医師や看護師の配置を促す修学資金貸与制度を実施するなど、医療従事者の確保に努めているところでございます。

また、医師確保の一環として、新たな取り組みでございますが、来月13日には、宮崎県ゆかりの首都圏医師との交流会を開催いたします。これは、首都圏に宮崎県出身のドクターがたくさんいらっしゃるということで、そういう方々との交流をすることによって、一人でもまた宮崎に帰ってきていただくような狙いで取り組むこととしておりまして、宮崎からは、宮崎大学病院長あるいは宮崎県医師会長も行っていただくことにしております。今後とも、一定の妥当性や効果が見込め、あるいは関係者の広い理解が得られる取り組みについては、積極的に動いてまいります。

○二見康之議員 それでは、医療圏の機能を維持するために取り組んでいらっしゃるさまざまな施策なんですけれども、これまでの3カ年ほどの程度の予算をかけていらっしゃるのか、同じく福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県の医療計画

に掲げる医療分野ごとの過去3カ年の予算状況を申し上げますと、がん対策が約9億円、急性心筋梗塞対策が約4億円、僻地医療対策が約5億円、救急医療対策が約24億円、小児医療対策が約1億円、周産期医療対策が約6億円、災害医療対策が約27億円などとなっております。5疾病5事業等に係る事業費は、時間的制約から少々粗っぽい積み上げではございますが、総額で約76億円となっております。

なお、県立病院は、3次救急など医療圏域を超える本県の政策医療の多くを担っておりまして、それを根拠に、関係法に基づき繰り出しております県立病院への一般会計繰入金は、この金額から除いているところでございます。

○二見康之議員 同じく、今度は県立病院についてお伺いします。今、福祉保健部長のほうに御答弁いただきましたけれども、県立病院事業に対しまして、過去3カ年の一般会計繰入金ほどの程度なのか、病院局長にお伺いします。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立病院事業における過去3カ年の一般会計からの繰入金の状況でございます。平成22年度が約52億7,000万円、23年度が約50億円、24年度は決算見込み額になりますが、約50億2,000万円となっております。なお、23年度と24年度には、これに加えて、臨時的な国の交付金を財源としております地域医療再生基金から、医療機器整備等の財源として、合計で約13億7,000万円を繰り入れております。

この一般会計繰入金でございますが、これは、地方公営企業法に定める基準に基づきまして繰り入れているものでございまして、その対象は大きく分けて2つございます。1つは、「地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」でありまして、例え

ば、救命救急センター運営経費や災害対策経費などでございます。また、もう1つは、「能率的な経営を行っても、その経営に伴う収入のみをもって充てるのが客観的に困難であると認められる経費」となっておりまして、例えば、周産期医療や感染症対策経費、さらには病院の建設改良に要する経費などであります。なお、その財源の多くは、地方交付税や国庫補助金により措置されているものでございます。

○二見康之議員 交付税措置とかそういった形の財源確保は、県のほうからではないというようなことだと思うんですけども、ただ、県北、県央、県南、県西と大きく地区を4つに割ったときに、県立病院事業が県北、県央、県南、そして、ないところが県西地区、西諸・北諸地域なんですけど、単純に予算規模を考えたときに、3カ年で病院事業で約150億円ぐらい。それ以外のところに関して行っていらっしゃるの、先ほど大まかにおっしゃっていただいた70億ぐらい。これぐらい差があると、県西のほうはもちろん国立病院とかほかの病院もありますけれども、何とか県のほうからも、特別というわけじゃないんですが、大きく分けた医療圏につきまして、機能維持について御支援いただきたいというふうに思っております。今度の医師会病院の移転につきましても、地域再生基金のほうからも御支援いただくわけなんですけど、しかし、やっぱり医師確保とか非常に困っているんですね、都城地域のほうでも。特に小児科医師が、先日、内村議員も言われましたように、2人大学に引き揚げられた。急遽、医師会が何とか頑張っってこの2人分の穴埋めをしないといけないわけですが、地域の産婦人科医の先生方や小児科医の方々がその対応に回っていらっしゃるんです。さらなる負担をかけて地域

医療を何とかして守っていかうと頑張っているんですが、その辺の皆さんの思いを御支援いただければというふうに思います。

続きまして、妊婦健康診査についてお伺いします。平成24年度で国の基金事業が終了し、交付税措置になったと先日伺ったところなんですけど、平成25年度の市町村の実施状況につきまして、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 妊婦健康診査につきましましては、今お話のように、今年度から実施主体である市町村へ交付税措置されまして、一般財源化されたところとございます。25年度の実施状況でございますが、全市町村で24年度と同様の内容で実施をいただいております。

○二見康之議員 これまでと同じようにどこの市町村も取り組んでいらっしゃるようなんですけれども、県内を見渡したときに、一部負担金を取っていらっしゃる自治体もあると思います。これは各自治体の裁量の範囲内にあるんでしょうけれども、しかし、できることならば、宮崎県は子育て・子育て立県ということで取り組んでいるわけですから、県内どこに行っても同じように妊婦健診が受けられるようにしていただきたいというふうに思うんですけども、宮崎県内の妊婦健診について、県による費用助成はできないのか、同じく福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 県内26市町村のうち、15市町が本人の自己負担を徴しておられますが、妊婦健康診査の財源につきましましては、平成25年度から、実施主体である市町村へ交付税措置されたところとございますので、自己負担のあり方については、基本的に市町村の判断によるものと考えております。

○二見康之議員 確かに全額交付税措置されているということですから、理論上はそうなるんだと思うんですけども、いろいろなものが交付税措置されているのであれば、各自治体の地方交付税交付金はどんどんふえていっているはずなんですけど、実際はふえていないですね。臨財債の残高もふえている割には、それに伴っての交付税の目に見えての増額というのではないと思うんですけども。これは県のほうでも同じような状況じゃないかなというふうに思うんですけど、自治体の中には全額負担しているところもあるわけですし、それができない地域もありますので、そここのところを何とかうまく県のほうで調整できるように取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、先日新聞報道でもありました、人工妊娠中絶率が全国的に宮崎県は高いと、人工死産率は全国ワースト1位であるということに対する、まず、知事と教育長の御認識を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のありました人工妊娠中絶実施率などが全国よりも高くなっておりますことは、大変残念であるとともに、心の痛む思いがしております。一方で、産む、産まないの最終的な決心に至るまでには、それぞれの事情がありまして、人には言えない深い悩みや葛藤が交錯しているのではないかと想像できるところでありますので、中絶を決断された方には、理解と思いやりを示すことも大切ではないかなというふうに考えております。県としましては、これらのことを踏まえ、関係機関と連携を図りながら、啓発などの対策をこれからも講じてまいりたいと考えております。

○教育長(飛田 洋君) 本県の人工妊娠中絶率、それから人工死産率が全国より高いという

ことは、本当につらい、心が痛むことだと思っております。命を授かること、そして命を育むこと、さらには命を受け継いでいくこと、そういうことのとうとさを深く受けとめ、みずからの命、そして縁ある人の命を大切にすることを育むことは、極めて重要であると考えております。そのような思いから、県教育委員会では、本県独自に、性に関する教育参考資料「かけがえのない大切な命」を昨年度作成したところであります。子供たちに、人としてどう生きるのか、生き方そのものに真剣に向き合わせ、心に響く教育を継続して行っていくとともに、「一人一人がかけがえのない大切な存在である」というメッセージを、子供たちに伝え続けてまいりたいと強く思っております。

○二見康之議員 続いて、生命尊厳について、知事の所感と取り組みについて伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 一人一人の命は、かけがえのない一度きりのものでありまして、最大限の尊厳、尊重に値するものであるというふうに考えております。この命のとうとさを、特に若い世代にしっかりと伝えていくことが大変重要であるというふうに考えておりまして、将来、親となる中学生や高校生に対しまして、心と体の発達などに関する正しい知識、また命のとうとさというものの、自分を大切に、また相手を思いやる心を持つことなどの啓発を行っているところであります。また、とうとい命にかかわる妊娠や出産などを含むさまざまな相談にも対応しておるところであります。今後とも、こうした命の大切さを基本とした取り組み等を推進しますとともに、大切な命を守るために、「安心して子どもを生み、育てることを地域や県民全体で支え合う社会づくり」にも努めてま

いりたいと考えております。

○二見康之議員 最初に知事がおっしゃったように、皆さんそれぞれの事情があつてのこともあると思うんです。しかし、以前取り上げました、知事の尊敬する人物の上杉鷹山侯——当時も、経済が非常に苦しくて子供をたくさん養うことができない、食いぶちがふえるといけない、だから中絶を行っていたということもありました。そのときに鷹山侯がされたことは、それ自体を禁止されたんです。禁止したけれども、子育てのために必要な分、いわゆる食料費だとかそういったものは藩のほうからちゃんと支給するような対応をとられた。現在と当時とは社会の仕組みとかいろんな事情も違うんですけれども、根本とする思いというものは何なのかというのをしっかり御認識いただいて、今後の県政運営に取り組んでいただきたいと思ひます。

そして、教育長のほうにお伺いしたいと思うのですが、命を大切に責任ある行動がとれる大人に育てるために、子供たちにどのように教育していかれているのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 学校や家庭において、子供たちに命のとうとさに気づかせ、命を大切にすることを育むことは、極めて重要であると考えております。現在、小学校におきましては、道徳の時間に、我が子の誕生や成長に関する保護者の思いを聞かせたり、中学校や高等学校におきましては、命の連鎖など、より専門的な知識の習得はもとより、職場体験学習等を通し、乳幼児と触れ合う機会を設けたりするなど、命の大切さを実感させ、責任ある行動がとれるよう、発達段階に応じた指導に努めているところであります。県教育委員会におきまし

ても、命を大切にすることについて、児童生徒の心に響く、より感動を伴った理解を深める指導ができるように、本県独自の道徳教材——この教材は、口蹄疫等の県民の皆さんの思いを風化させてはならないという思いからつくったのですが、その名前を、「「命や絆を大切にす」宮崎県道徳教育読み物資料集」というんですけれども——そういうものを使った研修会を実施しているところであります。家庭との連携も十分に図り、我々大人がみずから責任ある後姿をしっかりと示しながら、命を大切にす児童生徒の育成に努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 最初に申し上げた「大学」に、「天子自り以て庶人に至るまで、壹に是れ皆身を修むるを以て本と為す」という一句がありました。私、こういったものを考えるときにも、この言葉の含む意味というのは大きいなと。経済事情とかいろんなそれぞれの事情、理由を抱えているのはみんな一緒だと思うんです。でも、その中でどうやってこの世の中を生きていくのか、生き抜いていくのか。努力することといいますか、身を修めることというのは、非常に言葉としては幅の広い言葉だと思うんです。どちらかという今この現代社会というのは、これをやっちゃいけません、これをやっちゃいけません、これをやっちゃいけませんと、全部箇条書きになってしまって、これに載っていなければいいんじゃないか、載っていないからこれは合法なんだとか、そういうような風潮になっていると思うんです。一人一人が真剣に、これはいいことなのか悪いことなのか、考えながら生活していくということが大事なんじゃないでしょうか。宮崎県の知事であるのであれば、やっぱりそういったことを県民に

呼びかけていただきたいなという思いもありますけれども、以上のことはこれで終わります。

次に、県民歌についてお伺いします。

私も、申しわけないんですけれども、議会のほうに入ってから、県民歌というものをちゃんと聞く機会をいただくことができました。やっと最近、耳にもなれてきて歌えるようになってきたところなんですけれども、県民歌のそもそもの制定目的はいかなるものだったのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（土持正弘君） 県民歌であります。置県80年を記念いたしまして、県民の郷土愛を育み、県民の連帯感を醸成する象徴として制定をされたものであります。

○二見康之議員 わかりました。連帯感を醸成する、県民の郷土愛を育むということですね。つくられたこの県民歌なんですけれども、今、宮崎県内の方々でどれだけの方が歌うことができるのか、これまでの議会でもいろいろと質問が出てきておりますけれども、子供たちが県民歌を覚え、親しむために、学校教育で取り扱ってもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 県民歌は、郷土の豊かな自然や風土、未来への夢などを、明るく爽やかに表現したものになっており、そのよさは誰もが感じておられるものと思っております。現在、県内の学校におきましては、集団宿泊学習などの学校行事の中で、児童生徒が県民歌に触れる機会を設けております。また、県の教育委員会としては、何より指導に当たる教職員が歌えることが大切だということで、初任者研修の場において、県民歌の指導をさせていただいているところであります。本県の児童生徒が県民歌を身近なものと感じるようにしていくこと

は、郷土に対する愛着とか誇りを持たせていく上でも意義深いことだと考えております。小中学校におきましては、例えば、登下校や給食の時間を利用して、県民歌に親しませるなどの工夫も考えられますので、市町村教育委員会の意向も踏まえながら、啓発に努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 同じく、今度は知事にお伺いします。この県民歌を県内全体に普及させていくことは意義があると思います。どのようにお考えなのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県民歌につきましては、最近では、私も、置県130周年の記念式典の中で高校生と一緒に歌わせていただきましたが、まさに宮崎のイメージを的確に表現をした郷土愛あふれる歌詞であると。特に1番はいいなど、よくできているなというふうにいつも思うんですが、リズム感のあるメロディーはとても歌いやすい歌で、私も大好きであります。これまでも、県民の皆様から親しまれ、愛唱されるように、県主催の各種行事などで歌っていただくほか、県民手帳や県のホームページへ歌詞や楽譜を掲載してございまして、ホームページからは直接この歌を聞けるようになっております。また、求めに応じて複製したCDをお送りするなどの取り組みも行っているところであります。御指摘のように、まだまだ十分に浸透していない状況もありますことから、今後ともさまざまな機会を捉えて、県民歌の普及、PRに努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 もう御存じかもしれませんが、長野県民の方は、県民歌をほとんど皆さんが歌えると。逆に歌えない方を探すほうが難しいというふうに言われております。これは以前、ネットのほうから引っ張ってきたんです

けれども、東京新聞が書いている記事です。2010年の記事なのですが、信濃の出身者の方にインタビューされたときのコメント、「長野県民歌を歌うと、そのたびにふるさとの懐かしい光景や、親のこと、子供のときのことなどを思い出す。そして、一年のうち数十回は歌う」というふうに話をしているらしいようです。長野県民歌ができたのは明治32年、作詞をされた長野県師範学校の教諭だった浅井洸さんという方が、子供たちの唱歌として、教師となる学生たちを通じ、次の世代の県内統一の思いを託したというふうに伝えられているそうです。象徴的な出来事は、戦後すぐの1948年に長野県の分県論が再燃し、分県案が——いわゆる県を2つに分ける、あそこは長いですから、北と南に分けるというような分県案が本会議を通過しそうになったとき、議場の傍聴席から「信濃の国」という長野県民歌の大合唱が起こり、分県派の議員も信濃は一つと、分県を断念されたそうでもあります。今、私がここで宮崎県を分けるんだと言ったときに、宮崎県民歌が聞こえてくるかという、ちょっと想像はできないなというふうに思うんですが、やはりそれぐらい長野県の方には親しまれているわけですので、事あるたびにといいますか、今まで50年間取り組んできた中で、県民歌の認知度というのは今の程度でしょうから、ちょっと視点を変えて、新たな取り組みをしていただきたいなというふうに思います。

あと、浄化槽についてお伺いします。

浄化槽の法定検査の実施効果について、今の現状を環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 法定検査は、浄化槽が本来の機能を発揮しているかを確認するために行うもので、県が指定した検査機関

が、浄化槽の水質、稼働状況、保守点検や清掃の状況など86項目を検査し、国の定めた基準に従い、適正か不適正かを総合的に判定しております。平成24年度におきましては、約6万2,000件の浄化槽について法定検査を行い、そのうち約5%が不適正と判定されております。不適正と判定された浄化槽につきましては、設置者に対して改善指導を行っており、その結果、新たに保守点検や清掃について業者と契約を締結したり、老朽化した部品の修繕を行うなどの改善が行われております。

○二見康之議員 時間が来ましたがけれども、保守点検、清掃及び法定検査について、実施期間を見直すなどの考えはないのか、最後にもう一度お伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 浄化槽は、微生物の働きを利用して汚れた水を浄化する仕組みとなっていることから、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切であります。このためには、保守点検、清掃、法定検査を定期的に行う必要があります。保守点検等の実施期間につきましては、浄化槽法及び同法施行規則に定められており、国に確認しましたところ、保守点検、清掃、法定検査のいずれについても、実施期間の見直しは予定していないとのことであります。

○二見康之議員 わかりました。これまで浄化槽について、法定検査はいろいろと議論されているところではありますが、法が整備されてから約30年、そして、この間、法の改正等がされてきたのは、単独浄化槽の原則禁止等といったものであって、浄化槽の品質の向上とか、そういったところは全く議論されておられません。これだけ技術革新が進んでいるし、いろんな検査のあり方といいますか、本当に期間は

1年間が妥当なのか、また、この方法がいいのか、もうちょっと根本的に考え直していただけないように国に働きかけていただければと。現場の最前線である県のほうから意見を上げていただきたいということをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。(拍手)

○丸山裕次郎副議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) ことしの正月のことですが、初笑いということで、私の娘から次のような笑い話を聞きました。東南アジアを旅行した人が帰ってきて、家族の人たちに旅行の報告をしたそうです。「向こうではね、食事のときに手で食べてるとよ」。それをそばで聞いていたおばあちゃんがびっくりして、「へえ、口で食べんとね」と言ったそうです(笑声)。漫才をやるために登壇したわけではないんですが、実は、食べるということに関してある本の中に、天国と地獄の違いが書いてありました。天国も地獄も、食事のときには1メートルにもなるような長い箸を持たされているとのことでした。地獄では、みんなが我先に食べようとするのですが、箸が余りにも長いために自分の口に持ってくるのができません。だから食べられないわけです。地獄の人は皆いつも餓え苦しんでいるとのことでした。一方、天国ではどうしているかという、長い箸で食事をつまむと、自分の口には持っていかず、相手の人の口に「どうぞ」と持っていくそうです。だから、天国ではみんなが満腹し、平和に暮らしているとのことでした。

恐らくこの話は仏教の説話ではないかと思うのですが、だとするならば、日本という国は、例えば「惻隱の情」という言葉があるように、もともと、相手のことを思いやる、優しい、ゆかしい国だったのではないかと思います。その

ような思いで今の日本を眺めてみますと、例えば言葉を列挙するならば、新自由主義、派遣労働者、橋下氏の発言、インターネットでの書き込みの品格、政治や経済・文化、あらゆる面で人間として生きづらい世の中になったかなという感を持ちます。日本という国はこの先どこに向かって進むのだろう、そんな思いを込めて、知事の政治姿勢について質問をいたします。

まず、よくこれまでも質問をされましたけれども、アベノミクスについて知事はどう評価しておられるか、伺いたいと思います。

以下の質問は、質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

アベノミクスにつきましては、企業収益の改善、賃金上昇と雇用の拡大、さらには消費の拡大という経済の好循環を目指しているものと認識をしております。アベノミクスの金融政策、財政政策につきましては、既に実施をされ、その結果、経済全体としては上向きに作用しているようではありますが、円安傾向により、輸入の多い産業における収益悪化や、輸入品価格の上昇に伴う物価上昇等の動きも、さまざまな動きがこうして生じておるところであります。残る成長戦略につきましては、これから本格的に始動していくところでありまして、アベノミクス全体の真価が問われるのは、まさにこれからというふうに考えております。私としましては、国におきまして、急激な経済環境の変化による国民生活への影響も十分配慮された上で各種の施策が実行され、本県を初めとする地方圏の景気や雇用などに好影響をもたらすことを期待しているところでありまして、以上であります。

〔降壇〕

○太田清海議員 わかりましたが、もう1つ関連をしてお伺いしたいのは、きのうの時点でも株の乱高下とか、非常に安定していない。また、この先行きはどうなるのかなという思いがあります。また、金利の上昇とかいろいろな不安材料、副作用とかいうものも考えておかないかんのじゃないか。アベノミクスの今度の金融緩和で、今言いましたように、国債の暴落、長期金利の上昇、予期せぬ事態が生ずるのではないかと思うんですが、知事はそのあたりはどうお考えになっておられますか。

○知事(河野俊嗣君) 政府と日銀は、ことし1月、デフレからの早期脱却と、物価安定のもとでの持続的な経済成長の実現に向けまして、政策連携の強化を図っていくことを確認するとともに、4月には、日銀におきまして、大規模な金融緩和の導入を決定したところであります。今いろいろな動きが生じております。御指摘のとおりでありまして、この金融緩和策の一環であります日銀の国債買い入れによる長期金利の押し下げ効果と、物価上昇目標の設定を一因とする長期金利の押し上げ効果との間で、金融市場が混乱を来し、長期金利が急上昇することなどを懸念する声も出てきているようであります。政府は、この金融緩和を含む、いわゆる3本の矢が相互に補完し合うことで効果を発揮するとしておるところであります。その過程において、急激な経済環境の変化などによりまして、県民の暮らしや県内の経済・雇用などに大きな影響が生じることをないよう、財政健全化への取り組みを含めて、政府と日銀がしっかり連携をして、適切な金融・経済政策の運営に万全を尽くしていただきたいと考えております。

○太田清海議員 2つ質問いたしましたが、私は、实体经济というもの、そこの力強さがなけ

れば、どうも3本の矢というものが、お金が市場に出回ればいいんだよという感じで、もしくは企業がそれで投資意欲が増して、そのおこぼれが賃金に回っていくんじゃないかというような感じの——私も前回、トリクルダウンの理論として議論いたしましたけれども、何か出発点が、金が潤沢に——ジャブジャブという言葉も言われておりますが——そういう形でやった場合に、逆じゃないかと。私たちが働くこと、みんなが物をつくり出すというそのことにおいて経済が回っていく、そして消費活動もしていくんだよというようなそういう力強さ、逆のほうからのものが私は大事ではないかなと思うんです。そういう实体经济の裏づけがない、何か真の経済成長ではないと思うんですが、このあたりは通告の中では言っていなかったかもしれませんが、もう一回お願いしましょう。

○知事(河野俊嗣君) 将来に向けた成長を考える上では、今、御指摘がありましたような、地に足をつけたしっかりとした成長戦略といいますか、取り組みというものが大変重要であり、それが本筋であろうかというふうに考えておりますが、この長期にわたるデフレ経済、凝り固まった状況を何とか打破する、何とかそれを揺り動かすという意味で、大胆な金融緩和等の施策がとられたものだというふうに考えております。それに伴う副作用とかいろいろな影響も今、懸念されているところでもありますので、先ほども答弁申し上げましたとおり、そういったところに十分目配りをしながら、機動的な政策対応というものを期待したいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。今後の動向を見守っていかないかなというふうに思っています。県のほうでも地域経済循環システム、私

はこれを評価しております。皮肉でも何でもなくて、その思想のもとに県の経済も動かすようにしていかないかなと思っておるわけですが、アベノミクス等と関連をして、今回、地方公務員の給与の削減、いろいろ質問は出てきましたけれども、地方交付税の減額要請に対して、地方公務員の給与を引き下げていくということ、地方自治の観点から、知事、どうお考えになりますかということを知りたいと思いません。

○知事（河野俊嗣君） 今回の国の取り組み、もともと東日本大震災を契機としました防災・減災対策や、地域経済の活性化を図る財源とするために、地方公務員の給与についても国に準じた減額措置を行うよう要請があり、また、地方交付税につきましては、給与相当分の削減を行ったということでもあります。これまで地方は、国に先駆けてさまざまな行財政改革に積極的に取り組んでまいりました。国を超える人件費の削減、見直しというものを行ってきたということもございます。また、そもそも地方公務員の給与というものが、地方公務員法に基づき地方において決定されるべきものであるということもあります。また、地方交付税が用途の定めのない一般財源であるということ踏まえ、地方との十分な協議も経ないまま行われた今回の国の対応は、地方自治という観点からも大変残念なことであるというふうに考えておるところであります。私としましては、今回のようなことが二度と行われることのないよう、問題点について、地方からの声を上げてまいりたいというふうに考えておるところでありますし、知事会を通じて、また、国と地方の協議の場などを通じて声を届けてまいりたい、国に対して強く働きかけてまいりたいと考えております。

す。

○太田清海議員 今、残念であるという言葉が言われました。これまでの答弁の中でも、こういう形で削減をしなければならないということについては、苦渋の決断をしたというふうに、これまで聞きました。苦渋の決断をしたということは、本当はしたくないんだけどもという思いがこもっているんだろうなと理解をして、こちらもそう思うようにしますが、いわゆる法令遵守、コンプライアンスという立場から見た場合、地方交付税法の趣旨からしたときに、今回、苦渋の決断をせざるを得なかったんですが、法令的には知事はどうお考えになりますか。これは法令違反じゃないか、地方交付税法の趣旨から逸脱しているんじゃないかという説もあるわけですが、知事はどうお考えになりますか。

○知事（河野俊嗣君） これについてもいろいろ議論のあるところでございますが、特例加算の分の削減というようなところもあります。法令的には適法なものという整理がなされているんだというふうに考えております。ただ、いずれにせよ、根本である地方交付税のそもそもの趣旨、地方の自由な一般財源であるということ、また、それをこのような給与の削減に結びつけるような形での削減は、非常に残念であるということでありまして、こういったものを繰り返すことはあってはならないというふうに認識をしております。

○太田清海議員 わかりました。法令遵守というのは、私たち職員、いろんな公務員は守らなきゃなりません、政府のほうも法令遵守、やっぱり法令の解釈についてはきちっとしてください、内閣法制局もあるんでしょうという思いがするわけです。法令にのっとって全て行っ

ていくということを、ぜひ国に対しても言っていたらいいと思います。

この給与削減における県内経済への影響、これはどのようにお考えになっておられますか。

○知事（河野俊嗣君） 今回の給与削減の対象は、県職員全体で約1万7,000人余りとなります。削減額は総額で約30億円と試算をしております。加えて、県内の市町村などにおきましても、減額を実施するところもあると考えられますので、県内経済への影響というものは否めないものと考えております。県といたしましては、今年度予算で措置されました各種事業はもちろんのこと、国の経済対策を踏まえた公共事業や経済活性化の施策等にも積極的に取り組むことによりまして、少しでもその影響を抑えてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。地方公務員の給与に連動してといいますか、そういうのを参考にして、県内のいろんな事業所の賃金が決定されていくという、影響を及ぼしておるところがあるわけですから、こういうことがあってはならないというような言われ方もされたようですけれども、今後、ぜひ食いとめていただきたい。こういうやり方はいけないということで。そういう決意としてもお伺いしておきたいと思います。

次に、道州制についてお伺いしたいと思いません。この前、市町村合併の一定の総括が出されておりますが、私は、実は、市町村合併の検証ということで、その報告を見たときに、少し視点を変えてほしいなと思ったのは、合併をした新しい市の中の旧町村、それと、合併をしなかった、独自で頑張った町村の人口動態の比較をするときに、合併しなかったところの人口の動態がどうであったのかということと、新しい

市の人口動態の比較ではなくて、新しい市の中の合併をした旧町村と合併しなかったところの直接の比較をしたほうが、私は正確だと思うんです。というのは、新しい市の中で人口移動はあったわけで、全体は変わらないわけです。いろいろ聞いてみますと、住民基本台帳上の人口と国勢調査上の人口の誤差があるものですから、その辺の比較が、5年ごととかいうデータが出るのに時間がかかって、調査は難しいと言いますが、住民基本台帳上の調査だって、瞬時にデータとしては出ると思うんですね、参考資料として。私は、その視点も調査の中で今後あってもいいのではないかなと思います。

市町村合併というものを一つの判断材料として道州制というのを考えた場合に、道州制になったら宮崎県は埋もれてしまいますよというのは、今までも、もちろん言われていると思います。ただ、もう一つ、非常に気になるのは、今、国会に道州制の基本法みたいな法案が出されようとしていると思いますけれども、具体的にはまだ、道州制をどうしていくかということは、それぞれの学者がいろいろ言われているだけで、実際どういうことになるかわかりません。ただ、私が心配するのは、国の責務というのがどうも、道州とかそんなところに分散させて責任逃れをどんどんしていくような感じがするわけです。というのは、国の責務としては、例えば外交とか防衛とかいろんなことが言われています。その中で、国民の生活を守るところ、例えば年金の問題、社会保障の問題、そういったところが何か道州に任されていくような、日本人としてみんなが平等に基本的に生きるんだよということが、道州の責任となされていくような、国家としての統一感がないようなふうに追い込まれていくやに感じられ

るところがあるわけです。イメージははっきりしていないけれども。

例えば「地域主権と道州制を推進する国民会議」、これは経団連会長の米倉さんが入っておられて、その人の道州制に対する意見としてこういう言葉が入っているんです。「各地域が権限と財源を持ち、みずからの選択と責任により地域をつくっていくこと」というようなことで、みずからの選択と責任においてということで、財源についても、おまえたちでどうかせよというような感じなんです。これはまだイメージがはっきりしていませんから、私は、そういう意味では、国が全国統一で責任を持って保障しなければならないことはきちっと守って下さいよということには言わなければならぬと思うんです。全国統一の基準で制度設計をして保障すべきものとして、国の責任があると思うんですが、知事はそのあたり、どうお考えになりますか。

○知事（河野俊嗣君） 道州制の議論の中で非常に重要な議論の一つを御指摘いただいたというふうに思っております。今、現在の道州制についての議論の状況は、道州制という言葉は飛び交っておりますが、具体的にどのような道州制にするかというイメージ、これは国民の間に共有されていない。単なる都道府県合併のようなイメージもあるわけですが、大事なものは、国と地方のあり方を考えていく、権限・財源を移譲していくということになるわけでありまして。そのところの具体的なイメージはないと。権限・財源を移すに当たっても、その上で、今、御指摘にあったのは、全国的に統一性を図るものについて本当に道州なり地方に任すのかどうか、国がどういう関与を残していくのかというようなことであろうかというふうに思いま

す。

行政の事務というものは、3つに分けるとしますと、国が行うべき事務、それから、全国統一の制度設計と基準のもとで運営される地方の事務というもの、それから、地方がみずからの判断と責任において行うべき事務というものがあると思います。今の2つ目のところにどのように国がかかわるかというのが、今の御指摘にかかわる問題であろうかというふうに思います。現在、与党内で検討されております道州制推進基本法の骨子案におきましても、国の事務は、「国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの」や、「真に全国的な視点に立って行わなければならないもの」等に極力限定するという記載があるだけで、国と地方の役割分担についての具体案は示されていないところであります。今後いろんな議論が進んでいく過程の中で、その役割分担、制度設計、ここをしっかりと明らかにしていき、我々として道州制についてどういうふうに向かい合っていくのか、そういったところを議論していく必要があるかと考えております。

○太田清海議員 国の責任の放棄にならないように、そして、道州もしくは自治体に責任転嫁をしない、そういう視点での警戒はしておかなきゃならぬのかなというふうに思います。

長野県の町村会の緊急要望の中に——長野県町村会の会長さんは全国の町村会の会長をされているようですが、この緊急要望の中の表現の中にこういう言葉があります。いわゆる反対する言葉であるんですが、道州制の導入が、日本を覆う閉塞感を解決する切り札かのような根拠のない変革の期待感だけが広がっているんじゃないかと。道州制をやれば日本の国が物すごく明るくなっていくんじゃないかという、何かそ

ういう期待感を持たせるような、そういうやり方というのは合併のときにもあったんですよ。この合併をなし遂げればみんな財政は豊かになるよという、そういうことを国民的にさせられて、結果として今どうですか、合併してどうですかというのが言われているわけです。その二の舞になるような、この道州制というものが、今、閉塞感のあるこの日本のどこをただせばよくなるのかという問いかけなくして、道州制をやれば、国民の目がそっちに行っちゃって、よくなるんじゃないかというような、そういうことを見事にあらわしている長野県の町村会の要望書の文章です。私はよく言い当てていると思うんです。どこに問題があるのかということ。

私個人としては、やっぱり所得の再配分ということで、実体経済に影響を与えるような税の配分をする。そのことで交付税のパイもふえるわけですから、所得税がふえれば。だから、私はそこをずっと言ってきたんですが、今回調べてみたら、平成25年度の税制改正において、所得税の最高税率が今、40%ですが、45%に、5%上げることが閣議決定されたようです。これは私が常々言ってきたことですが、60%ぐらいに上げていいと私は思っているんですが、知事、この評価について、45%に上がったということで、その辺はどうでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 税制は、所得税のみならず、資産、消費、課税全般について、それぞれの機能、役割を生かしながら、社会経済の構造変化に対応した税体系を構築していくこと、これが大変重要なわけでありまして。今回の所得税の見直し、これは、税制全体の中で所得再配分機能の中心的役割を担っているわけでありま

すが、近年の所得格差の拡大によります所得構造の変化や、これまでの累進税率の緩和の結果として、再配分機能が低下しているということ踏まえて、最高税率の引き上げが行われたものというふうに認識をしております。所得税は地方交付税の原資ともなりますことから、今回の見直しにより、地方財源の充実確保にも寄与するものと考えております。

○太田清海議員 知事の今の答弁の中には説明は——わかりました。根拠として、この税制改正、40%から45%に最高税率が上げられるというのは、実は平成27年度分、あと3年後ですか、27年度分からなんですね。ちょうどそのときは消費税が10%に上がる年。何で早くしないんでしょうかね、今年度からでも、というような思いがする。何で10%に上がったとき以降しかそういうのをしないのか。今、知事が言われたように地方交付税の原資になるわけですから、これをやれば市町村の悩みというのはなくなると思うんです。60%に上げてもいい。それだけで6兆7,000億の税収が新たに生まれるんだよと。今度の5%で生まれる税収は590億円なんです。政府が出しているのは5%で590億。超過累進課税ですから、実質3%ぐらいしか上がらぬ形になるんですけど、そういうことで、きちっとやればもっと景気はよくなる。その形を今の日本経済というのは求めているんじゃないかなと。アベノミクスのようなやり方で果たしてうまくいくのかどうか。今後注視しておきたいと思います。

それから、あと2つほど知事には質問しておきたいと思うんですが、日米共同訓練が新田原基地で行われるということが発表されました。私は、県民の安全・安心を守る立場の知事として、日本国憲法にとっても中止をすべきではな

いかと、平和を愛する県民の代表として申し入れるべきと思うわけですが、知事はどうお考えになりますか。

○知事（河野俊嗣君） 日米共同訓練につきましては、日米両政府で合意をされた在日米軍の再編計画に基づきまして、沖縄県の嘉手納基地などで実施していた訓練の一部を、地元市・町の了解を得て、平成19年から新田原基地でも受け入れているものであります。来週実施される共同訓練につきましては、内容もこれまでで最大規模のものということでありまして、特に、事故の防止や騒音の軽減などにつきまして万全を期していただくように、九州防衛局に対し、口頭また文書でも要請をしたところでありまして。さらに、訓練期間中は、九州防衛局が現地連絡本部を設置して、40名体制で対応に当たるということでもありますので、県としても、職員を交代で現地に派遣しまして、その状況を注視していくこととしております。外交・防衛は国の専管事項であり、国の責任において処理されるものであります。私としましては、県民の安全・安心を確保する観点から、今後とも、必要に応じてしっかりと対処をしましてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 こういったことについては、国の専管事項という言葉も言われておりますけれども、専管事項ということで、自治体がそこについて何も述べるようなことができないようなことであってはいけないなという気もいたします。そういうことで全てがブラックボックス化して事が進んでおるといような状況はどうだろうかという思いもいたします。

もう1つ、知事について最後の質問をしたいと思いますが、日米地位協定ですね、前回、11月議会でしたか、これはやっぱり不平等な協定

ではないかということ、知事の認識を聞いたところでありまして、私は不平等だと思うんです。もう一度、知事の見解をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 日米地位協定は、日米安全保障条約第6条の内容を具体化するものでありまして、国会の承認を得て条約として締結され、日米安全保障体制にとりまして大変重要な協定であると認識をしております。一方で、従来から、事件・事故に係ります安全対策や、基地内での環境対策など、特に米軍基地を抱える自治体から、この地位協定の見直しの要望がなされているということも承知をしております。外交・防衛、先ほども話ございました国の専管事項でございますが、知事の立場で、県民の安全・安心というものを担う、それを確保しなければならない、そういう観点から、必要に応じて政府にも意見を申し上げてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 地位協定については、スタートをどうするか。これは問題じゃないかという考え方をとるか、当然であるというとり方をするか。私は前回も言いましたけれども、地位協定の第2条は、基地をつくることとか、廃止することとか、返還することとか、そういうことについては日米で合意することができるということなんです。片一方が拒否すればできないわけです。日米の間の地位が平等ではなくて不平等なものなんだということを暗示している言葉なんです。ね、「できる」というのは、ということを再度私としては述べて確認しておきたいと思いません。

今、日本の憲法、平和、そういったものが云々されております。こういった日米共同訓練で平和がどうだということではないかもしれませ

んが、私は、ある延岡の女性の方からこんな話を聞きました。自分のお父さんが亡くなる時に、今まで言っていないことだけれどもということで、亡くなる前に言ったそうです。どういふことかという、「自分は中国に行って戦争した。そして、家宅捜索をしたときに、中国人の女スパイを見つけた。それを上官に報告したら、おまえが第一発見者だからおまえが殺せと命ぜられて、私は殺さざるを得なかった。そのとき、銃剣を刺したときのその女の最期の表情が俺は忘れられん。それだけは伝えておく」ということで、娘さんだけに言って亡くなったそうです。娘さんからそういう話を聞きました。

私は、政治とかそういったものは、日本国民は、昭和20年当時、あのときに、国際信義に信頼してという決意をしたわけですから、そういう意味では、戦争から遠ざかり、できるだけ平和を訴えていこう、そういう特殊なといいますか、はえある地位を日本という国が占めてもいいんじゃないかなと、そういうような思いがいたしました。今、現代の人たちは、少し戦争ということに対する認識が薄まってきたんじゃないかなという気がしまして、述べさせてもらいましたが、私自身もケースワーカー時代に変死体の処理を行いました。入水自殺、首つり自殺、さまざまな死体を片づけました。スクリーで頭を割られた人もいらっしやった。そんな普通の人間と違った異形の死体を見たときに、人間というのは人と手を結ばないかん、仲よくせないかん、そのことを子供たちにも教えないかんということ、私は22歳のときに感じました。そういう思いを込めて、憲法についていいますか、平和ということについて問いかけをしておきたいと思います。

長くなりましたが、次に、変わらしまして、今

度は福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

今回、保育士等処遇改善臨時特例事業というのを起こされましたけど、私はこれは評価しております。働く人たちの賃金を保障しながら確保していくというのは大事なことだと思います。ただ、似たような事業として、これまで介護職員の処遇改善加算という事業がありましたけれども、これは関連がありますので、これまでどのような経緯をたどってきたのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 介護職員の処遇改善につきましては、従前から課題となっておりましたので、平成21年10月から23年度まで、国が介護職員処遇改善交付金を予算化いたしました。県では、この交付金を活用いたしまして、賃金改善等に取り組んだところでございます。また、24年度からは、この交付金にかえまして、介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算制度が創設されましたので、引き続き賃金改善等に活用をされております。

○太田清海議員 それで、これまでの介護職員の処遇改善の成果としてどのように評価しておりますか。

○福祉保健部長(佐藤健司君) まず、介護職員処遇改善交付金につきましては、平成23年度には960事業所から申請がなされ、実績報告によりますと、1人月額平均1万4,000円の賃金増となっており、賃金改善に一定の効果があつたものと考えられます。また、24年度に開始されました介護職員処遇改善加算については、これまで1,000を超える事業所から届け出が行われておりまして、交付金と同様の賃金面での効果を期待しているところでございます。また、当該交付金及び加算の要件としまして、事業所における研修機会の確保、資格取得のための支援の実

施を求めておりました、介護職員の資質向上にもつながっていると考えております。

○太田清海議員 1万4,000円ほど上がったというようなことでありまして、成果としてはあったのではないかなと思います。平成27年ごろにもう一回、介護報酬の改定がある。その中にどう組み込まれるとか、そういう課題もあるようですが、それと似ておるようなこととして、今回、保育士等処遇改善臨時特例事業というのが起こされたわけですけれども、どのような背景でこれは起こったのかということをお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 全国的な保育ニーズの高まりの中で、保育士の確保も大きな課題となっております。この保育士等処遇改善臨時特例事業につきましては、保育の担い手である保育士等の人材確保を推進する一環として創設されたものと考えております。本県におきましては、この事業に取り組むことにより、保育士の確保や離職防止に一定の効果が見込まれることから、実施することといたしまして、今議会にその補正予算の御審議をお願いしているところでございます。

○太田清海議員 まとめて聞いたほうがよかったかなと思いますが、その原資はどのようになっていますか。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 今回のこの事業の財源は、全額、宮崎県安心子ども基金でございまして、その基金の原資は、国の緊急経済対策として平成24年度の補正予算により配分された交付金でございます。

○太田清海議員 改善の内容といたしますか、今、介護職員等については1万4,000円上がったのではないかという成果が報告されましたけれども、この事業で改善の内容、どのように改善

するのか、事業費は全ての保育所に交付されるのか、そのあたりのところをお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 今回の事業は、保育士の勤務年数に応じて算出した費用を、市町村を通じて私立保育所へ交付するものでございます。各保育所においては、ベースアップのほか、手当や賞与など、その実情に応じて職員に支給することになります。なお、国の試算では、保育士1人当たり月額8,000円程度の改善が見込まれております。また、交付を受けるためには、処遇改善計画書などを添付して申請することが必要となりますが、県としましては、全ての私立保育所が積極的に活用されるよう、市町村に対する説明会や保育所への周知を図ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 保育所のこういう改善——賃金にまつわる部分ですが、改善というのは、先ほど言った介護職員の賃金の改善については実施して、それが最終的には介護報酬の中でフォローアップされていくといえますか、拾われていくということで、うまく制度が継続して残っていくということだろうと思いますけれども、今回の保育所の賃金の改善に関するところについては、事業所にとってみれば、うちが賃金を上げたら来年どうなるんだろうか、この予算を切られたらどうなるんだろうかというような不安があるんじゃないか。この事業は1年限りなのか、今後どうなるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 今回のこの事業は、平成25年度中に私立保育所の保育士等の処遇改善を行うための事業でございまして、現在のところ、平成26年度以降の事業の継続についても、厚生労働省より、引き続き検討してい

く旨の説明を受けております。県としましては、処遇改善を図るためには継続的に取り組んでいくことが重要と考えておりますので、当該事業が延長されますよう、さまざまな機会を通じて、国に対し要望しているところでございます。

○太田清海議員 わかりました。国に対して要望していくといいますか、継続させていかなければならないだろうなどは思うんですね、賃金というところですから。事業所によっては、賃金を上げるのではなくて、先ほど賞与というようなことも言われましたが、一時金を上げる、それでどうだろうかというようなどころもあるようです。ただ、保育士の人たちが勤めたいと思うときには、一時金が幾らだということよりも、そこの事業所の賃金が幾らだというのが一番興味のあることだろうと思うんです。だから、今後、継続ということで国に要望するにしても、ぜひとも賞与だけではなく、賃金のところが上がっていくというところを目指していただきたいと思いますと思っております。

福祉保健部長に最後の質問になりますが、マスコミ等でもちょっと出てきております。社会福祉事業所において、会計をめぐる不祥事が起きているが、事業の適正な運営に対して県はどのように取り組んでおられるのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 社会福祉事業を営む事業者については、事業を公明かつ適正に実施し、健全な発達を図ることが求められておまして、社会福祉法人や民間企業、NPO法人等の経営する介護等の施設・事業所に対し、社会福祉法、介護保険法等に基づき、知事または市町村長の権限で監査・指導を実施いたしております。また、市町村職員に対する監査

手法等の研修会を開催するなど、適正な監査が実施されるよう、市町村への支援も行っているところでございます。今後とも、市町村と連携し、適正な運営が確保されますよう、事業者に対する厳正な監査・指導の実施に努めてまいります。

○太田清海議員 そういう不祥事等が今後起こらないように、県民の皆さんも介護保険料なりいろいろなものを納めて、適正に使われてほしいということで、強制的に引かれておるところもあるわけで、不祥事がないように、県としてもいろいろな指導なり、市町村に対する助言、そういったのをぜひお願いしたい。監査するところに対して、みずからの監査もそうありますが、お願いをしたいと思えます。二見議員からもありましたが、「個人を修める」、そのことが世の中をつくっていくことだというふうにも解釈をしましたが、本当にそうだなというふうに思えます。人間、個人がきちっとしていくことも大事なかなという思いもあります。

次に、教育行政についてお伺いしたいと思います。

学校事務職員の任用のあり方についてですが、これも私もたびたび、どうですか、人事採用、そろそろプロパーの人たちを採用したほうがいいんじゃないですか、人事交流で、それか、ある程度プロパーみたいな人はおるべきじゃないでしょうかねというふうに言ってきた経緯もあります。2月議会でしたか、鳥飼議員のほうからもそういった質問がありまして、庁内の検討委員会で現在検討しているということも伺っております。検討状況についてお伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 学校事務職員には、子供たちに対する深い愛情、さらには学校教育

に対する理解、そして、学校の教育課題を解決するために積極的に参画する態度というのが必要だと考えております。そのようなことを踏まえて、昨年度、お話にありましたように、「学校事務のあり方に関する庁内検討委員会」を設置いたしまして、これまで実は4回検討会を持ってきました。その4回の中で、さまざまな角度から総合的な検討を行ってきているところでもあります。今月開催した第4回の検討委員会におきましては、九州各県の任用制度等に関する報告をもとに協議を深めていくとともに、本県における学校事務を取り巻く課題や、学校事務職員の資質向上を図るための研修のあり方などについて検討を行っているところでございます。今後は、これまでの議論をもとに、市町村教育委員会や関係団体等の御意見も伺いながら、さらに検討を進めていきたいと考えております。

○太田清海議員 検討委員会の状況をお伺いいたしました。早目早目の検討結果をお願いしたいと思っております。

次に、非常勤講師についてお伺いしたいと思います。本来ならば、正規の先生に来ていただいてやるというのがいいんですが、状況としては非常勤職員というのはふえていると思うんです。中には、自分のお母さんを介護しながら勤めている人もいます。自分の生活のために2～3校かけ持ちでやっている人もいらっしゃいます。私は1つしかありませんという人もおるわけですが、やっぱり生活がかかっておるわけですね。そういう意味では、業務の内容等を考慮して、年間で予定されている勤務時間を十分活用すべきだと思いますが、どうでしょうか、教育長。

○教育長（飛田 洋君） 非常勤講師について

は、教科の指導とかその目的に応じてお願いしているところなんですけど、私も学校現場におりまして、非常勤講師の人と一緒に仕事をさせていただきましたが、誠実に職務に取り組み、大きな力を発揮していただいていると思っております。業務の内容等は非常勤職員設置要綱などに定めてあって、事前に本人に説明し、理解をしてもらった上で任用しているところでもあります。御質問のありました非常勤講師の勤務につきましても、設置目的や学校の実情等を踏まえながらも、可能な限り、おっしゃったように、勤務時間数の確保に配慮するように取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。可能な限りということでもありますので、なかなか難しいところもあるかもしれませんが、よろしくお伺いしたいと思います。

それから、教職員の精神性疾患による休職者の現状について、どうなっているのかお伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 非常につらい思いをしながら話をさせていただきますが、公立学校の教職員の中で、精神疾患を原因とした休職者の実数につきましては、平成20年度から24年度までの5年間で、51名、61名、67名、82名、80名と推移いたしております。

○太田清海議員 なかなか学校の現場は難しい。体罰の問題とかいろんな社会的な要請もあつたりとか、一生懸命熱意を持ってやっているんだけど、いろんな家庭の問題とかも含めた総合的な問題が起こったりするから、学校現場だけの問題としては捉えられないところもあろうかと思っております。心を病まれる方が健やかに仕事ができるというのが一番いいと思うんですが、教職員の方の精神性疾患に対してどのよ

うな対応策をとっているのか、お伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 教職員の精神性疾患については、何より、御本人のこと、そして御家族のこと、あるいは指導を受けている子供たちのことを考えますと、大変つらいというか心が痛む思いであります。対策をとる前に、校長会に行きまして、私は直接、こんな話をしました。校長、あなた方は、部下のプライベートな悩みで相談を受けたことがあるか。プライベートな悩みで相談を受けられるような校長であれと。それから、文書を削減せよと。書類はできるだけ減らせと。子供に向き合う時間は大事にしながら、事務的な時間は減らせ。それから、真面目に誠実に仕事をしている職員が卑屈になったり、ひるんだりするような思いをさせてはならぬと。そういうことを校長会で強く訴えたところでした。

取り組みとしましては、公立学校職員の心身の健康増進を図るため、関係機関と連携し、平成23年度から「公立学校職員健康づくり実践強化事業」に取り組んでいるところであります。この事業では、メンタルヘルス対策として、専門の医師によって、管理職全員を対象とした研修会などの開催や、それぞれの職員にみずからの気づきを促すメンタルヘルスチェックや相談窓口を、広報紙等を通じて職員へ周知するなど、予防、早期発見、早期対応への取り組みを強化しているところであります。また、教職員が明るく元気に勤務してほしいという強い願いを持ちまして、昨年7月に「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」を作成し、業務の平準化や休暇を取得しやすい環境づくり、同僚や管理職と気軽に相談できる職場づくりなどの推進にも取り組んでいるところであります。

○太田清海議員 わかりました。先ほど言われた、文書を減らそうじゃないかというのは、学校現場の先生たちは真面目だから、報告せないかんときには文書でやらないかんかなとか思っちゃうわけですね。それが負担になって、それだけではないんですが、教育長がそういうメッセージを発せられたということは、そこにいい意味での心のゆとりを与える言葉だなと思って聞いております。文書でないとできないところもあろうかと思いますが、みんながほっとするようなメッセージを与えていただいたと思っております。

それから、関連するんですが、心の病を持つ方、いろんな条件があつてということもあろうかと思えます。例えばモンスターペアレントとか、そういうことに対して、教育委員会のほうでは弁護士対応できる制度もつくったというふうに聞いておりますが、この辺の状況はどんなでしょうか。

○教育長（飛田 洋君） 保護者の方からいろんな御意見を賜ります。どんな御意見であっても、子供にとってはかけがえのない保護者ですので、誠実に話を聞くようにというような指導をしております。弁護士相談事業等もやっておりますが、基本的に大事にしなければいけないのは、学校が正しいことをしているときにいろんな苦情があつたときは、絶対学校を守ると。県教委が学校をバックアップするという姿勢だと思います。逆に、学校が過つたり、あるいは指導が足りなかったところは、学校も含めて丁寧におわびをする。法律相談も使いながら、そういう支援を各学校に適切に対応していきたいと。今もそうしているところでございます。

○太田清海議員 わかりました。決意の一端を聞かせていただきました。そういうことだと思

います。

次に、あと2つほどあるんですが、県立高等学校に生活支援員を配置して、障がいを持っている方のいろんな授業のサポートをされていると思うんですが、どのような取り組みを行っているのか、伺いたしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会では、県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒が安心して学べる教育環境を整えるために、平成21年度から生活支援員を配置いたしております。この制度というのは、もちろん障がいのある子供のためではありますが、それだけではないと思っております。この事業により、障がいのある生徒が同じ教室で学ぶことは、ほかの生徒にとりましても、共生社会を実体験として毎日行う、そういう意味もあると考えております。

この事業では、車椅子を使用するなど下肢等に障がいのある生徒に対し、移動、授業の準備、食事等の介助を行ったり、聴覚に障がいのある生徒に対し、授業中の教師の説明などをノートに書く要約筆記等の支援を行っております。今年度は6名の対象者がおり、介助等を行う支援員を5校に、学習上の支援を行う要約筆記者を1校に配置いたしております。

○太田清海議員 わかりました。十全なといいますか、充実に向かって取り組みをされているというふうに聞いております。問題なのは、高校まで責任を持ってそういう対応をしてきた、その子が、例えば大学に行くときに、大学ではそういう制度がなくて学問を断念せざるを得なかったというところもあるのかなと思っております。これは大学ということではありますが、大学における障がいのある学生への支援、そういったことを大学でも取り組んでほしいというよう

なことで要望はできないのか、教育長、お伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 大学等における障がいのある学生につきましては、独立行政法人「日本学生支援機構」が実施した調査によりますと、平成24年5月1日現在で、全学生数の0.37%に当たります1万1,768人が在学しているということでございます。現在、文部科学省では、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を設け、専門性のある教職員の配置等、今後取り組むべき課題について検討されているところであります。お尋ねにありましたことですが、私といたしましても、県内で学んでくれた高校生たちが、障がいがある理由で大学へ進学できない、あきらめるようなことがあっては絶対ならぬという思いで、実は昨年、宮崎県・宮崎大学連絡推進会議というのが開催されたんですが、その場でこんなお話をしました。障がいのある学生を積極的に受け入れるような取り組みを進めてほしいと、そういうお願いをしたところであります。

○太田清海議員 わかりました。一貫して大学まで行けるようなことを、権限外のことでもあろうかと思いますが、大学でもそういう取り組みがどんどんなされてくるといいなと思っております。

最後の質問になりますけれども、土木行政ということで、歩道と車道の境界に設けてある縁石の設置についての基本的な考え方をお伺いしたいと思います。これは、商売人のところの前の縁石が直角になっているものだから、自動車を整備させてあげたにもかかわらず、ぶつかってパンクしちゃったとかいうのがあったりするものですから、そういうのが改善されぬのかなと。斜めになるような縁石とか、そういう思い

で聞かせていただきたいと思います。基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○**県土整備部長(大田原宣治君)** 歩道と車道の境界に設ける縁石につきましては、歩行者や自転車の安全かつ円滑な通行を確保するために、車両が容易に歩道に進入しないことを目的としており、原則としまして、宮崎県歩道設置基準に基づき、縁石の形状や高さを定めているところでもあります。また、歩道に車両乗り入れ部などの開口部を設ける場合にも、歩行者等の安全確保を第一に、縁石を設置してきたところです。しかしながら、今、議員から言われたように、沿道の土地利用状況などによっては、縁石の形状等に配慮する必要もありますことから、今後は、現場の実情等を十分に勘案しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○**太田清海議員** ありがとうございます。歩行者との兼ね合いがありますから、安全というのをまず考えないかんだろうと思いますから、なかなか簡単にはできないと思いますが、そういう事業をされている方のいろんな問題もあるものですから、その辺はうまく処理をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。(拍手)

○**丸山裕次郎副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時0分開議

○**福田作弥議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、黒木正一議員。

○**黒木正一議員〔登壇〕** (拍手) ことしの正月、いただいた年賀状の中に、椎葉村の民謡「ひえつき節」について書かれたものがありました。その内容は、「ひえつき節」の一節に、「那須の大人 鶴富おいて 椎葉たつときや 目に涙 和さま平家の 公達ながれ おどま追討の 那須の末よ」というくだりがある。民謡はもともと労働歌として生まれたものが多い中で、この歌には悲恋物語が情緒豊かに歌い込まれている。歌詞は、1927年(昭和2年)、諸塚村七ツ山小学校に代用教員として赴任した日南市南郷出身の酒井繁一氏によってつくられた。七ツ山の人々から「ひえつき節」を聞かされ、歌の広場に出せるような新しい歌詞をと頼まれ、夏休みにそれを書き上げて友人に託し、復学のため再び上京。その後、酒井氏はブラジルに移住され、終戦後間もなくの新年に、サンパウロ市内の日本人街を歩いていると、聞き覚えのある調べを耳にされる。友人に託した歌詞がレコードとなり、海を越え、はるばるとブラジルへ流れ着き、作詞者が自作の「ひえつき節」を耳にしたというドラマ。この話は、宮崎放送に勤務されていた民謡研究家の原田解氏の50年にわたる偉業、「ひえつき節の二十世紀」という本に書かれていること、「ひえつき節」が諸塚村ともゆかりがあることを、1枚のはがきにびっしりと書かれていました。

私は、このようことは全く知りませんでしたし、民謡にも興味はなかったのですが、この1通の年賀状がきっかけで、原田解氏や酒井繁一氏の書かれた本につき合うこととなりました。酒井氏がブラジル移住後、初めて帰国した際の印象をまとめた「日本の肌」というエッセー集に、「ひえつき節」を作詞した七ツ山小学校

に30年ぶりに訪れたときのことが書かれています。

「村人たちは私を「お帰りなさい」と言って迎えてくれた。まず学校へ、学校では学童とともに全村の人が迎えてくれた。石段を登って校庭に入ろうとしたとき、「ああ耳川の水源に清き流れの血を受けて 集いおいたる二百余の」という合唱があがった。これは私が三十年まえ、この学校のために作ったものであるが、今も伝えられていて私の歓迎のために歌ってくれた。私はこみあげてくる涙で、どうすることもできなかった。私の足は運ばない。無邪気のように見えた学童まで声を曇らせ、はては歌が声にならなかった」。

玄関に入って靴を脱いで仰ぐと、何人かの写真が掲げられてあったそうです。最初がペスタロッチで、その次に酒井氏の写真。学校の創立70周年の行事が行われたとき、教育功労者を何人か挙げて、功を忘れないために写真を掲げていた。その中の一人に酒井氏の写真があった。しかも、ペスタロッチの次に掲げられる光栄を担っていた。一代用教員であったに過ぎない自分に何のよりどころがあったのだろうか」とも書かれています。

ことしのゴールデンウィーク、七ツ山小学校の先生方とその家族と地区の春祭りを回りましたけれども、今から80数年前、酒井氏も同じように地元の方と酒を飲み交わし、今は歌うこともなくなった「ひえつき節」を聞いたのだらうと思いをはせたのでした。そういえば、子供のころ、「ひえつき節」とか「いもがらぼくと」とかを祭りの席でよく聞いたものでありました。椎葉の山中に隠れ住む平家の娘とこれを追いつ源氏の若武者との恋物語とは別の、作詞者の「ひえつき節」にまつわるドラマに感激し

ました。さて、随分遠回りになりましたが、宮崎県は民謡の宝庫とも言われております。知事は、宮崎県の民謡を知っておりますか。そして、どのように評価しているのかをお伺いします。

以下の質問は、質問者席より行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

宮崎の民謡についてであります。豊かな自然に恵まれた文化が息づく本県では、旋律や内容も多彩な民謡がありまして、その数は300種にも及ぶと伺っております。その中でも、全国的に有名な「ひえつき節」や「刈干切唄」「日向木挽唄」など、今なお広く歌い継がれている民謡が数多くあります。今、民謡の宝庫という言葉がございましたが、以前、椎葉の「ひえつき節」の大会に毎年審査委員で来られます小島美子先生に、宮崎の民謡についてお話を伺ったことがあります。そういう種類の多様性に加えて、その地域ならではの、また古来から歌い継がれてきたその節回しが、一般化・商業化された民謡とはまた違う、そういう貴重なものが残されているというのを大変高く評価されておりました。また、歌の根源である思いを伝えるという意味において、作り歌の伝承などもなされていると。そういったところも含めて大変貴重であるというお話を伺ったところであります。

また、民謡ということで、非常に印象的なことがあるんですが、極めて個人的な話で恐縮なんです。私は、小学校のころに少年合唱団に入っておりまして、その中のレパートリーの一つに、「音戸の船頭歌」という郷土民謡がありました。平清盛が開いたという音戸の瀬戸の舟歌なわけですが、それを覚えた直後、ど

うも私は家に帰ってその曲ばかりを歌っていたようなんですね。祖母から「よっぽどその曲が気に入ったんだね。その曲ばかりあんたは歌つとるが」という話を聞いて、そのときは意識しなかったんですが、恐らく学校で習う西洋音楽とはまた違った、何か子供心にもDNAに刻まれたものに触れるような、琴線に触れるような、そういう力が民謡にあったのではないかなということは今思い出したところでありませう。

民謡というものは、人々の暮らしに深く結びついた労働歌や祝い歌などでありまして、そこに込められた喜びや悲しみなどのさまざまな心情というものは、現代に生きる私たちに元気や勇気を与える、大変魅力に富んだものだというふうに考えております。また、宮崎の自然、風土や言語に根差した民謡は、時代や生活のありようを知ることができる貴重な文化資源であると評価しておりまして、これからもしっかり守り伝えていくことが大切ではないかと考えております。以上であります。〔降壇〕

○黒木正一議員 今、知事は、宮崎県の代表的な民謡の一つに「日向木挽唄」を挙げられましたけれども、今月の8日、9日でしょうか、日向で全国大会があったと伺っております。私は、知事の出身地の広島県の民謡は何があるのかなと一回調べてみたんです。そうしたら、「広島木挽唄」というのがあって、同じような民謡が歌い継がれているんだなというふうに思いました。

「ひえつき節」を作詞した酒井繁一氏は、今から30年前、1983年5月に、置県100年記念行事に特別ゲストとして宮崎県から招待されています。「ひえつき節」を作詞して60年近くも後のこのときに初めて椎葉村を訪れています。当

時83歳、その1年後にブラジルで亡くなっています。たまたまことしの県民手帳の資料編に、郷土の偉人・先駆者たち「みやざきの百一人」の一人として紹介されています。民謡研究家の原田解氏は、素朴な労働歌「ひえつき節」の中に情感あふれる源平の恋物語があるのには、それを手がけた作者がいるに違いないと作者捜しに乗り出し、10年後、ほぼ諦めかけていたところ、番組の打ち合わせで県庁に行き、事務室の本棚にあった酒井繁一氏の歌集を偶然手にとり、中にあった「若き日に 我がつくりたるひえつき節」という短歌の一節に出会い、それからブラジルに連絡し、本人から真実を確認する。このような誰かがくみ上げなければ地中に眠ったままの地下水をくみ上げるような仕事が必要ならば、酒井氏は「みやざきの百一人」に選ばれることがなかったでしょうし、原田氏の仕事には頭が下がる思いがします。

さて、1992年9月31日の新聞記事には、「民謡の宝庫と言われる椎葉村。カラオケの普及などによって歌い継がれてきた音階が、一気に都市型歌謡への道をたどりつつある。山村生活の変化で、民謡は生活の場からかけ離れたところへ行ってしまった。歌い継がれる歌も少なくなり、何百年も営々と歌い継がれた「本物の民謡」が、5年先、10年先に消滅するのではないかとされている。そこで、学校では危機感を抱き、都城市に九州の幼稚園から高校までの音楽教諭らが集まり、「九州音楽教育研究大会」が開かれる。学校教育にどのように民謡を取り入れていくかを話し合うためだ」とありました。これは、今から20年前の新聞記事ですが、現在、小中学校において、民謡はどのように指導されているのか、教育長にお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 民謡は、日本各地で古くから歌い継がれ、その土地の人々の生活や心情をあらわす、すばらしい日本の伝統文化の一つだと考えております。現在、学校では、音楽の時間において、民謡を含めた日本の伝統音楽の指導の充実を図っており、学習指導要領にある、我が国の伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する態度の育成に努めているところであります。具体的には、民謡などを小学校3年生から中学校3年生のどの学年でも指導しており、小中学校において、延べ20時間程度の学習に取り組んでいるところであります。例えば、小学校5年生では、本県に伝わる「刈干切唄」の鑑賞や、民謡に合わせて太鼓の演奏をしたり、中学2年生では、地域に伝わる民謡を歌ったりするなど、民謡のよさが実感できるような学習が行われております。また、クラブ活動や学校行事等でも、地域の伝統芸能や民謡を取り入れた活動に取り組んだり、県内の民謡等のプロの演奏家を招いてスクールコンサートを行ったりしながら、日本の伝統音楽への関心を高めているところであります。

○黒木正一議員 ますます西洋音楽一辺倒になっているのかなと思っておりましたが、民謡などの伝統音楽もかなり指導されているということでもあります。「ひえつき節」一つをとっても、その歌にはいろんな物語があるわけでありまして、先人からつないできたものを大切に伝えていくというのも、非常に大事なことはないかというふうに思います。

ことしの2月16日に、東九州道北浦一蒲江間の開通式典が大分県蒲江で行われました。知事も出席されましたけれども、式典のオープニングアトラクションで、蒲江道づくりを考える女性の会が「蒲江ハンヤ節」という民謡を踊りま

した。司会の紹介では、平成10年に大分県で開催された国民文化祭に合わせて、これまでであった民謡をベースにつくり直したものであるということでした。国民文化祭の開催を受けて蒲江町では、「海の文化フェスティバル」と題して、海にかかわる多彩なイベントを実施しています。国民文化祭というようなビッグイベントでは、民謡をも生まれ変わらせるのだなというふうに思いました。

宮崎県においても、全国規模のイベントで、「ひえつき節」は田舎節から都節へ大きく変わってきていると言われ、1954年開催の南国宮崎産業博覧会では、新民謡「いもがらぼくと」が誕生しています。本県においては、記紀編さん1300年記念事業の集大成として、平成32年の国民文化祭の誘致を目指しています。事業の基本構想によると、県民総参加による国民文化祭の開催が目指す姿として示されています。これはかなり古い話になりますし、国民文化祭とは目的が異なるとは思いますが、県民総参加、つまり県と県内の市町村が協力し、挙県一致で行われたイベントは、1933年の祖国日向産業博覧会と1954年の南国宮崎産業観光大博覧会と言われ、祖国博では、宮崎を天皇の祖先の国「祖国日向」と呼び、皇祖ゆかりの地という宮崎のイメージを全国に発信し、南国博では、南国宮崎というイメージだったと言われております。これが新婚旅行のメッカに結びついたとも言われています。国民文化祭を1300年記念事業の集大成とする意味と、少し先のことになりませんが、どういうイメージを全国に発信しようと考えておられるのか、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 本県には、先ほど来の民謡なり、また日向神話や神楽など、数多くの

貴重な文化資源、「宝」というものが残されているというふうに思います。木挽唄の話にもありましたし、神楽もそうですが、宮崎だけで独立であるのではなく、いろいろ伝わったものがあるのかもしれませんが、それが昔ながらの形で残されているというのがまた非常に宮崎の特徴ではないか、また誇りとするべきところではないかなというふうに思っております。この記紀編さん1300年記念事業は、「神話のふるさと

みやざき温故知新ものがたり」というものを基本理念にしまして、こうした「宝」を再認識するとともに、県民の力を結集して磨き上げを行うことにより、地域の活性化や将来の県づくりにつなげていこうということでもあります。こうしたことから、文化活動への国民の意欲を高め、伝統文化の保存・継承、交流促進などを目的とする国民文化祭を本県で開催しようとするのは、芸術文化の振興と記紀編さん1300年記念事業の集大成として大きな意義があるのではないかと、そして本県の「宝」を全国に発信する絶好の機会ではないかと考えているところであります。国民文化祭における本県イメージの発信、どういうイメージで、どのようにそれを発信していくかというようなことにつきましては、今後、市町村や関係団体などの御意見を伺いながら、検討組織もつくった上で検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。民謡、神話、神楽、そうした伝統的な文化資源とともに、いろんな新しい文化活動なども宮崎で活発に行われているところであります。そういったものを全国に強力に発信する機会としてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 まだ数年後のことではありますけれども、しっかりと戦略を練って、宮崎県の発展のために、そして観光の振興のために、

ぜひ取り組んでもらいたいというふうに思います。

次に、宮崎県の観光についてお尋ねいたします。本県の昨年1年間の観光客数が、口蹄疫発生前の水準にほぼ回復したという発表がありました。宮崎空港の利用者数も約270万人で、対前年度比8%ぐらい伸びておりまして、7年ぶりの増加となっています。しかし、10年前に比べますと、約65万人以上減少しています。この1年、青島や鶴戸神宮などが大きく増加していると聞いておりますが、この1300年記念事業関連イベントが効果を上げ始めたという見方もあるようですけれども、県民への周知はまだまだというふうに思われます。

ことしの1月中旬、関西から30代の夫婦が宮崎に1泊2日の観光旅行に来まして、私が案内することになりました。ちょうどプロスポーツのキャンプもない、花もそんなにない、特に希望する場所もないということで、どこに連れて行ったらいいのかということで悩みました。宮崎市に泊まるということが唯一の条件でありましたので、昼に宮崎空港で出迎えて、1日目は、綾から西都原に行きまして、2日目は、青島、鶴戸神宮、それから飢肥城とかを回りまして、宮崎空港で見送りをいたしました。案内しながら、宮崎県の観光の目玉は果たして何だろうかというふうに考えながら、ずっと案内したところでありましたが、例えば、知事は1泊2日でどこか案内してくれと言われたら、どこに案内しますか。

○知事(河野俊嗣君) いろんなことが考えられると思いますが、やはりそのときの特徴なり宮崎の売りとしては、1月でも暖かいんだということは、ほかの県と比べるとあろうかと思えます。ほかの県庁所在地、九州の県庁所在地が

雪が降っていても、宮崎は降らないということがよくあるわけでありませぬ。また、今、議員が御指摘されましたような綾とか西都原とか、それから日南方面、鶴戸とか、そういったところは、魅力的な、本県にとってアピールできるポイントだと思います。もちろん青島もですね。今、記紀編さん1300年に取り組んでおりますが、そういったスポットが「ニニギノミコトとコノハナサクヤヒメ伝説」に結びついているということですとか、青島が「海幸・山幸」の舞台であると、そういったことを話をしながらお連れすると、非常に相手にとっても珍しいといひますか、インパクトがあるのではないかというふうに思っておりますし、日程さえ合えば、裸まいりに参加されませぬかとか、そういうようなお誘いもあり得るのではないかなと思つたところがございます。いろんな形でそういう宮崎の魅力をアピールできるものと考えております。

○黒木正一議員 知事という立場で、どこどこに連れていきますよとはなかなか言えないのではないかというふうに思うんですけれども、私も自分が連れて回つたところを振り返ってみますと、神話ゆかりの地がほとんどなんだなというふうに思ひました。目玉はないけれども、いろんなところにそういうゆかりの地があるというふうに思ひました。ただ、私が知識がないばかりに、県外の人に説明をしなければ、結局神話ゆかりの地は神話ゆかりの地ではなくなつてしまうわけで、私自身の反省ですけれども、県民が、やはりしっかり神話のことについてもいろんな物語を勉強しておく。そうでなければ、この事業というものは前に進まないといひますか、それがまず第一歩ではないかなと、案内した後には自分の反省としてそういうふう

に思ひました。

ちょうど1月中旬でありましたけれども、日南海岸に案内した日は、宮崎の市街も非常にかすんでおり、空もかすんでおりまして、青い海、青い空を残念ながら案内することができませぬでした。その数日前には、中国の深刻な大気汚染の状況がテレビで放映されておりました。春はもともと、牧水の歌にあるように、かすみたなびくのが普通でしょうけれども、このところのかすみぐあいはどうも異常で、中国からの越境汚染というのが心配されます。宮崎県のキャッチフレーズは「太陽と緑の国」であるように、よく晴れてよく降るのが特徴の気候です。宮崎県の防災へりは「あおぞら」、宮崎市の総合発達支援センターも「あおぞら」であるように、青い空は宮崎の大きな魅力の一つといひますが、越境汚染は問題です。特にことしの初めは、黄砂とは別にPM2.5が、中国の深刻な大気汚染に伴い、国境を越えて日本に飛来したことで、突然注目されるようになりまして。これは本県だけの問題ではありませぬし、外交上の問題でもあります。すぐに解決しそうにはありませぬが、県内の観測地の測定値が比較的高く推移していると聞きます。測定データについて、県民にどのように公表しているのか。また、注意喚起を行う場合、どのように周知するのかについて、環境森林部長にお伺ひします。

○環境森林部長(堀野 誠君) PM2.5につきましては、県内4カ所の測定局で監視し、そのデータは、県のホームページ「みやぎの空」において、1時間ごとに公表しております。また、注意喚起については、国の通知に基づき、当該日の午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が、1立方メートル当たり85マイクログラムを超えた場合に行ふこととしております。そ

の周知方法につきましては、県のホームページや防災メール等により情報発信を行うとともに、マスコミ、市町村へ情報を提供し、県民の皆様にも周知をお願いすることとしております。

○黒木正一議員 越境汚染を心配せずに「青い空」というのを強調できるように、対策を講じていただきたいというふうに思います。

続きまして、飲食店のバリアフリー化についてお尋ねいたします。30数年ぶりに長崎県の知人から連絡がありまして、宮崎市に行事が行くことになったので、夜会って一杯やろうという話になりました。泊まっているホテルに迎えに行きましたら、驚いたことに車椅子に乗ってございまして、さて、どこに連れていったらいいだろうかというふうに思いました。これまで非常に無関心であったということの後悔したんですけれども、とにかく出てみようということで、タクシーに車椅子を積みまして街へ出ました。私の行きつけの店に行ってみようということで、タクシーをおりまして、エレベーターに乗って6階まで行き、エレベーターをおりて店のドアをあけましたら、何とスロープになってございまして、すっと入っていくことができました。本当に胸をなでおろしたんですけれども、私の知人も大変喜んでいたんですが、車椅子の人にはどこに行ったらいいかというのはわかるかもしれませんが、私は無関心でわからなかったなと後悔するんですが、宮崎県内でどれぐらいバリアフリーに対応した飲食店があるのでしょうか。そして、宮崎県は障がい者に優しい、おもてなしの心があるんですよということで、県外にもPRするようなことはできないのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 県では、県内の飲食店などのバリアフリー情報、例えば、障

がい者用駐車場、トイレ、スロープなどの情報を掲載したホームページ「みやざきバリアフリー情報マップ」を開設しており、このマップでは約2,000施設を紹介しておりますが、そのうち、車椅子利用者の方に不可欠な障がい者用トイレのある飲食店は、119施設となっております。また、バリアフリーの施設を推奨するため、県や市の「福祉のまちづくり条例」で整備基準を定め、この基準に適合する施設には適合証を交付し、施設に掲示していただいております。県としましては、引き続き、バリアフリーの施設の推奨及び情報マップの充実と周知方法を工夫することにより、障がい者に優しい宮崎県を県外の方にもPRしてまいりたいと考えます。

○黒木正一議員 「おもてなし日本一」というのは、まだもちろんおろしたわけではないと思いますし、やはり県外の人たちにも、宮崎県はこうやって障がい者に優しい観光地づくり、飲食店づくりをしているんですよということを認定というか認証するなりして、そういう取り組みをしていただくと、観光客にしても、もちろん宮崎県の人にしても、障がい者に優しい宮崎県ということをもっと強くPRすると、我々もそれを知ることになりますし、どういうところに連れて行ったらいいのか、どこに一緒に行ったらいいのかというのがよくわかるようになるのではないかと思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、神楽の無形文化遺産登録についてお尋ねいたします。ことしは、「富士の国やまなし」と銘打った国民文化祭が山梨県で開催されており、4月末に富士山の世界遺産登録が勧告されたことから、恐らく山梨県は盛り上

がっているのではないかというふうに思います。本県においては、記紀編さん1300年記念事業基本構想の中で、国民文化祭開催のほか、神楽の世界無形文化遺産を目指しております。有形の世界遺産登録審査のハードルは年々高くなっていると聞きますけれども、神楽の世界無形文化遺産登録の可能性について、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 世界無形文化遺産の登録申請につきましては、原則として、国の重要無形民俗文化財等に指定されているものの中から、指定年次の古い順に文化庁が選定し、ユネスコへ提案することになっております。現在、本県におきましては、207の神楽が地域の人々の生活に根づき、保存・継承されておまして、全国でも有数の神楽群が残されている地域として専門家の高い評価を得ている、そういう面では非常に手応えがあるというふうに聞いておるところであります。県としましては、「めざそう世界無形文化遺産！みやぎきの神楽魅力発信事業」におきまして、まずは、国の重要無形民俗文化財に指定されている48の神楽の詳細な調査を行い、登録に必要な資料の準備を進めることとしております。今後、記紀編さん1300年記念事業を推進する中で、登録に向けてのPRやイベントなどを行いまして、国内外に向けて、本県の貴重な宝である神楽の魅力を広く情報発信し、特にまた、審査委員もたくさんいらっしゃる関東方面にもしっかり情報をPRすべきではないかという、いろんなアドバイスもいただいております。世界無形文化遺産登録の可能性を高めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 ことしの冬、私は地元の夜神楽に行ったんですけれども、そこで、全国のい

ろんな神楽とか郷土芸能とかを見て回っておる、かなりそういうことに詳しい方とお話をしました。そのときに、「地元の方はわかりでないけれども、宮崎県の神楽というのは物すごく価値があるものですよ。世界遺産の登録に向けて運動したらどうですか」という話を聞かされて、そんなものなのかというふうに初めて知ったんですけれども。一方、隣に座っておりました地元の青年は、「夜神楽というのは、いつまでも続けなければならないものでしょうか」と言ったんです。やはり人口が減っていく、神楽の舞手が少なくなっていく、そういう中で、夜神楽を続けていくのは大変な負担にどんどんなっていると。それも本当だろうなと思いつつながら、そういうことの対策もとって、世界遺産に登録されるときに、神楽の舞手がいなかったということがあってはいけませんので、ぜひそういう対策も今後とっていただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、林業関係に関して数点質問をさせていただきます。

ちょうど1年前、木材価格の暴落を受けて特命チームができ、原因の分析と対策を講じてきました。我々議会も、森林管理局、森林管理署を回り、国有林の出荷調整等、要望を行いました。木材価格暴落の要因は複合的なものであり、その中でも、歴史的な円高によるところが大きいということでありましたが、1年後の今、為替相場は変動しています。今、円安とか円高と言っていていかかわからないぐらい変動しておるんですけれども、円安には間違いありません。円安によって、外国産の木材や木製品の輸入価格が上昇し、それと競合関係にある国産材の競争力が増して、価格もそれにつれて上がるのではないかという期待があるのですが、円安

が木材価格に及ぼしている影響についてお伺いします。また、輸出が伸びているという報道がありましたけれども、その状況についても環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 最近の円安の進行によりまして、外材の価格が上昇しており、その影響で国産の製材品価格も上昇しておりますが、県内の原木価格は、梅雨時期に需要が低下することなどから、今のところ、円安による影響はあらわれておりません。しかしながら、今後は、円安に加えて、木材利用ポイント事業や消費税の影響により、住宅着工の増加が見込まれることなどから、原木価格の上昇が期待できるのではないかと考えております。次に、木材輸出につきましては、これまでの韓国に加えて、台湾への原木輸出が軌道に乗り始めたことから、昨年度は、量、額ともに増加したところですが、輸出に取り組む森林組合などによりまして、円安による影響は、今のところあらわれていないとのことであります。県としましては、円安により価格競争力が高まりますので、県産材の国内外での需要拡大に向けて、関係団体と連携を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 円安の影響というのは、木材価格にはないということでもありますけれども、確かに、ここ20年余りの傾向を見てみますと、輸入される外国産材は、明らかに為替変動に追随しておりますけれども、国内丸太の価格は一方的に下落しているというのが現実です。

韓国、台湾など東アジア向けの木材輸出がふえているということでもありますけれども、細島港の木材輸出の対応についてお尋ねいたします。統計資料を見ますと、九州からの木材輸出のうち、31%が志布志港、21%が細島港と、約

半分を2つの港で占めております。特に志布志港からの輸出がふえているようです。業者の話では、細島港は木材集荷用の土場が狭い、特に中国向けは薫蒸が必要なことから、その処理場所も限られており、一度に2,000から3,000立方の話が来ても対応できず、コンテナも志布志港に比べ少なく、割高になるというふうに聞きます。安定供給できる体制づくりが今度どうしても必要というふうに思うんですけれども、細島港の中国への木材輸出に関する整備状況、将来の整備計画についてお伺いします。県土整備部長にお願いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 今お話にありましたように、細島港からの木材輸出につきましては、主にコンテナが利用されております。このような中、細島港では、これまでにコンテナ貨物の増加に対応するため、ガントリークレーンの増設やコンテナヤードの拡張を行ってきたところでありますが、中国に輸出する木材につきましては、薫蒸処理が必要となるため、白浜地区の埠頭用地に約2,700平方メートルの用地を確保しているところであります。現在、中国向けの木材輸出が増加傾向にあり、白浜地区における薫蒸場所のさらなる確保が必要であると考えておりますが、現在の埠頭用地は、年間を通してブロック製作等の港湾工事に使用するため、対応が困難な状況となっております。このため、平成26年度完成予定の大型岸壁の整備に合わせまして、新たに薫蒸場所として利用可能な用地を確保する予定としております。

○黒木正一議員 細島港は背景に大量の木材資源を誇っているものの、杉のB材、C材が邪魔者扱いされるように買いたたかれておりまして、本当は今、対応をとってもらいたいという

のが正直なところであります。業者の話によると、中国、台湾から大口の商談もあるものの、港での荷さばきが悪く、流通諸コストも割高で、その改善を求める声を聞きます。せめて3万平方メートルぐらいの集荷土場が必要という声もあり、将来を見据えた整備を進めていただくよう要望いたしておきたいと思えます。

それから、入郷地域から、高速道、細島港へのアクセス道の整備についてお伺いいたします。念願であった東九州道、延岡から宮崎までの完成が今年度中に予定されており、大変喜んでいるところです。また、細島港も整備が進むなど、陸・海のインフラ整備が着々と進んでいます。ただ、豊富な木材資源を有し、木材加工場もある入郷地域から、日向インター、細島港に通じる道路は、国道327号しかなく、現在、椎葉村等で改良が進んでおりますが、早く整備した日向市側で線形が悪く、対策が必要と考えます。高速道にしても港にしても、それを整備することによって、住民の利便性の向上はもとより、地域の産業振興など地域の経済が活性化することが重要です。アクセス道の整備により、細島港と道路の一体化が必要と考えますが、整備についての考えを県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 入郷地域と細島港及び日向インターチェンジとを結ぶ道路としましては、国道327号が主要な道路となっております。現在、東九州自動車道並びに細島港へのアクセス機能の向上や日向市内の交通混雑の緩和を目的としまして、日向インターチェンジを経由しますバイパス道路を計画しているところです。このうち、国道10号から日向インターチェンジ間につきましては、本年度末の供用を目指し、全力で工事を進めているところで

す。また、残る日向インターチェンジから西側の区間につきましては、今後の事業化に向け、引き続き、道路の構造や経済性などの観点から、最適なルートの検討を進めることとしております。

○黒木正一議員 今、木材を運ぶトラックも、トレーラーとつかしまして、次第に大型化しております。また、宮崎県では、45フィートコンテナ物流特区の認定を受けましたし、早くルートを設定して見通しを立てていただくようお願いしたいと思います。

次に、木質バイオマス原料の関係につきましてお尋ねいたします。全国的に木質バイオマス発電整備への動きが活発化しており、本県においても、新たに4つの発電施設の整備計画があると聞きます。全国的に見ても、木材産業から発生する木質バイオマスのうち、そのほとんどは既に何らかの形で利用されており、本県においても、そのとおりと言えます。つまり、新たに木質バイオマスを利用しようとするれば、林地残材を利用する以外になく、林地残材をできるだけ近い山林から効率的かつ安定的に発電施設まで運ぶかが課題と言えます。林地残材利用のコストは、林地内から土場までの収集コスト、土場から利用施設までの物流コスト、中間処理コストが考えられます。本県は、作業路の延長、高性能林業機械の導入が全国トップレベルにあり、林地残材を木質バイオマス原料として利用する環境は、ほかの地域と比べて整っているというふうに思われます。本県においては、コスト削減等のモデル的取り組みへの支援を行っておりますが、その検討状況についてお伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 木質バイオマス原料の収集運搬方法につきましては、昨年度

は、複数の中間土場の設置や大型車両の活用など、実際の条件に近づけた設定のもとで検証を行いました。具体的には、運搬距離を山元から中間土場、中間土場から工場までに区分するとともに、運搬車両を10トン車と23トン車に区分して設定し、それぞれの場合の収集運搬コストを試算したところであります。また、間伐を行った場合に、原料として見込まれる林地残材が実際にどの程度発生するのか検証したところであります。今年度は、中間土場の設置条件や主伐地におけるバイオマス発生量等について、さらに検証を行うとともに、得られた結果を活用しながら、収集運搬の効率化が図られるよう、助言や情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 自伐林家——自分で木を切って生産する林家がいるんですけども、そういう人たちが中間土場に運び、それを少しでも所得につなげるシステムづくりというの、原料確保のためには必要というふうに思います。このこともしっかり取り組む必要があるだろうというふうに思います。

次に、木質バイオマス原料の価格対策についてお伺いします。今議会の補正予算に、森林整備加速化・林業再生事業で、木質バイオマス発電施設整備関係費が計上されていますが、山元への利益還元がなければ安定的な原料供給体制はできないと考えます。利益還元できる仕組みをつくるには、生産者、生産団体、流域（地域）が団結し、価格交渉力を持つべきであり、今が非常に重要な時期というふうに考えます。県としては、供給側の体制づくりにどのように取り組んでいくのかをお伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 木質バイオマス原料を安定的かつ継続的に供給するために

は、関係者が一体となった供給体制づくりや、コストに見合う適正な価格での取引が継続して行われることが重要であります。このため、県では、ことし4月に、林業関係団体や森林組合などによる連絡会議を開催し、安定供給体制づくりについて意見交換を行い、さらに5月には、県北地域において、地域協議会についての勉強会を開催したところであります。今後とも、地域協議会の設立について、助言や情報提供などを行うとともに、設立された場合には、必要な施設や機械の整備への支援を行うこととしております。こうした取り組みを通して、木質バイオマス原料が安定的に供給され、林家の所得向上につながるよう努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 今、大手の製材・加工メーカーでは、既に人工林を買い始めているということで、将来的にも社有林をふやそうとしているというふうに聞いております。木材価格が安い中で、先人たちが苦勞してつくった資源が、気がついたら大企業に買い占められていたということになってはならないと思います。そういうことにならないように、供給側の体制づくりにぜひ県の指導力も必要ではないかというふうに思います。

次に、長伐期施業と大径材の対策についてお伺いします。県産の杉丸太は大径材がふえており、安値で取引されており、今後、長伐期施業を進めると、大径材が非常に多く出材されることになり、丸太価格に不安定要素が危惧されます。本県は特に、高温・多湿で成長が早く、年輪幅が大きいことから、大径材となっても他地域との競争力が懸念されます。また、標準伐期施業により回転を早くすることが、育林等雇用の確保にもつながると考えます。長伐期施業

は本当に山元に利益還元ができるのかという疑問の声を聞きますが、長伐期施業についてどう考えるのか伺います。また、大径材に対応した加工対策が必要と思われれます。どのような加工施設が必要なのか、利用促進策についても伺います。

○環境森林部長（堀野 誠君） 本県の民有人工林は、45年生前後を中心に偏った齢級構成になっており、その7割が伐採時期を迎えております。今後、本県林業において持続的な森林経営を確立し、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるためには、将来的に均衡がとれた齢級構成とすることが必要であり、このため、計画的な施業による適正な森林管理や長伐期施業を推進しているところであります。また、大径材については、これに対応した集成材加工施設等の整備を進めるとともに、木製ガードレール等の新たな用途の開発や、大型公共建築物への利用に向けた構法の研究等に取り組むなど、利用拡大に努めているところであります。また、日向市に進出する中国木材株式会社においては、集成材用の板として大径材を大量に消費する予定であり、これらにより、大径材の利用が一層進むものと期待しているところであります。

○黒木正一議員 長伐期がいいのか、短伐期施業がいいのかといういろんな——それは宮崎県も長伐期ができるところは長伐期をしましようという方針ではありますけれども、南九州は台風・大雨による山地災害が非常に多い地域でもありますし、地域の実情に合った施業体系づくりが必要だというふうに私は思います。

次に、木材利用ポイント制度について伺います。木材利用ポイント制度が始まりました。本制度は、地域材を使った木造住宅や木製

品の購入者にポイントを付与して、木材需要喚起を図る仕組みと聞きますが、その概要について質問いたします。ポイント付与の対象になるのは何か。また、地域材とは国産材だけと考えていいのか。新築住宅を建てた場合のポイント付与額はどれだけか。ポイントで交換できる商品は何か。県民への周知など事業の進め方についても伺います。

○環境森林部長（堀野 誠君） 木材利用ポイント事業は、地域材の需要喚起を目的として国が直接行う事業で、平成24年度補正予算として410億円が計上されております。事業内容としましては、木造住宅の新築等に対し1戸当たり30万ポイント、住宅の内装の木質化等に対し最大30万ポイントを付与し、地域の農林水産品、商品券などとの交換や、森林づくり活動への寄附に充てることができるというものであります。対象となる木材は、杉等の地域材が指定されておりますが、外材につきましては、一定の要件を満たせば認められる場合があります。県としましては、本事業が県産材の利用促進に大きく寄与するものとして期待しているところであります。本事業の県協議会である「みやざき木づかい県民会議」と連携しながら、ホームページやテレビ・ラジオ等により、県民や関係者への周知を図ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 この制度の目的は、国産材の需要拡大と山村経済の活性化であると思います。木材を使う側にしたら、新築する場合、増改築する場合、またペレットストーブを買う場合とか、本当にいい、おいしい制度だというふうに思いますので、ぜひ国産材の追い風となるように進めさせていただきたいというふうに思います。

次に、シイタケ生産に関してお尋ねいたしま

す。昨年の今ごろ、山村を歩けば木材価格暴落の話ばかりでありました。ことしは、それにシイタケ価格が加わりました。とりわけ山村の貴重な現金収入源である乾シイタケの価格低迷は、生産原価の半値という状況で、生産を諦める人も出てきており、ほかにかわりの作物を探すことが容易でない山村にとって深刻な問題となっています。かつて乾シイタケは、盆、正月、法事などの料理に欠かせない定番料理でしたが、それらの習慣も廃れ、簡易化、外食化など食生活変化への対応のおくれなど、世帯当たり消費量も大きく減少しています。乾シイタケ消費量の7割が業務用で、そのうち、中国産と比べて、安全・安心、おいしさから国内産が進出可能なのは、給食・外食用と言われていました。その給食、原発事故で福島県産のシイタケから放射性物質が検出されて以降、敬遠する動きがあり、その風評被害も価格下落の大きな要因と言われていました。本県は全国2位の生産量であり、乾シイタケ生産量を平成21年の614トンから32年には840トンに大きくふやす目標値を定めていますが、このような価格が続けば、生産量を維持することも困難と言えます。課題解決のためには、何より消費の拡大が必要であると思います。生産者、生産団体が取り組むべき課題ではありますが、これまで県は対策を講じてきていただいておりますけれども、今後の取り組みについて、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 乾シイタケ価格は、平成20年以降、年々低下傾向にあり、昨年の価格は、直近のピークである平成20年の約6割となっており、大変厳しい状況にあると認識しております。このため県では、昨年度、主要産地の生産者や加工・流通の関係者等から成る検討会を設置し、対応策等の検討を行ったと

ころであります。今年度は、消費を拡大するためのもととなる、生産基盤の強化に取り組む意欲の高い団体等への支援を強化するとともに、安全・安心の確保のためのトレーサビリティシステムの定着化や、産地表示の適正化を推進することとしております。また、消費離れの著しい若年層への消費拡大を図るため、小学生を対象にした食育講座や料理教室を開催するとともに、ことしから「乾しいたけの日」として定められた7月7日には、本県においても、関係団体と一体となって、消費拡大イベントを開催することとしております。今後とも、関係者等との連携を図りながら、消費拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 今月、日向市で、乾しいたけ生産者大会が行われました。その中で、大分県では、民間商社4社が7月の入札を中止するという動きがあるということでありまして、価格アップの手法として、生産者団体、商社で団結して、数カ月間、入札をストップすべきという提案があるなど、事態は深刻となっております。消費拡大のための加工・輸出等を含めたいま一度の振興策を、県ができる分はひとつよろしく御指導いただきますようお願いいたします。

続きまして、薬草栽培について質問いたします。薬草の主要産地の中国では、富裕層が大量に使い始めるなど、消費に追いつかないほどの需要が出るなどの国内事情によって、輸出を制限する動きと聞きます。日本の製薬メーカーも、国内生産に方向転換、各地で産地をつくる動きと言われております。野尻町にある薬草・地域作物センターは、薬用植物やハーブ、地域作物、山菜などを活用した「地域農業の振興」と「食と農業の情報発信」を目的に、平成13年に

開設し、県内に自生する生薬原料薬用植物の産地化技術開発に取り組んでいますが、休耕地の利活用、特に中山間地域の地形を生かした産地化はできないのか。木材やシイタケの価格が低迷し、山村の維持が困難になろうとしている今、センターの出番ではないかと思いますが、取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 薬草・地域作物センターでは、これまで、ウコン、セリ科の植物であるミシマサイコなど、薬草植物の収量向上技術の開発等に取り組み、一定の研究成果を上げてまいりました。一方、薬用植物は、生薬としての販売に薬事法などの規制がかかることに加え、製薬会社との流通ルートが固定化していることなど、新たな産地化が進みづらい状況でございます。今後は、原料の一大供給国である中国における輸出制限の動向も考慮しつつ、また、製薬会社の需要情報を丁寧に把握しながら、中山間地域の特性などを踏まえた産地化の取り組みにつきましても検討してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 時間が参りましたので、以上で質問を終わります。（拍手）

○福田作弥議長 次は、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） 通告に従いまして順次お伺いしてまいります。

昨年の6月議会において、河野県政における長期展望について、さまざまな角度からお伺いいたしました。その中で、長引く景気低迷の中、知事は、河野県政スタートと同時に「みやぎ行財政改革プラン」を策定し、職員の意識改革を進めていくとの答弁をされました。口蹄疫、鳥インフルエンザの発生、そして新燃岳の噴火と、重なる災害が続く中、また、ここ数

年、大変不安定な国政の中、ひとしく県民も痛みを分かち合ってきたものと思っております。

そのような中、何とか明るい宮崎の展望を開きたいという思いを込めて、多くの議員が知事に期待する質問を、時には厳しく出されてまいりました。昨年、福田作弥議長も、松形元知事の回顧録の表題「たゆたえども沈まず」の記述について触れておられました。私も若い世代から、長期政権だったからかもしれませんが、黒木元知事、松形元知事の多くの功績を感じてまいりました。もちろん失敗した政策もあったものと思います。特に黒木県政では、防災営農、そしてSAP、SSグループ等の若者の人材育成に力を注ぎ、それが実って今日、本県の農業県としての地位を築き上げました。また、松形県政では、新ひむか運動、国土保全奨励制度、フォレストピア構想など、常に長期展望に立った政策を展開し、常に政治家として、またトップリーダーとして、5年、10年先のことを見据えた政策を実現してこられたと思います。

そこで、知事にお伺いいたしますが、知事として、県民に夢を語り、そしてまだまだ県民から期待される政治家、河野知事としてのカリスマ性を発揮すべきと思いますが、知事の思いをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、この後、質問者席にて行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

今、議員から、黒木知事、松形知事のさまざまな御功績について、お話があったところでございます。置県130年の記念式典でも改めて確認をさせていただいたところでございますが、これまで県民一丸となって、さまざまな実績を上げてきたその取り組みというものを、敬意とと

もに受けとめておるところでございます。それを踏まえて、今の県政を預かる私としまして、将来を見据えたしっかりとした目標を掲げ、県民の先頭に立って、宮崎の未来を切り開いていかななくてはならない、そのような決意を新たにしておるところでございます。

今、「復興から新たな成長」へという方向を掲げ、新しい「ゆたかさ」への挑戦を長期ビジョンでも掲げ、具体化に取り組んでいるところでございます。ここ数年、さまざまな災害に見舞われたわけでございますが、ようやく明るい兆しも出ている中で、「新しい時代を切り拓く「成長産業」の育成」や東アジア市場の開拓など、いろんな取り組みに全力でこれからも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そして、あの記念式典でも申し上げたように、やはりこれからの宮崎を築いていく上で重要な取り組みとしては、人づくりではないかというふうに考えておるところでございます。産業や地域社会を担う人材あるいは世界に羽ばたく人材というものを育成する。特に、将来を担う子供たち、子育て日本一の県をつくっていく、大変重要な取り組みであろうというふうに考えておるところでございます。そういった成果を上げていくには、やはり県民が力を合わせていくこと、県民が力を合わせれば、宮崎は強みを発揮することができる、切り開くことができるというふうに確信をしておるところでございます。私としまして、自分の持てる力を存分に発揮し、県民の皆様とともに、力強く希望が持てる宮崎の未来に向けて歩んでまいりたいと、そのように考えておるところでございます。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 ありがとうございます。

同じく知事に伺ってまいりますが、知事は、長引く景気低迷となり、また連続して起こった災害で疲弊した本県経済に、何とか光を取り戻したいという思いで、昨年から古事記編さん1300年にちなんで「岩戸開き」を掲げられました。オンリーワンブランド、本県のポテンシャルを生かしたブランドを確立していくこと、さらにその強みを発信していくこと、磨いていくことに取り組む決意を述べておられ、その思いかなって、昨年、全国和牛能力共進会で2連覇を果たすことができました。そこで、同じく知事にお伺いたしますが、今日まで本県の県民所得はワースト3位であります。具体的に数値目標を示すべきと思っておりますが、御見解をお伺いたします。

○知事(河野俊嗣君) 県民所得につきましては、これまでもさまざまな議論があったところでございます。この数値自体が雇用者報酬や企業所得などの総体であります。必ずしも一人一人の懐に入る金額ということではないわけであり、景気動向や人口構造の変化、またグローバルな経済環境の変化など、さまざまな要因の影響を受けるために、1人当たり県民所得の数値目標を設定するのは難しいのではないかなというふうに考えておるところでございます。しかしながら、あすの宮崎を支える揺るぎない産業基盤の構築と雇用の創出を目に見える形で実現することは、県民の皆様が一番の願いであろうというふうに受けとめておりますし、それが知事である私に課せられた重要な使命であると受けとめておるところでございます。そのような認識のもと、県の成長産業の育成加速化を初めとする県内経済の活性化に全力で取り組むこととしたところでございます。そのため、30億円の成長産業育成加速化基金を設置し、フー

ドビジネス推進課、そういう組織体制も整備したところがございます。県の経済・雇用を牽引する成長産業の育成、さらには中小企業の振興にも取り組むことで、県民所得の向上に向けて邁進してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 今日、本県の所得というのは45位前後をずっと維持しているところであります。多分、知事も2期目にチャレンジされるだろうと思うんですが、今回、河野知事の切り札とも言えるフードビジネスを、本県の大きな柱として事業化されました。ぜひ次に出馬されるときには、県民所得に対するマニフェストを正確に、明確に示していただくとありがたいと、そのように思っています。

次に入ります。安倍政権は、TPP交渉への参加を表明し、4月12日に日米協議が合意に達したところであります。過去、1993年のウルグアイ・ラウンド(多角的貿易交渉)で米の一部市場開放を決めた際、毎年度1兆円、6年間で6兆円をつぎ込んで国内対策を講じられましたが、大部分が農村の公共投資に回され、肝心な価格保障等の農家対策に向けられず、農村の活性化につながらなかった反省があります。日本の農産物は、世界一安全・安心であります。農家は、トレーサビリティシステム、ポジティブリスト制度など、さまざまな規制をクリアして頑張ってきた。安倍政権において、重要品目については必ず守るとのことですが、本県においては、県TPP対策本部を設置されるなど対策を講じておられますが、TPP協定が本県の第1次産業にどのような影響を与えると考えておられるか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) このTPP協定、これまでも県民と力を合わせていろいろ取り組みを

進めてきたところがございますが、本県への影響について、交渉参加国に対する関税を全て即時撤廃し、何ら追加的な措置を講じないなどの仮定のもとに、国の手法に準じて試算してみると、基幹産業である農林水産業の生産額は、畜産物や米を中心に、1,250億円減少すると試算をしておるところであります。口蹄疫等からの再生・復興やフードビジネスの推進に官民を挙げて取り組んでいる中、農林水産業と地域経済全体が密接に結びついている本県にとりましては、経済や雇用への深刻な打撃を懸念しているところであります。このため、事態の推移に応じて庁内のTPP対策本部を適宜開催いたしまして、情報の収集・分析や必要な対策の検討を行うこととしておるところでございます。国に対しても、地方の声や懸念、不安というものをしっかりと受けとめていただきまして、十分な情報提供と地方との丁寧な対話に努めるとともに、国益を損なうことのないよう、慎重な対応というものを引き続き強く求めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、フードビジネスの振興についてお伺いしてまいります。

平成22年、口蹄疫の発生により、畜産・関連産業への影響は1,400億円、商工業など県内経済への3カ月の影響だけで950億円、合わせて2,350億円の影響額が試算されました。その後、県は口蹄疫復興対策基金や口蹄疫復興対策運用型ファンドを利用して、さまざまな経済復興対策、産地再生対策に取り組んでこられました。鳥インフルエンザや新燃岳噴火、さらには東日本大震災などの影響もあったとはいえ、思うように回復は進んでいない状況であります。このことは、すなわち、本県の基幹産業は農業であり、その農業が低迷すると、経済全体

も低迷するというを示しております。畜産においては、「復興から新たな成長」に向けて「畜産新生プラン」を策定し、全国のモデルとなる畜産の構築に向けて、新たなステージに進もうとしているところであります。また、今年度は、特にフードビジネスの振興に取り組むこととされたところであります。

都城圏域においても、5月末に第8回都城盆地農業を語る会を開催し、農業者、集落営農組織、商工業者、行政関係など、たくさんの皆さん方に参集いただきまして、フードビジネスについての研修会を行ったところであります。研修会の中では、フードビジネスとは、単に出荷された農産物を加工して県外に販売するだけかと思っていたという意見や、6次産業や農商工連携などとどこが違うのか、農家個人では簡単に取り組めない、何が市場性があるのか、ちゃんと調査して取り組まなければならないとか、さまざまな疑問が出されたところであります。しかし、懇談会が終了するころには、フードビジネスとは食にかかわる全ての産業が対象で、食を中心に経済全体が成長しようというものであること、そのためにも1次産業が核となってもうかるという考え方を、参加者の大半が持たれたようであります。

このような認識のもとで、フードビジネスについて順次お伺いしてまいります。まず1点目ではありますが、フードビジネス振興構想における、第1次産業、第2次・第3次産業など産業別の数値目標と、それぞれの産業に期待する役割について、どのように考えておられるのか、担当である稲用副知事にお伺いいたします。

○副知事(稲用博美君) みやぎきフードビジネス振興構想は、各産業ごとの従来の取り組みの加速化に加えまして、食関連産業全体の成長

産業化を図るものであります。このことから、1次から3次産業までの全体の目標値としまして食品関連産業生産額を掲げまして、平成21年度の生産額1兆2,586億円を、32年度までに1兆5,000億円にするというふうにしております。また、個別目標といたしまして、平成27年度までに農業産出額を2,960億円から3,194億円に、食料品・飲料等出荷額を4,066億円から4,900億円へと増加させることとしております。また、各産業の役割であります。1次産業におきましては、マーケットが求める農林水産物を安定して生産・供給できる体制の構築、食料品製造業等第2次産業におきましては、商品の高付加価値化、そして流通・サービス業等の3次産業におきましては、効率的な物流システムの構築、また食の魅力の発信による国内外からの誘客促進などが期待されているところであり、生産から加工、流通・販売・誘客に至るまでの一貫した取り組みを強化することによって、フードビジネスの推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

次に、フードビジネスの振興を図る上で、先ほども述べましたように、各産業分野が連携し、相互にメリットがあることが大変重要であります。先ほど申し上げましたが、フードビジネスの基本は、農水産物を生産する1次産業の揺るぎない基盤があって、初めて安心して2次・3次産業が積極的に展開できるものであります。本県においては、1次産業分野は農政水産部、2次・3次産業分野は商工観光労働部が所管されております。その連携をまとめるのが総合政策部であろうと考えますが、フードビジネスを推進するに当たっての連携について、どのように進めていこうとしているのか。また、か

つてなかったと思うのでありますが、「みやぎ成長産業育成加速化基金」総額30億円を、事業実施期間、平成25年から29年の5カ年で、さまざまな事業を予算化し取り組む姿勢は、私は大変評価するものであります。この「みやぎ成長産業育成加速化基金」をどのように活用していくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） みやぎフードビジネス振興構想の推進に当たりましては、本年4月に設置したフードビジネス推進課を中心に、推進体制の整備を進め、去る4月23日に県庁内のフードビジネス推進組織であるフードビジネス推進本部を設置いたしましたほか、5月30日に県内産学官金の代表者から構成する宮崎県フードビジネス推進会議を立ち上げまして、各関係機関の連携・協力体制の構築を図ったところであります。また、6月10日には、「拡大」「挑戦」「イノベーション」の3つのプロジェクトを検討・実行いたします部局横断的な連絡会議を始動させたところであります。今後は、この連絡会議において、関係機関や企業等ともしっかりと連携・調整を図りながら、具体的な取り組みを進めていくことといたしております。なお、本年度予算の重点施策に係るフードビジネスの展開におきましては、成長産業育成加速化基金から、フード・オープンラボの整備や宮崎牛の販路拡大、キャビア産地づくりなど、12の事業に約3億6,000万円余を充当しているところでありますが、今後とも、フードビジネスの推進に向けて、基金を有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。総合政策部で今回30億の基金を持たれたわけであり

ますから、農政、商工をしっかりとまとめて政策を推進していくこと、また、無駄な予算にならないように、費用対効果がしっかりと出るように、私たちもしっかりと今後チェックをしていきたいと、そのように思っております。

次に入ります。1次産業の振興を農政水産部に期待しているとのことでありましたが、私は今回、7年ぶりに環境農林水産常任委員会に戻ってまいりましたが、農政水産部の予算を見て少々びっくりしたところでありました。農政水産部の平成25年度当初予算は、部全体で375億円、うち公共预算と言われるものは176億円であります。7年前の平成19年度、私が初めて県会議員に通ったときであります。骨格予算でしたので、6月補正後の予算を見ますと、農政水産部は467億円余、うち公共预算が245億円でありました。公共事業以外の予算も222億円から199億円に減少しておりまして、農業経営者がハウスなどの施設や先進農業機械等を導入する際に支援をいただいていたものが大きく削減されております。部全体で20%の減少であります。今後、TPP参加による影響も懸念される中、このような予算状況では、フードビジネス振興構想の推進に大変な不安を抱いておるところであります。フードビジネスを支える1次産業の振興をどのように図っていくとされるのか、また、TPPの影響を払拭する予算のあり方について、稲用副知事にお伺いいたします。

○副知事（稲用博美君） 御指摘がありましたように、フードビジネスを振興して、県全体の経済・雇用を牽引していくためには、その基盤となります農林水産業の力強い生産体制が前提となってまいります。TPP協定を初めとしまして、農業を取り巻く環境が大きく変化している中で、フードビジネスはスタートダッシュが

肝要であります。このスタートダッシュを成功させるためにも、今まさに正念場であるというふうに認識しております。社会保障関係費などが増大するというので、県全体の財政も非常に厳しさを増しておりますが、本県農業を将来的に牽引していく担い手づくり等、必要な施策につきましては、予算の重点化を図り、これまでの施策にとらわれず、大胆に打ち出してまいりたいというふうに考えております。なお、TPPにつきましては、今後の交渉の推移に不透明な点はございますが、県内の農業者の皆さんに強い不安が広がっております。この不安を払拭して、安心して営農に取り組んでいただけるよう、万全の措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

○山下博三議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。当時、多くの農家から問い合わせがありました。家族形態から雇用型の農業に移行してまいりました。法人を設立したりしてですね。その中で、機械導入というのは非常に大きな費用を占めてきますから、今後とも、対策は十分講じていただきますようお願い申し上げたいと存じます。

次にお伺ひいたしますが、フードビジネスの振興を図る上では、本県で生産された農水産物を県内で加工・販売する企業の充実強化が不可欠であります。現在、県内で、6次産業化、地産地消法に基づく認定を受けている団体は50件もあり、九州でもトップクラスでありまして、それぞれ地域の農水産物を生かした取り組みを進めております。また、野菜の冷凍加工については、農業法人や民間企業7社が中心となつて、販売先の開拓や生産の拡大に取り組んでおられ、冷凍ハウレンソウの全国でのシェアは7割にも達しております。このような勢いのある

地場企業がある一方で、先日の都城盆地農業を語る会での資料におきましては、本県は、農業産出額で平成22年に2,960億円と全国第7位であるのに対して、食料品製造業出荷額では2,584億円、全国第31位となっております。地元の企業による農産物加工・販売の取り組みが極めて弱い状況となっております。そのような経済基盤だからこそ、県外から企業を誘致し、新たな雇用を創出することが不可欠であります。一方では、地場企業の育成をしなければ、産業基盤の集積、地域への波及など進めることはできないのではないのでしょうか。商工観光労働部には企業立地推進局もあり、企業誘致活動に取り組んでおられますが、フードビジネス振興構想を進める上では、地場の食品関連企業の育成・支援も大切だと思います。商工観光労働部長に見解をお伺ひいたします。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 地場の食品関連企業の育成・支援は、製造品出荷額や雇用の拡大を図るためにも、大変重要であると考えております。このため、県では、6次産業化に取り組む農業法人を初め、新たな事業に取り組む県内企業を立地企業として認定し、税制面での優遇措置や雇用等への一部助成など、各種の支援を行っているところであります。また、県の試験研究機関や産業振興機構などの関係団体と連携しまして、市場ニーズに対応した食品開発や加工技術の研究開発・指導、販売業者とのマッチング機会の確保など、生産から加工、販売までの一体的な支援を行っているところであります。フードビジネスの推進につきましては、庁内外の体制が整備されたところでありまして、今後とも、庁内各部署や関係機関・団体と十分に連携を図りながら、農商工連携や6次産業化の取り組みなどにより、地場の食品関連

企業の育成・支援に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 都城で今まで生産・加工・販売をされていた農業法人が、昨年、6次化の認定を受けられまして、新たな加工施設を1億5,000万円で建設されました。2分の1の補助事業でありますから、約7,500万円の助成を受けられたと思いますが、その社長が言われました言葉の中に、「山下さん、いただいた補助金はなるだけ早く倍にしてお返ししていきますよ」ということを言っていただきました。私は、この言葉を聞いて本当にうれしく思ったんです。今、芽が出ている、こういう地場企業の人たちを、強力な支援のもとに育てていっていただくと大変ありがたいと、そのように思っています。

次に入ってまいります。商工観光労働部としても、さまざまな取り組みを通じて、県内企業の育成に努めていくということですが、産業育成の基本は人であると思います。もちろん相手である企業の人材育成も大事であります。企業が指導助言を行う県側の人材育成が何より重要であると思います。しかしながら、地域の企業者と話す中で、県職員は一定期間がたつと他の部局に異動され、強い信頼関係がなかなか築けない状況にあります。もっと地元企業に愛着を持って、何を求めているか、どう支援していくのか、しっかりと話し合うことが大切であります。その意味で、各産業分野のプロを育てることが必要であると考えますが、県内産業の育成に向けた県職員の人材育成、人事異動の考え方について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(四本 孝君) 専門性を有した職員の人材育成につきましては、幅広い視野や多

様な知識・技能を身につけるための研修への派遣、あるいはジョブローテーションなどによりまして行っているところであります。御指摘のように、フードビジネスの振興を進めるためには、豊富な知識と経験を有する職員が、その能力を発揮しつつ、関係団体や地元企業の皆様と信頼関係を築きながら、連携を図っていくことが大変重要であると考えております。このため、職員の配置に当たりましては、業務の必要性や本人の希望・適性も踏まえながら、在課期間の長期化や特定の分野への複数回の配置など、専門性の向上に向け、人事ローテーションの多様化に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 よろしくお伺いいたします。

次に、焼酎産業を例に、フードビジネスの取り組みについてお伺いいたします。焼酎業界は、焼酎廃液の処理に際して、宮崎県と鹿児島県の対応に大きな衝撃を受けたとよく聞きます。先日、環境農林水産常任委員会の県南調査の際に、焼酎業界の方と意見交換を行いました。焼酎業界の方から、県は、焼酎業界を原料芋の売り先であり、できた製品の生産元としか見ておらず、原料芋を加工して、製品としてつくり出す加工企業とは見ていないとのことでありました。年間1,000億の販売額で、100億もの税金を納めているにもかかわらず、県として産業育成の方針が示されていないと強く訴えられました。中でも廃液処理の対応については、宮崎は、単に産業廃棄物の担当課が、規制を受けるから適正に処理するようにと厳しく指導された結果、各業界は廃液処理プラントを設置せざるを得なくなり、多額な費用をかけて自己処理や共同プラントを建設されました。結果、今日、ランニングコストがかかり、経営的に大変

厳しい状況が続いているとのことであります。一方、鹿児島県では、産業廃棄物の部署に相談した折、農政部門や商工部門、企画部門の合同会議で検討され、産業として全体で育成すべき分野ということで、いかに経費をかけずに合法的に処理させるかが検討され、農地への還元や畜産農家が中間処理業の許可をとり、家畜への給与を行っているといった、よりコストのかからない取り組みが現在もとられております。このようなことを踏まえてお伺いいたしますが、本県における焼酎産業の製造量並びに廃液量とその処理状況を、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 宮崎県酒造組合の調査によりますと、酒造組合に加入している37社の平成23年度の焼酎製造量は、合計で11万9,676キロリットル、焼酎廃液量は20万4,462トンとなっております。また、焼酎廃液につきましては、焼酎製造業者のメタン発酵プラントによる自己処理や処理業者への委託処理等により、飼料や肥料としてリサイクルされているものなどが約92.4%、このほか焼却処理等が約7.6%となっております。

○山下博三議員 先ほど述べましたように、今日、県内の焼酎業界の方は、ランニングコストがかかり、非常に負担がかかっているとのことであります。つくった施設は、必ず5年、10年たってきますと金属疲労を起し、部品の交換、修理等の負担がかなり増してまいります。初期投資には補助があっても、更新には補助金はないと聞いてまいりません。今後、焼酎業界の新たな負担軽減、ランニングコストやメンテナンスのために、例えば、鹿児島県で取り組んでいるリキッドフィーディングなど、廃液を活用した新たな処理方法について検討することはできな

いか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 畜産業者が焼酎廃液等の食品残渣等を飼料として活用するいわゆるエコフィードは、排出事業者である焼酎製造事業者にとりましても、議員御指摘のとおり、処理施設のランニングコスト等の低減が図られると考えられることから、有効な手段と認識しております。本県におきましては、これまで、畜産業者が焼酎廃液を産業廃棄物として引き取り、これを原料として飼料をみずから製造し、利用するという取り組みはありませんでしたが、このような取り組みを行う場合は、畜産業者が産業廃棄物中間処理業の許可を得る必要がありますので、今後、農政水産部と連携を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 何回も申しますが、本県の焼酎業界の皆様は、本県の行政指導の中で取り組んだプラント方式を非常に後悔されておるようであります。鹿児島県の取り組みについて御紹介をちょっとさせていただきますが、鹿児島県のある農家は、母豚800頭の一貫経営をされておるんですが、肉豚、常時1万1,000頭に年間4,800トンの廃液をリキッドフィーディング方式で給与されております。廃液が12、配合飼料が10ですから、かなりな量を給与されておるようであります。この養豚農家は、焼酎業界より——年間4,800トンですから、恐らくトン当たり約1,000円でしょうかね——その処理料をいただいて、年間では500万ほどになっておるようであります。豚に給与されております。そして非常に成績がいいです。母豚1頭当たりの出荷頭数が26頭出荷されているんです。ちなみに、本県の母豚1頭当たりの目標は、今が平均17.3頭なんです。10年後にやっとなら22頭を目指そうとい

う畜産の計画があるんです。そして、別にも母豚1万頭の農家が、常時、肉豚が約12~13万頭になるだろうと思うんですが、その養豚農家も廃液を使った飼料を使っておられまして、非常に経営の内容もいいということもお伺いいたしております。そこで伺いいたしますが、今日1日の宮崎日日新聞において、「本格焼酎前線が再北上」と題して、焼酎需要が東北地方にも拡大するなど、今後とも増加すると見込む研究機関の調査レポートが紹介されました。県内の焼酎業界が需要の拡大に応えるために生産量の拡大を図るとしても、その廃液の処理も増加することになってまいります。今後、増加が見込まれる焼酎廃液について、農業分野で有効活用を図るべきと考えますが、農政水産部長のお考えをお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 畜産経営において、焼酎廃液等の食品残渣を飼料として活用するエコフィードの取り組みにつきましては、生産コスト低減策の有効な手段の一つでありますことから、その利用促進を図ってきたところでございます。今後、畜産農家が産業廃棄物中間処理業の許可を得た上で、焼酎廃液をエコフィードとして利用することによって、生産コストの低減や焼酎廃液の利用拡大がさらに図られると考えております。このようなことから、環境森林部とも連携を図りながら、焼酎廃液の有効活用につながるエコフィードの取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 今日7日、県養豚生産者協議会の総会が行われまして、その懇談会の中で、若い経営者の皆さん方に、焼酎廃液の取り組みが考えられないのかという問いをしてみました。条件が整えば、ぜひ我々も取り組みたいという力強い言葉をいただいたところであります。

先日、新聞報道で、TPPが合意されれば、養豚業界は配合飼料中心では生き残れない、リキッドフィーディングなど餌を安価で取り組んでいるところしか生き残れないだろうという記事が掲載されておりました。まさしく環境森林部も大きな理解を今示していただいておりますが、これは畜産業の人たちも中間処理業の資格を取らないといけない。そのためには、煩雑な事務手続も必要なようではありますが、鹿児島では、手続が1年半かかるところも、行政挙げて支援していただいて、半年ほどで許可がおりたというふう聞いておりますから、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいと、そのように思っています。

次に、フードビジネスを進める上で、いかに安定的な販売先を確保するかが重要な課題であります。その際には、消費人口の減少が懸念される国内だけでなく、香港や中国本土、さらにタイなどの東南アジア等、今後、市場規模の拡大が見込まれる地域に対するアプローチが大変重要となってまいります。本県においても、6月13日に香港事務所を開設し、民間事業者とも連携しながら、東アジアに対して県産品の販路拡大を進めようとしてされており、大変大きな期待をいたしております。しかしながら、5月27日付の読売新聞の紙面に、大手商社の丸紅が中国を対象に、7年後に農産物の輸出額を1,000億円程度の規模に拡大するため、香港に拠点を置いて取り組みを進める記事が記載されておりました。農産物の海外輸出を図る上では、定期的にかつ大量に販売できるルートの構築、商品の多様性や輸送コストの低減など、解決すべき課題が山積していると言われております。このような中での大手商社の参入でありまして、これから香港を足がかりにして東アジアへの取り組み

を進めようとしている本県としても、これらの企業と連携することも選択肢の一つではないかと思えます。そこで、輸出拡大に向けた大手商社との連携についてどのように考えておられるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） 議員御指摘のとおり、少子高齢化や人口減少による国内市場の規模縮小が予想されます中で、フードビジネスの拡大・創出を図ってまいりますためには、新興国を中心とする海外市場をターゲットとした県産品の輸出拡大が極めて重要であると考えております。本県の農水産物は、香港など東アジアを主要な輸出先としており、その量は増加傾向にあります。海外輸出については、御指摘のとおり、通関手続や商慣習などについて、専門的な知識・ノウハウが必要であるといった課題もありますので、昨日オープンした香港事務所を中心に、連携する輸入業者との関係構築やマーケット情報の収集・提供を図ることとしております。また、大手商社を介した海外輸出につきましては、マーケットの需要に応じた販売先の確保や安定的な物流により、輸出量の拡大が期待できますので、県内産地や企業の利益が十分確保されるような良好な関係構築に向けて、大手商社との連携も進めていく必要があると考えております。

○山下博三議員 フードビジネス最後の質問になります。知事にお伺いいたします。自民党が攻める農業実践へ、輸出戦略地区別会議が現在行われております。それによりますと、輸出額、2012年の4,500億円を8年後の2020年には1兆円にする目標を掲げ、全国9つのブロックでそれぞれの産地の声を聞いております。本県もおくれをとるわけにはまいりません。本県の最後の切り札と思って、全庁体制で取り込まれる

よう要望いたしますが、フードビジネスの全体的な展開について、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） これまで一連の質問の中で、本県が取り組みます重要な課題であるフードビジネスの推進につきまして、それぞれ重要な論点について御指摘をいただいたものというふうにとめております。フードビジネスの推進に当たりましては、先ほど総合政策部長もお答えしましたように、県内の産学官金という全県的な推進体制のもと、庁内では、フードビジネス推進課を中心に、部局横断的な連絡会議を設置して展開する、まさに今、県庁を挙げた体制づくりが非常に重要であろうかというふうにと考えております。その上で、プロジェクトを推進するに当たりましては、県や関係機関、企業などが緊密に連携して、課題の解決などに取り組むこととなりますが、先ほど大変意欲的な地場企業の御紹介をいただいたわけですが、フードビジネスの主役は、言うまでもなく生産者であり、企業であり、民間の事業者ということになるわけであり。そういった主役である民間の皆様方のビジネスの機会が大きく広がるような環境の整備を行うことはもとより、個々の事業につきましても、後押しできることは、全庁が連携して支援することにより、成果につなげていきたいというふうにと考えておるところでございます。食に関連する産業は、1次から3次に至るまで非常に裾野が広く、本県の強みである豊富で良質な農林水産物を核に、揺るぎない基幹産業として発展する大きな可能性を有しておるといいうふうに考えております。これを具体的に実現するために、一步一步成果を上げていく、成長産業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 よろしくお願いたします。

次に、農政問題に入らせていただきます。

私は高校卒業後、すぐに就農いたしました。以後約40年間、専業農家として、行政や関係団体の御指導をいただきながら、農業の生産力の向上に向けた取り組みに励んでまいりました。平成4年から平成13年までの10年間、県の中核農家協議会の会長も務めさせていただきましたが、その当時、平成5年にウルグアイ・ラウンド合意により、牛肉、オレンジの自由化から、最後のとりでの米までも自由化の波にさらされ、大変不安な時期もありましたが、県内の仲間とともに切磋琢磨しながら経営努力を重ね、当時、農業所得の目標は800万円でありましたが、その目標の実現に向けて努力したものであります。当時の本県の農業産出額は3,370億円ほどで、全国第8位ぐらいの位置であったと記憶いたしております。その後も、県、農業団体が一体となった農業振興の結果、景気低迷などの影響を受けているものの、農業産出額3,000億円前後、全国でも5位から7位を維持しているところであります。そこで、農政水産部長にお伺いしてまいりますが、かつて800万円の目標を掲げていた農業所得の現状について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農業所得につきましては、平成3年に策定した第四次農業振興長期計画において、中核農家の平均農業所得目標を800万円と掲げておりましたが、現在、農業経営基盤強化促進法に基づく県基本方針では、1経営体当たり630万円としております。国の「農業経営統計調査」によりますと、主業農家——これは農業所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家と定義されておりますが——の平成23

年の農業所得は553万円となっております。

○山下博三議員 次に入ります。本県の基幹産業は農業であります。何回も申し上げますが、農業が栄えることによって本県の経済も成り立っていると考えております。私の知り合いの農家の中に、現在、施設園芸や酪農、大規模な露地野菜等で、1,000万円を超える所得を上げている方もたくさんおられます。また、6次産業化や東アジアを中心とする輸出等、これまでの農畜産物の生産のみの経営から、新たな雇用を目指している農家もおられます。一方で、担い手の高齢化、減少が進み、産地や集落の核となる担い手の確保も難しくなる中で、多種多様な農業が展開されている本県では、一律の施策では農家所得の向上を図ることはできません。豊かな農業・農村の形成が本県にとって最も大事であると思っておりますが、先般、新聞などで報道された平成24年度の税務署の確定申告から試算しますと、農業所得は約360万円となっております。現在目指している所得目標である630万円から専従者給与を除いた460万円と比較しても、まだ100万円の開きがあります。さらに農家の所得向上に向けた取り組みが必要だと思っておりますが、取り組みの現状について農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 現状と目標とする農業所得との間には隔たりがありますが、燃油や配合飼料の資材価格の高騰など、以前よりも経営環境が厳しくなっていることを踏まえますと、まずは、あらゆる農家で生産コストの縮減や生産性の向上をさらに進めていただけるよう、県としても支援・サポートを充実させることが喫緊の課題であると認識しております。その上で、本県農業が将来にわたって魅力ある産業として発展するためには、従来の経営から

一歩踏み出して、さらなる所得向上を目指す農業者に、本県の農業の牽引役として一層活躍していただく必要があると考えております。このためにも、県全体で構想を取りまとめましたフードビジネスを強力に推進し、販売チャンネルの開拓、あるいは産地加工による高付加価値化などの新たなチャレンジを、積極的に後押ししてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、焼酎原料用米についてお伺いいたします。フードビジネスの中でも質問いたしましたが、焼酎業界は、本県産の農産物を活用した加工産業として大変重要な産業であります。その焼酎業界では、平成19年、国の事故米事件により米のトレーサビリティが強く求められたことにより、近年、県産米の需要が大変高まっております。このような中で、先日、日本農業新聞に、宮城県において、米の生産調整に係る産地資金を活用して原料用米の支援を行い、前年比4倍の生産を見込んでいるとの記事が掲載されておりました。このように、主食用としてばかりでなく、加工用も含めた売れる米づくりの取り組みが各地域で始まっていますが、本県における加工用米の需給状況はどうなっているのか、また、今後どのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 加工用米は、清酒やみそ、煎餅などの多様な国産需要が見込まれますが、県内では、特に焼酎メーカーで使用する加工用米を年間2万3,000トン程度と推計しているのに対しまして、県内の供給量は530トン程度となっております。このように、県内における加工用米の潜在的な需要が十分にあることから、その生産拡大を図るために、県では、国の経営所得安定対策における加工用米への助

成金10アール当たり2万円に加え、主食用米や飼料用稲などと同等水準の所得が確保できるよう、今年度から新たに産地資金を2万5,000円に拡充いたしますとともに、前年度からの生産拡大分に対しては、県単独事業として、さらに1万円を助成しているところでございます。また、生産の低コスト化に必要な機械・施設等の整備等を支援するなど、生産振興対策もあわせて進めているところであります。県といたしましては、引き続き、加工用米の生産拡大を進めるとともに、国に対しましても、経営所得安定対策の取り組みの中で、支援が拡充されるよう要望してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 時間がありませんので、ちょっと飛ばさせていただきますが、次は、畜産試験場川南支場の今後についてお伺いしてまいります。かつてハマユウポークという県の畜産試験場が造成した「ハマユウ」をもとに生産するブランドがありました。この「ハマユウ」は、畜産試験場川南支場が原種豚の供給を行っていたそうですが、先般の口蹄疫により、川南支場も約500頭の豚を全頭殺処分したことから、以後、供給はできなくなったところであります。ハマユウポークは、県内産豚の出荷頭数からすると、1割程度であったと聞いておりますが、特徴ある豚として、流通関係からも評価を受けていた品種と聞いております。そこでお伺いいたしますが、「ハマユウ」の造成に活用してきた川南支場において、現在どのような試験研究を行っているのか、また今後、系統造成等を行うことは考えておられるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県における養豚研究につきましては、系統豚「ハマユウ」の造成を中心に行ってまいりましたが、口蹄疫

により、川南支場の全ての豚が処分され、原種豚の維持が途絶えたことや、近年、民間ベースでの改良が進み、優秀な種豚が供給されている状況も踏まえ、新たな系統造成は当面再開しない方向で検討を進めております。畜産試験場川南支場における養豚研究につきましては、現在、養豚復興対策として、独立行政法人「家畜改良センター宮崎牧場」から譲渡されました系統豚「ユメサクラ」の交配、選抜を行い、県内養豚農家へ種豚を供給するとともに、「ユメサクラ」を活用した繁殖性、産肉性の向上について、調査研究を行っております。また、生産性の向上や生産コストの低減を図るため、夏季の養豚の繁殖性や生産性の向上を目的とした「ヒートストレスメーター」の開発、あるいは未利用資源を活用した付加価値の高い肉豚生産などの研究に取り組んでおります。

○山下博三議員 先日、私は視察に行ってみました。広大な土地、20.3ヘクタールの土地であります。現在の川南支場は、平成7年度から13年度にかけて、県内養豚・養鶏研究の拠点施設として、45億円もの予算を投じて、近代的な施設へと再整備されたところではありますが、飼養技術は民間のほうが先進的であると言われていた中で、県では系統造成は行わないということであります。今後の川南支場の活用策として、将来的にどのように活用していこうとしているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本年3月に策定した「宮崎県畜産新生プラン」におきまして、今後、生産性の向上や生産コストの低減、衛生管理の強化等の課題解決に向けた取り組みを進めていくこととしておりますので、先進的な施設を備えている川南支場を有効に活用し、養豚・養鶏・衛生環境研究の拠点施設として、

研究を展開してまいりたいと考えております。具体的には、大学や民間企業、生産者との連携を密にしながら、養豚研究につきましては、焼酎かす等の未利用資源を活用した肉豚生産技術の開発、あるいは凍結精液による人工授精の実用化に向けた研究を、養鶏研究につきましては、みやざき地頭鶏のよりおいしさを追求したブランド確立に向けた研究を、さらに衛生環境研究につきましては、より高度な汚水浄化処理技術や悪臭防止技術の開発、太陽光発電システムを利用した畜舎環境改善などの研究に取り組んでまいります。

○山下博三議員 最後になります。私は、視察しました折にびっくりしたんですが、鶏と豚が一緒の施設で研究されているということ、以前は、新たなウイルスというのはなかなかなかったんですが、最近是非常に新型のウイルスが発生いたします。人間にも感染する新たなウイルスの発生はないのか、大変な不安を持ちました。それと、研究するには人家の密集地であること、周りが畜産地帯であること、それから、あそこで研究されている内容は、農家の研究実績の認知が余りないこと、そのことを思った次第であります。このことについては、かなり執行部と協議をしてまいりましたが、やはり長期的な研究機関というのが何をなされるのか、そのこともしっかりと検討していただくありがたいと思っています。

若干質問を残しましたが、以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○福田作弥議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、17日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

平成25年 6 月 14 日 (金)

午後 2 時47分散会

6月17日（月）

平成 25 年 6 月 17 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	(同)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修 一 郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕 次 郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治 史
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 栞 保 博

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員37名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕(拍手) 「宮崎—北九州 平成27年度につながる」——遅々として進まぬ本県の高速道路を何とかせねばとの一念で、県内の津々浦々から結集しての総決起大会、あるいは繰り返し繰り返し続けた要望活動などなど、県民が一体となって膨大なエネルギーを注ぎ込んできている高速道路早期完成への取り組みであります。そんな中での冒頭の報道でありました。大いに歓迎すべきニュースが、14日のテレビにより報じられたのであります。

ところで、このような県民の大きな関心事などについての報道は、これまで歴代の知事は、議会に対してはしかるべき形で、また県民に対しては県政記者室での会見などマスコミを通じて伝えられてきております。しかしながら、今回は東京発のニュースとして県民に届くなど、私は大きな不快感を覚えたのであります。県政の重大事や関心事などの議会や県民に対しての情報のあり方について、知事の御所見をお伺いいたします。

次は、骨太の方針についてであります。去る14日、政府の中期的な経済財政運営に係る方向性を示した、いわゆる骨太の方針が閣議決定されました。そしてその中で、国際公約でもある、国と地方の財政収支を2020年度までに黒字化するとして目標を着実に達成することを明記

しております。また、その実現に向けた取り組みについては、まず第1章で、デフレからの脱却と日本経済の再生、そして目指すべき経済社会の姿を示しており、第2章では、停滞経済から成長経済へとつながるための種々の政策を進めることで強い日本を実現するとした考え方が示されております。また、後半の第3章及び第4章では、財政健全化や来年度予算編成について述べておりますが、その中で、地方の予算については、歳出抑制を図った上での必要な一般財源総額を確保するとしております。つまり、地方財政についても国の歳出見直しの対象とするなど、本県にとっては大変厳しい内容ではないかと懸念するところでもありますが、この骨太の方針に対する知事の御所見をお伺いし、後は自席から質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えいたします。

まず、情報のあり方についてであります。私は、県政の重要施策を推進していくためには、県議会の皆様を初め市町村や県民の皆様と情報を共有しながら、対話と協働を進めていくことが何よりも重要であると考えております。今回の東九州自動車道の供用予定年度の前倒しなど高速道路の整備促進につきましては、県政の最重要課題として、これまでも、県議会はもとより沿線自治体や民間団体の皆様と一体となって、長年にわたり要望活動を進めてきたところでもあります。今回の公表に関しましては、あらかじめ内田副知事を通じて一定の感触や可能性というものをつかんでおったところですが、具体的な発表のタイミングやその方法については、事前に正確な情報がなく突然であったことから、私自身にとりましても、大変うれしく思った反面、驚きもあったところがございます。

ます。本来であれば、県議会にまず御報告するとともに、先日のスマートインターチェンジのときのように、地元の市長や町長とともに記者会見を開催して県民の皆様にお知らせをすべきところでしたが、当日は一般質問終了後、すぐ上京せざるを得なく――官邸での第1回目の防災対策実行会議がありました。そちらに駆けつける必要性があったものですから、緊急的な対応にならざるを得なかったところがございます。マスコミにはぶら下がりの形での会見で対応させていただきました。いずれにいたしましても、こうした県民の関心の高い案件につきましては、議員の御指摘も踏まえ、より一層、積極的な情報収集に努め、県議会の皆様にも適時適切に情報提供しながら重要施策を進めるよう、職員の意識づけも図ってまいりたいと考えておるところであります。

次に、骨太の方針についてであります。今般策定された「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる骨太の方針におきましては、日本再興戦略による日本経済の持続的成長や、経済再生と財政健全化の両立による好循環を通じまして、「再生の10年」を目指す安倍総理の強い決意を感じたところがございます。

一方で、私は、方針に示された「地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし」の言葉どおり、日本経済の真の再生のためには、本県のような地方における内需振興、投資拡大等を図る施策が不可欠であり、その基盤となる地方税財政の安定などが極めて重要であると考えております。しかしながら、国が財政健全化を優先する余り、本県を含む地方が置き去りになるのではないかと懸念、不安も抱いているところでもあります。国におかれましては、成長産業の育成加速化や中小企業の

振興に懸命に取り組む本県の地域経済活性化の芽を摘んでしまうことがないように、国に先駆けて取り組んでおります行財政改革への取り組み等を最大限考慮の上、地域の経済再生を支える地方税財政の安定に配慮いただくことを強く望んでいるところであります。以上であります。

〔降壇〕

○坂口博美議員 骨太の方針の中では、例えば別枠加算を今後なくしますよというようなことをにおわせる文言でありますとか、行革努力とか地域経済活性化、その効果を見ますよ、それを交付税算定のときのめり張りの観点にしますよというようなことが記されておりました。これは解釈の仕方では、国が給料を下げているときは地方も下げなさい、産業振興のために投資して、その分税収増につながらなかつたら交付税に響く、そういうことを言っているともとれるような記し方でもありまして、宮崎にとって、ある意味では厳しいことを言っているのかなど危惧しているところでもあります。

そういった中で、いよいよ参議院選が終わりますと、来年度の予算編成に向けた作業が始まるわけですが、知事は来年度の本県の予算の獲得に向けてどのような考えで臨まれるおつもりか、お聞かせをいただきたいと存じます。

○知事(河野俊嗣君) 地方交付税の見直しについてであります。地方交付税につきましては、これまでも地方の自主財源であるという性格と、地方における自主努力、インセンティブをどう考えるかという議論の中で、いろんな見直しがされてきたところがございます。いわゆる骨太の方針につきましては、国の財政健全化を実現するために、交付税の別枠加算などを見直すこと、さらには頑張る地方を支援するとい

う名目で、行革努力や製造品出荷額、事業所数等に着目した地方交付税の算定を行うことが盛り込まれております。議員御指摘のとおり、地方交付税の総額が削減されるなど、本県財政への大きな影響が懸念されるところであります。私としましては、本来、別枠加算などが地方交付税の財源不足に対して法定率の引き上げで対応できないところから設けられたという、これまでの経緯を踏まえつつ、また本県の実態に即した交付税措置が受けられるよう、改めて、地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能の充実強化を図ること、また地方の安定的な財政運営に必要な総額を確保すること、財源不足については、そもそも法定率の引き上げにより対応すべきことなどにつきまして、国の予算編成スケジュールを踏まえ、時期を逸することなく、またより効果的な方法で強く要望してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 それからもう一点、次は、今回の消費税増税分に関して、知事に考え方をお伺いしたいと思います。今回の地方税法の改正に伴いまして、市町村交付金の交付基準が決めたところでありまして、4月だったかと思うんです。それによりまして、市町村の清算基準は人口割とされておりまして、高齢化や過疎化が進んでいる自治体には非常に不利な交付基準になっていると思います。都道府県の分につきましても、おっつけその基準が決まることになるとは思います。今回の引き上げ分につきましては、法が定めている支出対象の人口割とすべきではないかと思うんですけれども、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 地方消費税は多段階で課税を行いますことから最終消費地と納税地が一致しないことから、最終消費地に税を帰属さ

せるために、消費に係る指標などによりまして都道府県間で清算を行っているわけでありまして、今御指摘がありました引き上げ分の地方消費税の清算基準については、今回の引き上げ分が社会保障財源化されたことを踏まえまして、議員御指摘のとおり、高齢者人口などを用いた基準とすべきというのは一つの考え方であろうかと受けとめておるところでございます。しかしながら、高齢者人口等を清算基準とすることについては、この引き上げ分が地方譲与税という整理であれば可能かと考えておりますが、清算によって、先ほど申しました最終消費地と税の帰属地を一致させるという地方税の考え方を踏まえると、現行分とは別に引き上げ分の清算基準を設ける、別の基準を設けることについては、税の仕組みから難しいのではないかと考えておるところであります。

○坂口博美議員 別の基準というのと、例えば今申し上げました市町村分、従前分については、人口と事業所、従業者数でしたか、1対1ですね。それが今回は人口だけになったから、それは県を經由していくからだということになればそれまでなんですけど、できなくはないと思うんです。また、今回の法改正は、当然、地方消費税に関する規定も改正がなされたわけでありまして、その改正の中の大きな一つが、今度の税率の引き上げ分の用途について、支出先について定められております。この支出先につきまして、規定では「社会保障4経費についてのみ」と制限をしております。このことからしましても、今度の増税分は明らかに目的税でありまして、地方消費税とは性格の異なるものであります。

したがって、それについては、例えば揮発油税のように、消費税とは別個の税にすべき

であると考えております。今までの5%というのは一般財源に使える普通税です。それを増税しますよといったところに間違いがあるわけでありまして、今度は目的税ですから、普通税の増税じゃなくて、別の新たな税をつくり出すというのが本当なんです。だから、消費税という同じ名前を使うのではなくて、知事が言われるように譲与税という税をつけて、「国民の皆さん、新たな税を創設しました。社会保障に使わせてください」、これが本来のあるべき姿だったと思うんです。でも、それを怖がった。新たな税をつくると言ったら国民の反発が強いだろうということで、増税ということでごまかしてしまった。地方に何とかやらなきゃいけないというけど、制度の枠の中に入れてしまったものだから、こんなことになるんだと思うんです。そこのところをしっかり解決していかないと、今後、10%が15%、20%になったとき、1.0、1.2、1.5と足されていく部分は、今の時点で1.2%で県と市町村合わせて大まかに平均的に27億ぐらい損するわけです。倍になるときは50億、4倍になれば100億。ですから、これはぜひ整理をしていただきたい。このことを知事に強く求めたいんですけれども、考え方を聞かせたいと存じます。

○知事（河野俊嗣君） 今回の社会保障財源化の観点から、引き上げ分については異なる税制にすべきであったという議員の御指摘も一つのお考えだと受けとめておりまして、先ほど申し上げました、国税として一度徴収をし、それを都道府県に配分する地方譲与税の方法などが考えられるところでもあります。一方で、地方自治体が自立的な行財政運営を行っていくためには、自主財源の確保という観点から、地方税の充実を図っていくことも大変重要であると考え

ております。したがって、今回の地方消費税率の引き上げについても、自主財源の確保の観点からは一定の評価をせざるを得ないと考えておるところであります。御指摘のとおり、それでもなお、社会保障関係費に係る税源の偏在という問題は残るわけでありまして、そのような問題点について、今後の税制の制度設計のあり方という観点から、全国知事会や国に対して意見を申し上げてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 どうぞよろしくお願いいたします。なかなか難しいと思うんですけれども、これから先、人口が減少して過疎化が進むところなんてダブルパンチですから、ぜひこのことは知事会の中で強く訴えていただきたいと思えます。

次に、子育て支援について伺います。

社会保障と税の一体改革の流れの中で、いよいよ残された時間も大変窮屈になってきておる少子化への対応ですけれども、本県の知事として、少子化への対応、子育てにどう取り組んでいくべきとお考えか。また、今回の見直しは大きい見直しになるんですが、このような大きな見直しがなされることになった背景についてどう考えておられるのか、あわせて御所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 急速な少子高齢化の進行に伴って少子化対策の重要性が高まる中、今お話がございました社会保障と税の一体改革の議論におきまして、消費税増税分を、年金、医療、介護という従来の3分野に加えて、子育て支援にも拡充するという方向性が示されたところでもあります。これを踏まえ、昨年8月に制定されました子ども・子育て関連3法では、未来への投資を強化していくという将来像のもと

に、新しい仕組みにおきまして、質の高い幼児期の教育や保育、及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する内容となっているところでございます。本県としましては、元気な子供を育む豊かな自然や文化、そして地域のきずなが多く残されているなど、すぐれた子育て環境にあるところであります。市町村と十分連携を図りながら子育て支援施策の充実を図り、また先日は若手知事による「子育て同盟」なども設立し、お互いに情報交換をしながら世論喚起に努めてまいりたい。また、切磋琢磨しながら新しい施策というものも取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。誰もが安心して子供を産み、子育てが楽しいと実感できるような「日本一の子育て・子育て立県」を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 全国平均がちょっと上がったときに、わずかですけれども本県の出生率が下がってしまった。日本一目指してぜひ頑張っていたきたいと思っております。

次に、福祉保健部長に伺います。今回、この議会に宮崎県子ども・子育て支援会議に係る議案を提案されているわけですが、この会議は県の支援計画づくりにどのように関わっていくことになるのか。その構成委員、あるいは役割、そして審議内容などについて、市町村の支援会議のそれとあわせてお答えをいただきたいと存じます。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 宮崎県子ども・子育て支援会議の役割でございますが、支援計画の策定・変更の際にあらかじめ意見を述べるほか、子ども・子育て支援施策の推進に関して調査、審議することになっております。

また、県の会議の委員構成につきましては、国の子ども・子育て会議を参考に、子供の保護

者や教育・保育関係者、事業主及び労働者を代表する者、NPO法人などの子育て支援事業関係者、学識経験者などの分野から、バランスよく、かつ幅広く人選をすることにしております。市町村におきましても、県と同様に会議の設置や計画の策定が求められておりますので、国や県を参考にしながら、地域の実情を踏まえて、助言等を積極的に行ってまいります。

○坂口博美議員 国の会議の構成といたら、すごいですよね。これは、市町村が参考にはできるでしょうけど、それを自分らのあるべき姿とすると間違うんじゃないかといった国の構成になっておりました。より一層の適切な指導をしていきながら、立派な会議を立ち上げていただきたいと思っております。

もう一点ですが、子ども・子育て支援法では、県、市町村に対しまして、それぞれが子ども・子育て支援計画をつくることを義務づけております。県と市町村はいつまでに策定をする必要があるのか、お答えいただきたいと存じます。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 子ども・子育て関連3法でございますが、消費税が10%に引き上げられることが施行の条件となっておりますことから、子ども・子育て支援の新制度は、今のところ平成27年4月からの運用が想定をされております。このため、市町村の計画につきましては、教育・保育の需要量の把握を今年度中に、その確保方策を26年度の第1・四半期までに、計画の取りまとめを26年度の上半期までに進めていただく必要がございます。また、県の計画につきましては、市町村の計画をもとに策定することとなりますので、市町村計画について、内容の妥当性の確認や地域間の整合性の観点からの調整を行った上で、県の計画として

平成26年度内に取りまとめることとなります。県といたしましては、市町村の進行状況が県の計画の策定期間に影響することも想定されますことから、県の計画策定はもとより、市町村の計画策定に対しても適正な進行管理に努め、新制度への円滑な移行に備えてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 今の次世代育成法が終わりますと、いよいよ新たな法案と制度のスタートですけれども、順調にいけば平成27年度からということになっています。措置期間が終了して次の法のもとに入っていくと、市町村の子ども・子育て支援計画に記載された事業が財政支援の対象となるようになっていくようですけれども、支援計画の内容のいかに運営費の算定に影響することになるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 平成27年度から運用が予定されております子ども・子育て支援新制度でございますが、これは、関連法に基づき教育及び保育を提供する各施設が財政支援——具体的には新制度では施設型給付と申しますが——を受けるためには、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画に基づき市町村が実施する確認手続を受けることが要件となっております。

○坂口博美議員 大変大切な計画になっていくわけですが、市町村の分もですが、子ども・子育て支援計画については議会の議決に付そうとされているのかどうかを教えてくださいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県の計画の具体的な内容につきましては、現在、国の子ども・子育て会議で議論されている段階でございますが、県内における教育・保育の量の見込み、

あるいはその提供体制の確保について盛り込むなど、大変重要な計画になると考えております。このため、議会での議決につきましては、過去に議決いただきました計画の例も踏まえ、今後、議会に御相談してまいりたいと考えております。また、市町村計画につきましても、県の対応を踏まえて助言を行ってまいりたいと思っております。

○坂口博美議員 どうするかはこれから状況判断をしていくということだったんですけれども、過去、前回の育成法のもとでの計画も議決をとられているわけです。そうなると、県もですけれども、市町村についても議会の議決をとることになると思うんです。ところが、議会の議決にかかる法的根拠は何もないんです。そうなったときに、我々議会運営委員会がどう扱うかという判断、法的根拠のないものを議会で審査、議決して責任を持つのかという問題を抱えることとなります。それを乗っけようとするば——重要な計画、長期計画については議会の議決を要するんだという議発条例を私たちはつくりました。でも、これは列挙主義になっていて、そこに計画名が列挙されております。だから、議運にとにかく提出、提案するとしたら、その条例で私たちは受けるしかない。そうなると列挙した部分の一部改正が必要になってくるんです。その期間が要るということです。最後の議会の前にはやっておかないといけないということ、それが一つあるでしょう。

それから、市町村にとっては大変な作業というのと、難しい問題、例えば弾力運用の問題でありますとか、幼保の定数の問題というんでしょうか、たくさん大きい問題がありますから、ぎりぎりの線に各市町村の計画をセットしていると間に合わない可能性があると思うんで

す。どこかが先行して議決したら調整がきかなくなり、それは動かさないと。そのところをもう一回、市町村を交えてしっかり分析が必要じゃないかと思っております。これは要望にとどめておきます。

次に、防災・減災について伺いたいと思いますが、5月28日、国の有識者会議は南海トラフを震源域とする巨大地震に関する最終報告を公表しました。その中で、確率の高い予知は困難であるということや、発生の際には1週間に及ぶ地域での自活を余儀なくされることもあり得るということを提言しております。これを受けて防災大臣は、まず自助であり、そして共助であり公助であるということを書いて、国民が自分の命は自分で守るという認識に立つことが非常に重要だという考え方を示しております。防災・減災問題の初めに、まずは、この報告にいう県の公助に係る知事の御見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 先般公表されました「南海トラフ巨大地震対策最終報告」につきましては、情報の伝達や避難対策などのソフト対策、また海岸保全施設等のハード対策を総合的に実施することが必要であるという認識のもとに、国、自治体、関係機関、国民等が対処すべき事項を具体的、網羅的に示されたものと理解しております。長い歴史の中で非常にまれに発生するこのような巨大災害にどう備えるべきか、英知を結集して対処すべき重い課題だと受けとめておきまして、今御指摘のありました自助、共助、公助をバランスよく推進していくことが大変重要であると考えております。

県としましては、本年2月に津波浸水想定を公表しましたが、今年度、震度分布や被害想定を取りまとめ、被害をできるだけ少なくするた

めの減災計画を策定することとしております。あわせて、まずは命を守ることを最優先としまして、市町村と情報の伝達、建物の耐震化、沿岸住民の避難等の対策を進めるとともに、救援・救助等の初動対応が円滑に実施できますよう、関係機関と広域的な連携体制を構築することとしております。昨年来要望しておりました南海トラフの特別措置法につきましては、今国会に法案が上程されております。本県が東海地方など他の地域よりおこなっている現状を踏まえ、的確な国の対応を求めつつ、ハード、ソフト両面にわたる対策を進めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 県民の命を守ることを最優先するんだ、本県はソフト、ハード両面にわたっておこなっているからということ念頭に置きながら対応していくんだという答弁であったかと思っております。具体的に言うならば、「いざというときは、とにかく皆さん逃げてください。県は皆さんが逃げ込む場所を確保します。逃げ込むところに通ずる道路を確保します」といったようなことかなと思っております。それから、当然ですが、そこにたどり着くまでに許される時間を少しでも長くしてあげますというハード対策を県はやりますということであったかと思いません。そこで、まずハードですけれども、最初に、津波を海岸でとめるべく、海岸の保全施設の設計基準について、天端高あるいは応力に関する考え方を含めて、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 海岸保全施設の設計に当たりましては、国の技術基準等に基づき、台風等で観測された高潮と過去の記録に基づく津波高を比較しまして、高いほうを天端高として設定し、これに作用する波浪等に対

して安全な構造にすることとしております。これまでの本県における海岸保全施設の天端高は、全て台風等における高潮等により設定しているところです。

なお、東日本大震災を受けて、これからの津波対策の検討に当たりましては、新たに2つのレベルの津波を想定し、津波が超えた場合にも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造とする考え方が国から示されたところがございます。このため県では、文献等に記録として残っている津波の中で最大の高さであります、1662年の外所地震で発生した5メートルの津波などを参考にしまして、海岸保全施設の天端高の対象となる、数十年から100数十年に1回程度起こるようなレベル1の津波高を検討しているところでございます。

○坂口博美議員 5メートルを最大の津波ということを採用してレベル1の検討をやるということになりますと、具体的に言えば、外所地震での付近の津波高5メートルですから、熊野付近を5メートルとセットして、宮崎県の海岸の特性を入力しながらシミュレーションをやっていって、それをメッシュなりでポイントを落としてレベルを出していくことになると思うんです。その場合、5メートルの信頼度というのが極めて重要になってくると思うんですが、文献などからの数字を拾ったということでありました。本県での外所地震の著書などを見ても、探したところでは明治18年のものが一番古いんです。それ以降、昭和、平成に入ってから文献でした。だから200年ぐらい経過したときの文献でしかない。そういったものに頼ること、本当に信頼するにたえ得るのか甚だ疑問であります。県は津波対策の基本となる数字については実績調査によるべきではないかと思いますが、

危機管理統括監の見解をお伺いいたします。

○危機管理統括監(橋本憲次郎君) 従来の地震・津波対策は、過去に発生した最大規模のものを前提に計画されているところがございます。本県の日向灘地震ではマグニチュード7.5、最大震度6強、最大津波高約5メートルと想定してきたところがございます。なお、過去の津波記録を取りまとめた被害津波総覧という資料に基づきますと、1662年に発生した外所地震におきましては4～6メートル程度の津波が発生したという記載がなされているところがございます。これに対しまして、東日本大震災でマグニチュード9規模の巨大地震が発生したことを踏まえ、過去に実際発生したかどうかにかかわらず、想定外をなくするという観点から、マグニチュード9程度の南海トラフ巨大地震の想定が公表され、本県でも最大震度7、最大津波高17メートルと、従来の想定を大幅に上回る数値が示されているのが現状でございます。

なお、議員から御指摘がありましたように、確度をどのように考えるかという問題については、なかなか難しい問題があるかと思っております。古文書では正確に何メートルというような記載がないのが正直なところでございます。先ほど申し上げました被害津波総覧におきましても、若干の内陸までの被害や人的被害があった場合を規模段階2として4～6メートルと想定しているというところに基づいております。次の規模段階3になりますと10～20メートル程度、そういう意味では非常に幅のある表現になっているのは事実であろうと思っております。

○坂口博美議員 実績調査についてですが、古文書による津波記録については調査整理したという答弁でした。痕跡調査については、

かなりな時間と財源を要するから、今回はやらないことにしているということだったんですけども、先ほどの県土整備部長の言われた5メートルは、先ほど言いました明治18年の平部嶮南という方の本に記されている。それからずっとおくれた、今の統括監にお答えいただいた4～6メートルといったものもある。わずかし本県には残っていないんです。本県は発生した時分からずっと記録がないんです。だから、本当に信頼に足り得るかといったら心もとないと僕は思うんです。そして、南海トラフ巨大地震の被害想定を大きく見直すことになったきっかけといいますか、原因は、大分県佐伯市とか大分市内においてボーリング調査、痕跡調査、古文書調査、聞き取り調査いろんなことをやった結果、大分県では過去8回大規模の津波が来襲していることがわかった。それで、これは大変だということで、トラフが連動して動いたということがわかってきた。それで今回の想定的大幅な見直しなんです。隣の県でそういうことが起こっている。先ほど県土整備部長なり統括監が言われたように、本県の設計基準の基本を5メートルで設定することで本当にいいのか。再度、統括監に、そのことに対して調査をやる気はないのかお尋ねしまして、県土整備部長には、本県は高潮時の潮位を計画海岸高にしているというんですけど、よその県は計画海岸高の考え方というのはどんなことを基本として持っているのか、あわせてお伺いをいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 今回の南海トラフ巨大地震の想定のように、発生頻度の極めて低い津波想定を検討する上で、議員から御指摘がありましたように、過去の古文書等による津波記録の調査、地下の堆積物を調べる痕

跡調査は非常に重要であると認識しているところでございます。今年の2月に公表させていただきました本県の津波浸水想定については、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく義務として、国土交通省とも協議しながら策定させていただきまして、その作業の中では、古文書等による津波記録については調査、整理させていただいたところです。痕跡調査につきましては、先ほど御指摘いただきましたけれども、実施にかなりの時間と予算を必要とすることから、今回は実施しないという結論に至ったところでございます。一方で、発生頻度が1000年に一度といった津波の痕跡調査につきましては、津波の調査として今非常に注目されているということで、最近では、高知県ないし、御指摘いただきました大分県、あるいは原子力発電所の立地場所などで、専門家により実施されている状況と聞いています。本県といたしましても、このような他県での調査の結果や学術界における研究等も踏まえ、科学的、専門的な知見に基づく調査、検討を、県として単独でやるというよりは、南海トラフ巨大地震全般に係る問題ですので、国のほうでしっかりとやっていただきたいという要望をしましてまいりたいと考えているところでございます。

○県土整備部長（大田原宣治君） 他県の考え方についてでございます。少々古いんですが、平成16年度の会計検査院決算検査報告によりますと、海岸保全施設の天端高は、37都道府県のうち28の都府県につきまして、台風等により発生した高潮等の高さに基づき設計しており、九州各県も同様の考え方でございます。過去に発生した津波の高さに基づき設計している自治体は岩手県のみでありまして、残りの8団体につきましては、過去の津波高あるいは将来発生が

想定される津波の高さと高潮等の高さと比較を行い、いずれか高いほうに基づき設計しております。

○坂口博美議員 まず、統括監ですけれども、痕跡調査はお金がかかると言われましたが、ほかにも調査の方法はある。まず、宮崎県の今持っている資料からの推測というのは頭から消したほうがいいです。信頼に足る根拠がないです。ただ当時の人が、「すごい波だった」とか「あんなだったらしいと、昔、うちの祖先が言っていたらしい」というのを集めただけですから、それは一旦頭から消して。先ほど申し上げましたように大分県はかなりやっています。過去、大規模が8回も来ているんです。その痕跡を持っています。高知県もかなりな調査をやった。宮崎県では外所地震のことばかり言うけど、これはマグニチュード7.6です。青島のすぐ近くです。だから、津波で立ち上げるだけの距離がなかなかとれない。そのときの死者が200人、倒壊した家3,800戸でしょう。もう一つ、津波の高さは3~4.5メートルとなっていますか、宝永の地震、外所の145年後です。これは室戸岬の真東200キロ、串本の真南、宮崎から北東方向に大体400キロのところですよ。マグニチュード8.4、宮崎県での被害、不明。被害はわからないとなっています。津波高が3~4.5メートル、5より低いから、それは採択されていないことなんですけれども、距離やマグニチュードから見ると、必ずそうとは言えないけれども、その波が高知、大分にぶち当たっている可能性もある。

だから、風呂敷2つ持って切符買ってから大分に2人ぐらい行って、高知に2人ぐらい行ってコピーを持って帰れば、資料はたくさん持っていて、それからシミュレーションできる

んです。まして宝永地震の大規模地震と同じときの痕跡があったら——ポンコツ車じゃないんですから、宗太郎峠を通過して来るわけじゃないんですから、大分から宮崎に入ります。金をかけなくても、まずそれで精度を高めて、いよいよ痕跡が必要となれば、ここらが一番やばかったんじゃないかなというところ、そして余り掘らなくても地盤は変わっていないなというところ——掘る金は知れています。あとはそれをどう分析していくか。そこのところがなかなか大変なんでしょうけど、方法としては金をかけなくても知恵を出せばあると思うんです。ぜひそれはやっていただきたいと思うんです。

この前の東北の大震災だって、何度も報道されました。岩手県の例を言われました。過去の津波を参考にして全県域海岸保全施設をつくっているとされた。福島もそうでした。昔津波がここまで来たという物証、聞き取りすればすぐわかるような証言、文献、たくさんあったけれども、それを見過ごしてきたことが今回の大惨事につながったんだ、見過ごしが犠牲者をあんなに多く出したんだという指摘はたくさんなされました。だから、宮崎の5メートルが正しければ幸いなんです。でも、心もとないから何とかやるべきじゃないかということを行っているんです。仮に1メートル間違っていたら、保全施設が1メートル高かったら、この1メートル間の津波は防げるわけです。越しても1メートル上がってくる時間は逃げる時間が与えられるわけですから、ぜひともこれは再度精度の高い調査をやるべきだと思いますけれども、統括監にもう一回、考え方を変えることはできないかお伺いをいたします。

○危機管理統括監(橋本憲次郎君) 非常に重要な御指摘をいただいておりますが、頭の整理

をいたしますと、まず、国のほうがハード、ソフト対策をとるに当たって大きく2つ津波を想定しております。1つは、発生間隔はおおむね100～150年で、津波高は相対的に低いものの大きな被害をもたらす津波、これをレベル1としております。また一方で、今回の南海トラフ巨大地震のような発生間隔が1000年あるいはそれ以上で、最大クラスの津波を想定してレベル2と言っているところでございます。過去の痕跡調査をより正確性を高める、より確実にするということが非常に重要な視点だと思っております。一方で、レベル2につきましては、過去に記録があろうとなかろうと、考えられるレベルを想定外をなくするという観点です。今般の2月に公表した県の津波浸水想定については、この法律に基づいてレベル2を想定しておりまして、県内では最大17メートルと申し上げましたが、これは過去の記録が残っているものの数倍という規模でございますので、命を守る観点としては、これを想定して頑張っていかなければいけないと思っております。

一方で、ハード整備をどのようにするかにつきましては、国の中央防災会議のワーキンググループが公表した最終報告書によりますと、レベル1について、海岸保全施設等のハード対策を含め実施すると。ですから、レベル1の水準が5なのか、それが7になったらもっと違うのではないかという議論になってくると思っていますので、そこは精査していく必要があるかと思っております。一方でレベル2につきましては、地震津波対策の前提とすることは現実的ではなく、命を守ることを目標として、避難対策を軸に総合的な対策を推進するとされているところでございまして、この2つのレベル1、レベル2にどう立ち向かっていくのか。ハード、ソフトを

総合して頑張っていく必要があると思っております。ところでございます。

一方で、きょう御紹介いただきましたように、堆積物調査などの新たな手法が出ておりますので、より正確な津波浸水深の把握の可能性があるとということで重要だと思っております。我々もコンサルタントに聞いたんですが、湖沼など適切な場所があるかどうかとか、新たな学問分野で取り組まれている研究者も必ずしも多くないという状況ではございますけれども、より正確な数値把握のために、科学的、専門的な知見の進展の状況について、私自身しっかりと勉強してまいりたいと思っております。

○坂口博美議員 レベル2、50センチ、30センチの違いで相当な人を救えるか犠牲にするかの違いが出てくる可能性は十分あるんです。だから、基本となる実績高はしっかりつかまえる必要があると思います。

それから、レベル2対応でのソフトでの防御ですけれども、津波防災地域づくり法によって、県及び市町村に津波からの避難対策を行う上での果たすべき役割が課せられております。県の役割についてはどうなっているのか。これは知事をお願いします。

○知事（河野俊嗣君） 東日本大震災の教訓をもとに制定されました「津波防災地域づくりに関する法律」は、従来の海岸堤防の整備などハード的な対策だけの防災ではなく——ハードだけでは防ぎ切れないというのが今回の教訓であるわけでございます。ハード、ソフト施策を組み合わせた多重防御による津波防災地域づくりを推進することとされております。この中で県の役割としましては、既に公表しております津波浸水想定の設定、また、津波災害を防止するため、必要に応じ警戒避難体制を整備する津

波災害警戒区域などの指定、さらには市町村が防災対策を総合的に行うための推進計画の策定支援を行うこととされております。県としましては、既に昨年12月に私と沿岸の10市町の首長で構成します宮崎県津波対策推進協議会を立ち上げております。また、国、県、市町の実務者レベルによる推進計画策定連絡会を設置し、関係機関と連携を密にしながら、津波防災地域づくりを推進しているところであります。

○坂口博美議員 この法では具体的には、県が示した先ほどのレベル2の浸水想定に基づいて、市町村はその地域の人たちが逃げ込める高台を確保する、そこにつながる経路を確保する。避難可能な区域はそれで大丈夫なんですけど、避難が困難なところについては、困難を可能にするようにタワーなんかを整備して経路を確保することが市町村に課せられております。それでどうしようもないところについては、今度県が特別警戒区域に指定するという事になっているんですけども、この道は安全ですよと市町村が確保した。県もそうですねと認めるところで、レベル2のときに、例えば道路の陥没とかいろんなリスクを道路自体が持っています。道路の周りには民間の財産、住宅がたくさん張りついていて、以前の阪神大震災のときに宮崎市が出した被害想定では、火災と倒壊住宅、500人ぐらい市内で死ぬというのを出していました。そんなのがあちこちで起こる。そこを道路の機能が残るのかとなったら、機能は残らない。それを確保するために保全していこうとしたときに、まず、道路管理者、国、県、市町村、私道、農水省、国土交通省、それからそのらの張りついている家はみんな民間の財産、これらはどうやって安全な道路に整備していくのか、非常に難しい問題だと思います。この法律

で、そこに安全な地域を確保しろということ自体に限界があると思うんですけども、統括監にお伺いをいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 住民の避難対策については、従来から沿岸市町において避難訓練等に取り組んでいただいているところですが、今御指摘のありましたように、どのように安全な地域を確保するかというのは、まだまだ課題が多く見られるところであり、実際の避難を担当される市町村においてよく整理していただく必要があると思っているところでございます。今、避難場所ルートの確保対策が行われているところでございますけれども、県といたしましても、今月の4日に、宮崎県津波対策推進協議会の幹事会を延岡市で開催し、沿岸市町の現在の取り組み状況や課題等について情報交換を行うとともに、現地調査も実施しながら、今後の対応策を協議したところでございます。そこで出てきた課題といたしましては、安全に避難できる場所が確保しにくい地域が確かにあると。また、避難施設やルート整備のため予算が多額にかかる。一方で、高齢化が進む地域の中では迅速な避難が困難という課題が指摘されたところでございまして、今後よく連携しながら、先進地の調査や実践的な訓練を行うことが必要であろうと確認されたところでございます。

○坂口博美議員 先ほど申し上げました県の役割のどうしようもないところを特別警戒区域への指定となるんですけども、これは病院とか学校をつくってはだめな区域なんです、危ないですよということを県が指定することになるんです。個人の住宅は市町村の仕事で別個になっているというけど、「そこは危ない場所」と言った途端にその土地の価格はゼロです。個

人の財産です。レベル2、1000年に1回の確率、来るか来ないかわからない確率で、実際個人の財産に規制がかけられるのか。これは、その当時作業をなされたと思うんですけども、内田副知事に御所見をお伺いいたします。

○副知事（内田欽也君） 津波防災地域づくり法に基づきまして津波災害特別警戒区域を指定する場合には、建物の構造について制限が加わるなどの私権の制限、あるいは土地利用計画の大幅な見直しなどを伴います。議員御指摘のように、地価への影響も含めてさまざまな課題が懸念されているところでございます。このため県といたしましては、区域を指定する際には、地元市町村等の意見を十分に尊重しながら、慎重に対応していく必要があると考えているところでございます。

○坂口博美議員 なかなか難しい問題だと思うんです。個人の財産を可能性のあるものもないものかわからないことでただにしてしまうわけだからですね。

時間がなくなってしまったものですから、次に移ります。まず、水産問題から入りたいと思います。

まず一つには、福祉保健部長にですけど、県外に行くと、朝市とか直販で魚を露店でざとかに入れて氷の上で売っている。そこにすごく人が集まってきて活力がある。ところが、本県ではそれはできないと聞いているんですけども、このことについて考え方を示していただきたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 屋外のイベント等における鮮魚販売ということですが、全国の状況を見ますと、本県も含め26都県では、議員お話のようにイベント等での販売を認めておりません。逆に21道府県では、冷蔵

設備等の設置を条件に認めております。本県におきましては、南国特有の気候条件であるため食中毒の発生リスクも高く、原則イベント等での販売を認めてきませんでしたが、近年、冷蔵技術の発達により低温管理が可能となっていることなども踏まえ、今後はイベント等においても、一定の条件のもとではございますが、包装した鮮魚の販売ができるように、現在その条件整備を進めているところでございます。今後とも、食品の安全・安心の確保を大前提ではございますが、産業振興にも留意しつつ適切に対応してまいります。

○坂口博美議員 次に、農政水産部長、知事に伺います。4月に協定した尖閣諸島付近での我が国の排他的経済水域での台湾漁船の入漁問題について5点伺います。

まず1点目、我が国は2つの中国は認めていないとの外交上の立場にあると承知をしておりますが、この協定はどことどことが結んだ協定なのか。

2点目、この協定で台湾船はいかなる権利を得て、逆に日本船はどのような不利益をこうむることになるのか。

3点目、この水域での事件や事故、あるいは争議事案などに係る司法権はどこが持つこととなるのか。

4点目、これまでこの水域で発生している漁具被害などについての状況はどうなっているのか。

最後に5点目、この協定を合意するに至るまでに、県はどのような情報を把握し、どう行動してきたのか。

以上、1点目と5点目を知事に、残りを農政水産部長にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） まず、漁業取り決めの

締結者であります。外交関係がない日台間の準公的なパイプ役を果たしております公益財団法人交流協会が、同様の役割を果たす台湾側の亜東関係協会と合意をしたものであります。この取り決めに関しましては、県及び本県漁業者は、日台漁業取り決めが締結された4月10日の報道により初めて情報に接し、直ちに国に事実確認を行ったところであります。県及び本県漁業者への事前の説明がないままに取り決めが締結されたことは、大変遺憾に受けとめておるところであります。県としましては、情報確認後に国に対し、早急な本県漁業者への経緯の説明と、今後の操業ルールづくりに本県漁業者の意見を反映するよう要請したところであります。今後とも、新たに設定されました台湾漁船の操業可能水域における本県漁業者の利益が確保されるよう、国との連携を密にしていきたいと思います。

○農政水産部長（緒方文彦君） まず、今般の漁業取り決めによる水域設定の影響につきましては、日台双方がみずからの排他的経済水域として主張してきた海域については、相手方の操業を認める「法令適用除外水域」と、我が国の法令のもとで台湾船の操業を認める「特別協力水域」が設定されました。これによりまして、台湾漁船の操業が増加し、我が国漁船は従来以上に漁場の制約を受けることや、漁具被害の増加などが懸念されるところでございます。

次に、当該水域における司法権についてであります。漁業関係法令の適用につきましては、法令適用除外水域では、日台ともにみずからの漁業関係法令を相手側の漁船に適用することができませんが、特別協力水域では、台湾漁船も我が国の漁業関係法令の適用を受けることとなります。さらに、その他の司法権につきまして

は、いわゆる公海と同じ扱いとなりまして、それぞれの漁船の属する当局が司法権を持つこととなります。

最後に、これまでの本県の漁業被害の状況と今後の対応についてでございますが、漁業被害につきましては、平成20年から24年までの5年間に、はえ縄の切断やラジオブイの盗難など13件の被害が報告されております。また、今後の対応につきましては、国や関係団体と連携を図り、当該水域における操業情報の収集に努めますとともに、漁業被害が発生した場合には迅速な救済が図られるよう、国に強く求めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 時間がないから次に移ります。TPPに関して総合政策部長に1点ですが、国の説明では、我が国、特に農業に関しては5品目は絶対守る、聖域をちゃんと守るんだ、例外とするんだということで交渉を進めているとの説明です。一方で、一つにはISDS条項があります。ですから、仮に例外を認めて合意をとったときのISDS条項の効力の関係はどうなるのか、説明をお伺いいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） 御指摘の件について内閣府のほうに確認をさせておりますが、関税撤廃の例外品目やISDS条項の導入については、参加国の交渉により決定されるものでありまして、日本が交渉に参加していない現時点においては、交渉参加国がどのような交渉、検討を行っているか不明ということで、回答は困難ということでございました。私どもといたしましても、議員御指摘のような問題が生じないように、国において今後の交渉にしっかりと取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

○坂口博美議員 情報が出てこないということ

で、見守っていくというか注文をつけていくしかならないと思うんです。それと、これは聖域をつくっても10年という時限があるということなんです。その間に通用するような足腰を鍛えることができるか、大きい課題だと思うんですけれども、全力でそこを目指して、いかなることがあろうとも、10年後にはしっかり国際的に通用する農業を育成していただきたいと思います。

次に、フードビジネス関連で1問お伺いをいたします。宮崎県ではこれまで、口蹄疫でありますとか新燃、鳥フル、何度も試練を受けてまいりました。今ようやく復興に向けて大きくかじを切ったばかりであります。そういったやさきの今のT P Pあるいは円安問題ですけれども、そういった中、県はこれら山積する課題をクリアしながら農家の所得を向上させるんだということで、フードビジネスや6次産業化への取り組みを今後力強く進めていくとしております。しかしながら、例えば加工業者など他の企業などとの連携によって、農家の所得として、そこで生まれた付加価値をどうやって農家に還元するのか、本当にそういうことができるのか甚だ疑問であります。そういった連携によって高めた付加価値をどう生産者に反映させるのか、そのシステムづくりについて知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) フードビジネス振興構想においては、1次産業と2次産業、3次産業の連携を重視するわけではありますが、2次産業、3次産業にもうかってもらうためのものということではありませんで、今御指摘のように、1次産業というものが、生産者の側が、単に原料を提供する立場に甘んじることなく、みずからの技術の強みを認識し、その価値を真に必要なとする相手方と組むこと、お互いがパート

ナーを組むメリットを見出す関係を構築していくことが、生産者に還元するという意味でも大変重要なことであると考えております。例えば、県外の業務用野菜加工メーカーの多くは、安定的な原料調達と製造過程で発生する残渣処理を課題としておりますので、安定的なロットの確保が可能で、残渣を家畜の飼料や堆肥として資源循環できる本県農業と組むことによりまして、お互いの課題が克服され、新たな価値を創出できるものと考えております。また、本県が誇ります日本一の残留農薬分析体制による安全・安心で、かつ栄養・機能性成分が豊富な農産物生産など、宮崎ならではの強み、付加価値をさらに伸ばし、発展性のある連携の裾野を広げてまいりたいと考えておるところでございます。こういった取り組みを県、市町村を初め関係機関・団体が一丸となって積極的に仲介、フォローアップすることで、付加価値をしっかりと本県に呼び込むことができ、生産者に還元することができるような、新たなビジネスモデルを構築してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 あと幾つか通告していたんですけれども、時間が来ましたので、以上で質問を終わりたいと思いますが、冒頭、高速道路の供用の件で、情報管理のあり方について注文をしたわけですけど、今回、たびたび話題になりますように、スマートインターを3つ、接続の許可をいただきましたし、せんだってのふるさと元気交付金だったですか、地元交付金も80%を基準にということだったから、82%もらえれば御の字かなと思っていたら、0.875というかなり高い率の交付をいただきました。2人副知事の成果を出していただき始めたのかなということで、大変期待をいたしております。

注文は注文で厳しくやっていきますけれど

も、ぜひとも今後、知事を中心に一丸となって本県の発展のために尽力していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げまして、質問を終わります。(拍手)

○福田作弥議長 次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕(拍手) 愛みやざきの有岡です。3年目を迎えた子育て世代の議員の一人として、次の世代を担う子供たちへの思いを込めて質問をいたしますので、明快なる答弁を求めます。

まず最初に、ことしの4月、靖国神社参拝の帰りに出会った本があります。「神話がわかれば「日本人」がわかる 古事記編纂1300年 古事記は日本を強くする」というタイトルの本です。そこで、この本の中から一部を紹介いたします。初めに、戦後最大の忘れ物「日本神話」とあり、第1章では、今、なぜ「神話」が求められるのかとあります。人工的な「堤防」で何でも守れると思った日本人の過ちとして、岩手県の田老湾の防波堤を紹介しています。「どんなに大きな津波が来ても大丈夫と安心し切っていたとき、3・11の東日本大震災により、津波がその防波堤をやすやすと乗り越えて、町を崩壊してしまいました。つまり、日本人は、これまでは津波のように押し寄せる全ての難問に対し、大堤防で一生懸命防ごうとしてきた。だから、今、日本人、特に若い人々は、これらの「堤防」では大切なものを決して守れないことを直感的に知った。だからこそ、人工的に築いたものではない、心のよりどころになる本当の「心の堤防」を求めて、日本の土地そのものに根差す、いわゆるパワースポットを求めている」とあり、結びに、古事記が伝える「きよき、なおき」日本人のアイデンティティーについて解説

しています。「グローバル社会だからこそ必要とされる「神話という背骨」、古事記神話に依拠する「正直で素直」という日本人のアイデンティティーが、古事記神話によって脈々と、少なくとも戦前までは受け継がれてきた日本人の心のありようは、世界に類を見ることのできないすぐれたものである。一例として、日本では、損得勘定でなく「うそをつくと心が汚れてしまう」と教えており、心の豊かさ、誇り高さを取り戻すために、今こそ、全ての日本人が「古事記」神話を通じて、みずからのルーツ、出発点を見直そう」と結ばれています。私自身、共鳴するところが多くあり、神話の里宮崎県として誇らしく思うとともに、忘れかけた心の豊かさを、神話の里宮崎県から発信すべきと考えております。

そこで、宮崎県民の豊かな心を信じ、県民総力戦で取り組むことの大切さについて、知事にお尋ねいたします。まず、宮崎県アクションプラン、人財づくりの柱として、「日本一の子育て・子育て立県」の実現を目指すとありますが、「日本一の子育て・子育て立県」への知事の強い思いをお聞かせください。

以上で壇上の質問を終わり、質問者席から質問をさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

子育て・子育てについてであります。本県は、元気な子供を育む豊かな自然や文化、また、今御指摘がありましたような神話ゆかりのさまざまな資源もございます。そして地域の「絆」が多く残されております。保育所の待機児童がゼロであるなど、全国の中でも子育てのしやすい環境にありまして、合計特殊出生率も全国上位を維持しているところであります。ま

た、文部科学省が実施しました「全国学力・学習状況調査」のアンケート調査をもとに、ある民間シンクタンクが発表しております「いい子どもが育つ都道府県ランキング」において、本県は2回連続で全国トップとなるなど、子供の生活習慣や家庭生活など、「子どもの育ちの質」においても、知・徳・体がバランスよく育っていると評価されているところであります。私は、こうした先人の努力により守られてきた、本県のすぐれた子育て環境や人財を生かしながら、県民総力戦で、宮崎ならではの誰もが安心して子供を産み、子育てが楽しいと実感できるような「日本一の子育て・子育て立県」を目指してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 河野知事御自身が子育て現役でありますから、宮崎県の子育て環境のよいところ、改善すべきところに気づかれていますと思います。宮崎県の子育て環境が大変いい、どこよりも自信を持ってよいということに、まず気づいてほしいと思いますし、宮崎県での子育てに自信を持ってほしいと、そう願っております。宮崎県には、誰にでも挨拶のできる正直で素直な子供たちがいます。家庭教育においても、人様にだまされない教育以上に、うそをつくると心が汚れてしまう日本人の背骨を身につけるよう、子供たちを見守りたいと再認識いたしました。

次に、子供が生まれてくる原点から質問をいたします。メディカルバースセンターについて、福祉保健部長にお尋ねいたします。本年3月につくられた宮崎県医療計画の周産期医療において、課題として産婦人科医師の高齢化が挙げられております。施策の方向として示された中に、今後も、地域産科医療機関、助産所を担

う産婦人科医師及び助産師の確保に努める必要がある、さらに助産師の活躍の幅が広がっているとあります。現場の産婦人科医の先生からも、高齢化の問題、定期的妊婦健診、さらに産後ケアの必要性を伺っております。そこで、周産期医療体制の充実と安心・安全な出産の確保のためにも、助産師の活用を図るメディカルバースセンターについて、今から検討していく必要があると思われま。部長の見解をお願いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 本県の人口10万人当たりの産科医師数は、平成22年12月末現在でございますが、9.7人で、全国平均の8.3人を数の上では上回っておりますが、産科開業医の平均年齢が既に60歳を超えております。この高齢化が課題であると認識いたしております。お尋ねの助産師を活用するメディカルバースセンターにつきましては、類似の仕組みとしての院内助産システムが、県内で2つの病院で実施されておりますけれども、県としましては、県民の皆様が安心してお産に臨むことができるよう、引き続き産科医の確保に努めるとともに、さらに助産師の活用を進めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 医療計画作成時、次回の医療計画作成が行われると思いますが、そのときには、この問題は必要な課題になると思われま。助産師のスキルアップを含め、検討を要望したいと思います。さらに先日、東京慈恵会医科大学のほうにもちょっとお邪魔させていただきました。患者を守りトラブルを避けるための当直医の心得として、産婦人科当直の問題、リスクの大きさ、こういったものを図書で紹介されているほど、やはりリスクの多い分野ですので、ぜひと

も、安心して生み育てる環境を宮崎県でも維持できるように努力していただきたいと思います。

次に、県民総力戦の最後の問いとなりますが、メリケントキンソウの駆除関連について、知事にお尋ねいたします。まず、私が外来植物のメリケントキンソウについて知ったのは、最近のテレビのニュースでした。そして、スポーツ少年団の小学生と一緒にグラウンドの芝生の上でストレッチをしようと手をついたとき、かたいとげが刺さり、あのニュースでやっていたメリケントキンソウだと気づき、別の場所に移動させました。帰宅後、県のホームページを開いてみると、一昨年(2013年)の12月には、メリケントキンソウに注意してくださいと情報提供がなされていました。その内容は、「5月から6月の時期に、トゲを持つ、硬い種子を結実します。子供たちが裸足で芝生を駆け回ったりした時、硬いトゲが刺さって、思わぬ怪我をする恐れが指摘されています。なるべく、4月末頃までに駆除するのが良いでしょう」とありました。

私は、県の行政能力は、情報の速さや正確さは大変素晴らしいと思っておりますが、反面、お知らせの段階で終わってしまっている。お知らせの段階から県民へ情報を発信し、みんなの問題として県民に関心を持ち、一緒に行動していくこと、いわゆる協力の段階へ発展させていく仕組みが必要と考えます。協力とは、できることから始める一歩です。特に子供たちのために協力を呼びかけることは、正直で素直な宮崎県民のアイデンティティーに響くと思います。そこで、「日本一の子育て・子育て立県」を目指すためにも、県民に呼びかけ一緒に取り組む、協力による環境づくりについて、知事の御所見をお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 少子化が急速に進む中で、誰もが安心して子供を産み、子育てが楽しいと感じられるような、実感できる環境づくりを進めるためには、旗を振る行政の取り組みに加えまして、県民や事業者、関係団体などが連携・協働して、県民総力戦で子育て支援に取り組んでいくこと、地域を挙げて取り組むことが大変重要であるというふうに考えております。こうした認識のもと、議員御指摘の協力——いわゆるともに助けるという意味ではありますが——この環境づくりと方向性を同じくするものだというふうに考えておるところであります。県は一昨年(2013年)から、未来みやざき子育て県民運動を展開しておりまして、その運動の一環として、毎月19日を「育児の日」と定めまして、家庭、地域、職場において、それぞれの立場から、子供・子育てについて考え、身近なところから行動に移してもらおう環境づくりを推進しているところがあります。もっともっと、いろいろな取り組みを進めて、PR、啓発に努めてまいりたいというふうに考えておりまして、子供の安全や健やかな成長を含め、県民全体で子供と子育て家庭をみんなで支える宮崎づくりというものを推進してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、知事のほうから答弁いただきましたが、「日本一の子育て・子育て立県」を目指すならば、今までどおりではなく、一歩も二歩も前に入る勇気を持って、県民総力戦を実現することで、上杉鷹山公の「なせば成る」の精神を持って挑戦していただきたい。宮崎県のおやじとして、県民を引っ張っていただきたいと願っております。もう一度申し上げます。なせば成る、人が何かをなし遂げようという意思を持って行動すれば、何事も達成に向かうものである。その思いで、ぜひ県民を巻き込

んでいただきたいと思っております。

次に、TPP対策であります。

まず、本県におけるTPP協定による影響について、宮崎県TPP協定対策本部での見解を総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） TPP協定でございますけれども、物品の関税撤廃や削減だけではなく、投資や知的財産などの非関税分野や環境・労働などの新しい分野を含む、高い水準の自由化を目標とした包括的協定でありますことから、産業経済から国民生活まで幅広い影響があるものというふうに考えております。本県におきましては、畜産物や米など農林水産物の生産額減少や関連産業など地域経済全体への影響が強く懸念されるところでございます。また、残留農薬や食品添加物の基準、遺伝子組み換え食品の表示義務など食品の安全・安心にかかわる基準や、国家対投資家の紛争解決手続を定めますISD条項、さらには、安心して医療を受けられる公的医療保険制度など、産業経済活動や県民生活に重要な制度への影響も考えられる、そういったことについて、本部会議等で議論しているところでございます。

○有岡浩一議員 次に、食の安全というテーマで2年前にも質問をいたしました。遺伝子組み換え食品の取り扱いについて、現状とTPPによる影響について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 我が国においては、科学的知見に基づき、安全性が確認された遺伝子組み換え食品のみが流通する仕組みとなっており、そのうち、大豆やトウモロコシなどの農産物8作物及びそれらの加工食品33群について、遺伝子組み換え食品である旨の表示が義務づけられております。現在、TPPの作業

部会において、食品安全基準等について議論がなされていると伺っておりますが、仮に、遺伝子組み換え食品の表示の義務づけが不要になれば、消費者がこれまで国内産の農産物に対して抱いていた安心・信頼感のイメージが揺らぎ、生産現場を含めて大きな影響を受けることが懸念されると考えております。

○有岡浩一議員 私は、茨城県のつくば市にあります独立行政法人「農業生物資源研究所」のゲノム研究センターや遺伝子組換え研究センター、遺伝資源センターなどへ、勉強に行ってまいりました。遺伝子組み換え農作物の利用状況では、1996年から本格的な商業栽培が開始され、29カ国により、16年間で94倍の面積1億6,000万ヘクタール、日本の国土の約4.2倍とふえ続けております。そこで、ぜひ、県民の皆さんに対し、食の安全について関心を持ち、食の大切さを考えていただきたいと願うものであります。なぜならば、経済最優先の落とし穴として、バイオ企業と言われる多国籍企業を中心には、ベトナム戦争に使われた枯れ葉剤やPCBを開発・生産した企業があるからです。今でも、宮崎県内においても、PCBの保管事業場が197カ所あり、平成39年度まで処理期限が延期されております。このように、次の世代に影響を及ぼす可能性がある経済最優先の取り組みについて考えるべきです。想定外とか知らなかったでは許されません。そこで、今できる、今からやっておくべき対策として、一代限りのハイブリッド種子が主流の現在、多様な遺伝資源を確保するために、宮崎県としても遺伝子を守るジーンバンクの取り組みを進めるべきと考えますが、現状と見解を農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農作物の遺伝

資源の保存・活用につきましては、県総合農業試験場において、本県農業振興を進めていく上で重要な水稻、野菜、花卉などの新品種育成を目的に、約2,000点の遺伝資源の保存を行っております。また、糸巻き大根や佐土原ナス、地キュウリ等の本県由来の地域作物につきましては、遺伝資源の保存とあわせて、地域特産化に向けた品種育成等に取り組んでいるところであります。県といたしましては、今後とも、県の保有する遺伝資源の的確な管理と活用を進めるとともに、国や他県の試験研究機関等とも情報交換を進め、新品種育成による本県農業の振興や地域活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 私自身、佐土原ナスを大変おいしくいただいている一人でございますが、本県におけるTPPの影響に対し、県民みんなが関心を持ち、今考えられる準備を進めていき、一緒に荒波を乗り越えていきたいと考えております。

次に、さらなる荒波となる道州制についてお尋ねいたします。

宮崎県中小企業振興条例が本年4月1日より施行されましたが、その中でも今注目すべきことは、ものづくりと考えます。日本のものづくりの技術は、世界の最先端であります。中小企業庁も、ものづくり中小企業支援などに取り組んでおります。本県においても、道州制の議論が進む中で、将来の雇用の場を確保し、宮崎県が宮崎として生き残っていくために、県内企業の技術力を向上していくことが重要です。そこで、本県における取り組みについて、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 県内産業が、激しい地域間あるいは国家間の競争の中で

生き残り、発展していくためには、ものづくり産業の振興は大変重要であり、そのためには、技術力の向上が大きな課題の一つであると認識しております。このため、県におきましては、従来から、工業技術センターや食品開発センター等において、技術開発やその成果の企業への移転、技術指導に努めますとともに、産学官共同で新技術や新商品の研究開発などを行う県内企業を支援してきたところであり、例えば、SPG技術の活用による世界最小クラスのハンダ粒子の製造技術や、新たな焼酎酵母である「平成宮崎酵母」を使用した新商品の開発などに結びついているところであります。さらに、県の事業による共同研究等をベースといたしまして、国の公募事業の採択を受け、より高度な研究開発に取り組んでいる事例もあります。今後とも、国や関係機関と連携を図りつつ、効果的な施策に取り組むことにより、地場企業の技術力向上を支援してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ものづくり産業の振興において、厚生労働省では、人口減少や高齢化が進む中、ものづくり産業においても、女性や高齢者等を活用する全員参加型を構築していくための課題や、労働生産性の向上に向けた能力開発の取り組みなどの今後の方向性を示しております。ものづくりに取り組む企業・人材育成等、課題はありますが、市町村との連携を含め、県庁総力戦を期待しております。

次に、市町村合併の反省から道州制を想定したときに、中山間地や周辺地域の過疎化が進み、並行して住民サービスの低下が懸念されます。そこで、公共サービスの民営化について検討し、民間からの提案などを募集する取り組みが実施できないか、総務部長にお尋ねいたしま

す。

○総務部長（四本 孝君） 本県では、これまで、県が実施するよりも、民間等で行うほうがより効果的・効率的であると判断される業務につきましては、アウトソーシングを行ってまいりました。その一環として、平成21、22年度に、御質問にもありましたような、県民の皆様からの業務委託や民営化等の提案募集を行いまして、昨年度に、若年者の就職支援窓口であるヤングJOBサポートみやぎの民間委託などを実施したところであります。アウトソーシングは、民間資源の活用による行政サービスの向上や行政コストの縮減等において有効な取り組みでありますので、今後とも、県民の皆様からの御提案もいただきながら、積極的に推進してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ぜひとも、アウトソーシングもそうでしょうし、民間の活力を結集していただきながら、住民サービスの維持というものを念頭に頑張っていただきたいと思ひますし、我々もそれに向かって邁進していきたく思っております。

次に、宮崎県の中山間地において、森林資源をどのように活用し、守り残していくかが、大きな課題になってまいります。そこで、今回の補正予算に計上されております森林・山村多面的機能発揮対策事業は、住民が協力して森林を守る体制を支援する事業と伺っておりますが、事業の内容について、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 森林・山村多面的機能発揮対策事業は、今年度からスタートした国の事業で、里山林の保全や山村の活性化を図るため、地域住民が森林所有者等と協力して行う里山林を整備する取り組みや、まきや木

炭生産など森林資源利用に向けた取り組みなどを支援するものであります。今回の補正予算では、この事業を推進するための県と市町村の推進事務費についてお願いしているところであり、活動交付金は、国から、市町村や関係団体等で組織する地域協議会を通して活動組織に交付されます。地域協議会によりますと、これまでに46の活動組織から要望が上がっており、県といたしましては、市町村と連携しながら、これらの活動組織の指導やさらなる掘り起こしに努め、事業の積極的な推進を図ってまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 本事業は、宮崎県の現状に合った、そして里山の活性化につながる事業と感じております。ぜひ、県内各地の里山の生活を守り、森林を守ることで、川や海を、宮崎の自然を守ることができるよう期待する事業でございます。

では、次に参りたいと思ひますが、観光行政についてお尋ねいたします。

先月、北きりしま田舎物語推進協議会の修学旅行農家民泊を視察してまいりました。まず、最初に感じたことは、受け入れ側の農家の皆さんが元気がよく、数人のメンバーと一緒に中学生をもてなす姿が、夏休みに孫が帰ってきているかのように映りました。生徒の皆さんも素直で、いろいろな体験を楽しんでおりました。私も生徒のカメラを預かって、写真をよく撮る例の芸能人の方のように、生徒さんの思い出づくりに参加しておりました。県外・県内を問わず、農家体験を受け入れることは、地域づくりの力になると確信いたしました。そこで、農家民泊の取り組みは、まだまだ伸びる可能性があり、受け皿をふやすことが必要と思ひますが、農政水産部長の見解をお尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農業体験や調理体験等を取り入れた農家民泊は、年々需要が高まっておりまして、本年度は、西諸県地域で、関西方面の中学校4校から405人を教育の一環として受け入れております。また、秋には、西臼杵地域でも受け入れを予定しており、今後、県内での需要はさらに伸びるものと考えております。こうした状況を踏まえまして、県では、農家民泊の開業希望者に対しまして、平成24年3月に策定した農山漁村生活体験に係る実施方針に基づき、食事及び宿泊に関する安全管理・衛生管理等の指導を行い、開業に向けた支援を実施しているところでございます。また、地域の受け入れ体制やネットワークづくりを強化するために、各地域協議会等に対して、各種研修会の開催や誘客のためのパンフレット作成等への支援も実施しております。農家民泊は、地域・集落の活性化に効果の高い取り組みでありますので、今後も、受け入れ体制の強化及び拡大に向けて、関係者一丸となって取り組む所存でございます。

○有岡浩一議員 農家民泊が充実することによって、県内の子供さんたちも体験ができる、そういういろいろな多面的な機能が発揮できますので、ぜひ、今後とも努力していただけたらと思っております。

次に、関連しまして、商工観光労働部長にお尋ねいたします。宮崎のよさをアピールする意味でも、この農家民泊への教育旅行の誘致を核として、ますます観光県として推進が必要と考えますが、部長の見解をお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 教育旅行につきましましては、近年、体験学習や環境学習などを取り入れたメニューが注目されてきており、農家民泊も教育旅行誘致の重要な素材であ

ると認識しております。このため、市町村や関係機関と連携を図りながら、特に、新幹線開通によりアクセスの向上した関西、中国地方への誘致活動を行ってきたところであり、今年度、国内からの本格的な農家民泊への受け入れとしては初めて、関西の中学校が北きりしま地域で教育旅行を実施するなど、徐々に成果があらわれてきているところであります。今年度は、従来からの取り組みに加えまして、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合に教育旅行専門の職員を配置し、県外の旅行会社や学校関係者等に対するセールスや招聘事業等に重点的に取り組むこととしており、引き続き、農家民泊を含む教育旅行の誘致促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 次に参ります。防災対策についてお尋ねいたします。

今月初め、会派の行政視察として、宮城県庁の総務部危機対策課の担当者から、大規模災害における行政の対応の実態について説明を受け、現状を伺いました。そこでは、まず、自主防災組織数は4,576が組織され、人材育成として防災指導員養成講座を行っているとのことでした。そこで、危機管理統括監にお尋ねいたします。大規模災害発生時の住民の安全を確保する観点から、自主防災組織の人材を確保するための取り組みと課題についてお尋ねいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 本県では、平成17年の台風14号災害を踏まえまして、大規模災害に対する備えの一環として、市町村とも連携しながら、自助・共助の取り組みを強化しているところでございます。その結果、本県の自主防災組織活動のカバー率は徐々に上昇し、昨年4月現在で76.5%となるなど、一定の成果は得られているというふうに認識しており

ます。一方で、単に組織活動のカバー率を上げるのみならず、実質的な活動強化につなげていくことがより重要であると認識しておりますので、自主防災組織の活性化を図るための人づくりにも取り組み、専門的な知識や技能を有する防災士の養成を積極的に進めてまいったところでございます。その中で、これまでに、地域のリーダーや消防団員、看護師、会社員、公務員、教職員など、多彩な職種や経歴を有する防災士が、県内に約1,200名誕生しているところでございます。地域防災を推進するに当たりましては、住民の高齢化や昼間の要員の不足など、さまざまな課題がありますが、今後、防災士の養成対象を福祉施設職員にも拡大しつつ、自主防災組織と消防団、学校、企業、施設などが連携・協力して活動を推進していけるよう、県といたしましても支援してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ただいま内容を説明していただきましたが、宮城県においても、自主防災組織の組織率は85.3%と高い水準であります。やはりそれをまとめる人材、そういったものの課題を指摘されておりました。ぜひ、宮崎県におきましては、防災士の育成、さらに常在危機に対する意識、自主防災組織との連携、こういった人材を活用できる体制づくりを、今後とも深めていただきたいと思います。

次に、消防団員の現状についてお尋ねしますが、東日本大震災におきましては、宮城県では、消防団員が100名死亡、8名が行方不明となっております。しかし、被災地の消防団は、捜索や夜間の見守りなど献身的に活動され、地元消防団のおかげと関係者から大変感謝されておりました。そこで、本県における消防団員確保の現状とその取り組み、さらに消防団員の安全

確保について、重ねてお尋ねいたします。

○危機管理統括監(橋本憲次郎君) 本県の消防団員数は、速報値でございますが、本年4月1日現在で1万5,074名となっております。人口減少や就業構造の変化などにより、減少傾向にございます。このため、県では、新聞広告等を活用した普及・啓発を初め、消防団員を雇用している建設業者への優遇措置を講じるなど、団員確保に取り組んでおり、昨年度からは、広報紙の発行など、新たな取り組みも行っているところでございます。今後とも、消防力の充実強化を図るため、市町村と一体となって、団員確保に努めてまいりたいと考えております。また、消防団員の安全確保についてでございますが、さきの東日本大震災の津波で、多くの消防団員の方が犠牲となったところであり、南海トラフの巨大地震の被害が想定される本県におきましても、大変重要な課題だと認識しているところでございます。現在、消防庁からも、退避ルールの確立や情報伝達体制の整備などについての考え方が示されているところでございまして、沿岸の市町に対しまして、消防団活動・安全管理マニュアルの作成を引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 地域の消防団員の必要性というものが、実際に大きな災害を受けた地域でも必要だとおっしゃっておりましたので、この消防団員の確保という一つの課題につきましても、市町村と連携して御指導いただきたいと思います。

次に、行財政改革プランについて、総務部長にお尋ねいたします。

平成23年6月作成の、みやぎき行財政改革プラン第三期財政改革推進計画の2年が経過しました。予算編成システムの見直しを行う上で、

既定事業の見直しや事務費の節約等、翌年度の予算編成にどのように評価しているのか、現状をお尋ねいたします。

○総務部長(四本 孝君) 本県では、極めて厳しい財政状況を踏まえまして、事務事業の見直しとして、事業等の必要性や緊急性、費用対効果などについて、ゼロベースからの徹底した検証を予算編成作業に先立って実施しておりますが、その中で、積極的な見直しや新たな歳入確保を行う部局に対しては、翌年度の予算要求額に一定の上乗せ措置を講じているところであります。また、経費の節約を奨励するため、努力や創意工夫により生じた一般事務費の執行残額につきましては、翌年度予算額に一定の加算措置を講ずるというメリットシステムを導入しているところであります。

○有岡浩一議員 ただいまお話にありましたメリットシステムというものが、どの程度、職員の中で浸透し、そのことで意欲を持って取り組まれているのか、今後の課題だと思っております。平成24年度の宮崎県行財政改革懇談会の議事録を拝見しますと、「社会保障関係費は、平成15年度と平成24年度を比較すると、倍以上にふえている状況にある」とありました。社会保障関係費など、現状を関係機関みんなが理解し、県庁総力戦で臨まなければならない大きな壁であるというふうに感じております。

そこで知事に申し上げますが、このような情勢の中で、今、大変危惧しておるのは、人材育成であります。夢が語れない環境の中で人材が集まらなると、そういう危惧もする中で、国家公務員におきましても、また宮崎県庁におきましても、人材がこれから夢を語って行政に携わっていただける、そういう改革をしなきゃいけないと思っております。そして、行財政改革

に取り組みながらも、これからの宮崎県の目指す姿を職員と一緒に描き、目指さなければならないと思っております。また、同じように我々議会人は、県民の代表として、県民の皆さんに宮崎県の進む方向を示さなければならないということで、お互いの役割に全身全霊傾注すべきであるというふうに今回強く感じております。

そういう行革を進める中で、大変危惧する案件でございますので、県土整備部長にお尋ねいたします。設計違算についてでございますが、3月の議会におきましても、右松議員から詳細な指摘がありました。そこでまず、24年度の県土整備部における違算等による入札中止の実態とその対策についてお尋ねいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 平成24年度の県土整備部所管の建設工事及び業務委託の発注件数は2,214件、そのうち、入札中止は56件であります。入札中止につきましては、ほとんどが違算によるものでありまして、その原因は、積算基準や単価の適用誤り、必要経費の計上に関する誤りなどであります。入札の中止は、応札者にとりまして負担増となるものであり、また、事業のおくれにもつながりますので、大変申しわけなく思っております。県土整備部では、これまで、積算能力向上のための研修の実施や、発生した違算事例に関する情報の共有化を図りますとともに、昨年12月には、各発注機関の担当リーダーで構成される違算対策検討部会を設置し、より効果の高い精査方法などについて情報提供や意見交換を行い、再発防止に努めているところでございます。

○有岡浩一議員 先ほどの56件の内訳としましては、建設工事が38件、業務委託が18件と伺っております。このような違算をどのようにして対策をとっていくのか、私も、担当部局、職員

の方たちといろいろ議論しました。そして、出先機関もいろいろ指導していただきながら、これからの違算対策を進められると信じております。再度確認いたしますが、設計違算によって、現在の疲弊している県内業者や応札者の負担がふえること、そして事業がおくれることによるさらなる負担増、再度の入札準備の時間や労力、コストの無駄、行政への不信感など、得るものは何もありません。我々議会の努力不足もあり、改善が進まない大変反省しております。今回の質問に当たり、関係課や出先機関と十分協議されたと伺っています。それぞれのチェック体制等、真摯な対応が実行されることを信じまして、次回の12月議会で再度この成果をお尋ねしたいと思っております。

では、続きまして、最後の質問になりますが、教育長に発達障がいとワークフェアについてお尋ねいたします。

まず、特別支援学校全校に、保護者の念願でもありました高等部を設置していただき、お礼を申し上げます。大きな一歩を踏み出したと感じます。そこで、本年度取り組まれる「「支援をつなぐ」特別支援教育エリアサポート構築事業」の趣旨や効果について、教育長の事業導入への思いをお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 発達障がいを含め障がいのある子供たちにとって最も望ましいというのは、将来自立して生活できるようになることだと考えております。英語で障がいのある方のことをチャレンジドパーソンという言い方がありますが、チャレンジすること、子供たちが、社会的自立、職業的自立に向かってチャレンジすること、そして自立に向け一歩でも二歩でも近づいていってくれることというのが、何より強く願っていることであります。そのため

には、関係機関が連携して、早期に障がいについて気づき、その特性を的確に把握すること、そして一人一人の可能性を十分伸ばすために、個々の特性と発達段階に応じた支援をしていくことが重要であると考えております。そこで、本年度から取り組みます「「支援をつなぐ」特別支援教育エリアサポート構築事業」では、幼稚園、保育所や小・中・高等学校等に、専門家が巡回したり、専門家による研修を行うことによって、障がいのある子供たちをその学校でより一層伸ばせるような手だてをとることができるよう、校内の支援体制の充実を図るとともに、幼児期から小・中・高等学校まで一貫して、地域で、地域の実態に即して支えていける体制の構築を目指してまいりたいと考えております。障がいのある子供と保護者の思いを、そして願いを十分に受けとめる努力を続けるとともに、一人一人の子供たちを一層伸ばせるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ぜひ、この構築事業が、県内全域のサポートをしていただきながら、子供たちの幸せのために一翼を担っていただくことを願っております。なぜ今回、このテーマにワークフェアを入れたかと申しますと、実は就労支援の現場に伺ったところ、現在、就労支援で対応に追われている中で、発達障がいと思われる若者が就労に苦勞しているということでした。子供のうちからの気づき、適切なサポートがなかったためと言われます。今回の事業により、特別支援教室の段階で、気づきと適切なサポートが行われるとしたら、一人一人の特性を伸ばす支援が期待できるわけです。ワークフェアとは、仕事で生きがいを感じるという意味ですが、事業者への理解を含め、支援をつなぐ

意味でも、大変大きな構築事業になると期待しております。

もう一つ御紹介いたしますが、私は山形県の新庄市に行っていました。会派の研修ということで行ってまいりましたが、株式会社ヨコタ東北アメニティセンターというところがございまして、家庭から出る食品トレーを回収し、福祉施設で種類ごとに分別した後、ペレット状に加工し製品化する、食品トレーリサイクルシステムという制度をとっております。このお話を伺う中で、例えば、宮崎市の規模であれば、300人程度の雇用が可能ではないかというお話もされました。本県においても、障がい者就労支援の仕組みづくりに、民間と一緒に、お互いが社会の一員として役割を果たす仕組みづくりが必要です。本県においては、まず、今回のサポート事業を充実し、早期発見により自立への準備期間となることを期待し、我々も次のワークフェアの取り組みを勉強してまいりたいと思っております。

まだ話を続けさせていただきます。今回は子育てを中心に質問をしてまいりましたが、子供は成長し、青年期を迎えます。そこで、教育長に一つ要望しておきたいと思っておりますが、先日、宮崎県東京学生寮に挨拶を兼ねて寄らせていただきました。市ヶ谷駅から徒歩で5分の利便性のいい場所にあります。鉄は熱いうちに打てといいます。私は、自分の経験から、この東京学生寮の2人部屋生活、2年間の寮生活は、人生の大きな財産になると思っております。宮崎県は、貴重な経験ができる場所を提供できることを誇りに思い、ぜひ、東京に進学等で住まわれる若者に紹介していただきたいと思っております。これは要望にかえさせていただきます。

また、幾つかの要望をさせていただきますが、観光におきましても、よく新聞の窓の欄で今声が出ているのが、ICカードを宮崎でも利用できるようにしてほしいと。よくPASMO(パスモ)やSuica(スイカ)、JR九州ではSUGOCA(スゴカ)という共通利用券がありますが、こういったこともこれからの課題として、やはり県がリーダーシップをとって、各民間との協力をしながら、こういったICカードの導入、これも一つの方法だと思います。逆に、ローカルはローカルの取り組み、宮崎の県産杉を使って通行手形をつくるとか、もっとローカルの方法もあると思います。いずれにしても、宮崎県の観光がますます発展し、宮崎に来てよかったと言ってもらえるような、また、スポーツランドみやざきとして、宮崎に行って利便性が高くなったと、そういう声が来年度もぜひ聞かれるような取り組みを今から実施していただきたいと思っております。

また、航空関係者の方とお話しする機会がございまして、これからは地方都市の航空路のつながりも必要じゃないかと。宮崎と宮城県が今いろんな形でつながっておりますが、チャーター機を使って宮宮交流のような交流をすとか、そういう地方都市間の交流、これも一つの取り組みではないかという提言をいただきました。宮崎県の高いポテンシャルとおっしゃるその力を結集すること、県民総力戦に持っていくこと、これが大変重要だと思っておりますし、鹿児島空港や熊本空港に行かれる県内の方も多いと聞いておりますので、宮崎県の皆さんが宮崎の公共施設を利用しやすい、そういう施策も今後の大きな課題であり、宮崎県民総力戦の一つのテーマではないかと思っております。

最後になりますが、一言お話しして終わらせ

ていただきます。林活議連の調査の際に少し寄り道をしまして、日向市東郷町の坪谷小学校の若山牧水の歌碑を見に行ってみました。その中から私の好きな一句を紹介したいと思います。「若竹の伸びゆくごとく子ども等よ真直ぐにのばせ身をたましひを」の願いを込めて、私の質問を終わります。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時1分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団、河野哲也でございます。午後は1人の登壇ということです。静かに議論していきたいと思っておりますので、静かにお聞きください。

「ぐらっときたら、まずあなたは何をしますか」、4月に地元で議会報告会を開催した折、最初に発した私の言葉です。机の下に隠れるとか、火を消すとか、はたまた貴重品を持って飛び出すとか、笑いを誘う御意見もありましたが、非常に関心の高いセミナーとなりました。当初、2月議会の報告をする予定でした。しかし、案内に回って気づきました。海拔1.6メートルのこの地域の関心事は、私の報告より、3月内閣府発表の南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)でした。急遽、防災セミナー的な内容に変更し、冒頭の出だしとなりました。

政府の地震調査委員会は5月、南海トラフ巨大地震に関する新評価について、その中でマグニチュード8以上の地震発生確率は、今後10年

以内に20%程度、20年以内に40~50%、30年以内に60~70%と発表しました。これまでも東日本大震災を教訓に、南海トラフ巨大地震について、震度6弱以上の強い揺れが24府県で起こり、高さ10メートル以上の巨大津波が非常に短い時間に各地を襲うことを想定し、昨年8月には、死者が最悪で32万3,000人、うち津波による死者は23万人、ことし3月には、220兆3,000億円の経済被害が出るとしました。

南海トラフ巨大地震の特徴は、局地的に強い揺れを観測した阪神・淡路大震災と津波による大被害をもたらした東日本大震災の両方の特徴をあわせ持ち、さらにその規模を非常に大きくしたもので、津波からの人命の確保、ライフライン、インフラ、住宅、一般建物への甚大な被害の復旧、6,800万に及ぶ被災者数など、超広域にわたる被害への対応、国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避などが求められ、多種多様な被害を想定して、国、自治体、企業間など新たな防災体制の見直しが必要と、最終報告でも見解が示されたところでございます。まずは、これまでの報告を受け、県ではどのような取り組みを行っているのか、知事にお伺いします。

以下、質問者席で質問を行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

南海トラフ巨大地震に関する被害想定につきましては、昨年8月に建物被害と人的被害、本年3月に施設等の被害及び経済的な被害の推計結果が公表されたところであります。また、この中では、建物の耐震化、家具などの転倒・落下防止や早期避難などの対策により、被害が相当程度軽減できることも示されております。

これらの報告を受け、本県では2月に詳細な

津波浸水想定を公表したほか、現在、震度分布や被害想定を取りまとめを行っております。今年度中には、被害をできるだけ軽減するための減災計画を策定することとしております。

さらに、住民の命を守ることを最優先としまして、本年度設置した大規模災害対策基金を活用し、市町村が行う避難場所の整備や避難訓練などに対する支援を進めるほか、関係機関との広域連携の体制構築などを図りながら、諸施策を推進してまいりたいと考えております。

あわせて、昨年から要望してまいりました南海トラフ特別措置法の制定につきましては、今国会に法案が上程されておりますので、今後、法案の早期成立や、この法案に基づく各種対策への支援スキームの創設などを国に強く求めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 先ほどのセミナーで、続いて、「災害から身を守るために必要なのは教育の力である」として、群馬大学片田教授の「釜石の奇跡」となった実践を紹介いたしました。そして、福島第一原発事故政府事故調の委員長をされた「失敗学」の畑村洋太郎先生の言葉から、防災啓発の大事さを報告いたしました。先生は、「災害の記憶は、個人では3日で飽きて、3カ月で冷めて、3年で忘れる。6年で地域が忘れる。そして300年で社会から消える」と語っています。さすがに、「3・11東北大震災もそうなるのか」と声が上がったほどでございました。

宮崎には忘れないための先人の知恵がありました。午前中もありましたが、2月議会の危機管理統括監の答弁にもありましたが、350年前の外所地震でございます。1662年10月31日、日向灘沖を震源とするマグニチュード7.6の大地震

で、県内の大部分が震度5以上の揺れがあったとされ、高さ4～5メートルの津波が襲来したとされています。死者多数、倒壊家屋3,800戸と記録されているそうです。

特に被害の大きかった今の宮崎市熊野周辺は地盤沈下し、水没。唯一、今の島山あたりが残ったとされています。今、その島山に地震・津波供養碑が7基建立されています。一番新しいのが、被災から345年になる2007年に350年碑が建立されています。先人が350年にわたり防災の大切さを後世まで伝えよと、50年ごとに供養碑を建ててきたためでございます。

最終報告を知る限りでは、防災・減災対策のために膨大な時間と事業費が必要です。我々県民は、こうした貴重な災害文化を伝承していくとともに、防災に関する啓発活動、訓練等で防災知識の普及徹底こそ今できることと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 東日本大震災の教訓を踏まえますと、巨大地震・津波対策としまして、住民の防災意識を高めておくこと、それも数十年とかいう単位ではなしに、数百年も、千年以上にもわたる長い間伝えていくことは、大変重要なことであるというふうに考えております。

県としても、いろんな機会を捉えて啓発活動を行っております。具体的には、5月の第4日曜日の「県防災の日」や11月5日の「津波防災の日」などに合わせまして、そういう機会を捉えて、啓発イベントや県民参加型の訓練を実施するほか、危機管理局職員が各地に出向いて行う出前防災講座や地域防災力強化のための防災士の養成など、さまざまな形での事業を展開しているところであります。

さらに今後は、南海トラフ巨大地震の津波浸

水想定に基づいた避難体制の確立も急務でありまして、沿岸市町、またいろんな地域において、現在、さまざまな訓練等検討が行われておりますが、住民の自助・共助の取り組みも強化していく必要があるというふうに考えております。

大規模な災害は長い歴史の中でまれにしか発生しないということで、ともすれば、いずれ忘れ去られる危険性をはらんでおるところでございます。寺田寅彦の「天災は忘れたころにやってくる」という炯眼を、改めて私どもは肝に銘じながらも、啓発活動も息の長い取り組みとして進めていくことが肝要であるというふうに考えております。

○河野哲也議員 防災啓発が継続できる具体的な支援を期待します。

5月12日、私の住んでいる区で初めて避難訓練がありました。132世帯の区で100名近くの参加がありました。区長が延岡竜巻被害から一大発心されて、区民の命を守ると、6年間かけ自主防災組織をつくり、今回の開催となりました。区長が、挨拶のとき、感きわまって泣かれていたことが非常に印象的でした。避難の後、津波避難ビルに指定されたアパートに、住民の許可をとり、実際に皆さんで上ってみました。最上階部分は30名で満杯となり、後の方は階下になってしまいました。一斉避難の困難さを知ることができました。

このように、沿岸地域の市町では現在、各地で津波避難対策が避難ビルになっているところがございます。県では、この県営住宅を住民の津波避難ビルとしてしっかりした機能を持たせるための対策をどう考えているか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 津波避難ビ

ルは、津波発生時に地域住民が緊急的、一時的に避難する施設でありまして、現在、宮崎市を初め3市1町において、19団地97棟の県営住宅が指定されております。しかしながら、県営住宅につきましては、本来、津波避難ビルとして想定されておりませんので、施設整備や利用・運営の方法などについて関係市町や地域住民と十分協議しながら、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○河野哲也議員 先ほども答弁にありましたが、先日、南海トラフ地震対策特別措置法案が衆議院に提出されました。今の件も含めて、ぜひ早期の成立を国に要望していきたいと思いますが、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

地域経済の活性化に向けて。

先日、太田国交大臣が来宮し、宮崎市内を視察、松下政務官の会合に出席した後、県内の各界のリーダーとともに公明党主催の懇談会に参加してくださいました。その中で大臣は、「明確に第3のステージに入ったと申し上げたい。日本の歴史の中で初めて、防災・減災、老朽化対策、メンテナンス、耐震化というものが公共事業のメインに入った。今回の補正予算も実に、老朽化を中心にした防災・減災、耐震化、メンテナンス、維持修理などに費やした予算は63%になる。また、25年度予算も5月に成立したが、防災・減災、老朽化対策などの予算は47%に上る。これらあらゆる対策を行うことで日本の新たな豊かさを創出するという安倍内閣の3本の矢の中核である財政政策は、この私が担う公共事業が中核である」と述べられました。確実に地方に流れが来ると実感できたのでありますが、時期が大変問題です。

ところで、金融対策等の国の対策がとられる

中で、本県の中小企業及び小規模事業者にはどのように影響が出始めているか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 本県企業の状況につきましては、九州財務局宮崎財務事務所が先日発表した法人企業予測調査において、4月から6月にかけての景況判断、つまり、「景気が上昇した」と答えた企業の割合から「景気が下降した」と答えた企業の割合を引いた差のことをございますが、この数値が3カ月前よりも18.4ポイント改善して、プラス6.8ポイントとなるなど、輸出に関連する産業を中心に明るい動きも見られますが、一方で、輸入原材料の高騰による影響も懸念されているところでもあります。県としましては、今後の動向を引き続き注視していく必要があると考えております。

○河野哲也議員 私も、景気の動向を身近に実感できる場所は大阪だと思ひまして、先月、東大阪で延岡出身の方がテント製造販売をされている事務所に調査に行かせていただきました。その会社は、6年前、塗装業から転換された方でした。そして、3年前、テント製造で複数の特許を申請中でありました。そして、今回、建設業関係から仕事が多数舞い込み、間に合わない状態で、外注もしている、そういう報告を受けました。一方、6年前、示唆に富んだ多くの話をいただいた食料品の卸業をされていた会社に挨拶に行ったところ、今回は、けんもほろろの対応でございました。

「また来月から値上げだ。あんたら何やってんねん」と厳しい言葉を浴びせられました。業種間の格差、中小零細業内での格差、地域に根差し、厳しい中小企業の側に立つ、きめ細やかな支援が今こそ大事であると思ひて戻ってまいり

ました。

そのような中、一筋の光明として、ものづくり企業にとって、特に今回の補助金制度、「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」をどう生かし切るかを考えます。そこで、国のものづくり補助金の状況と、この事業により今後どのような成果が期待できるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 国の、いわゆる「ものづくり補助金」は、中小企業等の競争力強化を支援し、ものづくり産業の基盤の底上げを図るため、溶接、塗装、メッキ、電子部品、発酵など22分野の技術を活用した試作品の開発や、生産施設の導入・更新にも使える設備投資に対し、これまで以上に手厚く助成をするものであります。既に1回目の募集が行われまして、県内企業から37件の応募があり、超微小半導体チップの最先端メッキ技術の開発や、特殊技術を使った医療用ラベルの開発など、15件が採択されております。

この「ものづくり補助金」に採択された企業が、市場ニーズに合った新製品を開発し、新たな市場を開拓するとともに、設備整備により生産効率の向上が図られ、今後の本県経済が活性化されることを期待しているところであります。

現在、2回目の募集が行われているところでありますが、県といたしましても、多くの中小企業等がこの事業を活用されるよう、国から事業を受託しております中小企業団体中央会等の関係機関と連携しながら、制度の周知、申請企業の掘り起こしなどに積極的に取り組んでいるところであり、多くの応募を期待しているところであります。

○河野哲也議員 先週、二見議員も問題提起さ

れていましたので、ここはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

太田大臣を宮崎に迎え、1週間。県北の経済活性化につながる2つのビッグニュースがありました。1つは門川南スマートインターの連結許可、そして東九州道の須美江一北浦間建設2年前倒しの27年供用等。実は県北はもう1つ期待していることがあります。あす、先輩議員のほうから、がつんとただしていただけたらと思いたしますが、延岡南道路の無料化でございませう。経済効果もですが、最近、南インター周辺の交通事故が急増しています。人身事故だけでも無料実験期間の67%増でございませう。期待の中、先日、国の審議会の中間答申がありました。その中でも、高速道の有効活用の観点から有料・無料の整理を検討すべきとされました。南道路の無料化の推進に声を上げていただけたらと思いたしますが、知事の見解をお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 国道10号の渋滞が慢性化し、沿線住民の経済活動や日常生活に大きな影響を及ぼしている状況にあるということ、そして、これを解決する一つの手段として延岡南道路の無料化があるということは十分承知をしておるところであります。一般有料道路の制度上、さまざまな課題があるわけであります。

御質問にありましたとおり、現在、国の審議会等におきまして、高速道路の有効活用の観点を含めた高速道路政策の今後のあり方が検討されているところでもあります。内田副知事からも随時、いろんな議論があるということは報告を受けているところでございます。今、議員の御指摘のような思いを抱きながらも、まずは国におけるこうした議論あるいは施策の動向というものを見守ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 県北にとって、スマートイン

ター、東九州道県北全通までのつなぎとしても大事であることを確認しておきたいと思いたします。

高齢者の活力を生かす社会づくりについて福祉保健部長にお伺いいたします。

まず、老人クラブの課題でございませう。延岡市内の老人クラブ会長さんから、「県内の老人クラブが減少し、加入者も減っている。老人クラブの今後のあり方を県はどう考えるね」と問われました。この地域の老人クラブの現状は、会長の努力で多数の参加者があり、有意義に時間を過ごされているようでしたが、県全体のお話を聞いたときに、想像以上のものであると感じました。実際、調査したところ、県全体として23年3月末、クラブ数1,281、会員数5万8,237名であったものが、24年3月には1,247に減り、会員数も5万5,231名と、およそ3,000名減っている状況でございませう。60歳以上人口に対する老人クラブへの加入率の減少を認識しているか、お伺いいたします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 老人クラブは、高齢者に最も身近な自主活動団体でございまして、日ごろから取り組んでおられます友愛訪問活動、社会奉仕活動、健康づくり活動や子供たちの見守り活動などは、地域に貢献する大変意義深い取り組みであると考えます。しかしながら、今、議員お話しのように、その加入率は県全体で平成20年には18.7%でございませうが、24年は14.2%、25年は13.3%と、減少傾向が続いているところでございます。

○河野哲也議員 会長との懇談の中で、老人クラブの課題として見えてきたものは、クラブは何十年という長い歴史にもかかわらず、リーダーシップのとれる中心者がいないと組織として成り立たない状況になっているということ、

単純にお年寄りの集いの場としての認識にとどまって、地域のかかわりが薄くなっているということでありました。県は加入率が減っている原因をどのように考えているか、お伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 老人クラブの加入率が減少している原因といたしましては、老人クラブの加入対象年齢が60歳以上となっておりますが、現在は60歳以上でも現役で働かれる方がだんだんふえていることが一つの要因でございます。もう一つは、高齢の方々の価値観が多様化いたしまして、老人クラブ以外のボランティアグループ、あるいは音楽とかスポーツなどいろんな趣味の会等で活動されている方が多くなっていることなど、ライフスタイルの変化が影響しているものと考えております。

○河野哲也議員 会長との懇談、またその中で、減少の主な原因ではないと思うんですけども、国と県、市から補助金というのがありますが、1老人クラブ当たり4万円そこそこだと。規模によって若干違うんですけども。わずかな補助金の交付にとどまっているにもかかわらず、単位老人クラブに対して、毎年、詳細な事業計画書とか予算書、結果報告書とか決算書の提出が求められているそうです。これでは、単位クラブに対しての事務の負担が覆いかぶさっているんじゃないかなと思うんですけども、事業計画書の作成など、単位老人クラブの事務的な負担が大きいことについて改善策というのはないでしょうか。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 単位老人クラブへの活動支援補助は、今おっしゃいましたように4万5,000円程度なんですけど、これは国庫補助事業を活用して補助させていただいております。その関係で、国への申請あるいは報告を行

う必要がございます、各種活動の実施回数など詳細な報告が求められております。しかしながら、単位老人クラブからの申請書等の書式は、市町村により独自に定められておまして、工夫できる面もあるかと思っておりますので、内容の簡略化あるいは書式の見直しなどについて、今後、市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 高齢者の社会参加のもう一つの視点として、県社会福祉協議会が主催する宮崎ねんりんピックについてお聞きしたいと思います。2013年の大会が5月19日から、雨の中、開催されました。今年度の参加人数、エピソードについてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ことしのねんりんピック2013は、県総合運動公園をメイン会場として5月19日から20日にかけて、3,557人の選手が参加して開催されました。グラウンドゴルフ、ミニテニスなど26種目が行われております。参加された選手の方々は、当日早朝から雨でございましたが、開会式にも多くの方々が参加され、また競技では日ごろの練習の成果を遺憾なく発揮すべく、熱心に挑まれておりました。中でも、ゲートボール、ペタンク、四半的弓道には90歳を超える方々が出場されまして、選手と観客の両方から大きな歓声を浴びながら、年齢を感じさせない、生き生きとしたプレーをしておられました。

○河野哲也議員 雨の中、大変盛況だったということなんです。24年度公社等経営評価シートの県社会福祉協議会のところに、ねんりんピックの参加目標値が掲載されておりました。23年度の目標値3,300人、結果が3,409人、そして25年度の目標値も書かれておりました。1人もふやさず目標値3,300人、それに対して今答弁のよう

に3,557人の参加です。老人クラブの参加は減少傾向、ねんりんピック等の高齢者参加のイベントは増加傾向。県は高齢者の活力を生かす社会づくりに取り組んでおられますが、今質問した状況も踏まえて、今後の方向性について、知事、お願いします。

○知事(河野俊嗣君) 私も、ねんりんピックや老人クラブの大会に激励のために出席をしたところではありますが、選手の皆さんのはつらつとしたプレーや活発な活動をしておられる方々にいつも触れて、逆に元気をいただいております。

ことしのねんりんピックの開会式は、今答弁しましたように、雨模様だったんです。私は朝出発するとき、こんな雨のときに老人の方が開会式を屋外でやっていいんだろうか、中止すべきじゃないかという話を申し上げたんですが、いやいや、去年が雨で中止になった、大会のいろんな種目の役員の皆さんはぜひことしはやりたいんだということで、皆さんレインコートで、やる気満々でありました。本当にすごいなというパワーをいただいたところでもあります。ねんりんピックは参加者が増加傾向にありまして、スポーツや文化種目の競技会を通じて、健康づくり、また地域間交流に大きく寄与しているのではないかとこのように思っております。

また、老人クラブは、今、加入率の減少という御指摘がありましたが、健康、友愛、奉仕の理念に基づきまして、社会奉仕や子供の見守りなど、地域においてさまざまな活動を地道に熱心に展開されておられて、大変重要な取り組みであるというふうに考えております。

今後一層、高齢化が進む中で、高齢者の皆さんがその知識、経験、能力を発揮して、社会を

支える一員として活躍していただくことは大変重要であるというふうに考えております。

県としましては、ねんりんピックや老人クラブに対する支援を引き続き行うとともに、シニアパワーを生かした事業や、団塊世代の社会参加を後押しする事業などのさまざまな取り組みを通しまして、健康長寿社会づくりを推進してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 今後も、高齢者の社会参加は議論をしていきたいなというふうに思います。

フェイスブックで友達になっている県職員の方がいらっしゃるんですけども、その方は、この前、見たら、自分の区内で老人クラブとの花壇づくりに参加していたことを報告していました。これは、直感的でしたけれども、課題解決の一つの道かなという気がしました。

河川の環境保全についてお伺いたします。

県北を流れる北川は、昨年、たかはし河川生物調査事務所所長、高橋勇夫先生の調査で、アユの産卵場は浮石もあり、とてもよい状態だったということがわかりました。全国トップクラスだと絶賛していただきました。

これは、北川漁協の組合員の方々が河川周辺に雑木林450ヘクタールを保全し、濁水の発生防止、河川への土砂流入防止に努めたこと、またマイストーン作戦によってアユがコケをはむ石を守ってきた結果であると考えます。また、延岡土木事務所も協力していただいている、10年前から河川工事においては、現場にある大きい石は河床に残すような施工を行っているとも聞きました。このことをより多くの人たちと共有するために、北川では、環境保全河川清掃、マスつかみ取り大会とか伝統漁法継承アユちよんがけ大会、ふれあい魚釣り大会など、北川を生かしたイベントを開催して、我々の財産として

自覚できるような催しを多々開催していただいております。もちろん、河川というのは魚族の繁殖の場であります。このような県内の河川流域の地元の努力によって、さまざまに環境保全がなされていますが、県は、河川環境を保全するために、林道工事において河川汚濁防止対策、また河川工事における濁水軽減対策をどのように行っているか、それぞれ関係部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 林道工事におきましては、「林道工事における河川汚濁防止対策等マニュアル」に基づきまして、地形や土質等を十分考慮の上、切り取り土量の少ない線形や縦断勾配にするとともに、のり面の早期緑化や適切な排水施設の設置など、濁水の原因となる土砂が流出しないような設計を行っているところであります。また、施工中に濁水の発生が懸念される場合には、沈殿池等の設置などの設計変更によりまして土砂の流出防止対策を行っており、施工業者においても、共通仕様書に基づく雨天時の対策として、切り土面や盛り土面への防水シートの設置や土砂掘削工事等の一時中断などの対策をとっております。今後とも、施工業者とともに河川汚濁防止対策に取り組んでまいります。

○県土整備部長（大田原宣治君） 河川工事における濁水軽減対策につきましては、県の土木工事共通仕様書に基づき、工事着手前や工事実施時の各段階において十分検討し、環境保全に努めているところです。具体的には、濁水の発生が想定される場合、濁水が直接河川に流れ出さないように沈砂池を設けたり、工事施工箇所の周りに汚濁防止フェンスを設置するなどの対策を行っております。今後とも、濁水軽減対策につきましては、しっかり取り組んでまいりた

いと存じます。

○河野哲也議員 共通仕様書を、私、今回この質問をするに当たって読ませていただきました。ただ、やっぱり環境保全という観点で見ると課題があるのかなという気がしまして、これは国の問題ですので、国のほうにも強く言っていかなきゃいけないなというふうに思いますが、環境保全を意識した工事にするためにも、工事費に環境保全費という考えを導入すべきではないかと思いますが、県土整備部長、いかがでしょうか。

○県土整備部長（大田原宣治君） 河川工事等の積算は、国の積算基準に準拠した土木工事標準歩掛かりに基づいておりまして、濁水軽減対策等の環境保全に係る費用としては、現場の状況に応じて、汚濁防止フェンスの設置費用などの適正な経費を計上しているところでございます。県といたしましては、今後とも、多自然川づくりの研修会等を通じ、河川環境保全に対する意識や環境対策技術の向上に努めるとともに、環境対策につきましては、土木工事共通仕様書等に基づき適切に対応したいというふうに考えております。

○河野哲也議員 よろしくお願ひします。

時間の関係で、先に、教育現場に見る諸課題について教育長にお伺いしたいと思います。

学力向上について。3月23日、東京で、日本教育技術学会会長で全国一の教育研究団体TOS Sの代表の向山洋一氏とお会いし、今日の教育課題についてお話をいただきました。向山氏は、まず、大臣要請で2月6日、下村文科大臣と会談されたことを紹介されました。教育再生と学力向上についての問題点の改革案を直接具申したことをお話しいただきました。

私は5年前、向山先生が提言された算数の問

題解決学習の弊害について議会でただし、ノート点検を提案したことをお話しさせていただきました。向山氏は、「算数がわからなくなっ落ちてこぼれていっている子供が非常に多い。算数以外の教科は短い期間で追いつくことも可能だが、算数だけは短期間では追いつけない。毎日毎日の授業が大切なのである。算数の学習が大丈夫というのは、教科書の全ての問題ができるようになっていくということだ。算数の授業をきちんとしてくれる先生なら、ノートは6冊か7冊になっているはずだ。ところが、ちゃんとやっていない先生が多い。宿題にして授業をしていない。算数の教科書の全ての問題は授業として教室で教えるべきだ」と語っていらっしやいました。

学校教育法を読みます。34条、「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」。同じく49条、「第34条の規定は中学校にも準用する」となっております。

学校教育法では、教師は教科書を使って授業をすることが定められています。かつて教科書を教えないで免職された裁判所の判決があります。プリントは教科書ではないと言及されています。教科書が机の上になければならないことも裁判で示されています。

実は私、歴代の教育長にただしてきましたが、今回も質問します。小中学校の算数・数学の授業において、教科書の問題がノートに全て書かれてあるのか伺いたい。教育長、お願いします。

○教育長(飛田 洋君) 算数・数学の教科書に取り上げられている問題というのは、議員のお話にありましたように、児童生徒に学習内容

を定着させる上で大切にすべきすぐれた教材であると考えております。

児童生徒に確かな学力を身につけさせることは重要なことであり、特に、学習指導要領の改訂に伴い言語活動の充実が求められている中で、思考力、判断力に加えて表現力等を養成する観点からも、ノート指導の充実を図っていくことは重要だと考えております。このようなこともあり、県内の小中学校におきましても、ほとんどの教師が教科書の問題を取り扱い、ノート上で解かせているものと認識しているところであります。

○河野哲也議員 教育長は、教科書はすぐれた教材だと答弁していただきました。なのに、先生方は子供にわかりやすくするためにプリントを作成しているんです。すぐれた教材なのにプリントを作成しています。中学校でプリント学習が主流になっているという保護者の声を聞いています。我流のプリントをつくらうとするから子供に向き合う時間がなくなる、そのように私は考えます。教育長、ぜひ調べてみてください。

向山先生が大臣に提案したものに、叱って育てる発達障がいの子供への対応のひどさなど、新任への指導で形式的な指導を強要している実態がある、だめの再生産が行われていると訴えたそうでございます。現実、発達障がいの子への指導法の研修は、教育委員会主催の研修に非常に少ない。私はそのように感じます。初任者研、教職経過研で外部の教育セミナーへの参加も選択肢の一つとして認めることができるか、伺います。

○教育長(飛田 洋君) 私は、学び続けることができる人こそ教える資格があると思っています。人というのは、誰一人、完全な人という

のはいないわけで、未完成の人格しか持ち得ない人である教師が、人格形成の途上にある子供たちを指導するという営みが学校教育でありまして、そのような意味から、教えるプロとして、資質の向上や指導力の向上を図ることは欠かせないことだと考えております。

10年経過研修などの教職経験者研修では、さまざまなプログラムを取り入れて、県教育研修センターでの講座はもとより、県の関係機関や大学、民間企業等からその道の専門家や有識者などを講師として招き、受講者のニーズに幅広く対応するとともに、選択研修も位置づけるなど、研修の幅を拡大しているところであります。

教職経験者研修は、教育公務員特例法により定められている研修であり、県教育委員会が主体となって実施いたしますが、例えば外部でやっている研修、宮崎大学が実施する研修だとか、県教育委員会が共催する教科研究会など、外部の研修も対象として認めているところであります。

今後も、受講者の評価等を踏まえながら、研修内容の見直しを行うなど、より充実した研修となるよう努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 共催していただければいいということですね。例えば、「T O S S 全国1000会場教え方セミナー」というのがあります。宮崎でも開催されました。このセミナーは、37都道府県教育委員会、それから500以上の市町村教育委員会が後援しています。共催しています。下村文科大臣も安倍首相も応援しているセミナーです。北海道では新規採用教師の研修の単位の1つとして、福島では文部科学省復興教育支援事業として採択されたセミナーです。現場

の先生は教育技術を学べる場がないと聞きます。教育理念も大変大事ですが、例えば外科医がこの患者のがんを治したいと思っている。技術があれば治せるがんなんだと。ところが、技術を学ぶ機会がなかったために患者を見殺しにしてしまった。こんなことは医学の世界にあってはなりません。教育の世界にもあっちゃならないんだと。なぜ、このセミナー、県教委は申請を受理されなかったのか、ちょっとはてなです。教育長、教育委員長、それから知事、T O S S の先生方は今後、「子ども寺子屋」とか「五色百人一首大会」を企画されているようです。ぜひ、参加してみてください。その運営をしているT O S S の先生方の姿を見ていただきたいと思います。どれだけ子供をいとおしく思い、かかわっているか、その目で確かめていただきたいと思います。

いじめ対策、体罰防止対策についてということで、時間がなくなりましたので、ちょっとはしります。本県の小・中・高等学校において、いじめ対策を教育計画の中に位置づけている学校の割合はどうなっているか、教育長、お伺いします。

○教育長(飛田 洋君) いじめ対策につきましては、すべての公立小学校、中学校、高等学校が教育計画の中に位置づけており、各学校ともそれぞれの計画に基づいて定期的に、いじめ対策委員会を開催したり、アンケート調査や教育相談を実施したりするとともに、教職員の研修にも取り組むなど、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努めているところでございます。

○河野哲也議員 学校長は年度当初、保護者に対して、いじめ対策についてどのように説明しているか、お伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 県内の学校におきましては、校長は、年度当初のPTA総会の場や学校便りを活用しながら、学校の経営方針や学校の教育計画に位置づけられているいじめ対策について、保護者の皆様方に御説明させていただいているところでございます。

また、学級担任も校長の命を受け、4月当初の学級懇談において、学級や学年の児童生徒の状況に応じて、いじめ問題に関連する説明を行うなど、学校として組織的に対応しているところであります。

さらに、年度途中におきましても、修学旅行の保護者説明会などの機会を捉えて、お互いを尊重することや、きずなづくりの大切さについて、子供たちに指導していることを説明し、いじめ問題に対する理解を深める取り組みを行っているところであります。

○河野哲也議員 この質問で趣旨確認のときに、明文化されている、いじめ対策が位置づけられている、学校経営案とか教育計画案の提示を求めたところ、素早い対応で資料をいただきました。

教育長、これがいじめ対策の最低限度の計画だと私が思ういじめ対策案を熊本の小学校から手に入れましたので、いただいた資料とちょっと読み比べたいと思います。聞いていてください。もし感想があればお聞きします。

いじめ発見のシステム部分は省略します。いじめ問題対策委員会の指導の部分を読みます。まず、いただいた資料です。「1つ目、校長を中心に速やかに対策委員会を開き、当該学級担任より、被害者・加害者より聞いた事実の背景とその経過について説明をしてもらう。2つ目、いじめの事実を詳細に知り、今後の指導法を確認する。3つ目、学校、学年、学級担任と

して、それぞれが果たす役割分担を明確にし、連携のとれた指導法を話し合う。4つ目、全職員がいじめの事実を詳細に知り、対策委員会で話し合われた指導法とあわせ、今後の指導法、対応を協議し、共通理解、共通実践を図る」という明文化されたものがありました。

熊本の小学校の案です。「1、発見から24時間以内に委員会を設置する。2、最終責任者は委員長の校長である。3、学級担任はその日のうちに委員長に概略を報告する。4、具体的な事実を確認し、具体的な方針を立てて、具体的に対処する。5、5日以上たっても改善が見られない場合は、別途具体的方針を立てる。6、いじめを受けた子供とその保護者がいじめが解決されたと認識するまで続く。7、いじめが解決されたという確認は校長が行う。8、学級担任は、いじめを受けた子供の1週間後、1カ月後、3カ月後の様子を報告する。9、年度末に、報告を受けた子供に対して文書でまとめておき、生徒指導部担当が保管し、次年度に引き継ぐ」ということでした。教育長、御感想をお願いします。

○教育長（飛田 洋君） 今、お話を伺っております。熊本県のその学校は幾つかすばらしいことがあると思います。例えば、時系列で時間を区切って書いてあることとか、取り組みが具体的に示してある。宮崎県もそういう意識は持っております。実は本県でも、県内の全学校、全教職員、教員向けに指導資料をつくっておりますが、その中で具体的にこういうことを言っております。例えば、校長を委員長とするいじめ対策委員会の緊急開催、いつ、どこで、誰が、誰を、なぜ、どうしたなどの正確な事実確認、さらには全教職員の共通理解をもとにした具体的な役割分担と指導方法など、発生時から

の具体的な対応のあり方についてその資料に載せて、それに基づき、各学校へ指導しているところでもあります。現在、その資料をよりいいものに改訂したいと思って、改訂に取り組んでいるところでもありますので、今お話しいただきました資料もぜひ参考にさせていただきたいと思えます。それから、去年からのことで、国から、あるいはいろんなことを資料としていただいております。例えば、警察などの関係機関との連携に関する取り組みなど、いじめに関する通知文等も参考に、よりいいもの、より具体的なものをつくって指導していきたいと思えます。

○河野哲也議員 ちょっと時間がなくなりましたが、実は体罰の問題が発生したときに、ちょうど卒業前でした。文科省のほうから教育委員会に通知がありまして、各学校の三者アンケートをとれと、忙しいあの時期にそういうことをしました。ところが、その時期にいじめ対策の提言が出たんです。その中で何と言っているかということ、4番目だったんですけれども、いじめられた子供を守り切れというのがあったんです。守り切るというのは、例えば経営案一つとっても、具体的に最後の最後まで校長が責任を持ってやるというのが経営案の中にあるかどうかというのを確認したかったところがございます。

子どもの権利条約第19条を読みます。「締結国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置

をとる」。

夜回り先生、水谷修先生は、「いじめは人権侵害という観点で文科省から抜けている」と指摘されました。法務省が人権侵害の中にいじめを入れたことに触れ、いじめ問題について法務省の人権擁護局の積極的な活用を提案されております。平成25年度予算において、いじめ問題等の解決に向けた外部専門家活用事業が計上されています。人権擁護委員並びに人権擁護局を積極的に外部専門家として活用することができるとされています。いじめ問題について、地方法務局の人権擁護担当局と連携をとっている都道府県というのは8割、市町村が5割、連携といっても実際はかなり差があると思えますが、いじめ、体罰、虐待は子供への人権侵害であり、その対応に当たっては、法務局、人権擁護委員の活用を推進すべきと考えますが、教育委員長の見解をお伺いします。

○教育委員長（近藤好子君） 子供への人権侵害の対応にとどまらず、子供たちの健全な育ちのために法務局など関係機関と連携を図ることは、大変重要なことと考えております。

現在、小中学校では、法務省の人権機関が実施しています、子供たちが手紙にみずから相談事を書いて投函し、後日、直接返事が届くという「子どもの人権SOSミニレター」を全ての児童生徒の手に届けておりますし、人権擁護委員の方々などに、いじめや悩み事の相談に電話で応じていただける「子どもの人権110番」の活用を促しております。また、地域の人権擁護委員に講師をお願いし、人権意識を高める研修や授業を実施している学校もございます。今後とも、法務局や人権擁護委員の方々との連携を推進していくとともに、子供たちに、相談できる相手、相談できる場所、またいろいろな方法

があることを伝えていくことが重要だと考えております。

○河野哲也議員 委員長の最後のお言葉が、今回の事業の大切な点なんです。この制度は、いじめとか体罰の調査に内部で活用できるということです。外じゃなくて内部で、解決までかかわらせることができますよということなんです。学校が変わると思います。学校内での相談体制にぜひ利用していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。(拍手)

○福田作弥議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 1 時54分散会

6月18日（火）

平成 25 年 6 月 18 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	(同)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修 一 郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕 次 郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治 史
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 栞 保 博

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まずは、中村幸一議員。

○中村幸一議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。きょうは一般質問の最後の日になりました。また、きょうは、運悪くといえますか、3人の自民党議員が一般質問することになっております。まず、優しい私から最初やって、厳しい2人を後に回すということで決定したとおりであります。私が一番優しいから、きょうは優しくやろうと思っています。きょうは、知事と憲法問題、法律問題について親しくお話をさせていただこうと思ったんですが、私は、質問をすることについて、政治姿勢とかそういうのを書いていませんので、憲法問題だけやっていたので、10分ぐらいできょうは終わろうと思っていますので、よろしくお願いたしたいと思います。

6月定例議会というのは、5月の総会とか6月の総会等がありまして、総会に出席しなきゃならないので、質問を書くということ自体が大変な状況でありまして、私も大変な状況の中でこの6月定例議会を迎えました。この大変な時期に、また、質問項目を忘れるというハプニングをいたしまして、本当に困った状況であります。

この前、新聞を見ていましたら、116歳で木村さんという方が、世界で一番長生きをされているそうですが、亡くなっておられました。日本

の男性でも最年長ということですが、前、泉重千代さんという方がおられたんですが、この方は生年月日がちょっとおかしいということで、木村さんが一番だろうということのようであります。116歳といえますから、私は家内に、あと46年、俺もこのままいくと長生きできるなと言いましたら、そんなに長生きしたらだめよと言われました。あなた方は年金もないでしょう。知事みたいに退職金もないでしょう。ああ、そうかな。そうしたら何歳ぐらいが限度かなと思っていますが、子供たちに好かれる程度に長生きしたほうがいいんじゃないですかということでしたので、やっぱり116歳はやめて、ほどほどに考えないといけないのかなと思っています。それも南海トラフみたいなものが来る前にいかないと、大きな被害を受けてまで残りたくないなと思ったところでありました。

さて、今度、7月21日になりますでしょうか、参議院の選挙が始まります。参議院の選挙は、憲法改正が争点になるのかなという気もしますけど、自民党のほうは、憲法問題を避けて通りたいつもりでおるようではありますが、憲法問題につきましては、去年4月に自民党としては憲法改正の草案をつくったわけですが、それを今回は読んでみましたが、非常によくできているということでもあります。知事も読まれたかどうかわかりませんが、自民党の憲法は非常によくできているなというふうに感じたところでありました。

憲法の中で、憲法前文というのがあります。前に一回ここで話したような気もしますが、憲法前文というのは憲法の顔でありますから、これは私、中学校のときに、先生が、憲法前文を覚えた人から発表して帰りなさいという

ことでしたので、全部覚えさせられました。だから、今でも大体70%ぐらいは覚えているのかなと思いますが、そのころに記憶したものはなかなか忘れるものじゃないというふうに思ったところでありました。その憲法前文の中でも、いろいろな言葉も書いてあるんですけども、途中ぐらいに書いてあるんですが、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とあるんです。ところが、平和を愛する諸国民とって、私たちの近隣のところに平和を愛する国がありますか。中国だって韓国だって平和を愛する国民と言えないじゃないですか。こういった不備な点があるんです。法律問題についても、2～3点きょうはやるつもりで楽しみにしてきたんですが、次の質問のときをお願いをしたいというふうに思っています。そのときは、選挙も終わって、憲法問題がいろいろ取り沙汰される時期になろうかなと思います。そのほうが、お願いをして知事と議論するのもちょうどいい時期かなというふうに思っておりますので、今回は憲法の前文にちょっと触れますけれども、さっき申しましたように、「諸国民の公正と信義に信頼して」というのはあるんですけども、憲法前文というのも我々は変えなくちゃいけないと。大きな問題を、9条とかあるいは96条問題を解決する前にこの憲法前文をやってしまったほうがいいんじゃないかなという気もいたしております。

そういったことで、これについてもまた考えなくちゃいけないんですが、そのほかに、法律の中で私が一番考えているのは、刑法200条の中にあります尊属殺人なんです。これはある一定の理由があるんですが、尊属殺人の200条というのが今なくなってしまいました。だから、今、

一般の殺人罪と同じように取り扱われております。尊属殺人というのが非常に問題なのは、今、新聞、テレビ等でもよく、子が親を殺したり、親が子を殺したりというのが出てくるんですが、今までは、親を殺したり、子を殺したりしたら、尊属殺人で重い罪になったんですね。ところがこれが排除された。そういうようなことで尊属殺人も多くなったと言われております。ですから、そういうことを考えると、私は、もう一回この尊属殺人というのを法律の中に入れ込まなくちゃいけないというふうに思います。

これには理由がありまして、尊属殺人を排除する理由があったんです。というのは、父親が娘さんに性的被害を与えておったんです。そして、娘さんが結婚するということで父親に話したそうです。そうしたら、父親が怒っていろいろと娘さんに妨害を働いたりしたんです。やむなくその娘さんは父親を殺害してしまったということで、情状酌量の余地がたくさんあるんですけども、刑法200条によりますと、せいぜい3年半ぐらいの刑にしかおさまられない、そして執行猶予の刑も与えられない、こういう状況になってきたということで、裁判官あたりが、この法律はおかしい、尊属殺人を抜いてしまおうということになって、尊属殺人は法から抜かれて、殺人罪というのは全部同じにしましょうということになってしまったんです。それで、今、尊属殺人というのが、これは尊属殺人というのかどうかわかりませんが、ふえてきたというふうに言われております。ですから、もう一回はこの法律も改めなくちゃいけないというふうに私は思うわけでありまして。

憲法改正というと、寄ってたかって護憲、護憲と、風邪でも引いたようなことを言う人がおりますが、68年間たって憲法改正をやらないと

いうのは、やっぱりおかしいんじゃないかと私は思うんです。憲法改正はしかるべきときにちゃんとやっていかないとおかしいんじゃないかなと思います。今、取り沙汰されるのが、9条とか96条とか、そういった類いがやられておりますけれども、大事なんですけれども、何がこの68年間のうちに欠落してしまったか、何を改めなくちゃいけないかということは、国民がひとしく勉強する必要があると思っております。ですから、マスコミ等でいろいろと書かれて、これが正しい憲法かというふうに国民の皆さんが思われるのが一番大変なんです。ですから、国民の皆さんも勉強していただいて、憲法改正をちゃんとやっていかないといけないというふうに思っております。

質問に入りますが、口蹄疫についてお伺いをしたいと思っております。

平成24年の第10回全国和牛能力共進会で、結果は、見事、優勝ということで、2年連続の優勝をなし遂げたわけでありまして。画期的な成果で、口蹄疫の感染があった宮崎県ということをお拭きするような成果があったんじゃないかと私は思っておりますが、この口蹄疫のとき、ちょうど私は議長をさせていただいております、本当に忙しい時期でありました。知事と2人で東京に行って陳情し、そしてまた、農林大臣とか、総理までお見えになりましたね。鳩山総理という人がおられました、この人は県庁まで来られたんです。私たちは待っております。

「今、橘通りを通過しました」と言いますから、みんな座って無言のうちに黙って待っております。来られたんです。いろいろ陳情がされました。しかし、陳情が終わって帰られて、明くる日はもう辞任ですから、何しにお見えになったのかなと、私は不思議でたまりませんで

した。ただ、菅さんを褒めるわけじゃないんですが、菅さんもお見えになって、菅さんは、途中で私が全国議長会がありまして行ったら、口蹄疫がおさまってから、「よかったですね」と言って握手を求めてこられまして、覚えていただいていたのかなと。総体的にいい政治家であったとは思いますが、人を覚えることについてはすぐれていたのかなというふうに思っております。

そういったことで、この口蹄疫について、私は、そのとき、みんなで頑張ろうということいろいろな会合もやりましたが、知事に言って、知事たちが集まって開く会合に県議会からも出席させてくださいということで出席させていただいて、県議会を代表して十屋農林水産常任委員長にやっていただいたわけでありまして。非常に御苦労があったと思っております。県議会のほかの皆さんも御苦労されましたが、十屋委員長はその後に、口蹄疫がおさまってから病気をされました。多分、この口蹄疫で御苦労があったからだったろうということをおっしゃっておりますが、そういうこともありまして、非常に御苦労いただいたなと思っております。

また、知事も、当時、副知事でありましたから、部長さん初め、いろんな役員の方々と御苦労があったことと伺っております。もう3年たちましたが、今振り返って、どのような御苦労だったのか、どのようにあの口蹄疫の問題について考えていらっしゃるか、御意見を伺いまして、後は質問者席からお聞きしたいと思っております。

これで壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

口蹄疫から3年が経過した今の考えということでございます。当時、私は、副知事という立場で、職員や県内外からの応援の皆さんとともに、直接、口蹄疫との戦いにかかわったわけがあります。今でも忘れられないのは、4月19日にまず一報が入ったあの瞬間、あれがスタートだったのかというのを今も忘れられないでおります。口蹄疫が確認をされた4月20日のこと、県内外の多くの皆様の応援をいただきながら、全職員一体となって昼夜を分かたず懸命に防疫作業を行った4カ月間のこと、その間には、私は農政水産部長を兼務したこともあります。部長室に座っていたあのころも覚えております。終息宣言を迎えられた日、8月27日のことなど、この3年間を振り返りますと、万感の思いが脳裏を去来するところでもあります。口蹄疫により、約30万頭もの家畜の犠牲と畜産農家の皆様の苦悩、そして、県経済や県民生活に大きなダメージを与える結果となりましたことは、心痛耐えがたい思いでありました。このようなことから、私は、口蹄疫発生というつらい出来事を二度と起こしてはならない、一日も早く口蹄疫からの再生・復興を果たさなければならないという強い思いで、知事として、この問題を最優先で取り組んでまいりました。

このような中、御指摘がありました昨年の全国和牛能力共進会での2連覇達成は、まさに口蹄疫からの復興の象徴とも言える大きな出来事でありました。畜産農家や関係者の皆様の大変な御努力はもちろん、県内外の多くの皆様からの御支援、御協力があって達成できたものと、感謝の思いを深めております。私も、会場で多くの皆さんとともにこの歓喜の瞬間に立ち会う栄に浴したわけではありますが、感動と感激と、また、それまでの思いが交錯をいたしまして、

感きわまるものがありました。

口蹄疫からの再生・復興は終わったわけではありませんが、本年5月には、埋却地の再生整備がスタートをしております。また、西米良種雄牛センターが完成し、新たな種雄牛造成の体制が整っております。また、ダメージを受けた経済、県民生活という観点からも、観光客の一定の回復というもの、また、経済が上向きではないかという明るい見通しもあるという状況の中で、「復興から新たな成長」に向けて、着実に前進をしていると考えておるところでございます。今後とも、「忘れない そして前へ」を合い言葉としまして、畜産農家や関係機関の皆様と十分に連携をしながら、全国のモデルとなる安全・安心で付加価値や収益性の高い畜産の構築、さらに経済の本格的な回復に向けて努力をしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○中村幸一議員 口蹄疫発生から3年を迎えて、本県でも万が一の発生に備えて家畜防疫演習が開催されました。外部からの侵入を阻止するために、空港や港湾など、いろいろと口蹄疫の発生を防ぐための努力をされておるわけですが、3度目の発生があってはならないというふうに思っております。

私が最近聞いた話で、これはあり得ないことではありますが、宮崎県では、畜産農家から口蹄疫に対する検体のお願いがあったのにもかかわらず、平成24年度に、国へ検体の発送をしていないんじゃないかというのがございました。そんなことはないはずだと。これはマニュアル等にも載っていますから、そういうことはあり得ないはずだという話をしたんですが、いろんなところから聞き合わせをして、県が何かを隠しつつあるみたいなこともお話を聞きました。部長

にお伺いしますが、平成24年度に畜産農家から検体の申し入れがあったのに対して、国に対して検体を送らなかったのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 平成24年度におきましては、国に検体を送付した事例はございません。口蹄疫を疑う事案として国に検体を送付することを決定した場合には、迅速な初動防疫を図る観点から、県の口蹄疫防疫マニュアルに基づきまして、速やかに公表を行うこととしております。

○中村幸一議員 そういふ疑いを持つ人がいるということは、常日ごろから、農政水産部と畜産農家あるいは市町村の皆さんと、そういうことをはっきりと——信用されていないということじゃないですか。だから、私は、やっぱり信用されるようにしないと口蹄疫はまた発生するよと。そういうことはありませんでしたと、今おっしゃいました。私もなかったと思いますよ。だけど、そういうことを言われること自体、非常に残念じゃないですか。だから、もう一回ここで声を大きくして言ってほしいんですが、平成24年度に国に検体を送ったことはなかったですね。

○農政水産部長（緒方文彦君） 昨年度におきましては、国に検体を送付したことはございません。以上です。

○中村幸一議員 部長から再度答弁がございましたが、これは畜産農家と市町村の人から聞いた話だったのですが、市町村がそういう疑いを持つということ自体がおかしいわけでありまして、どこかまた口蹄疫が流行しているんじゃないかというようなことがあったんです。だから、今からも、絶対そういうことがあったら公表するんだということで、徹底いただきたいと

いうふうに思います。

それから、次に、人工死産、妊娠中絶の問題を取り上げたいと思います。

地元新聞に、宮崎県の人工死産率が最悪という記事が載りました。ちょうど学校でも、人工死産、妊娠中絶の授業がなされていたやさきでありましたので、このことに非常に興味を持ったわけですが、法律では、人工中絶は満22週未満までにしなければならないとなっております。22週未満です。22週となると人間だということ意識を持つ人もいるんだということです。23週になると、母体外で生育可能となると言われています。フランシスコ・ローマ法王が、この前、5月12日の新聞にも載っておりましたが、受胎したときから人工中絶はだめだという話をされました。もともとカトリック系というのは、そういう形で人工中絶はだめだということになっているわけでありまして、しかし、これも非常に問題があると。母体に著しい影響があるというときにはどうするのか。まして好んで子供を産むべきではなかったという事態があった場合にどうするのかということもあります。そういったことを考えると、ローマ法王が言われることについても若干問題があると思います。

本を読んでみますと、学者の間でもいろいろありまして、人というのは、何週目からが人間なのか、また、人格というのは、何週目ぐらいからが人格なのかということも非常に議論になっておるようでありますが、人工中絶ということについては、宮崎県は非常に多いんですね。新聞記事では、本県の平成23年の人工死産率、これは出産数の1,000当たりの件数であります。この数値が20.2と全国で最悪とのことであり、全国平均の12.8%と比べて非常に高い数

値であります。また、人工死産数の推移を見ると、平成23年が212人、10年前の平成13年は389人と減少しているところではあります。この人工死産は、妊娠12週以降22週未満の妊娠中期に行う中絶手術のことではありますが、人工妊娠中絶で見ると、平成21年が2,193人、平成22年が1,917人、平成23年が1,911人でありまして、毎年2,000人もの人たちが——人たちがという言葉がいいのかどうか分かりませんが、2,000人前後がこの世に生を受けることなく死亡しているということでもあります。妊娠中絶については、この前も話がありましたが、それぞれやむを得ない理由があるのも事実であります。しかし、新たに誕生しようとしている命の鼓動を、人間の手によって簡単にとめることができているのかどうかというのがあります。このような人工中絶に至ってしまう前のその過程において、県としてできる対策があるのではないかと。新聞では、県の啓発効果があらわれずと書かれていましたが、人工妊娠中絶をせざるを得ない背景にどのような問題があるのか、そして、その対策をどのように講じておられるのか、また、今後どういった取り組みが必要か、福祉保健部長にお伺いをしたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 人工妊娠中絶の背景には、母体保護や経済的理由など、それぞれが抱えるさまざまな事情があるものと考えておりますが、本県の女子人口1,000人当たりの人工妊娠中絶実施率を見ますと、特に30歳代が全国に比べて高い状況になっております。このため、出産を経験された方などに対しまして、県医師会と連携しながら、家族計画の指導などを行うとともに、女性専門相談センターを設置し、妊娠や出産等に関する相談に対応しているところがございます。また、将来、親となる中

学生や高校生を対象に、心と体の発達等に関する正しい知識や、命の大切さについて啓発を行っているところでございます。人工妊娠中絶の究極の対策は、望まない妊娠をしない、させないことだと考えております。そのためには、女性とともに、男性の自覚と理解が重要でございますので、県といたしましては、しっかり繰り返し粘り強くそのメッセージを発信することに、もっと力を入れてまいりたいというふうに考えております。また、今後も引き続き、パートナーと十分に話し合ってもらえるなどの啓発活動と、相談窓口の整備・充実に努めてまいりたいと考えます。

○中村幸一議員 人工妊娠中絶の問題、また冒頭申し上げた尊属殺人も関係すると思っておりますが、自分の都合により、そうやって人を殺さなければならないというようなことは、これは論外だと思っておりますが、ともに幸せに生きていくべき家族がどうしてこのような結果を招くのかなということも、尊属殺人の面では私は感じたわけであります。この件については、先ほど申しましたように、次の質問のときにお話をさせていただきたいと思っております。社会情勢が目まぐるしく変化する中ではありますが、どんな時代になっても、家族が幸せに暮らせる、その環境をつくっていくことが、私たち政治に携わる者の使命であろうと思っております。家族を取り巻く諸問題への解決のために、県の取り組みにつきましては、今後引き続き、しっかりと確認していきたいと思っております。

先ほど、部長の答弁の中で、小学校、中学校、高校の中で、ちゃんと教育しなければいけないという話がありましたが、関連になりますから、教育長はその点に対して、小中学校の子供たちにどうして教育をされているか。余り小

学校の段階でするのもいかなものかと思いますが、それについてお答えいただきたいと思えます。

○教育長（飛田 洋君） 本県の人工妊娠中絶率とか人工死産率が高いということ、そしてその背景に思いをはせますと、本当につらいというか、心が痛むというふうに思っております。命を授かることとか、命を育むこと、そして命を次代に受け継ぐことというのは、やっぱり教育の中で一番大切にすべきことだと考えておりました。そのような思いから、県教育委員会では、本県独自に性に関する教育資料、この資料の名前を「かけがえのない大切な命」と呼んでいます。それを昨年度つくりまして、その資料で、発達段階に応じながら、今、本県独自で問題意識を持って指導しているところでございます。子供たちに、人としてどう生きるのか、あるいは生き方そのものに真剣に向き合わせ、心に響く教育を継続して行っていきたい、そういうふうに強く思っているところでございます。

○中村幸一議員 次に、いじめ問題について伺いをいたしたいと思えます。

最近、こういう本を読みました。この本が的確にいじめの問題をあらわしているとは思いません。この本を読みまして、いささかおかしいなとは思いましたが、この本に書いてあることをお聞きしたいというふうに思えます。

現在のいじめというのは、微妙に変化していると言われております。というのは、中学2年生の孫がおるものですから、この本について話をしてみました。大体、いじめというのが変わってきているということをおっしゃりました。我々がいじめとって問題にするのは、いわゆる優しい子が、強い子とかそういった子に

いじめられるのがいじめだと思っておりますが、最近は非常に変わってきたというふうに言われております。子供たちは、学級で無視されたり、または相手にされないということを極端に恐れているんだそうですね。この本にも書いてありましたが、そういったことで、言い合いをしない、優しい関係を築くために、相手の嫌なことは言わない、大体のところでは突っ込んでいかない、そういう状態にあると書いてあります。それもまた聞いてみると、あるよというようなことでした。いじめをするのに、学級で食事の時間に固まって食べて、1人か2人外して食べるとか、そしてまた無視するとか、そういった類いのいじめだそうでもあります。かといって、クラスを出て学校から家に帰るとき、また家から学校に来るとき、会うと、気楽に話をするんだそうです。そういうことが起こっている。それで、今までとの違いは、いじめの首謀者であった人が、今度は、いつの日からかいじめられるほうに逆転して回ってきている。そういったこともあるそうです。そういうことが書かれてありました。これが果たしてどうか分かりませんが、そういうことを見て、いじめも大分変わってきたんだらうなという気がいたしております。優しい関係を保つということについては、自分をはっきり表に出さないということですから、こういうことをしていたら、社会に出てから本当に人との会話ができるのかなというのも懸念します。

携帯電話もそうなんです。今、「ケータイ」と言っていますが、私でも「ケータイ」と言っていますけれども、この本によりますと、携帯を持っている率というのが20代で90数%と書いてありました。我々の世代で60%から70%と書いてあります。しかし、この携帯電話につ

きましては、半年したら物すごくその率は変わってくるだろうと。80代、90代の方はわかりませんが、今、ほとんどの人が、100%近く携帯を持っているんじゃないかというふうに思っております。メールでメッセージとか来るんだそうですが、これは触れ合いであって愛撫なんだと書いてあるんです。若者が一番生活の中で不安なのは、メールが来てもすぐさま返事が返せない、そういうときが一番不安なんだそうです。入浴中に来るとすぐ返せないから入浴中が一番嫌なんだと。我々としたら、入浴中というのが一番大事にゆっくり過ごせるときであります。それを嫌がっている。また、携帯がないということは、自分を一部失うようなことになるんだということも書いてありました。そういう若者のことを考えると、「優しい関係」というのは互いの対立を好まない人たちということですから、この優しい関係をやっていこうということが学校現場では理解されておるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 児童生徒の人間関係というのは、先ほど御指摘ありましたように、携帯電話の普及などで大きく変化をしていると認識しております。そういうような状況も踏まえ、県教育委員会といたしましては、児童生徒が仲間同士で助け合い、互いに支え合う人間関係を育むために行う活動である「ピア・サポート活動」、ピアというのは仲間という意味ですが、その活動を推進するなど、児童生徒がきずなを深め、お互いに信頼し合える人間関係づくりを進めております。また、いじめの早期発見、早期解決のために、定期的なアンケートの実施とか、電話相談窓口や、ネットいじめを解決するための目安箱サイトという投稿できるようなものを持っておりますが、そういうことな

ど相談体制の充実を図るとともに、教職員がいじめを見抜ける感性、見抜ける力、そういうものを磨き、組織的に対応する力を高めるための研修などに取り組んでいるところでございます。今後とも、児童生徒に寄り添いながら、いじめの未然防止や、さまざまな困難を乗り越えられるたくましさとともに、豊かな心を備えた児童生徒の育成に努めてまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 この優しい関係というのは、先生方の中で、そういうのがあるよということ取り上げられたことはあるのでしょうか。

○教育長（飛田 洋君） 教科指導とか生徒指導とか、学校の全ての教育活動を支える上で、児童生徒一人一人を的確に理解しておくことが何よりも重要でありますので、こういう生徒の理解において、子供たちの人間関係をしっかり把握する必要があり、人間関係が、今おっしゃったように、加害者・被害者とか流動的に変化するというようなことも含めて、子供たちがどのような人間関係を築いているかについて、日ごろから教職員の間で議論されております。このような議論も踏まえながら、各学校におきましては、議員が御説明なされました、「対立を好まない優しい関係」を越えるような豊かな人間関係が築けるよう、児童生徒同士が支え合うためのピア・サポート活動の取り組みとともに、学校行事とか部活動とかさまざまな教育活動を通しまして、ともにつくり上げること、あるいは感動を味わうこと、鍛える活動など、そういうことを大切に、児童生徒がお互いにきずなを深め、信頼し合える人間関係づくりに取り組んでいるところでございます。

○中村幸一議員 教育委員長にお伺いしますが、教育委員会では、子供たちが、この優しい

関係というのを今、築いているんだということは、何かお話し合いがあったことはありますか。

○教育委員長（近藤好子君） 議員御指摘の優しい関係ですけれども、それは一つは、相手から自分がどう見られているかということに、とても重きを置いているからではないかなと思っております。実際、そういうことは、現場では話題になっているというふうに報告は受けております。

○中村幸一議員 12年前だったと思いますが、池田小学校だったと記憶していますが、あそこが荒らされまして、数名の方が亡くなりました。そのときに、警察本部と教育委員会と人事交流すべきだということを申し上げて、実行されておりますが、今、どういう状況でこれを推し進めていらっしゃるか、それをお伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会と警察本部との人事交流につきましては、平成14年度から行われており、本年度で12年目となっております。教育委員会からは、警察本部少年課に指導主事を1名、警察本部からは、県教育委員会学校政策課生徒指導・安全担当に主査を1名、それぞれ配置いたしております。この人事交流により、県教育委員会は、児童生徒の問題行動等が起こった場合、警察とのスムーズな連携により、迅速な対応ができるようになってきていると考えております。

○中村幸一議員 1名だけ、県警と教育委員会とはやりとりされているわけですね。体罰とかそういったものを防ぐためには、もっと多くの交流があったほうがいいんじゃないかと思うんですが、その点はどうお考えですか。

○教育長（飛田 洋君） 教育委員会と警察本

部との人事交流はもとより、そういう連携というのは強化する必要がありますので、警察本部からは、福祉保健部のこども家庭課にも出向していただいております。そこで、そういう出向していらっしゃる方を含め、これらの関係する各課が連携し、児童生徒の非行防止や健全育成のための行動連携推進協議会を年間数回実施するなど、いじめ問題を初め、さまざまな問題に対して、情報の共有や行動の連携のあり方について協議を行っているところでございます。

それに加えて、警察本部が警察官OB等を活用して取り組まれているスクールサポーターという制度があるんですが、警察で仕事をされた方が実際に学校に行っていただくというようなことをやっております。非行防止教室の開催など、県内の各学校と県内13警察署との連携も、人事交流により非常にスムーズに行われるようになり、各学校における児童生徒の非行防止や健全育成に向け、警察と学校が一体となって取り組むことができるようになってきていると考えております。今後とも、人事交流などの趣旨を生かし、積極的な連携により、青少年の健全育成に努めてまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 次は、浄化槽法についてお伺いします。

これは何人も質問されました。今回も二見議員が質問したところでありますが、この法律というのは、国がつくって30年ぐらいなんですが、浄化槽法第10条において決まっているわけです。それについても、2年前ぐらいでは10何%。今、宮崎県は40何%になったんですが、この浄化槽法に基づいて検査しているのは、環境科学協会というのがやっているんだそうですが、私のところにも何回も電話が来て、担当者

が来て、入っていただきたい、1年間に3,800円いただきますと。全国的にも、30年たっているにもかかわらず40%行っていません。10%という県もあります。法律で決まっています30年もほったらかしているというのはいかななものかなと私は思うんですが、この点についてどういう努力をされているか、部長の話聞かせていただきたいと思います。

○環境森林部長（堀野 誠君） 本県の法定検査受検率は、平成21年度が14.2%と低い水準で推移していたことから、県といたしましては、平成22年度から、法定検査未受検者に対して、文書・電話による指導啓発などを重点的に行ってきたおきまして、今、お話もありましたけれども、平成24年度には受検率が42%となったところでもあります。また、指導啓発の文書が宛先不明で返ってくるなど、設置状況の不明な浄化槽が、平成24年度末現在で約1万5,000基ありますので、本年度は、新たな取り組みとして現地調査を実施し、正確な実態を把握した上で受検指導等へ結びつけてまいりたいと考えております。

さらに、法定検査受検率が低い要因の一つとして、設置者の行う手続が複雑であることが考えられますので、関係団体と協議を重ねまして、保守点検業者が設置者にかわって法定検査の申し込みを行う取り組みを進めているところであります。本県の法定検査受検率は、依然として十分ではないと考えておりますので、このような取り組みを進めながら、引き続き受検率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 この30年というもの、国と県が加担しておりながらこういう状況ですね。県のOBの職員が環境科学協会に何人行っているんですか。

○環境森林部長（堀野 誠君） 指定機関である公益財団法人「宮崎県環境科学協会」でございますけれども、現在、県職員のOBは2人在籍しております。

○中村幸一議員 2人今いらっしゃると言われましたが、30年間のうちには相当いらっしゃったはずですね。国も同じく天下りをやっているはずです。国と県が語り合って、お互いにいいところ取りしているんじゃないですか。こうして我々が一般質問しますよね。部長に言っているんじゃないですよ、30年の経過があるわけですから、あなたは一生懸命やっていたらっしゃるでしょうけれども、ただ、県議会で質問があったら、その質問に何とか答えればいいと、皆さん部長の人たちはそう思っていないんですか。この場を何とか逃れればいいと。次の議会までまたゆっくりできるわというようなことじゃだめなんです。言ったことはちゃんとやっていただかないと。この前、二見議員に、私は国に電話しましたとおっしゃいましたね。あのときちょっと話をされましたが、どういうやりとりをされたのか、もう一回教えてください。

○環境森林部長（堀野 誠君） 二見議員の御質問に対してお答えした内容でございますけれども、環境省に、浄化槽の保守点検・清掃・法定検査について、実施期間の見直しに関する質問をいたしました。環境省からは、このうち、法定検査につきましては、浄化槽が微生物の働きによって汚水を浄化しているという仕組みであることから、その機能が正常に維持されているかを確認するためには、定期的な検査が必要であり、現状の年1回の検査を変更することは予定していないということであります。

○中村幸一議員 そういうことであれば、国に対して各県が話し合って進めていかないと、30

年もたつて30%、40%の全国比であるとするならば、全くおかしい話ですよ。私に電話した人が言いましたよ。「じゃ、県議会に聞いてみます」と言ったら、「県議会議員は知りませんよ。法律なんか知らないはずですよ」と言ったそうです。我々はそういうふうになめられているんだよという話でしたが、ひとつ今から気をつけてこの浄化槽問題も取り組んでいただければありがたい。よろしくお願いします。

これで質問を終わります。(拍手)

○福田作弥議長 次は、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) 今回の質問も最終日となりました。既に質問された方で私の予定が全て言い尽くされたような感がありますが、重複を避けて、率直に、単刀直入に質問していきたいと思えます。

ちょうど1カ月後になりますけれども、九州電力は、川内原子力発電所の再稼働を申請する方針というふうに伝えられております。えびの市は、宮崎県下で原発に一番近いところに位置しております。県境でちょうど55キロ、温泉街のある京町で60キロのところにあります。そういうことから、大変関心のある課題でありますので、知事に質問したいと思えます。率直に質問しますけれども、知事はこの再稼働に賛成か反対か、そのことをぜひお答え願いたいと思えます。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

川内原子力発電所の再稼働問題ということでございます。賛成か反対かという二択しか頂戴をしなかったわけでございます。基本的な考え方としまして、将来的に原発に頼らない社会を

目指していくことが重要であると考えておりますが、現時点における燃料調達コストや再生エネルギーの現状等を踏まえますと、今すぐに国内の原発をゼロにするということは現実的ではないというのが、私の基本的な考え方でありませう。その上で、個別の原子力発電所の再稼働に関しましては、国の原子力規制委員会の科学的・技術的な知見に基づく安全性の確保を大前提とした上で、国民生活や産業、環境への配慮など、さまざまな視点からの国民的議論や地元の意向を踏まえ、最終的に政府が責任を持って判断していくべきものと認識をしておるところでございます。現在、再稼働に向けていろんな準備がされているということでございますが、今申し上げましたような安全性の確保を大前提とした上での最終的な整理がなされていない状況でございますので、賛成、反対、そのような二択ではなかなかお答えしづらい部分がございます。基本的な考え方を答弁させていただきました。以上でございます。〔降壇〕

○中野一則議員 基本的な考え方ということで御答弁をいただきました。また、安全性の確保ということで話をされましたが、事故発生後、九電からの情報が速やかに届くようにということで、覚書の締結を今、協議中だと、こういうことを、この前、太田議員の質問でしたか、答弁されておりました。既に熊本県は覚書を締結されておりますね。そのように聞いております。そういう中で、半年以上も覚書を締結するのに時間がかかっているんです。なぜそのように長くかかっているのかということと、できたらその内容、そしてまた、いつまでに結ぶかということをお答え願いたいと思えます。

○知事(河野俊嗣君) 今、御指摘がありました九州電力との覚書につきまして、県民生活の

安全確保の観点から、昨年来、九州電力と、原子力防災に係る情報連絡体制の確保等に係る協定について、協議を進めておるところでございます。その中で、九州電力からは、当初、従来より原子力発電所との距離関係に応じて協定内容を区別していることを踏まえて、半径50キロメートル以上離れている本県への対応については、慎重な感触が伝わってきたところでございます。しかしながら、本県としましては、先般の福島原発事故を受けまして、単に原発からの距離だけでは影響は判断できないこと、また、事故の規模や気象条件によりまして、影響がより広範囲に及ぶ可能性があることなどから、九州電力に対して、事故の教訓を踏まえた対応、すなわち、迅速な情報連絡体制の整備に向けた覚書の締結ということで働きかけを続けてきておるところでございます。近々、改めて協議をする予定としておりまして、早い段階で合意に結びつけることができるといふふうに考えておるところでございます。以上です。

○中野一則議員 早い段階で締結をという話がありますが、早い段階といっても、再稼働については、私が見ているところでは、来年の2月前後には再稼働になるのではなかろうかと、手続上を見ればですね。そうすれば、半年後には締結せざるを得ないということですが、そのころまでには大丈夫ですか。

○知事(河野俊嗣君) 再稼働のスケジュールとの関係での御質問でございますが、そもそもこの覚書につきましては、再稼働の有無にかかわらず、運転停止中の事象というものも想定をされるところでございまして、そういったものも含めた防災情報の連絡体制を整備するものがございます。あくまで、県民の安全を確保する危機管理や防災上の観点から進めているもので

ございまして、御指摘のとおり、なるべくこれを合意に結びつけるべく急いでまいりたい、協議を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 今、運転停止中もということの覚書ということでしたが、もちろん、稼働した後のことも含めてその締結の中に入るわけですがね。

○知事(河野俊嗣君) そのようになります。

○中野一則議員 再稼働した後のことも含めての覚書となれば、現実的には再稼働を認めるという立場になるわけですよ。そんなふうに理解してよろしいですか。

○知事(河野俊嗣君) 再稼働という可能性があるという状況を踏まえて、あらゆる可能性を想定した上で、安全を確保するための対策を講じたいということでございます。

○中野一則議員 この再稼働については、6カ月間の審査の後に地元の同意が必要だということで、今のところは鹿児島県と薩摩川内市ということになっておりますが、大飯原発のときには、隣接の京都とか滋賀とかあるいは大阪市等が、質問というか、異議とか、いろいろ問われておりましたけれども、宮崎県の場合は同意する区域にないわけですしけれども、同意する区域を広げてもらう云々とか、そういうこと等を含めた申し入れとか、そういうことはされないのでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 同意云々というところまで考えているわけではございませんが、もし再稼働というようなことで申請を行い、いろいろな議論がなされるのであれば、安全性がどのように確保されるのか、しっかりとした情報提供は求めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 それで、覚書の締結の問題やら、地元の同意の問題やら、いろいろあるわけ

ですけれども、私としては、どちらかというと、既存の原発だと思いますが、必要性を認めておられるわけですし、現実的には稼働する方向にあると思うんです。ですから、二者択一が云々ということも言われましたけれども、再稼働をこの際は認めるという方向で、覚書も、いろんな申し入れもされたほうが、県民の安全性確保のために宮崎県の主張というものを大いに述べられて、それが実現の方向にあるんじゃないかなと、こう思うわけです。ですから、できたら、旗幟を鮮明にして、賛成という立場で動かれたらどうだろうかと思いますが、お考えはどうでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 御意見として承ります。私は、あらゆる可能性を想定した上で、安全を確保するための必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 どうせ、これは来年の2月か3月ごろには再稼働という運びになると思いますので、宮崎県の安全確保のためからも、そういう方向で、賛成の方向で行かれて、大いに協力もするが、言うことも言うという立場のほうが、宮崎県のトップリーダーとしてのリーダーシップのとり方ではなからうかなと、こう思っているところであります。

続きまして、国防、自衛隊の課題等について質問させていただきたいと思えます。きのう、危機管理局から、知事が宮崎県防衛協会の会長にあした就任するという事でペーパーをいただきました。話を聞きますと、5月17日に既に理事会が開催されて、そこで内諾を受けて事が進んで、あしたの総会だというふうに聞いたところでありました。この防衛協会というところは、もともとというか、去年の4月に名称変更があって、それまでは宮崎県自衛隊協力会とい

う名前でありました。防衛意識の高揚、自衛隊の育成・発展に協力をするという内容の組織であります。この一番トップに知事になっていただくということは、国防・防衛問題に大変関心のある男としては、非常に歓迎すべきことだと思っているところであります。これからのいろんな面でのそういう意味での活躍も期待をしたいと、こう思っております。

それで、質問ですが、きのうから開催されております日米共同訓練、これは沖縄ないし岩国基地の負担軽減ということで、今回が6回目になる訓練でありますけれども、新聞等を見ますと、既に地元の市長なり町長のコメントは出ております。しかし、知事のコメントがはっきりと聞こえてきません。この前の太田議員の質問、これも太田議員だったと思いますが、口頭と文書で申し入れはしたと、こういう話でありました。知事みずからのコメントをお聞きしたいと思えますが、よろしく願います。

○知事（河野俊嗣君） 日米共同訓練についてどう考えるかという御質問かというふうに考えておりますが、この訓練は、日米安全保障体制のもとにおきまして、日米相互の連携を深める観点から、大変重要な訓練であるというふうに認識をしております。先日答弁申し上げましたのは、県として、県民の生命・財産を守る立場から、事故の防止や騒音の軽減などについて万全を期されるよう国に対して要請していると、これを口頭なり文書で行ったということでございます。

○中野一則議員 ということは、知事としては、これもまた、共同訓練に賛成の立場であるというふうに理解してよろしいですか。

○知事（河野俊嗣君） 賛成、反対の御質問、旗幟を鮮明にという御趣旨かというふうに思っ

ております。これは、日米安全保障体制の中において、国全体としていろんな役割を果たしていくと。その中で県として、地元の理解を得ながら、そういう訓練を行っているということで受けとめておるところでございます。

○中野一則議員 これは私の予測ですから、それがどうなるかわかりませんが、今後の日米共同訓練、新田原基地の訓練もやがて、新型輸送機MV22オスプレイを使用しての訓練の可能性があるのでなかろうかというふうに考えられるわけでありまして。と申しますのは、今回参加している岩国の第12海兵航空群、これは米海兵隊に所属している航空群ですが、オスプレイは米海兵隊の所属ですね、そういうことが1点。それから、沖縄ないし岩国の負担軽減ということで、大阪あるいは政府のところでは八尾飛行場の云々という動きがあるということやら、アメリカでも今は日米共同訓練がありますが、6月14日に海上自衛隊の艦船にオスプレイの発着艦訓練がなされたというのも報道をされました。また、日本政府もオスプレイ購入を計画しているということで、時々新聞にも出てきますが、恐らく、日本がそれを導入すれば、私の考え方では、予測では、海上自衛隊に配属されるのではなかろうかと、こう思っているところがあります。

そういうこと等を勘案しますと、この日米共同訓練、やがて新田原でもオスプレイを使用しての訓練がというふうに考えられるわけですが、そのときは、知事は受け入れを賛成されるものだろうか、反対されるものだろうか、率直にお答え願いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) いろんな想定につきまして、今、るる御指摘のあったところがございます。現在のところ、政府から、新しい訓練の

受け入れの打診等は何もないわけですが、これまで、日米両政府で合意をされた在日米軍の再編計画に基づきまして、沖縄県の嘉手納基地等で実施していた訓練の一部を、平成19年から新田原基地で受け入れているところでありまして、今、地元の負担は既に大きいものがあるというふうな認識がございます。いずれにせよ、こうした訓練の実施につきましては、県民の安全・安心を確保する観点から、基地周辺住民の意思、思いというものを最大限尊重しながら、慎重に対応する必要があるであろうというのが基本的な考え方でございます。

○中野一則議員 想定ですから、そのときに判断すればいいと思いますが、いずれそういうことも来るとしますので、さっきから、原発の問題やらこういうことに明確な賛成・反対ということはないわけですが、今はやりのどちらでもないということがないように、どこか黒白をきちっとして、はっきりと、賛成なら賛成、反対なら反対という態度をトップリーダーとして示してほしいなど、こう思っております。

質問を続けたいと思います。えびの駐屯地に24普通科連隊があります。これはコア化されて久しいわけですが、コア化されたおかげで隊員が600から700名削減されております。家族等入れれば約2,000名、えびの・西諸地域から人口が少なくなっていると、そういうことになろうかと思っております。このことは、国防はもちろんです、災害救助とかいろんな活動に支障があったり、地元の経済活動にも大きなダメージがあるところでもあります。それで、えびのを中心に周辺市町村が毎年何回も、もとの隊に、精鋭精強部隊、いわゆるフル部隊に戻してくれという運動をしております。私も防衛省にも何

回となく要請活動を個人的にもしておるところであります。なかなかちが明きません。今回は、防衛協会の会長になられた知事ですから、そのあたりを一日も早く先頭を切って、もとのフル部隊に戻してくれという要請を防衛省にすぐしていただきたいと、このように思います。今ちょうど防衛省は、大綱の見直し、中規模の見直しをしている最中ですから、これがおけるとまたずると先に延ばされます。近日に要請活動をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 御提言として承り、私としての考え方をよく整理していきたいというふうに考えております。今、御指摘のありました第24普通科連隊というものは、南九州3県の中心に位置しておりまして、重要性は非常に大きいものがあるというふうに考えております。また、昭和56年に設置されて以来、災害派遣のみならず、えびの市や周辺市町と、共存共栄のまちづくりにも大きな貢献をいただいております。また、私大変感謝をしておるところでございます。先日、「道の駅えびの」が完成をしましたときに、あそこに看板が出ておりまして、「自衛隊のまちえびの」と、「共存共栄を目指します」ということがはっきり書いてありまして、地域におけるそういう密着のあり方、それから、その地域における重要性というものを認識したところでございます。えびの駐屯地を含む県内各地の司令との会合というものを毎年行っております。いろんな意見交換をさせていただいておりますので、そういう状況の中で、私としてもしっかり地元の要望を踏まえた対応をしてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。今、道の駅の話がありましたが、あのと

きはどうもお世話になりました。ありがとうございました。また、帰りに大河平でつつじ祭がありまして、無理をして行っていただくようお願いしたら、素直に行ってくださいまして、地元の方が非常に感謝されておりました。ちょうどそのときは第3回のおこびらつつじ祭で、韓国から郷土芸能団が来て、それを発表する、交歓をするという日でもありましたので、そういうお願いをしたところでした。ありがとうございました。

それから、えびのには、V L F（超長波）送信所というのがあるわけですが、実はこれができて26年になるわけですが、当初、当時のえびの市長と福岡防衛施設局長が覚書を交わして、基地交付金の対象になるよと、こういうことの覚書であったようでありますけれども、26年たつて今日まで交付金が交付されておられません。これも、えびの市を初め、いろいろと毎年陳情しているようではありますが、なかなか前に進んでいないようであります。よく話を聞いたら、もちろん防衛省にもこのことは関係あることですが、実は総務省も基地交付金については非常に関係があるところだというふうに聞きました。知事は幸いに総務省の御出身でありますし、また、防衛協会の会長にもあしたられるという立場もあるわけですので、こっちのほうもぜひ交付金の対象になるようお願いしたいと。あそこのV L Fは、約200ヘクタールの土地に、100メートル以上、約350メートルですか、8基の鉄柱が立っているという超長波送信所というところがありますから、面積からして、施設からして、これが基地交付金の対象にならないことは、私個人も非常におかしいと思っております。ぜひ調査もされて要請活動をしていただくように、このことも一日も早くし

ないとまた先送りということになりますので、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 今、御指摘がありましたVLFのえびの送信所がありますが、自衛隊が使用する通信施設のうち、航空警戒管制または電波情報の収集整理のために直接必要な施設については、基地交付金の対象とされているわけではありますが、えびの送信所はこれに該当しないため、対象となっていないということでございます。これはいろんな経緯、いろんな整理があるということでございますが、毎年、えびの市においては、基地交付金の対象施設に追加するよう、国に対して長年にわたり要望されておるところでございまして、県も、この交付金を所管している総務省に対し、この要望内容を伝えて一緒に活動しておるところでございませう。地元の要望に適切に対応していただきますよう、引き続き、国に対して要請をしてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 よろしく願いしておきたいと思えます。

「自衛隊のまちえびの」、今言った超長波送信所あるいはえびの駐屯地、それから霧島演習場と、施設が幾つもあるわけですが、今、えびの市内では、もう一つ誘致しようという運動が行われております。それは何かというと、弾薬補給所をえびの市内に誘致したいと、そういうことの動きであります。西部方面隊の中には第4師団と第8師団があるわけですが、第4師団にはきちんと本格的な補給所があるわけですが、第8師団の中にはまだありません。それで、本格的な弾薬補給所を誘致したいということでもあります。これは、ひとりえびのや周辺市町村で運動してもなかなか成るものではありません。

ここは、防衛協会の会長である知事のお出ましをいただかなければ、また、先頭に立って旗を振ってもらわんと、なかなか誘致は難しい。いろんな諸課題も発生すると、こう思いますので、その先頭に立って旗を振ってリードしていただけるかどうか、ここで約束をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしく願いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のありました弾薬支処の設置につきましては、取り扱うものの性質や影響ということから、極めて慎重な対応が必要ではないかというふうに考えております。これまで、県内の自治体または国から、弾薬支処を設置したいという要望なり要請があったということは承知しておらないところでございます。仮に今後、そういう要望、要請があった場合におきましても、県民の安全・安心を確保する観点から、地元自治体及び住民の意向というものを十分尊重しつつ、慎重に対応してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 もちろん慎重に対応しなかりやならないと思えますけれども、この弾薬補給所は、知事が思っておられるような危険なものではないんですよ。第4師団では、北九州市の小倉北区内にあるんです。それと大分市内にあるんです。町なかのすぐ近くです。こういう施設ですので、いずれ、えびの市等からもそういう相談が近く来るかもしれませんので、そのときには快く引き受けて、先頭に立ってリーダーぶりを発揮していただきたいと、このようにお願いしておきたいと思えます。

それから、私は新聞党ですから、毎朝、起きたら幾つかの新聞を読むんですが、まずは地元紙からということで宮日新聞を読みます。一番興味のあるところは、前日、知事がどうい

とをされたんだろうかなということが一番の関心事で、そこをまず見せていただいております。もちろん総理のこともずっと書いてあります。私から言わせると、「知事の動き」という中は非常に具体性がないと、率直に言ってそのように思います。一方、総理のほうは、散髪をした、食事をした、そういうところまでちゃんと書いてあるわけです。ところが、知事のは、日中の公務活動だけだと。しかも、内容を見ると、関係課打ち合わせばかりで、知事から見て関係のない課はないはずですから、ちゃんと固有の課名を挙げて、時には、部長たちが来れば、誰々部長が来た。それを見て我々は、ああ、よく知事と打ち合わせをしているなというのを見られるんですよ。それが全くわからない。一生懸命やっている課を評価しようにも評価できない。そういうことですので、その辺を具体的に。そしてまた、土曜・日曜・祭日はカットしてありますから、その土曜・日曜・祭日も必ず入れてほしいと、こういうことであります。そして、公務はもちろんであります。政務活動も、個人的なことまでは要りませんが、政務活動も含めてやっていただきたい。まだ宮日には載せる余白はたくさんあるらしいです。前もってそこを押さえておきました。ぜひお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○知事（河野俊嗣君） 詳細にウオッチいただき、感謝をしております。私も楽しみに毎朝この欄を見ておるところでございます。前日の公務を思い出しながらですね。今、御指摘がありましたように、政務につきましても、これまで書いていない、また、土日もしろんな仕事をやっているのになと思っておるところでございます。ここの欄につきましても、十数年このよ

うなスタイルで、知事や県の仕事について紹介をし、県民の皆さんに理解をいただきたい、そういう思いでやっているということでございます。行事によりましては、相手方の意向も考慮する必要があるというふうに考えておりますし、関係課打ち合わせを全部載せると切りがなくなるのかなというところはございます。どこまでそこを具体的に書けるかというところはございますが、今、御指摘の趣旨も踏まえながら、宮崎日日新聞社とも相談をしながら、どのようにお伝えしていくか、工夫をしてみたいと考えております。

○中野一則議員 宮日の話では、総理以上の余白はありますよということでしたから、具体的に書いて、楽しみに翌日見てくださいよ。我々も、関係課の誰がどうだったか、楽しみも何もありませんので、楽しみもないのを毎日見とおったというの、またおかしなことにもなるわけですけれども、新聞党の県民は、私ほか、たくさんいると思いますので、そういう人たちのためにもよろしくこの取り扱いを、具体的に改めてほしいと思います。

それから、置県130年にちなんでということでも質問したいと思います。

6月1日に置県130年記念式典がありました。サブタイトルは、「歴史をつなぎ 未来へつなぐ」ということだったと思います。置県130年を記念してさまざまな事業を今から展開するというのも、小さな字で下のほうに書いてありましたが、具体的なことはまだわかりません。それで、置県130年といいますが、置県100年からすると30年間ですから、その30年間に知事が河野知事を含めて4人いらっしゃいます。松形さん、安藤さん、東国原さん、この3名をどのように評価されているか、まずはお尋ねしたいと

思います。

○知事(河野俊嗣君) それぞれの時代状況、この30年といいますが、いろいろ変化が激しい状況でございます。そういう中で、県政のさまざまな分野でそれぞれの立場で貢献をされたものというふうに考えております。

○中野一則議員 具体的にはありませんでしたが、その中の松形元知事さん、私から見れば功績の非常に多い方だったと思います。それで、置県100年ということをつまえた場合に、置県100年記念事業だけでもかなりの功績があられますので、ちょっと報告しておきたいと思うんですが、置県100年は昭和58年でありました。そのときからスタートしたのが、「なんでも挑戦、みんなが参加」の新ひむかづくり運動の展開、これをずっとされておりました。それから、宮大の農学部跡地を県総合文化公園に整備するというので、昭和63年には県立図書館が開館して、平成5年に県立芸術劇場、平成7年に県立美術館が開館しました。12年間かかってあそこに、こういういい施設ができて上がりました。また、宮崎県史編さん事業にも取り組まれて、16年間を費やして県史を編さんされております。それから、安井息軒、小村寿太郎、上原勇作などの10名の肖像画を作成して、「郷土の先覚者展」というのも開催されております。ほか、挙げたら数々あると思うんです。

そういう中で、宮崎国際音楽祭、あるいは若山牧水賞というのも創設されたと思うんです。それで、国際音楽祭、若山牧水賞とも、あと2年したら、ちょうど区切りのいい20回を迎えるんです。それから、元知事の松形さん、大正7年2月26日生まれで、あと5年したら生誕100年ということになります。それで、この元知事・松形さんを顕彰する事業を置県130年にちなんで

やっていたきたいということを提唱するものであります。いかがでしょうか、知事。

○知事(河野俊嗣君) 一つのアイデア、御提案をいただいたものというふうに受けとめております。松形元知事、今、るる御指摘がありましたように、6期24年という長きにわたる中で、さまざまな本県の礎、また、将来を見据えた施策というものに取り組んでこられたことに、大変敬意を表するものであります。先日の置県130年におきましても、ビデオでこれまでの歩みを振り返ってきたわけではありますが、松形知事を初め、さまざまな先人の皆様の努力というものを、感謝と敬意のもとに受けとめ、それを未来へつないでいくことが我々の責務であるというふうに考えておるところでございます。こうした努力と貢献の上に今の我々があるということを、決して忘れてはならないというふうに考えております。今の具体的な顕彰ということにつきましては、関係する皆様の御意見もいただきながら、今後考えてまいりたいというふうに考えております。

○中野一則議員 大きな節目ですから、こういう置県130年とかそういうときでない、しかも本人が生きておれば100歳になるという記念するときですから、いい節目だと思うんです。ぜひ前向きに検討してください。河野知事のことは置県150年のときに我々はまた考えますので、やはりここは先輩を立てて、やるべきところはやっておくと。そうしないと我が番は回ってこないよということになるかと思えます。

次に、農業政策についてということで質問させていただきます。

政府の農業成長戦略が全部出そろいました。企業の農業参入促進、10年間で農家所得を倍増する、農林水産物の輸出を1兆円に拡大する、

6次化で市場規模を10倍にする、10兆円に拡大していくということ等であります。これはどれを見ても企業優先ですよ。我々も所属している自民党でありながらこういうことを言うのもおかしいと思いますが、どうも私は企業優先であるという気がしてなりません。それから、宮崎県も、成長産業、その1丁目1番地は、いつも、フードビジネス、フードビジネスといろんな人が言われますが、これも実際は企業優先の方向にあるのではなからうかという気がしてなりません。それで、この前は、担当部にお願いして一部調査をしていただきましたが、企業参入が増加傾向にあるということを端的に示すために調べた結果ですが、平成21年に企業参入の補助金が2件あったものが、22年には3件、23年には6件、24年には7件になっております。金額も、平成21年は1億8,000万であったものが、24年には3億9,700万ということで約4億近くになっていると。そして、25年度はまだ具体的に把握していないという答弁でありました。じわじわと農家のほうから企業優先の方向にあるのではなからうか、このような気がしてならぬわけでありまして。それで、農政水産部長は、このような状況、実態をどのように評価されておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県における企業の農業参入につきましては、フードビジネス振興構想の中でも、本県農業の持つポテンシャルをさらに高めていくものとして、積極的に推進することにいたしております。一方、参入企業におきましては、地域と調和をしながら発展していただくことが前提となりますので、今年度創設いたしました県の事業である、「農」と「企業」のみやざきフードビジネス創出事業なども活用しながら、農業者とお互いの強みを

尊重したパートナーシップを構築できる企業に絞って、支援の対象としているところでございます。今後とも、本県農業を牽引する意欲ある農業者あるいは企業の支援に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 やはり農政は農家が中心であるべきだと、こう思いますが、農業者とパートナーシップをとって云々と言われますけれども、じわじわと企業に偏重していく、企業中心になっていくという方向にあると思います。昔はなかったんだから。それが今日はこういうふうにならなくてきているんですから、注意をしてもらいたいと、こう思います。やはり農家が中心であるべき、農家が遠ざけられるようなことがないようにお願いしたい。

では、今、農家をどのように育成されようとしているのか。きちんと、みずから自立経営が可能なのか。そういうモデルとなる農家の経営規模を端的に教えていただきたいと思っております。私が2～3挙げますので、お答えいただきたいと思っておりますが、畜産から、肉用繁殖牛は生産牛が何頭あれば自立できるのか、同じく、酪農では乳牛が何頭か。養豚一貫経営では母豚が何頭か。ブロイラーでは飼育羽数が何万羽か。米・野菜類では、米は何ヘクタールの面積が必要なのか、そして、野菜は全部ハウスということでお尋ねしたいと思います。ピーマン、キュウリ、マンゴー、こういうものはハウス面積が何平米必要なのか。それから、花卉では、菊が、これはハウスですが、ハウス面積が何平米必要なのか、その数字を教えていただきたいと思っております。

○農政水産部長（緒方文彦君） 具体的な数字でございましてけれども、これは経営体営農方式、個別経営体とありますけれども、これで指

針を示しております。この中で個別に申し上げますと、例えば水稲基幹型というのがございまして、これですと、早期水稲5ヘクタール、受託面積が30ヘクタール、早期水稲の育苗と抑制キュウリを入れて目標の所得を達成しようといたしております。宮崎の場合、水稲単作ではなかなか難しいと考えておまして、水稲とキュウリ等を合わせた作型としているところでございます。

それから、施設野菜で、キュウリでございませぬけれども、3,087平米、30アールでございませぬ。それから、ピーマンの場合は44アール。電照菊、施設の花弁専業でございませぬが、53アール。果樹、マンゴーの場合ですが、これは早期と後期がありますけれども、20アールと後期が18アール。それから、酪農でございませぬけれども、酪農牛80頭でございませぬ。それから、肉用牛の場合、70頭と飼料作物が必要でございませぬ。先ほどのは肉用牛の繁殖牛でございませぬ。それから、養豚でございませぬが、養豚一貫で120頭、ブロイラー専業でブロイラー6万羽、これが基本的な指標となっております。以上でございませぬ。

○中野一則議員 こういう数字では、とてもじゃないけど自立した経営はできませんよ。甘い見通しですよ。ならば、養豚を、さつき120頭と言われましたか、300頭ふやすんだということでも自立できるということで、この前の議会ではそれも提案されているじゃないですか、補助金を。全くかけ離れた数字ですよ。そのぐらいしか、まだ宮崎県の農政としてはきちんとしたものを把握されていない。米の問題もあやふやな答弁をされました。私は、この辺をきちんと整理して、個々の農家が、経営体が、園芸なら園芸、普通作なら普通作、畜産なら畜産、どうい

う規模であれば生産が持続されるのか、そこで生活ができるのかということをごきちんとして、それを示して、それに近づけるように政策を打っていくという農政でなければいけないと、こう思うんです。片や企業にはどんどん補助金がふえていく。それではいかなものかというふうに思います。

それで、うがった質問になるかもしれませんが、立派な農業政策をすれば、県庁職員も、県庁に勤めるよりも就農したほうがましだということで、農家に走るということも考えられますよね。また、そのぐらいの農政でなければいかなはずなんです。それで、私が中途退職を奨励するわけではありませんが、過去5年間に、県庁職員が就農したいということで中途退職された人が何名いるのか。これは漁業、林業を含めて、総務部長、お答え願いたいと思います。

○総務部長(四本 孝君) 過去の5年間で知事部局を退職した職員は、合計で775名、うち196名が定年前の退職でございませぬ。具体的に退職後に農林水産業を営んでいる人数というのは、数としては把握をしておりませぬが、私が個人的にいろいろ知っている中でも、農業職を初め、事務職といいますか行政職の中でも、何人かは農業をやっておられるというふうに承知しております。

○中野一則議員 それは5年以内の話ですか。

○総務部長(四本 孝君) 今申し上げた退職者数の数字というのは5年間の数字でありますし、私が存じ上げている農業をやっておられる方というのは、5年より以前の方もおられますし、5年以内の方もおられるところであります。

○中野一則議員 5年以内に就農した人が何人いるかと聞いているんだから、それをぴしゃっ

と把握するぐらい、そのぐらいの農政をしてほしいということなんです。奨励はしませんよ、奨励はしません、今まで言ったのは、T P P云々は考えずに、さっきの経営面積等はお願いしたんです。T P Pが来月からいよいよ交渉が始まれば大変なことになりますよ。これを認めていけば、日本の農業は完全に崩壊する。農村も崩壊をする。そういう方向にあると。だから、我々は断固反対、今でも反対なんです。3月7日に農林大臣に知事が要望書を提出されました。あの要望書を何回読んでも、反対の「は」の字も出ていないんです。だから、もっと知事もそのあたりを真剣に受けとめて、日本の農業が、宮崎県の農業が、林業が、漁業が崩壊しないように、農山漁村が崩壊しないように、リーダーとして確固たる政策を打ち出してくださいように、これはお願いをしておきたいと思えます。

余り時間がなくなりましたが、観光・交通・教育行政ということで、これは既にきのう、有岡議員が質問しました。それで、関係者から要望がありました。事務局の受け入れ、あるいは1万人を超えとできないから、県内全域でするためには担当職員を設けてほしい。あるいは全国ほんもの体験フォーラムがあるから、今のところ、1人職員を派遣するとなっているようですが、部長以下5名ぐらいはぜひ行ってほしい。今まで行ってないのは宮崎県だけであったと。そして、これが去年は徳島で1,600人参加してあったそうです。今回は山口・広島で2,000人規模であるということですので、商工観光労働部長、このことについてお答えを願いたいと思えます。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) ただいまお話のありました全国ほんもの体験フォーラム

は、全国の自治体や観光産業関係者などが一堂に集まり、体験型観光の教育効果や人材育成、農山漁村の活性化等について、情報交換を図るために開催されているものであります。県といたしましても、体験型観光を推進する上で、先進地の事例や実務担当者の体験などを直接伺うことのできる貴重な機会であると考えておりますので、幹部職員の参加を含め、検討してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 久しく宮崎県に修学旅行者が来ない、来ないと言ってきたわけですが、平成30年には、西諸だけで1万人を受け入れられるという構想もあります。考え方によっては何十万という数字になると思いますので、教育委員会を含めて努力していただきたい、こう思います。

以上で質問を終わります。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時33分休憩

午後1時0分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、井本英雄議員。

○井本英雄議員〔登壇〕(拍手) それでは、最後の番になりましたけれども、お疲れでしょうから、眠たい人は眠っておってください。

先日、私も県職員OBと飲む機会がありました。そのときの県職員OBが言うことには、「松形知事ときは、松形知事から事あるごとに直接電話がかかってきた。下手すると土日の休みのときにも電話がかかってきて県庁まで来なきゃいかんかった。ところが、今の知事はそ

んなことはないらしいね」、こういうことでありました。松形知事は恐らく四六時中宮崎県のことを考えておったんだろうと思うんです。だから、ふといろんなアイデアなり、こうしたらいいんじゃないか、ああしたらいいんじゃないかという思いが出てくるわけです。それを担当の県庁職員に電話して「ちょっと出てこい」と、こういうふうなことだったんだろうと思うんです。知事も恐らく宮崎県のことでも頭がいっぱいじゃないかと思っておるんですけれども、いろんな考えが浮かんできたりしたときには一体どうされるのか。誰か相談する人がおるのか、それとも1人で静かに考えるのか。知事も県の職員をこき使って、宮崎県をよくするためにリーダーシップを大いに発揮していただきたいと思うわけでありまして、これが第1の質問でありまして、知事の御見解をお聞かせ願えたらと思います。

演壇での質問をこれで終わります。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

県政に対する思いと職員とのコミュニケーション、この2点についてでございます。松形知事の電話というものは、これまでこの議会でも何度も取り上げられたところでございます。その熱い思いというものをしっかり私も学ばなければなと思ひながら、いつも拝聴しておるところでございますが、私も、今御指摘がありましたように、県政に対する重責に向かい合うに当たって、常に宮崎県の発展のことを心がけるようにしておるところでございます。特に県外に出ましたときも、最近では危機管理に対する意識の徹底もでございますので、常にそういう思いは抱いていたいと思っております。

その上で、いろんなアイデアが浮かんだとき、また職員に対するコミュニケーションの問題ということでございます。知事室での協議の際はもちろんのこと、移動中の車の中からも、また自宅からでも、秘書や職員に対し電話、メールなどで指示を行うということはしておるところでございます。また、それ以外にも、メールなりで全職員に向けて自分の思いなりを伝えるということもでございます。また、ツイッター、フェイスブック、ブログで自分の経験したこと、また思ったことを述べるというようなこともしておりまして、今の時代ならではのさまざまなツールを使いながらしっかりとコミュニケーションを図り、もちろんフェイス・ツー・フェイスの思いを伝えるという場面は大変重要なわけでございます。これからも常に宮崎のことを頭に、また宮崎の発展のため尽くしながら、しっかりと職員とのコミュニケーションを図って全庁一丸となって取り組んでまいりたい、そのように考えておるところでございます。以上であります。[降壇]

○井本英雄議員 ありがとうございます。

先日、北浦と蒲江間の高速道路が通りました。私も早速、蒲江のほうに行ってみました。蒲江のほうに行ったら、「歓迎」という旗がぱつと立っているんです。そして、「こちらのほうが道の駅です」とか、「マンボウがこちらにあります」とか案内が書いてあるんです。あれ、北浦を通ってきたけれども北浦はどうだったかなと思って、帰りがけ北浦を見てきましたら、北浦は何もないというか、どこが道の駅かも何も書いていない。なるほど、大分県と宮崎県ではこんなに違うものかな、大分県というのはしっかりしたものだなと思ったんです。聞くところによると、2年後ですか、大分一佐伯間

が開通した後のことを見計らって、大分のデパートは延岡市のほうに広告をかけておる。ところが、延岡市のほうは向こうに果たして広告をかけているのか。高速道路ができれば隣町と隣町が近くなるわけです。今でさえも地域間競争でありますけれども、これから本当に地域間競争になる。そういう感覚が宮崎県側には欠落しているんじゃないかと私は思うんであります。知事、その辺はどう思いますか。

○知事（河野俊嗣君） 大変重要な御指摘をいただいたものと思っております。東九州道の整備が大きく進む、本県の歴史の上でもさらなる発展に向けた大きな転換点を迎えようとしておるわけでございますが、御指摘のとおり本格的な競争にさらされる。ある意味、うかうかしていると都市部へと人や金が流出したり、地域が単なる通過点となってしまうという懸念があるわけでございます。私どもは、利便性が高まるのに歩調を合わせてしっかりとPRに努めていく、また地域間競争に打ちかかっていく。東九州の新時代における地域間競争を勝ち抜くんだ、そういう強い決意で取り組んでいく必要があるかと考えております。

延岡市におきましては、これまでも高速道路の開通を見据えて、道の駅などの機能強化や地域の魅力発信に取り組むとともに、ことし3月には、県や市町村及び県内の観光団体が連携して、大分県へ観光キャラバン隊を派遣しておるところでございます。今後とも他県に負けないように、東九州自動車道の整備効果を最大限に県全体の発展に結びつけていくように取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 次は、アベノミクスについてお聞きしたいと思います。私はアベノミクスを否定するものではありませんし、むしろぜひと

も成功していただきたいと思っております。ただ、時代はアベノミクスを必要としているんだろうかと疑問を持っております。日本は既に成熟社会に入っております。アダム・スミスもケインズもシュンペーターも、「資本主義が高度に発達した段階では経済成長はとまる」と言っております。日本、ヨーロッパ、アメリカにはそういう時代が来ているのではないかと私は思っております。

戦後、日本はただひたすら経済的発展を目指して頑張ってまいりました。しかし、その結果が年間3万人以上の自殺者であります。格差も広がっております。今、日本人が最も望んでいるものは何でしょうか。私は、安心できる安定した生活ではないかと思うのであります。民間に1,000何百兆円かの預金があるのになぜ使われないのか、将来に対する不安があるからではないでしょうか。いつどうなるかわからない世の中、お金しか信じられない世の中になっているのではないのでしょうか。私は、国民の安心できる安定した生活を実現するために、日本の政治は、富の再分配、社会保障の充実の方向にかじを切るべきではないかと思っております。安心できる安定した生活が保障されるならば、1,000何百兆円の財布のひもも緩くなるのではないのでしょうか。そうすれば需要が生まれ、デフレも克服できるのではないのでしょうか。デフレというのは、そもそも需要よりも供給が多いという状況であります。そもそもまたアベノミクスの主たる目的もデフレ克服であったはずであります。もしアベノミクスが成功しても、結局大企業と資産家がもうけるだけで、ますます格差が広がるのではないかと私は懸念しております。そこで、現在の日本は経済偏重主義と考えますが、成熟社会となった日本にはもっとふさわし

い理念があるべきではないかと考えます。知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) アベノミクスについての御指摘でございました。この成果が都市部とか大企業のみには享受されるのではなく、本県のような地方、中小企業、ひいては国民全体に広く行き渡って長期的に持続可能な社会が構築される、これが大事だと考えております。その上で、今御指摘がありましたように、経済的な豊かさは大切なことではありますが、日本のような成熟した社会におきましては、それだけではなく、経済的豊かさ以外の真の意味での豊かさが求められるのではないかと。本県の総合長期計画におきましては、「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」を基本目標に掲げておられて、これからの時代にふさわしい県民の幸せや真の豊かさの実現に向けて取り組んでおるところでございます。

私は、人の幸せや希望には、一定の経済的な豊かさに加えまして、家族や友人、学校などでの心のつながりや地域の支え合い、また豊かで美しい自然や環境、そして、それらに支えられた健康や医療の充実などが必要であると考えておるところでございます。宮崎はまさにそういったものに恵まれておるところでございます。こうしたものに改めて価値を見出し、さらに磨きをかけていくことが、本当の豊かさにつながるのではないかと考えておりますし、宮崎もその方向でしっかりと努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次に、道州制についてお聞きをいたします。

政権与党の自民党が基本法案を提出しようとしておられて、ここに来て道州制もにわかに現実味を帯びてまいりました。私は今まで、基

本的に道州制はいいんじゃないかなと思っておりました。しかし今、ちょっと待てという気持ちになっております。納得できない疑問点がたくさんあるからであります。細かい点まで挙げてみると30ほどありましたけれども、時間もありませんので、今回9つばかりにまとめてまいりました。知事の御見解をお聞かせ願えたらと思います。

そもそも道州制の議論は、中央集権制に制度疲労が来た、この制度疲労を何とかせにゃいかん、その反省として地方分権の流れの中から道州制が出てきたのではないかと考えております。ところが、中央政府については全く議論がなく、受け皿である道州のほうだけしか議論がなされていない。これはおかしい、逆じゃないかと私は思うのであります。まず中央政府のあり方を議論すべきであると思います。知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) そこがまさに道州制を議論するに当たりまして重要なポイントでありまして、地方制度だけをどうこうする話ではない。国の統治のあり方を明治以来の中央集権型の行政システムから抜本的に見直す必要があるのではないかと。国民生活に大きな影響を及ぼすものでありますので、しっかりとした基本理念や制度設計が必要になってくるわけですが、そのそもそものところを忘れてはならないと考えております。私ども知事会などでもよく議論するんですが、何か、合併して都道府県がなくなる、そこばかりが強調されておるような議論に聞こえるわけでありまして。地方のあり方のみを先行して議論をしたり、結論やスケジュールありきで拙速に進められることがあってはならないと考えております。人口減少社会が到来し、グローバルなレベルでの競争が激化する

中であります。我が国の発展や安定のために、国が本来果たすべき役割は何なのか、地方は何を担うべきなのかということについて、まずはしっかりとした国民的な議論が必要であろうと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。そのとおりです。

次に、中央集権制が制度疲労を起こしたから道州制を導入するというのは、また短絡的な考え方ではないか、不都合なところを是正改良していくこともできるのではないかと思うのであります。例えば広域連合とか県同士の合併などということも考えられるのではないかと思うのであります。知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 時代変化に対応して地方分権を推進する、住民に身近な事務はできる限り地方が担い、また国は本来あるべき外交、防衛等の業務にという国と地方のあり方をしっかりと見直していくという状況の中での議論であるわけでありまして、分権の選択肢の一つとして道州制があるわけでありまして、御指摘のように広域連合というのもあります。また政策連携、九州地方知事会などにおきましては、さまざまなテーマでの政策連合というものを、これまでも進めてきておるところでございます。そういった、いろんな選択肢の中の一つとして議論すべきであろうと考えております。

○井本英雄議員 次に、関東州というのができ上がると人口3,500万人の巨大な州になるそうでありまして、これでは最初から道州間に格差があることとなります。この格差をどのように是正するのか、結局は国に頼らざるを得ないことになってしまうのではないかと思います。知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 具体的にどういう区割りにするかにもよるわけでありまして、今御指摘の関東州のような経済的にも人口的にも巨大な道州ができた場合、それ以外の地方圏との間に極めて大きな経済的、財政的な格差が生じるわけでありまして、特に東京というガリバーをどう位置づけるのかというのは大変重要な課題になってまいりますし、難しい問題であろうと思っております。各道州の均衡ある発展を考えるに当たっては、財政力に応じた再配分の調整機能が不可欠となると考えております。

○井本英雄議員 次に、道州制は地方分権の延長線上にあると思っておりましたが、道州制の導入により、逆に行政と住民の距離が遠くなり、地方分権に逆行するのではないかとも思われます。20~30万人の基礎自治体、それと遠く離れた州都ともなれば、果たして地方分権の趣旨と合致すると言えるのでしょうか、知事の御見解をお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 今の一連のお尋ねは、道州制の制度設計に当たってのいろんなポイントということでございますが、現在、与党内で検討されております道州制推進基本法の骨子案におきましては、基礎自治体は、市町村の事務とともに、都道府県から移譲された住民に身近な事務を処理し、住民に直接かかわる事務について、みずから考え、みずから実践できる主体とするとされておるところであります。しかしながら、道州制の導入に当たりましては、基礎自治体の行財政基盤の強化が必要となりますし、広域化した道州内において住民の声が行政にきちんと届くよう、宮崎地域の住民ニーズをどのような仕組みで把握し、反映させるかという課題があることは事実であります。したがって、制度設計をするに当たりましては、地

方分権の趣旨や住民自治の観点も踏まえた議論がなされるべきだと考えております。

○井本英雄議員 次に、国の道州制導入は、行政のスリム化、効率化だけを目的としているのではないかとと思われることであります。道州制導入の目的には、住民の本当の幸せという観点が欠落しているような気がします。中央政府の策略に地方がまんまと乗せられた例は、私が思いつくだけでも幾つかあります。地方分権一括法ができたときには、いよいよ地方の時代が来るかと思いましたが、仕事だけ押しつけて裁量権は国が保持したままであります。三位一体改革では、6兆円もの予算を地方はまんまと削り取られてしまいました。平成の合併でも、私も旗振り役をやらされましたが、結局「合併しなければよかった」という恨み節の大合唱であります。つい先日は、地方公務員の給料を交付税を減らす方法でしゃにむに削減してしまいました。確かに、中央政府の借金は1,000兆円にやらんとするのでありますから、これを何とか減らしたいという気持ちはわかりますけれども、そのたびごとに地方は割を食わされているわけがあります。知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 地方分権の歩みについて、今、るる御指摘があったところでございます。確かに遅々として思うように進まないという部分はあるわけでございますが、それでも大きく眺めればそちらの方向に流れはあるのではないかという思いのもとに、これからもいろいろ努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

ただ、大変重要なポイントでありますのは、道州制のような国の統治のあり方を変える大きな改革が、国の行財政改革の手段として使われるようなことは絶対にあってはならないと考

えておるところでございます。我が国の発展、これからの我が国のあり方を考える上で、国の役割は何だ、地方の役割は何なんだというところのしっかりとした見きわめの上での議論が必要であろうと思っております。真の意味で自立をした地方が、みずからの責任と判断で住民目線に立って住民福祉の向上を図るためには、権限と安定的な税財源の一体的な確保が不可欠となりますので、今後とも、そういう意味での地方の立場をしっかりと主張した上での議論にしていく必要があるかと考えております。

○井本英雄議員 国の借金は1,000兆円という話がありましたけれども、一体この借金は国が払うのでしょうか、それとも地方が分担するのでしょうか。これも中央政府にまんまと乗せられそうな気がしておりますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) これも同様でございます。国の行財政改革の手段とならないように、制度設計の段階から——今御指摘のありましたような国の長期債務は、平成24年度末の時点で約1,000兆円にも達しておるということでございます。これを地方に押しつけられるようなことがあってはならないことだと考えておりますので、そうした観点からのしっかりとした検討がなされるべきだと考えております。

○井本英雄議員 次に、県を廃止して基礎自治体に県の持つ権限を一部移転させるためには、基礎自治体は20～30万人規模でなければなりません。そのためには、これ以上の合併を強制することになるのではないかと、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 基礎自治体の行財政基盤の抜本的な強化が、道州制を制度設計で考えるとすれば大変重要なことになってくるわけで

あります。制度設計に当たりましては、その役割を十分に担うことが難しい基礎自治体においては、基礎自治体間の水平連携や道州による補完等も柔軟に行うことができる仕組みなどについても検討が必要になる。昨日、地方制度調査会でも、水平補完とか垂直補完の議論がなされておるところでございます。行財政基盤の強化のために、議員の御指摘がありましたような市町村を強制的に合併させることについては、地方分権や住民自治という観点からも、あつてはならないものと考えておりまして、自治体みずからの判断で、合併するか否かはしっかりと検討がなされるべきだと考えております。

○井本英雄議員 最後にしますが、平成の市町村合併で周辺地域は廃れてしまっております。道州制を実施すれば、周辺地域に位置する宮崎県は廃れてしまうことになるのではないかと。道州制を導入して我が宮崎県にいいことはあるのか、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 道州制をめぐる議論、いろいろあるわけでございますが、州都への一極集中による道州内における地域間格差というものが懸念の大きな一つとして指摘をされておるところでありますし、宮崎が廃れてしまうような道州制の導入、またそういう制度設計には賛成するわけにはいかないと考えております。今後の議論に当たりましては、私は特に、九州のブロック内で既に生じている一極集中でありますとかインフラ整備などの格差を是正するとともに、道州内の均衡ある発展のために、各地域の特性を生かした政策ビジョンの策定や、地域の実情を把握し施策に反映する仕組みの構築などを強く主張していく必要があるものと考えております。

○井本英雄議員 まだまだ疑問点はたくさんあ

ります。これは国のあり方を決める大きな問題でありまして、軽々に動くべきではないと思っております。もっと議論を尽くすべきだと思っております。小選挙区制度も鳴り物入りで導入しましたが、今は反対する人がたくさんおります。選挙のたびごとに何々チルドレンとか何々ベビーが生まれるようでは政治が安定いたしません。道州制は小選挙区制の比ではありません。しまったと思っても、やりかえることができないのであります。何とぞ慎重に議論を進めていただきたいと思いますと思っております。

次に、漁業の将来についてお聞きしたいと思います。今までの日本の漁業資源保全のあり方について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(緒方文彦君) 我が国では、イセエビやヒラメといった沿岸に広く分布するものから、カツオ、マグロのように広く回遊するものまで多種多様な水産資源を対象にして、数多くの漁業者によって、さまざまな漁法を用いた漁業が営まれております。このような中で、資源管理のあり方といたしましては、漁業権免許による漁業者の自主管理と、漁船の数や規模、漁法や漁具の大きさ等のいわゆる「獲る能力」を制限する漁業許可制度の2つの方法が用いられております。このような規制に加えまして、主要な魚種につきましては、直接漁獲量を規制するTAC制度により管理しているところでもあります。

○井本英雄議員 私も勉強してみますと、ノルウェーでは漁業者で1,000万円の年収がある人がざらだというんです。もちろん補助金も国は一銭も出しておりません。なぜそんなことが起きるのか。実は1970年代中ごろまでのノルウェーの漁業は補助金漬けで経営は破綻しておりました。過当競争によって魚を乱獲したため資源が

枯渇、その結果経営は破綻し、補助金漬けとなったものであります。今の日本の状況とよく似ております。ノルウェーと日本の漁業の差は一体何なのか、漁業者の意識の差なのか——そうではありません。その違いは、国が適切な資源管理をしているかどうかであります。1996年に国際海洋法条約が日本でも批准され、7種の魚種について総漁業可能量を認定したTAC法が制定されました。さっき部長が言われたTAC法であります。TACという大きな枠の中で、日本の漁業の方式はオリンピック方式と言われております。そして、ノルウェーの方式はIQ方式と言われております。では、オリンピック方式とIQ方式はどこが違うのか。私が説明してもいいのですけれども、執行部に説明していただいたほうが正確であろうと思いますので、メリット、デメリットも含めて農政水産部長よろしくお願ひします。

○農政水産部長（緒方文彦君） まず、TAC制度とはということでございますけれども、魚種ごとの資源評価に基づきまして一定の資源量を維持させることが可能な漁獲量の上限を年単位で決定して、これが守られるよう管理するものでございます。このTAC制度における管理方法は、オリンピック方式と個別配分方式、いわゆるIQ方式の2つに大別されますけれども、オリンピック方式では、漁獲可能量の全体量を漁業者全員で競争し、とり合うため、個々の漁業者における過剰な投資などコストが増大する一方で、制度の管理コストが比較的少ないとされております。これに対しましてIQ方式は、漁獲可能量を分割して、あらかじめ個々の漁業者に割り当てる方式でございます。漁業者みずからが計画的に漁獲できるため、漁獲競争に陥らず過剰な投資が抑制される一方、管理

にかかるコストが大きいとされております。

○井本英雄議員 それで、日本はなぜIQ方式をとらないのか、その辺のところを農政水産部長にお聞きします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 平成20年度に行われた、国における「TAC制度等の検討に係る有識者懇談会」におきましては、IQ方式を導入することについて、多大なコストがかかること、漁獲可能量を適正かつ公平に配分するためには、漁獲量をこれまで以上に迅速かつ的確に把握する必要があること、さらに、IQ方式の導入についての漁業者の賛同が得られていないことなどから、全面的に導入することは適切ではないとされたところであると承知いたしております。

○井本英雄議員 IQ方式の一種にITQ方式というのがありますが、これは漁獲枠を自由に譲渡できるという制度であります。IQないしITQ方式を認めている国は、ノルウェーを初めとし、アイスランド、デンマーク、ニュージーランド、オーストラリア、アメリカ、イギリス、スペイン、お隣の韓国も踏み切りました。この方式は預金に例えますと、元本に手をつけずに利子だけで食っていくという考えでありますから、利子だけで食べていける漁業者というのは限られてしまうんです。ですから、これをどういうふうに振り割るかということは非常に大変だ。この辺が国がIQ方式に乗らない一つのネックであります。もう一つは、元本をどのくらいのものなのか計量、測定する、これも大変なことでお金がかかります。これもまた、国がIQ方式をとらないネックになっていると思います。しかし、世界の大きな流れはIQまたはITQ方式であり、今これに手をつけなければ、日本は手おくれになる可能性があると思

います。日本は余りに漁業資源が豊富なために、逆に手を打つのがおくれたのではないのでしょうか。今こそ、日本もオリンピック方式をやめて、I QないしI T Q方式を取り入れるべきであると思います。知事はどのようにお考えか、できれば国に対してI Q方式にしてほしいと提言をしてほしいと思うのでありますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 漁獲量の低迷などに悩みます水産業、漁業の将来を考えた上で、資源管理というのは大変重要な課題であろうと考えております。その上でI Q方式は一つの有効な方法であると受けとめておりますが、我が国、また本県の実情を考えますと、ノルウェー等諸外国と比べまして漁業者数や漁船数が大変数が多い、管理に多大なコストがかかるという課題がありまして、現時点で直ちに推進するのは困難ではないかと考えております。漁業を取り巻く状況は、資源の減少のみならず、燃油価格の高騰、また魚価の低迷など大変厳しい状況にあると認識をしておりますので、県としては、今後とも国に対し本県漁業の実情を訴え、まずは、漁業の収益性の向上に向けた必要な施策について、積極的に提案、要望してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 知事の答えとしては、今のところはしょうがないでしょう。しかし、私は今後はI Q方式でなければ日本は生きていけないんじゃないかと思っております。

次は、フードビジネスについてお聞きいたします。

日本はここ数年、デフレ基調で移行しておりますが、デフレというのは、需要より供給が大きということであり、物が余っているということでもあります。すなわち、消費者は満腹状態

であるということでもあります。加えて日本は成熟社会に入っており、昔のように経済規模が目に見えて大きくなるということは考えられません。パイはこれ以上大きくならないし、需要は頭打ちのところ、新しい需要を喚起するのは並大抵のことではありません。ここでよく認識しておかなければならないことは、これは他県との競争であり、他県を出し抜かないと、需要のすき間に入っていきことはできない、そういう厳しい戦いであることを県は認識しておられるのか、総合政策部長にお聞きしたいと思います。

○総合政策部長（土持正弘君） 議員御指摘のとおり、我が国は、リーマンショックを契機とした需給ギャップの拡大から、いまだマイナスの状態にあり、今後、少子高齢化や人口減少による国内市場の縮小が予想される中、地域間の競争もますます厳しくなるなど、食関連産業を取り巻く情勢は決して容易ではないものと受けとめております。しかしながら、本県の豊富な農林水産物のポテンシャルを生かし、安全・安心な食品に関する消費者の関心の高まりや、ライフスタイルの変化等に伴います加工・製造品需要の拡大、新興国における経済成長や人口増など、国内外の多様なニーズにしっかりと対応した取り組みを行うことによりまして、本県のフードビジネスは地域の経済を支える基幹産業として、大きく成長する可能性があるものと考えているところであります。

○井本英雄議員 厳しいということを確認していただければ結構であります。

フードビジネスを成功させるためには、緻密な戦略が必要であります。孫子の兵法の中に、「己を知り、敵を知れば百選危うからず」というのがありますが、敵となる他県の戦略は研究

したのでしょうか。このフードビジネス構想は最上のものと言えるのでしょうか。この構想を立てるについては、民間の知恵も入れたのでしょうか、総合政策部長にお聞きいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） フードビジネス振興構想は、雇用の創出による地域経済の活性化や本県の将来を担う成長産業育成といった観点から、他県の取り組みも参考にしつつ、県が主体となって策定をしたものであります。フードビジネスは、県内の生産者や加工・製造業者、実需者、さらには介在する物流業者や融資を行う金融機関など、さまざまな企業が行う文字どおりビジネスでありますので、その主役はもちろん民間であるものと考えております。このため、構想の推進に当たりましては、県内産学官金の代表者で構成する「宮崎県フードビジネス推進会議」を立ち上げ、さまざまな意見をいただきながら進めることとしておるところでございますが、今後の県の役割としては、全県的な連携・協力体制の整備や機運の醸成、外部の専門家や研究機関などの活用によるマーケット情報の収集・提供、試験研究機関等における新商品開発の支援、さらには商談会の提供など、民間の皆様方のビジネスの機会が広がる環境の整備や個々の事業についての必要な後押しを行っていくものと考えておるところであります。

○井本英雄議員 もちろん具体的にはフードビジネスを展開するのは民間でありまして、行政の役割はそれをバックアップすることだろうと思います。「拡大」「挑戦」「イノベーション」と華々しくまとめたのは結構であります。何度も言うように供給サイドはもう目いっぱいなんです。供給サイドを幾らいじくっても——安くつくる、大量につくるということは可

能かもしれませんが、むしろいじくらないといかんところは需要サイドなんです。どんなものをつくるか、どんな方法で売るかに力を入れなきゃならん。どんな工夫をしておられるのか、総合政策部長にお聞きいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） 御指摘のとおり、フードビジネスを推進していく上では、需要者の求める品質や規格等に対応した、いわゆるマーケットインの視点を持って、農商工連携や6次産業化、ブランド力強化による販路拡大など、従来からの取り組みを加速化させますとともに、国内外の新たなニーズに対応していくことが大変重要であると考えております。このため、先ほど申し上げましたような外部専門家などのアドバイスをいただきながら、消費者の嗜好や需要の変化、海外市場の動向など、マーケットのニーズに対応した生産、加工、販売を総合的に展開してまいりますとともに、県産食材を使った新しい食べ方の開発や普及など需要の創出にも取り組むことにより新たな市場を獲得し、フードビジネスの成長産業化を図ってまいります。

○井本英雄議員 ひとつよろしくお願ひします。

次に、ひきこもり支援センターの設置についてお聞きいたしたいと思ひます。

まず、ひきこもりの原因をどのように理解しておられるのか、福祉保健部長にお聞きいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ひきこもりとは、長期に社会的参加を回避し、家庭にとどまり続けている状態をあらわすものであります。その原因につきましては、就職や進学などの環境の変化や人間関係によるストレス、あるいは精神疾患や発達障がいを伴うものなど、さ

まざまな要因が絡み合っていると考えます。実は先月、ちょうど1カ月ほど前でございますが、ひきこもりの家族会の皆さんから話を聞く機会がございました。その際にも、原因は単純に特定できるようなものではないということを改めて感じた次第でございます。

○井本英雄議員 このような質問をしたのも、ある教育に携わる方の講演会で、「ひきこもりは親の育て方が悪い」というようなことを聞いたものですから、そんなにはっきり言えるものかなと疑問に思ったからであります。不登校の3割がひきこもりになるそうでありましたが、その7割の子供の不登校の原因はすぐわかるそうであります。ですから何とか解決できる。ところが、あと3割のひきこもりになる子供たちの原因は、その子たちに聞いてもやっぱりわからんということで、それだからこそ、福祉保健部長が言われるように原因は特定できないということになるのではないかと思います。

そこで、教育長にお聞きしたいのでありますが、不登校、ひきこもりの原因については、福祉保健部長と同じような理解をしておられるのか、お聞かせください。

○教育長(飛田 洋君) 平成23年度の国の調査結果によりますと、不登校になったきっかけといたしましては、不安など情緒面にかかわる問題が26.5%と最も高く、次いで無気力が24.4%、友人関係をめぐる問題が14.7%となっております。そのほかにも学業不振などの問題も報告されております。不登校の原因につきましては、さまざまな要因が複雑に絡んでいる場合がほとんどでありますので、県教育委員会といたしましては、生徒指導に関する各種研修会や、それぞれの学校における不登校対策委員会におきまして、それぞれの原因や児童生徒に対する適切

な対応のあり方などについて、十分に周知するとともに、共通理解を図っているところでございます。各学校におきましては、このようなことを踏まえ、保護者と十分な連携を図り、保護者の思いを受けとめ、信頼関係を築きながら対応いたしますとともに、不登校に悩む児童生徒や保護者に寄り添いながら対応に努めているところでございます。

○井本英雄議員 先日の新見議員の質問に対して、県は、ひきこもりについては関係機関と連携して対応しているとのことでありました。ひきこもりに対応できる専門家を配置すべきではないかと思いますが、福祉保健部長の御見解をお聞かせください。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 先ほども答弁いたしましたでしたが、ひきこもりの原因は、さまざまな要因が絡み合っていると考えております。ひきこもりの相談・支援につきましては、現在、精神保健福祉センターや、昨年10月に開設いたしました「子ども・若者総合相談センター」などで対応しておりますが、これらの関係機関で、ひきこもりのそれぞれの要因に対応できる医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士などの専門家が業務に当たっているところでございます。

○井本英雄議員 私の言いたいことは、ひきこもりに対応できる専従の専門家を配置してほしいということでありまして、それがすなわち、「ひきこもり支援センター」の設置であるということならばそれでも結構であります。福祉保健部長の御見解をお聞かせください。

○福祉保健部長(佐藤健司君) ひきこもりの状態が長期化することは、本人が苦しむだけでなく、御家族も精神的、経済的に大きな負担を抱えることとなり、また社会的にも非常に大き

な損失につながるため、その対策は大変重要な課題と認識いたしております。このため今後、センターを設置している他県の状況も参考にしながら、本県にふさわしい支援体制の仕組みについて、さまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 何とぞひとつよろしく前向きにお願いいたします。

次に、教育に関して2～3質問させていただきます。

先日、延岡の恒富中学校の設立50周年記念事業におきまして、民間校長で有名な藤原和博さんの授業と一緒に参加することができました。それがきっかけで、藤原さんが書いた本を何冊か読ませていただきました。そこで感じたことを2～3質問させていただきたいと思います。藤原さんの本の中では、斜めの関係を大切にするために、「地域本部」という名称でありましたが、これをモデルとして学校支援地域本部事業が全国でも展開されていると聞いております。我が宮崎県における取り組みの状況と成果について、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 学校支援地域本部事業は、平成20年度から実施され、平成24年度には全国の576市区町村で実施されております。本県におきましても年度ごとに広がりを見せてきており、本年度、14市町村、37中学校区で実施されております。具体的には、私も見せていただきましたが、「のべおかはげまし隊」の方々の取り組みに見られるような学習指導の支援を初め、地域に伝わる伝統芸能の指導や登下校の見守り隊等、保護者だけでなく、地域の方々が、これまでに培われた知識や技能を生かされて、幅広い分野で支援をいただいております。児童生徒からは、「地域の伝統的な踊りを覚え

ることができ、練習は大変だけどとても誇りに思っている」「僕たちは多くの方から支えてもらっていることがわかった」などの感想が聞かれました。ボランティアの方々からは、「自分も資質向上を図りながら続けていきたい」「地域の方々との交友も深まってきている」というような御感想もいただくなど、児童生徒は地域の一員としての自覚が深まり、地域の方々には支援活動を通して自己実現につながるなど、地域全体の活性化が図られてきているものと考えております。

○井本英雄議員 なかなかいい制度であります。ひとつよろしく申し上げます。

藤原さんは、教育に携わり、また外国などを見てきて、教育の最終目的というのは「自立と貢献」ではないかと思いついたようであります。私もさまざまな学校の校訓とか教育方針を見てまいりましたけれども、「自立と貢献」というものに集約されるのではないかと感じております。教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 今、お考えを、深い共感と尊敬の念をもって聞かせていただきました。ことしの成人式のニュースで、成人した若者へのインタビューがあったんですが、「あなたは政治に何を求めますか」というインタビューに対して、「なぜそんなことを答えるんですか。私がインタビュアーだったら、「大人になったあなたは社会のために何ができますか」と聞きますよ」と答えました。東日本大震災で、遠藤美希さんという南三陸町の職員の方が命を賭して町民への避難を呼びかけられた姿は、まだ記憶にきちんと残されているものと思います。本県でも口蹄疫等では多くの方が、自分を犠牲にして他人のために御貢献をいただき

ました。

西郷南洲は、「命もいらず、名もいらず、官位も金もいらぬ人は、始末に困るもの也。この始末に困る人ならでは、艱難を共にして国家の大業は成し得られぬなり」との言葉を残しております。本県では、人が光を当てないことにも、地道にひたぶる心で取り組む若者、一隅を照らす若者、そして、よき評価など求めず、無言の賞賛を静かに感じることでできる若者など、自立し社会に貢献する、いわば名もなき英雄が育つ教育を求めていきたいと思っています。

○井本英雄議員 本当に熱い思いで、ありがとうございます。よろしくお願いします。

私は、21世紀に生きていくための学力というのは、自分で考え、自分で切り開いていく力を養成しなきゃならんと思っているわけですが、これは実はゆとり教育の目的でもありました。ゆとり教育の目的は非常によかったんだけれども、手段がどうも悪かったんだろうなと。これは挫折してしまいました。しかし、その目的は、PISAの試験でもあるように、リテラシー、いわゆる応用力を育む教育が今後なされなければならないと思っているわけでありまして、それで、藤原さんの「よのなか科」という授業がありました。これは、学校で教えられる知識を、世の中で知識と技術に変換する授業だそうでありまして、この教科によって、自分で考え、自分で切り開いていく力を身につけることができるのではないかと思ったわけでありまして、「よのなか科」のような授業は取り入れられているのか、教育長にお聞きします。

○教育長(飛田 洋君) 「よのなか科」というのは、専門家の力をかりて、学校で学んだ知識が世の中、実社会でどう生きていくかという

ことを勉強する取り組みだと思いますが、生徒みずからが実感しながら課題を追求する意義ある取り組みです。本県におきましても、美郷町の美郷科では、小学校において地域の歴史や文化について考えたりまとめたりする学習を行い、中学校では観光とかまちおこしについての施策を考え、最終的に子ども議会の場で町長さんや議員の皆さんに提言をする、そんな取り組みがなされております。高等学校では、妻高校においてバーチャル市役所という取り組みがあるんですが、市役所の担当課に高校生がインタビューに行って市政の課題を聞いて、それを自分たちの提言にまとめて、最終的に報告をする取り組みがされております。このような取り組みというのはいろんな形がありますが、いろいろ形を変えながら総合的な学習の時間などで行われております。

○井本英雄議員 今までのようにマル・バツの教育じゃなくて、答えが1つしかないという教育じゃなくて、答えは幾つでもあるんですよ、そういう教育を今後していかにやいかんだろうと思いますので、よろしくひとつお願いします。

最後に、道路の整備についてお聞きします。

延岡南道路については、昨日、河野議員が質問されましたので、私のほうからは質問はいたしません。

しかし、5月以降、宮崎県の高速度道路建設については、びっくりするようないいことが続いております。5月15日に、平成25年度国土交通省予算の当初配分箇所づけが公表されました。直轄高速道路事業予算は、九州7県で第1位となる213億円余が配分されました。2番目に、高速道路予算は、計画どおり事業を進めるために十分な額が配分されました。3番目に、九州中

中央自動車道の未事業化区間のうち高千穂一蘇陽間に、概略ルートの構造の検討を行う調査費が計上され、事業化に向けて前進しました。それから5月29日、東九州自動車道の未事業化区間で、日南一志布志間で計画段階評価のための九州地方小委員会の第1回審議が開催され、事業化に向けた作業が進捗中である。6月11日には、県内初めてのスマートインターチェンジが、3カ所同時に連結許可されました。6月14日、平成25年度予算を踏まえた道路事業の開通見通し等が、次のように公表されました。1つ、九州自動車道北浦一須美江間の開通予定年度が、平成28年度から平成26年度に2年前倒しされました。2つ、東九州自動車道北郷一日南間の開通予定年度が、平成29年度と初めて明示されました。3つ、九州中央自動車道の高千穂日之影道路が、今年度から工事着手することが明示されました。

次から次にこういうのが出てきてびっくりしておるところであります。これはもしかすると内田副知事効果じゃないのかなと内心思っているところでもあります。先日、国土交通省に陳情に参りましたら、何人かの人たちから、「うちの内田を頼むよ、内田を頼むよ」と言われまして、内田副知事もえらくみんなから愛されているんだなとびっくりした次第でありましたけれども。できましたらこの調子で延岡南道路もやってもらえんか。副知事、御意見をお願いしたいと思うんですが。

○副知事（内田欽也君） 延岡南道路につきましては、一般有料道路として建設されておりました。現在、債務返済の期限が平成62年ということになっておりますので、現行制度としては、直ちに無料化をすることは難しい状況にあります。ただ一方で、つい先日、国の審議会の

中間答申が示されてきて、この中では、混在している有料区間と無料区間の整理を検討すべきだと。例えば無料化社会実験の結果を踏まえる、あるいは施設の有効活用の観点から有料、無料の整理を検討する、こんな指摘が行われているところがございます。したがって、まずは国におけるこうした議論を十分に注視し、情報収集に努めまして、国の施策の動向について見きわめを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○井本英雄議員 何とぞひとつよろしく願い申し上げます。

それから県道上祝子綱の瀬線の整備につきましては、先日、内村議員が質問され、一部改良ということではありますが、上鹿川までの改良の予定はあるのか、いつまでにやれるのか、わかったら教えていただきたいと思っております。県土整備部長お願いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 上鹿川地区までの道路整備につきましては、これまで片内工区や瀧下工区において、待避所設置や部分的な拡幅工事を実施してきたところございまして、今年度は、菅原工区において拡幅工事等を行う予定としております。今後とも、地域の生活道路として車両が安全に走行できますよう、残る区間につきましても、引き続き整備を進めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 いつまでやるかということはおわかりませんか。

○県土整備部長（大田原宣治君） これからまた検討を続けていきたいと思っております。

○井本英雄議員 よろしくひとつお願いします。

上鹿川と上祝子の間を何とかつなげてほしいと前にも質問しましたが、地元の要望は強いも

のがあります。これで2度目の質問でありますけれども、道路整備の予定について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 当路線の未供用区間につきましては、地形が急峻で標高差も非常に大きく、さらに一部が祖母傾国定公園に指定されておりまして、自然環境保全の観点などからも、道路整備は非常に厳しい状況にあります。このようなことから、ことし5月に、森林管理署や延岡市などの道路管理者の皆さんと一緒に現地踏査を行ったところでございます。今後は、県道や市道、林道など地域の道路ネットワークの現状を踏まえまして、道路整備の手法を含め、その可能性について、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 未整備区間が6キロでしたか。わずか6キロです。何とかひとつお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

稲用副知事の奥さんが上鹿川の出身でありますけれども、この件について御意見をお聞かせください。

○副知事（稲用博美君） 個人的なあれは別にしまして、今、県土整備部長がお答えしましたように、いろんなことで今、現地踏査をして方法を探っているということですので、その辺のところをしっかりと見守っていきたいと思います。

○井本英雄議員 見守るだけじゃだめです。今は実行する立場にあるわけですから、何とかひとつ前向きにお願い申し上げます。奥さんのふるさとなだから、よろしく申し上げます。

知事にも無理を言いまして、上鹿川まで来ていただきました。県道上祝子綱の瀬線を通って現地に行かれた、その感想をお聞かせ願えたらと思います。

○知事（河野俊嗣君） 昨年7月、議員のお誘いをいただき、急峻な地形を縫うような県道を車で走りまして、初めて上鹿川地区を訪問したところでもあります。道路を走っている最中は、本当にこの先に集落があるんだろうかという思いでたどり着いたわけでございますが、そこで稲用副知事の義理のお母様を含めた、いきいき集落の皆様の大歓迎を受けまして、道路整備を含む熱い思いを感じたところでございます。本当にいい地域ですね。この沿線には、比叡山、矢筈岳、また鹿川溪谷、鹿川のキャンプ場もすばらしいものだと思いますし、観光資源としても大きな魅力を感じたところであります。

○井本英雄議員 ひとつ何とか、これをつなげるように、よろしく願い申し上げまして、ちょっと時間は余りましたが、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○福田作弥議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案第13号採決

○福田作弥議長 ここで、さきに提案のありました公安委員会委員の任命の同意についての議案第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑並びに討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第13号についてお諮りいたします。

本案については同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第 1 号から第12号まで、議案第14号
及び報告第 1 号並びに請願委員会付託

○福田作弥議長 次に、今回提案されました議案第 1 号から第12号まで、議案第14号及び報告第 1 号の各号議案について、質疑の通告はありません。

当該議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす19日から24日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、25日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時 1 分散会

6月25日（火）

平成 25 年 6 月 25 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	(同)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修 一 郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕 次 郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治 史
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋 章
公 安 委 員 長	山 崎 殖 浩
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 長	村 社 秀 繼

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	山 内 武 一 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治 臣
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一

◎ 常任委員長審査結果報告

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第12号まで、議案第14号及び報告第1号の各号議案、請願第32号及び第33号並びに継続審査中の請願第26号、第27号及び第30号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件及び新規請願1件の計9件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第14号及び請願第30号については賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

また、全会一致で採択いたしました請願第33号に基づき、「運送業界に深刻な影響を与える軽油価格高騰の抑制を求める意見書」を発議することといたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので

あり、55億7,600万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、国庫支出金3億4,600万円余、繰入金52億2,900万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,716億7,600万円余となります。このうち総合政策部所管の予算は7,800万円余の増額補正であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は141億1,300万円余となっております。

このうち、消費者行政活性化基金事業についてであります。

この基金事業は、消費者行政活性化のための事業を実施するものであり、今回の補正により、テレビ、新聞、映画館での広告など消費者トラブル防止のための啓発強化や、消費生活相談員の研修派遣、無料弁護士相談会の開催など相談体制の充実に取り組むほか、市町村が実施する啓発事業及び相談事業に対して補助を行うものであります。

このことについて、委員より、「この基金事業は25年度末で終了するが、その後どのように対応するのか」との質疑があり、当局より、「基金により消費者行政の強化ができていたところではあるが、基金事業が終了したとしても、現在の相談体制等を維持することはできる。高齢者等に対していかに情報を伝えるかなどの課題もあるが、今後とも効果的な啓発に努めたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、この基金事業の終了により消費者行政が停滞することのないよう努めるとともに、引き続き、消費者が適切に対応できるよう情報提供や相談体制を充実させることを要望いたします。

次に、宮崎県県民意識調査についてであります。

この調査は、今後の県政運営や政策評価、また新たな施策立案の検討材料として活用するため、県が取り組んでいる施策や日ごろの活動などについてアンケート調査を実施しているものであります。

このことについて、委員より、「現在の手法では宮崎市中心の回答結果となるため、各地域の状況が分析できるようエリアごとに分けてみるかどうか」との意見があり、当局より、「各部各課でもさらに詳細な調査等も行っており、これらとあわせ、より実態が把握できる調査となるよう工夫したい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「回答率が低下しているようだが、県政への参加意識の向上を図るため、アンケートの内容を工夫するなど検討していただきたい」との要望がありました。

次に、フードビジネス振興構想の具体化に向けた取り組みについてであります。

このことについて、委員より、「他県でもフードビジネスに取り組んでいるが、宮崎ならではの特徴は何か」との質疑があり、当局より、「消費者から見たとき宮崎がどう見えているのか、そこをうまく捉まえてブランド化していきたい。食にかかわらず、太陽や緑、神話などの宮崎全体のイメージともうまく絡めながら、効果的な打ち出しができないか検討している」との答弁がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「焼酎の販路等を拡大するには、相手先の文化を考慮するとともに、酒税法の運用等も含めて研究していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、宮崎ならではのフードビジネスを展開するとともに、各関係者との緊密な連携のもと、県民所得の向上や雇用

の場の創出につなげていただくよう強く要望いたします。

次に、一般職及び特別職の給料の減額措置についてであります。

これは、閣議決定に基づく国からの要請や地方交付税が減額されたこと、他県の取り組み状況等を踏まえ、期間を限定して行うものであります。

このことについて、委員より、「来年4月以降、地方交付税がもとに戻る見込みはあるか」との質疑があり、当局より、「骨太の方針では地方交付税の見直しについて記載されているが、総額の確保はもちろんのこと、算定方法に農業産出額や高齢者人口比率などの指標を盛り込むことも含めて、他県とも連携しつつ、国に対して効果的に要望していきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「地方交付税制度が本来のあり方となるよう知恵を出して対応していただきたい」との要望がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「地域経済や職員の士気等への影響を考慮したとき、県民サービスの低下を一定程度に抑えることができるならば、給料の減額措置を行わないという選択肢もあるのではないか」との意見がありました。

次に、防災拠点庁舎の整備についてであります。

このことについて、当局より、「県庁域は津波浸水が及ばないこと、主要な行政機関が集積し、最も連携が図りやすいことなどから、整備場所を外来者第1駐車場に絞り、検討を行うこととなった」との説明があり、委員より、「整備場所について反対するわけではないが、職員が参集できるか、緊急輸送路は確保できるかな

ど、防災拠点庁舎へのアクセス道路についても検討項目に加えていただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、厚生常任委員会、新見昌安委員長。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で13億3,800万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の福祉保健部の予算額は997億300万円余となります。

このうち、障がい福祉サービス事業所施設整備事業など社会福祉施設における防災対策についてであります。

このことについて、委員より、「本県の地震津波対策を推進する上で、社会福祉施設における防災対策は特に重要であると考えますが、今後どのように取り組むのか」との質疑があり、当

局より、「自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設の安心・安全を確保することは大変重要である。ハード整備については、国の基金も活用しながら着実に進めたい。特に施設の耐震化が命を守るという観点から重要であり、あわせて避難対策などソフト面においても市町村や関係機関と連携を図りながら、対策を講じていく必要がある」との答弁がありました。

次に、保育士等処遇改善臨時特例事業についてであります。

これは、保育士の人材確保対策の一環として、私立保育所に対し、保育士の処遇改善に要する経費を交付するものであります。

このことについて委員より、「当該事業は安心こども基金を活用した事業であり、その支給方法は私立保育所が独自に判断できるとのことだが、基金がなくなった後のことも想定しながら、現場に混乱が生じないように、関係機関と連携を図りながら事業を進めてもらいたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「保育所に交付された経費が保育士の処遇改善につながるよう、チェック体制に万全を期してもらいたい」との要望がありました。

次に、宮崎県地域医療再生計画(案)についてであります。

このことについて、委員より、「医師確保は長年の課題となっているが、問題点はどこにあるのか」との質疑があり、当局より、「平成16年度から導入された新医師臨床研修制度により研修希望者が都市部に集中し、地方で勤務する医師が少なくなっていることが考えられる。県としては、地域を理解してもらうための地域医療学講座を設けたり、宮崎県内の地域医療に従

事する総合医を育成するための地域総合医育成サテライトセンターを設置するなど対策を講じているが、今後も地道な取り組みを続けていく必要がある。また、構造的な問題を是正するため、さまざまな機会を通じて国に対し要望を行っているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県における医師不足の根本的な問題点を整理して、医師確保に積極的に取り組むよう要望いたします。

次に、児童虐待等死亡事例検証報告書についてであります。

これは、平成24年6月、本県で発生した生後4カ月の乳児が死亡した事案について、事実関係の把握や死亡した児童の視点に立った問題点や課題等の検証を行うことにより、再発防止のための方策を提言するものです。

このことについて、委員より、「ネグレクトの疑いがある事案ということで検証されているが、死亡を防げなかったことについてどのように分析されているのか」との質疑があり、当局より、「明らかになった問題点や課題として、複数の関係機関がかかわる場合の役割分担の明確化や、子供の安全を最優先にした一時保護の検討の必要性などが提言の中で指摘されている。今後は、児童相談所職員の専門性の向上や市町村職員の能力向上など、困難事例に的確に対応できる職員の育成に力を入れていく必要がある」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、全ての子供が虐待を受けずに健やかに成長できる社会を目指すため、本事案の問題点や課題について整理を行い、今後の児童虐待防止対策の一層の推進が図られるよう強く要望いたします。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院

事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、商工建設常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件及び新規請願1件の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第32号については賛成少数により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、宮崎県機械技術センターに係る指定管理者についてであります。

当局より、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの第2期の指定管理実績、及び平成26年4月1日から平成31年3月31日までの第3期の指定管理者の募集方針(案)の概要について報告がありました。

このことについて、委員より、「大学との連携はあるのか。また、募集に対しどのくらい応募があるのか」との質疑があり、当局より、「九州保健福祉大学や宮崎大学とも連携し、産学官連携の観点から、機械金属工業関係の事業展開を図っている。また、募集に関しては、第1期、第2期では現在の指定管理者の1社だけの応募実績であった。今後できるだけ多くの企

業から応募があるよう、報道媒体等も活用し、積極的にPRしていきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「機械金属工業のさらなる発展のためには、宮崎県機械技術センターが果たす役割が大きいので、今まで以上に大学との連携を強化していただきたい」との要望がありました。

次に、県立産業技術専門校におけるアンケート結果等についてであります。

一般、大手投稿サイト「YouTube（ユーチューブ）」に、県立産業技術専門校の指導員が訓練生に暴行したとされる動画や勤務時間中に散歩していたとする写真等が掲載されたことを受け、当局より、投稿内容以外に不適切な行為がなかったかを確認するアンケートを実施したこと及びその結果の報告がありました。

このことについて、委員より、「今回の投稿やアンケートの結果等を受けて今後どのように取り組むのか」との質疑があり、当局より、「訓練生の就職活動や来年度の訓練生募集に影響が出ないよう、企業や高校への訪問などを行い、専門校の取り組みについて理解が得られるよう努めてまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「訓練生への暴力の事実はなかったものの、アンケート結果では不適切な指導も確認されたことから、専門校の信頼を取り戻すためにも緊張感を持って取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、記紀編さん1300年記念事業の取り組み状況についてであります。

このことについて、委員より、「基本構想において、世界遺産登録を視野に入れた西都原古墳群の調査研究を進めるとのことであるが、今

年度の取り組み状況はどうか」との質疑があり、当局より、「県教育委員会においては、文化財課に調査研究のリーダーとして専門主幹が配置され、西都原古墳群を含めた南九州の古墳群の調査研究が深められていると聞いている。今後、西都市と連携して、シンポジウムを開催するなどの取り組みを行っていただきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「当該事業は、長い期間、広い視野を持って進めていく必要があり、県教育委員会だけでなく、西都市を含めた周辺市町とも連携しながら進め、その調査研究の成果については定期的に報告してほしい」との要望がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で2,000万円の増額補正となっており、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の県土整備部の予算額は742億3,000万円余となります。

次に、建設工事における指名競争入札の試行についてであります。

このことについて、委員より、「指名業者の選定基準となる評価項目のうち、社会貢献とは具体的にはどういうものか」との質疑があり、当局より、「ボランティアや消防団活動以外にも、県発注の緊急施工工事への協力実績、防災協定への加入実績、道路パトロールへの積極的な取り組み実績等を評価の対象としている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「道路の冠水や小規模河川の堤防等が壊れた際の応急処置を率先して行っている業者も多く、このような行政の目が届かない実績も把握して、評価に加えるようにしてほしい」との要望がありました。

また、別の委員より、「試行に当たっては、工事の品質確保に努めるとともに、建設業界との意見交換会を通じて、県内業者の技術力向上も図ってほしい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、この指名競争入札の試行をしっかりと検証し、不正行為が発生しない制度となるよう取り組んでいただくことを要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 次は、環境農林水産常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)についてであります。

このうち環境森林部の予算は、一般会計で39億3,700万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は308億8,200万円余となります。

また、農政水産部の予算は、一般会計で1億100万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は380

億1,700万円余となります。

このうち、森林整備加速化・林業再生事業についてであります。

これは、輸入木材に対抗し得る国産材の生産体制を確立し、強い林業・木材産業の構築を図るため、間伐や路網整備、素材生産、木材加工、バイオマス利用施設等の整備、木造公共施設の整備などを行うものであります。

なお、当事業は、国からの補助金交付により造成した基金を財源として実施するものであり、今回の補正額は38億4,800万円余となっております。

当委員会といたしましては、当基金を積極的かつ有効に活用して事業を推進することにより、県産材の需要拡大等を促進し、森林所有者の所得向上や林業・木材産業の活性化につながるよう要望いたします。

次に、乾シイタケ品評会等についてであります。

このことについて当局より、「近年、原発事故の影響による風評被害や個人消費の低迷等により、乾シイタケの価格は下落傾向にある」との説明がありました。

これに対して委員より、「価格の低迷により、生産者は苦境に立たされている。乾シイタケの生産は、山村地域の貴重な収入源であり、中山間地域の振興に大きく貢献するものであるため、産業振興が図られるよう、より積極的な対策を講じていただきたい」との要望がありました。

次に、県香港事務所の開設についてであります。

当事務所は、法人登記や現地スタッフの雇用等、事務所開設の準備を終え、本年6月13日に活動が始められたところであります。

このことについて、委員より、「香港事務所が実績を上げるためには、さまざまな地元業者等との連携を図ることが重要だと思うが、どのように取り組んでいるか」との質疑があり、当局より、「昨年開設されたJ A宮崎経済連香港事務所などとの連携を図っており、今後、現地スタッフによる情報収集などを行いながら、さらに多くの関係者との連携を図り、深い信頼関係を構築していきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「日本国内の多くの自治体が、香港を販路開拓先としてのターゲットとしており、いわば産地間競争となっている。体制の充実も念頭に置きながら、多方面の業者等との連携強化に励み、確実な成果を上げていただきたい」との要望がありました。

次に、施設園芸農業及び水産業に係る燃油価格高騰の影響と対策についてであります。

このことについて当局より、「施設園芸農業や水産業においては、A重油価格の上昇傾向によりコストが増加し、経営に大きな影響を受けている。そのため、国や県において、セーフティーネットの構築などさまざまな対策を講じている」との説明がありました。

これに対して委員より、「急速に進む円安等の影響により、燃油価格のほか配合飼料価格も高騰しており、農家や漁家の経営を圧迫している。セーフティーネットのさらなる周知徹底や充実を検討するとともに、木質バイオマスの活用など、長期的な視点に立った対策も進めていただきたい」との要望がありました。

次に、建設工事における指名競争入札の試行についてであります。

このことについて委員より、「指名業者の選定基準については、公正性や客観性が十分確保

されるよう、慎重に検討していただきたい」との意見や、「不正行為が起きないシステムの構築に向け、県民目線に立って検討を進めていただきたい」との意見がありました。

また、このことに関連して、委員より、「入札において違算が起きる原因をどのように捉えているのか」との質疑があり、当局より、「資料のチェック不足や積算システムにミスを起こしやすい部分もあること、若手担当者の技術力不足などが挙げられる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、違算等による入札中止は、再度、入札のために時間や労力が割かれるなど、応札者に大変大きな負担を強いるものであるため、違算の発生が限りなくゼロに近づくよう、関係部局が総力を挙げて改善に取り組むとともに、違算が発生した場合のフォロー体制についても検討していただくよう、強く要望いたします。

また、関連して別の委員より、「工事の受注者に提出が求められる施工管理図表等が多いため、事業者の負担となっており、できる限り負担が軽減されるよう配慮していただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、文教警察企業常任委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件及び継続請願2件の計4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、警察署庁舎整備についてであります。

このことについて、委員より、「宮崎県における警察署の在り方検討委員会では、警察署庁舎整備の観点からだけではなく、捜査体制や警察署間の連携の仕方など、全体的な見直しについての検討はなされたのか」との質疑があり、当局より、「災害対策拠点や防犯活動拠点など、警察署のさまざまな機能の重要性が高まっているが、本県警察は、全国的に見ても多くの古い警察署庁舎を抱えており、これらの機能を十分に果たすことができないことが懸念されることから、特に警察署庁舎のあり方を検討事項とした」との答弁がありました。

また、別の委員より、「警察業務の遂行は、地域に密着していることが必要とのことだが、警察署庁舎の具体的な建てかえの検討の際は、設置場所にも配慮しなければならないと考える。検討委員会ではそのような議論はなされたのか」との質疑があり、当局より、「各署ごとの検討は行っていないが、警察署の移転を行う場合には、住民の利便性等のほか、災害発生時に安全な場所であることにも十分配慮する必要があるといった着眼点についても議論がなされている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、建てかえの提言があった警察署、特に老朽化の著しい都城警察署や、耐震構造が基準を満たしていないえびの

警察署については早急に検討すること、また、その際は設置場所等について地域住民の意見も十分考慮することを要望いたします。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で9,900万円余の増額補正となっており、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の教育委員会の予算額は1,079億3,300万円余となります。

このことについて、委員より、「対象事業のいずれも事業期間が25年度となっている。教育の継続性や公平性から見て単年度の実施でいいのか」との質疑があり、当局より、「国の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業や国の事業として実施する関係で1年間としている。事業の成果は来年度以降も生かされるようにしたいと考えており、また、必要があれば県単独事業の検討もしていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、これらの事業を展開するに当たっては、事業効果が来年度以降につながり、質の高い教育が継続して行えるよう要望いたします。

次に、公立学校施設の耐震化についてであります。

このことについて、委員より、「市町村立学校は、県立学校と比較して耐震化率が低い。県としてどのような対応をしているのか」との質疑があり、当局より、「これまでも文部科学省と連携し、直接、市町村長や教育長と意見交換を行いながら、早期の耐震化についてお願いしてきたところであり、特に平成27年度までは有利な財政措置があることから、その活用についても引き続き指導助言を行っていきたい」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○**福田作弥議長** 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○**福田作弥議長** これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、太田清海議員。

○**太田清海議員**〔登壇〕(拍手) 社会民主党宮崎県議団を代表し、議案第14号「知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論いたします。

今回の給与カットは、東日本大震災を契機とした防災・減災対策や地域経済の活性化を図る財源のためと称し、地方交付税について給与費相当分の削減を前提とした上で、地方公務員の給与についても、国に準じた減額措置を行うよう要請を行ったものであります。

まず、このような手法は、地方交付税は使途の定めのない一般財源であるという認識は一切なく、地方自治法、地方交付税法の趣旨に全く反し、むしろ、国が法律を無視した暴挙と言わざるを得ません。法治国家としてコンプライア

ンスに敏感であるべき国がこのようなことであれば、国民に法を守れと説くことはできません。

また、今日、地方分権の推進が言われ、「国と地方の協議の場に関する法律」において国と地方の協議制度が確立されているにもかかわらず、地方の意向を無視した国の強硬措置は、地方分権、地方自治を軽んじているものと言わざるを得ません。このことは、県人事委員会も6月13日付の「条例案に対する意見について」の中で、「国がかかる要請を行うことは、地方自治の根幹にかかわるものと考えます」と述べられています。

さらに、今回の措置が地域経済に与える問題であります。政府は、デフレ脱却のため、「三本の矢」と称した成長戦略を打ち出し、景気回復を目指していますが、株価の高騰と円安によって経済に明るい兆しがあるのは大都市や一部の富裕層であり、本県を初めとする地方の景気は上向きどころか低迷したままです。商店街のシャッターは閉まったまま、夜の繁華街の明かりが一つ一つ消えていっているというのが地方の現実ではないでしょうか。

このような道理に欠けた地方公務員の給与削減が、消費低迷にあえぎ、口蹄疫等からの復興を目指す県内経済に多大な影響を与えることは、火を見るよりも明らかであります。今、我々がとるべき立場は、デフレに加担する政策ではなく、所得再配分による格差是正であり、そのような経済循環に資する政策であると思いません。

以上のことから、今回の条例は違法とも思える国の一方的な要請から来るものであり、さらに県内経済に深刻な打撃を与えるのではないかとこの立場から、反対するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願ひし、討論を終わります。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員 [登壇] (拍手) 民主党宮崎県議団会長の田口雄二です。知事提出議案第14号「知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対して反対の立場から討論を行います。

この議案提出に至った経緯については、我が会派の渡辺議員も一般質問を行いました。まずことし1月に、東日本大震災を契機とした防災・減災対策や地域経済の活性化を図る財源とするため、国に準じた給与の減額に取り組むよう国から要請があったものであります。

このことについて全国知事会は、国に対し次のような要望を行っております。1つ目が、「地方公務員の給与は、地方において、議会や住民の意思に基づき自主的に決定すべきものであり、国から給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題である。また、地方公務員の給与は、専門家や地方の声を十分に反映し、透明化されたプロセスのもとで、公平・中立に決定されることが原則である。今回の問題についてでも、今後、具体的な案を示し、地方の意見を踏まえ、対応についてさらに協議すること」。2つ目が、「地方交付税は、すべての地域に標準的な行政サービスを保証する地方固有の財源であり、国の政策目的を果たすための手段として地方交付税を用いることは、地方自治の本旨から考えれば、極めて不適切である。単なる国の財政再建という目的で、地方に公務員給与の削減を強制し、地方交付税の削減を行うことは、断じてあってはならない。地域の経済を疲弊させないように、地方交付税の総額確保に全力をあげること」。3つ目として、

「そもそも、公務員の総人件費や給与の適正化は、国・地方を通じた中長期的な行財政改革の中で行うべきである。今後の総人件費や給与等のあり方については、ラスパイレス指数など現行の給与比較には問題が多いことを踏まえ、給与と手当の総合的な比較を行い、「国と地方の協議の場」等において十分に協議すること。なお、地方はこれまでも、国を上回る定数削減や給与削減をおこなっている一方、国は地方分権改革推進委員会第2次勧告で勧告された、国家公務員を3万5,000人削減することすら、全く実行していない。国においては、早急かつ抜本的に定数削減等の行財政改革を進め、地方分権を断行すること」との要望を、全国知事会は国に対し行っております。

しかしながら、このような地方の切実な意見が反映されないままに、7月からの給与引き下げを前提とした改正地方交付税法が去る3月29日に成立しました。この間、「国と地方の協議の場」は一度しか開催されないなど、地方の声に対し国が真摯に向き合っているとは到底言えない状況があります。地方側と協議を尽くさないままこのような措置が決定したことは、過去に例を見ない異例な対応であります。

地方自治体はこの10年余り、国をはるかに上回る行財政改革に努めております。これを適切に評価することなく行われた地方交付税の削減は、行財政改革を行いながら、住民サービスの向上や地域経済の活性化などに懸命に取り組んでいる地方自治体にとっては、大変遺憾であると考えます。

国と地方の議論が尽くされないまま、5月15日に平成25年度の国の予算案が成立したところであり、これを受けて本県においても今定例会に議案が上程されたものであります。しかしな

がら、地方との十分な協議を経ないまま一方的に行われた今回の対応は、地方自治の本旨から考えても、とても容認できるものではありません。

地方交付税法第3条には、「国は、交付税の交付に当っては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない」と定められております。今回、国が特定の政策目的を達成するための手段として、地方との十分な協議を経ないまま一方的に削減したことについては、地方自治の根幹を揺るがす大きな問題であり、実質的に地方交付税法違反であると考えます。

財政力の強い東京都や愛知県、大阪府は、この一方的なやり方に対し、拒否という明確な態度を示しています。本県のように「3割自治」と言われ、地方交付税に頼らなければならない自治体においては、真っ向から国に拒否することは難しいことも十分理解できますが、このような一方的なやり方が今後も続けられることが懸念されてなりません。

国税などで一旦国に集めた税金を地方に再配分する地方交付税交付金の存在によって、国には「地方より上」という意識が根づいているのではないのでしょうか。地方分権と声高に言われておりますが、財源を押さえられている地方は実質、国の出先機関にすぎないのではないかとさえ考えてしまいます。財政力という弱みにつけ込み、強制的に地方の自治を縛っていることに憤りを感じ、真の地方分権は財源が確保できてこそだという思いをさらに強くしているところでは。

また、緊急経済対策など地域経済の活性化に積極的に取り組もうとしている中、地方公務員の給与削減の要請は、消費動向や、地方におい

て多くを占める中小企業等で働く労働者の賃金にも影響を及ぼす可能性があります。この議案による給与減額の総額は約30億円と言われておりますが、県内の影響額は生産額にして約34億円、雇用数にして約340人にマイナスの影響が出るとの試算があります。さらに、県だけではなく県内の市町村でも給与減額の取り組みが行われる動きがあり、県内経済への影響は多大なものがあると考えます。

先ほども述べましたとおり、平成25年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税の減額を地方の理解を得ないまま押し進めました。これは地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、地方自治法の本旨から見ても容認できるものではありません。

地方交付税は地方固有の財源であり、地方交付税法第1条に規定する地方団体の独立性の強化、地方行政の計画的な運営に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するために、地方財政計画、地方交付税については、国の施策の方針のもとに一方的に決めるのではなく、国と地方の十分な協議を保證した上で、そのあり方や総額を決定する必要があります。

本来、人件費については、地方公共団体が議会を通じて自主的に決めていくことであり、少なくとも国に要請されたからとか、交付税を減らされたから減らしますというものではありません。このような国の強制的なやり方は、議会に対してもその存在意義が問われる大きな問題であります。県の財政再建のためであればいざ知らず、国が特定の政策目的を達成させるために、いやが応にも言うことを聞かせようとするやり方は、到底納得できるものではありません。

このようなことから、民主党宮崎県議団は知事提出議案第14号に反対の立場に立つものであります。議員各位の御賛同のほどよろしくお願いいたします。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会に提案されました議案及び請願について、議案第2号、第14号、報告第1号、及び請願第26号、27号、30号の継続審査、第32号の不採択について反対の立場から討論いたします。

まず、議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてです。

本条例改正案は、地方税法の一部が改定されたため、県条例の改定をするものですが、その中に、金融所得課税が一体化されたことに伴い、証券投資の損益通算の範囲が拡大されるという課税方法の変更があります。

現行では、上場株式等の譲渡損を上場株式等の配当と通算して減税できる仕組みがありますが、今回の改正で、公社債及び公社債投信の利子・配当も通算できるようにしました。また、その範囲をさらに広げて、株式譲渡損の通算範囲も拡大されることになりました。この株式譲渡所得は、富裕層の税負担を著しく下げる要因となっています。今回の金融・証券税制の一体化の促進は、多くの金融資産を保有する資産家ほど税制面の恩恵を受ける富裕層優遇を拡大することになり、一層格差拡大を促進することになります。こうした不公平税制につながる点を指摘し、反対をするものです。

次に、議案第14号「知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

本条例案は、地方公務員の給与について、国

から、国家公務員の給与減額措置に準じて減額するよう要請されたことを受けて、来月7月1日から平成26年3月31日までの間、平均6%の減額実施をするものです。今回、国は、一方的に削減分に匹敵する地方交付税を削減しました。このこと自体、地方自治体が自主的に決める公務員給与への介入であり、許されるものではありません。ですから、地方6団体は政府に対し厳しく抗議をしたはずです。

今回の職員給与削減での影響は約30億円に上がることが試算されていますが、職員やその家族の生活にとどまらず、民間労働者の給与やボーナスにも影響を及ぼし、消費を一層冷え込ませ、地域経済にも打撃を与えることは必至です。この間の県職員の給与は、平成14年のピーク時から毎年、年間約60万円も下がっているのが現状です。デフレからの脱却が叫ばれ、国民の所得をふやすことが求められている中、政府自身もそのことを認め、財界に労働者の報酬引き上げを要請しながら、その一方で巨額の人件費削減を地方に強要するなど、まさに矛盾のきわみです。今、最もやってはならないことが給与の削減であり、認められません。

次に、報告第1号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて」です。

同報告は、補正予算(第6号)において、歳入・歳出をそれぞれ10億9,439万円追加し、予算総額を6,037億128万4,000円とする予算専決です。本来、予算を定めることは議会の権限であって、予算の専決は、災害時の緊急な支出で議会を開けない場合や税制上やむを得ない場合など、ごく限られています。今回、そういったものも含まれていますが、県民税や地方消費税など、県税12億円の追加を行い、県債管理基金

に27億5,500万円余の積み立てなどを行っています。税収については、的確な把握を行い、予算化して県民施策に生かすことが必要ですし、2月以降の増収については決算であらわし、翌年の予算編成に生かすことが本来のあり方です。毎年の慣例的な取り扱いとせず、改善を強く求めるものです。

次に、請願についてです。

まず、継続審査とされておりました、請願第26号「小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願」、第27号「学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願」及び第30号「個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」が再び継続審査とされましたが、教育関連の請願はいずれも、子供たちの健全やかな成長を願い、子供たちが安心して学ぶための環境の整備や、教育費の父母負担の軽減などを求めるものです。子供たちの学びや成長にとって何が必要なのか、しっかり受けとめることが必要ではないでしょうか。

また、個人保証の原則廃止を求める請願については、前議会でも申しましたが、全ての会派が紹介議員となって提出されたもので、さらに継続審査にする理由が見当たりません。

いずれの請願についても、さらなる継続とせず、請願者の意思を十分尊重して採択を求めるものです。

次に、新規請願第32号「平成25年度宮崎地方最低賃金改正等についての請願」が不採択と報告をされましたが、昨年度提出された同趣旨の請願については採択をされたものです。現在、宮崎県の最低賃金は653円、依然として全国最下

位クラスに位置しています。今もって県民所得の減少は続き、労働者の賃金、所得が改善された状況ではありません。地域経済の停滞、デフレからの脱却には、国民所得、県民所得を引き上げることが何より重要であることは、既に論をまたないところです。最低賃金引き上げのためには、国が責任を持って、賃金助成や税・社会保険料の減免などしっかりとした中小企業への支援を行うことが必要です。

諸外国での最低賃金を引き上げるための中小企業支援は、アメリカは5年間で8,800億円、フランスは3年間で2兆2,800億円ですが、日本は年間約50億円にすぎません。どの国も国民の暮らしにしっかりと責任を負っています。日本の政府もこうした立場に立つことが求められているのではないのでしょうか。ですから、何より県議会が、県民の置かれている暮らしの実態を、県民の切実な思いをしっかりと受けとめ、県民の暮らしや地域経済を守るためにも、同請願を採択し、最低賃金を引き上げるために尽力することが求められていると思います。

議員各位の賢明な御判断を強く求めて、討論といたします。以上です。（拍手）〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第14号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議案第14号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号及び報告第1号採決

○福田作弥議長 次に、議案第2号及び報告第1号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 議案第1号及び第3号から第12号まで採決

○福田作弥議長 次に、議案第1号及び第3号から第12号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第32号採決

○福田作弥議長 次に、請願第32号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第33号採決

○福田作弥議長 次に、請願第33号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第30号についてお諮りいたします。

本請願を、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第26号及び第27号について、一括お諮りいたします。

両請願を、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成25年6月25日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第2号

生活保護に関する意見書

議員発議案第3号

原油高騰に対する緊急対策を求める意見書

平成25年6月25日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 総務政策常任委員長 内村 仁子

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第4号

運送業界に深刻な影響を与える軽油価格高騰の抑制を求める意見書

○福田作弥議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第4号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第2号「生活保護に関する意見書」について、反対の立場から討論いたします。

まず、本意見書案は、生活保護基準の引き下げを認め、そのことを大前提としている点で問題です。

意見書案には、今回の生活保護基準の引き下げで、生活保護費が740億円削減されることに伴うさまざまな問題点が指摘されています。真に必要な人が受給できなくなることへの懸念、低所得者の方々への住民税や保育料、保険料等

の引き上げが、高齢者や障がいを抱えた方、子育て世帯への新たな負担になること、さらに進学や修学旅行、部活動の制限など子供の貧困につながることなど、危惧の念が示されています。

そして、意見書案は、こうした問題点を踏まえて保護制度の見直しに当たって慎重に取り組むことを求め、生活扶助基準に連動するさまざまな制度に影響を及ぼさないようにすることなどを要請していますが、こうしたことで果たして問題が解決するのでしょうか。

また、意見書案には、低所得者世帯と生活保護世帯の逆転現象の解消が必要であることも挙げられていますが、生活保護世帯に何の責任もありません。非正規や派遣労働による低賃金や失業、低額な年金のさらなる引き下げなどで低所得の生活を余儀なくされ、その上、高い国保税や介護保険料などに苦しむ国民の暮らしそのものを支えることなしに、国民同士を対立させることに何の道理もありません。ましてや、この深刻なデフレ不況の中で絶対にやってはいけない福祉の削減です。今、県民の暮らしや地域経済を守るためにやらなければならないことは、最後のセーフティネットである生活保護の引き下げを許さない意見書こそ国に上げるべきであることを申し上げ、同意見書案に反対をするものです。以上です。〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第2号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第2号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第1号、第3号及び第4号採決

○福田作弥議長 次に、議員発議案第1号、第3号及び第4号について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○福田作弥議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これもちまして、平成25年6月定例県議会を閉会いたします。

午前11時10分閉会

資

料

平成25年6月定例県議会日程

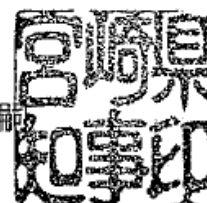
19日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
6. 7	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
8	土		(閉 庁 日)	
9	日			
10	月	休 会	(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
11	火			
12	水	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30
13	木			請願締切 12:00
14	金			
15	土		(閉 庁 日)	
16	日			
17	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
18	火		一 般 質 問 質疑、討論、採決(議案第13号) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
19	水	休 会	常 任 委 員 会	
20	木			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
21	金			特 別 委 員 会
22	土		(閉 庁 日)	
23	日			
24	月	休 会	(議 事 整 理)	
25	火	本会議	常任委員長審査結果報告、 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

215-1089
平成25年6月7日

宮崎県議会議長 福田作弥 殿

宮崎県知事 河野俊 殿



議案の送付について

平成25年6月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

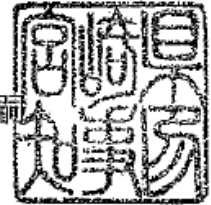
- 議案第1号 平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第2号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 宮崎県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 宮崎県子ども・子育て支援会議条例
- 議案第12号 財産の処分について
- 議案第13号 公安委員会委員の任命の同意について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(文書取扱 財政課)

215-1100
平成25年6月12日

宮崎県議会議長 福田 作 弥 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣



議案の送付について

平成25年6月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

議案第14号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(文書取扱 財政課)

一般質問時間割

6月12日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	社会民主党	鳥飼 謙二	10:00～11:00	
2	日本共産党	前屋敷恵美	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	内村 仁子	13:00～14:00	
4	自由民主党	松村 悟郎	14:00～15:00	

6月13日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	民 主 党	田口 雄二	10:00～11:00	
6	愛みやぎき	西村 賢	11:00～12:00	休憩
7	公 明 党	新見 昌安	13:00～14:00	
8	民 主 党	渡辺 創	14:00～15:00	

6月14日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	二見 康之	10:00～11:00	
10	社会民主党	太田 清海	11:00～12:00	休憩
11	自由民主党	黒木 正一	13:00～14:00	
12	自由民主党	山下 博三	14:00～15:00	

6月17日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	自由民主党	坂口 博美	10:00~11:00	
14	愛みやぎ	有岡 浩一	11:00~12:00	休憩
15	公明党	河野 哲也	13:00~14:00	

6月18日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
16	自由民主党	中村 幸一	10:00~11:00	
17	自由民主党	中野 一則	11:00~12:00	休憩
18	自由民主党	井本 英雄	13:00~14:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	宮崎県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例		可決			
第7号	宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例		可決			
第8号	宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例		可決			
第9号	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例				可決	
第10号	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例			可決		
第11号	宮崎県子ども・子育て支援会議条例		可決			
第12号	財産の処分について	可決				
第14号	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて *平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）	承認			承認	承認

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第26号	小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願					継続
第27号	学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願					継続
第30号	個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願	継続				
第32号	平成25年度宮崎地方最低賃金改正等についての請願			不採択		
第33号	軽油引取税暫定税率廃止・燃料費補填補助金制度創設等に関する請願	採択				

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成25年6月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第30号 個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	<p>福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査</p>	調査を要するため
商工建設常任委員会	<p>商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査</p>	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	<p>環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査</p>	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>請願第26号 小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願</p> <p>請願第27号 学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	<p>次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査</p>	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	6月25日・可 決
〃 第2号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	宮崎県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	宮崎県子ども・子育て支援会議条例	〃
〃 第12号	財産の処分について	〃
〃 第13号	公安委員会委員の任命の同意について	6月18日・同 意
〃 第14号	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	6月25日・可 決
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	6月25日・承 認
議員発議案 第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書	6月25日・可 決
〃 第2号	生活保護に関する意見書	〃
〃 第3号	原油高騰に対する緊急対策を求める意見書	〃
〃 第4号	運送業界に深刻な影響を与える軽油価格高騰の抑制を求める意見書	〃

意見書

地方財政の充実・強化を求める意見書

平成25年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額にかかる地方交付税の減額を地方の理解が得られないままに推し進めた。これは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、地方自治法の本旨からみて、容認できるものではない。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければならない。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の施策方針のもとに一方向的に決するべきではなく、国と地方の十分な協議を保証した上で、そのあり方や総額を決定する必要がある。

さらに、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策、被災地の復興など地方自治体が担う役割は増大していることから、地方の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額等が確保される必要がある。

よって、国においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成26年度の地方財政計画、地方交付税総額等の拡大に向けた次の対策を求める。

記

- 1 地方財政計画、地方交付税総額及び地方交付税の算定方法については、国の政策方針に基づき一方向的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月25日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	平 田 健 二 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	新 藤 義 孝 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

生活保護に関する意見書

政府は、生活保護の基準を引き下げ、3年間で生活保護費を740億円減額することを決めた。一部で見られる低所得者世帯と生活保護世帯の逆転現象の解消は必要であるが、生活保護基準の引下げは慎重に検討すべきである。なぜなら、真に援助が必要な受給者への給付が削減されるおそれがあるだけでなく、低所得者全体への影響が大きいからである。

生活保護以外の低所得者の住民税、保育料、保険料等の自己負担も連動して上がるとともに就学援助が打ち切られ、生活保護世帯以上の切下げを低所得勤労者世帯が被る可能性がある。また、最低賃金の決定にあたり生活保護基準は大きな要素となっていることから、生活保護世帯のみならず、勤労者世帯の生活の最低レベルの引下げにもつながるおそれがある。

また、生活保護家庭には、外出が困難な高齢者や、疾病や障がいを抱えている方も多く、基準が下がれば、冷暖房費を更に節約することになり、生命の危機に直結する事態も起こりかねない。

さらに、最も影響を被るのは子育て世帯である。生活保護基準の引下げにより、教育にかけられる費用が減り、進学の断念、部活や修学旅行の断念、ひいては高校中退の増加が懸念される。

よって、政府においては、生活保護制度の見直しに当たっては、慎重に取り組むこととし、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 不正受給の防止、医療扶助の適正化、就労支援の大幅強化、ケースワーカーの増員など、生活保護を巡る対策を強化すること。
- 2 個人住民税の非課税限度額、就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等、生活扶助基準に連動する様々な制度に影響を及ぼさないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月25日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	平 田 健 二 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	新 藤 義 孝 殿
厚 生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

原油高騰に対する緊急対策を求める意見書

円安等の影響により、原油などの輸入価格が上昇しており、これに伴い、ガソリン・軽油・灯油をはじめとする石油製品の価格は、昨年末から上昇傾向が続き、国民生活に大きな影響を及ぼしている。

県内においては、石油製品への依存度が高い農林漁業者、運輸業者、中小零細事業者等が大きな打撃を受けており、長引く景気低迷の影響を受けている地域経済に更なる深刻な影響が及んでいる。このような中、原油価格高騰による国民生活への影響に対する総合的な対策は喫緊の課題となっている。

よって、国においては、下記事項について、特段の措置がなされるよう強く要望する。

記

- 1 農林漁業者、運輸業者、中小零細事業者等に対する総合的な支援及び原油高騰の影響を緩和するための即効性のある対策を講ずること。
- 2 地方自治体が行う関連施策に対しても国が支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月25日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	平 田 健 二 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
農 林 水 産 大 臣	林 芳 正 殿
経 済 産 業 大 臣	茂 木 敏 充 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

運送業界に深刻な影響を与える軽油価格高騰の抑制を求める意見書

トラック運送業界は、わが国の国民生活、産業活動を支えるライフラインとして、その重要な使命を果たすべく日夜懸命に努力している。

しかしながら、昨年末以来の円安の影響もあり、軽油価格高騰はもはや非常事態ともいえる状況であり、平成21年3月と比較して、本県の運送業界全体で約50億円もの負担増を強いられている。

また、長距離輸送を行っているトラック運送業界においては、燃料コストは運送経費の実に4割を占めており、その影響は甚大である。

軽油価格の異常な高騰は、経営収支や労働条件の一層の悪化を招き、コスト上昇を価格に転嫁することの困難な多くの事業者が、まさに事業存続の危機に直面し、悲痛な声を上げている。

特に、主要産品である農林水産物の移出や、日用生活用品の移入など、長距離輸送が必要な本県においては、トラック輸送のコスト増等は、県経済や県民生活に深刻な影響を与えることが懸念される。

このような難局を乗り切るため、トラック運送業界も可能な限りコスト削減に取り組んでいるが、労務管理の厳格化、環境（排ガス）対策、ドライバーの高齢化などの問題も抱え、自助努力は限界に達している。

こうした状況を踏まえ、国においては軽油価格高騰により深刻な影響を受けている運送業界の現状に配慮し、関係省庁間連携により、実現可能なあらゆる総合的な対策を早急に講じられるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 軽油価格の高騰抑制と安定供給を図るため、総合的な対策を講じること。
- 2 軽油引取税の暫定税率を逡減すること。
- 3 国は税率引下げにより地方が失う財源に代替する財源を確保すること。
- 4 燃料サーチャージ制の導入に法的拘束力を持たせる等の支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月25日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	平 田 健 二 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
経 済 産 業 大 臣	茂 木 敏 充 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

請 願 一 覽 表

総括表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	1	1	2	
厚生	—	—	—	
商工建設	1	—	1	
環境農林水産	—	—	—	
文教警察企業	—	2	2	
計	2	3	5	

新規請願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第32号	受理年月日	平成25年6月12日
請願者 住所・氏名	宮崎県宮崎市別府町3番9号 宮崎県労働福祉会館4階 日本労働組合総連合会宮崎県連合会（連合宮崎） 会長 横山 節夫		
請願の件名	<p>平成25年度宮崎地方最低賃金改正等についての請願</p> <p>[請願要旨]</p> <p>平成25年度の宮崎地方最低賃金の改正に関して、宮崎労働局ならびに宮崎地方最低賃金審議会会長に対して意見書を提出されますよう請願いたします。</p> <p>[理由]</p> <p>宮崎地方最低賃金は、中央最低賃金審議会ならびに宮崎地方最低賃金審議会の努力により、2012年度の金額改正が行われ、宮崎県勤労者の労働条件向上に向けた法定最低賃金の役割を果たしてきました。</p> <p>しかしその水準は、さらなる雇用形態の多様化が進む中で、労働分野における格差が大きな問題となっていることや、雇用戦略対話において、政労使で合意した「最低賃金は出来る限り早期に最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円をめざす」とした内容からは大変厳しい金額改正であるといわざるをえません。現在、宮崎県の最低賃金は653円であり、全国で下位に位置しています。</p> <p>宮崎県は、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳、東日本大震災からの復興にむけてあらゆる業界・関係者が努力を続けています。</p> <p>今、必要なのは企業、事業所がその地域で再建し、地域において安定した雇用と生活できる賃金を確保することにより、復興・再生を成し遂げることであり、それを宮崎県全体で支えることです。</p>		

2013年度の宮崎県最低賃金の改正にあたっては、安定雇用の創出を第一にしつつ、全国さらには、九州隣県との間に生じた格差の解消が求められます。

以上の観点から、貴議会におかれましては、本請願の要旨をご理解の上、下記の請願事項につき宮崎労働局ならびに宮崎地方最低賃金審議会会長に対して意見書として提出されますようお願いいたします。

記

1. 宮崎労働局ならびに宮崎地方最低賃金審議会要請事項

- (1) 平成25年度宮崎地方最低賃金の改正にあたっては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、必要最低生計費の実態、一般労働者の賃金水準の適切な反映、経済諸指標との整合性の確立、中央水準との格差是正などを踏まえた上積みの改正をはかること。
- (2) 宮崎県内で最低賃金以下の労働者をなくすために、指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保をはかること。
- (3) 最低賃金の履行確保のための監督にあたる労働基準監督官の増員などにより監督行政の抜本的強化をはかること。
- (4) 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実をはかること。また、安定した経営を可能とする対策を早急に行うよう国に対し要請すること。

紹介議員	鳥飼 謙二 太田 清海 西村 賢 関師 博規 有岡 浩一 前屋敷恵美 徳重 忠夫 高橋 透 田口 雄二 渡辺 創 井上紀代子
摘要	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第33号	受理年月日	平成25年6月13日
請願者 住所・氏名	宮崎市恒久1丁目7番21 (一社)宮崎県トラック協会 会長 草水正義		
請願の件名	<p>軽油引取税暫定税率廃止・燃料費補填補助金制度創設等に関する請願</p> <p>[請願の趣旨]</p> <p>私たちトラック運送事業者は、我が国の国民生活、産業活動を支えるライフラインとしてその重要な使命を果たすべく日夜懸命に努力している。</p> <p>しかしながら、長引く不況の影響による荷動きの落ち込みや昨年末以来のアベノミクスによる円安の影響により、異常な燃料価格高騰となり、平成21年3月に比べても、業界全体では、年間約6,800億円のコスト増を強いられている。特に宮崎県は消費地から遠く、長距離輸送を行っているトラック運送事業にとっては、燃料コストは運送経費の実に4割を占めており、影響は甚大である。国の景気浮揚策実施により原油高を招き、結果として軽油価格上昇となったことは明白であり、価格上昇分の燃料費を国が「燃料費を補填する補助金制度」を創設し補填することは当然と考える。</p> <p>軽油引取税は道路整備を目的とする目的税であったことから、一般財源化により、その課税根拠を失ったことは明白である。課税根拠も不明瞭なまま、自動車ユーザーだけに負担を強いることはきわめて不合理であり、少なくとも、上乘せされた旧暫定税率は当然廃止すべきである。</p> <p>農業用・船舶用等の軽油は道路整備と直接関係ないため、課税免除となっているが、一般財源化された今も、課税免除のままであり、税の公平性を欠いている。公共性の強いトラック運送事業においても、同様の措置を講じるか、少なくとも軽油引取税旧暫定税率廃止するべきである。</p>		

[請願の理由]

軽油価格は、平成21年3月から平成25年3月現在までに、インタンクでL当たり40円の値上げとなっている。

〔社〕宮崎県トラック協会（会員数417社）では、軽油価格が1L当たり1円上がれば1億2,600万円コスト増になり、40円の値上げで50億4,000万円の負担増加となり、燃料価格の異常な高騰は、経営収支や労働条件の一層の悪化（30歳未満のドライバーの割合2割に満たない現状）を招き、今や多くの事業者がまさに企業存廃の岐路に立たされている。このままでは、宮崎県の輸送量の9割を担うトラック運送業として、宮崎県内外からの責任輸送の役割を担うことができなくなる恐れがある。

このような状況に際し、国は実現可能なあらゆる緊急対策を早急に実施し、国の基幹産業であり、公共輸送サービスを担う私たちトラック運送事業者の救済〔維持確保〕を図らなければならない。

私たちは国に対し、トラック運送事業者の燃料高騰による経営危機突破に向けて

- ・軽油引取税緊急減税の早期実現（旧暫定税率廃止）
- ・燃料費を補填する補助金の制度創設
- ・燃料サーチャージ導入の促進

断固実現を図るため、意見書を提出して下さるようお願いいたします。

紹介議員

宮原 義久 横田 照夫 山下 博三

摘要

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第26号	受理年月日	平成24年11月28日
請願者 住所・氏名	宮崎県宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行 委員会 代表 河内 進策 (署名2,239人)		
請願の件名	<p>小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の 拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願</p> <p>請願項目と趣旨</p> <p>1 小中高の30人以下学級等の実現について国に意見書の提出を 求める請願</p> <p>《請願の趣旨》</p> <p>宮崎県では、現在小学校1年生と2年生については30人以下学 級（35人以下の学年は除外）が実施され、ゆとりある教育条件が 実現されています。しかし、国庫負担が付かないもとの、宮崎県 独自の財政措置を行わずに実施されています。特別な増員なし で実施されているため、高学年では専科教員が配置できなくなる など、逆に教育条件が低下しています。「これまで少人数学級で 過ごしてきた児童たちが、3年生に上がって急に落ち着かなくな った」という実態が聞かれます。</p> <p>少人数学級の有効性が認められてきている今日、教育の機会均 等という立場からも、国の責任で「30人学級」を実現していくべ きです。2011（平成23）年度から、「小学1年生についてのみ 『35人以下』」と法改正が行なわれました。引き続き、国の制度 として学年の拡大が実施されるよう求めます。</p> <p>高校の職業科については高度な実験実習を伴うために「25人以 下学級」を、また、様々な困難をかかえている定時制については 「20人以下学級」が必要です。</p>		

2 義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について国に意見書の提出を求める請願

《請願の趣旨》

2006（平成18）年度より、義務教育費の国庫負担割合が2分の1から3分の1へと引き下げられました。そのため、教職員給与費の県の負担が2分の1から3分の2となり、従来の33%も増えてしまいました。そのためか、最近特に臨時的任用の教職員が増えています。また、非常勤講師も増えています。教職員の身分は、安定したものでなければ教育の質の向上は実現できません。仮に、国が30人以下学級制度に踏み出すとしても、国庫負担割合が3分の1の現状では、その財政的な負担は都道府県に重くのしかかり、教職員の増員は困難です。教育条件の低下が懸念されます。

紹介議員

前屋敷恵美 函師 博規 鳥飼 謙二

摘要

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 27 号	受理年月日	平成24年11月28日
請 願 者 住所・氏名	宮崎県宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行 委員会 代表 河内 進策 (署名2,239人)		
請願の件名	<p>学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願</p> <p>請願項目と趣旨</p> <p>1 学級編制基準日を、4月1日にしてください。年度途中での学級減、職員減をしないでください。</p> <p>《請願の趣旨》</p> <p>十数年前に行なわれていた「年度当初からの41人学級」はほとんどなくなりましたが、学級編制基準日が現在は入学式・始業式の前日の正午とされているため、職員の配置が直前まで定まらず、新学期の準備に支障をきたしています。</p> <p>また、年度の途中で、児童生徒数に減があり学級そのものがなくなるといった場合に、職員の減員が行なわれるために、学校の全体の教科担任・校務分掌が大きく変動する事態となります。このような場合でも、教職員の減員を行なわずにすむようにしてください。</p> <p>なお、今年度から学級編制が市町村教育委員会からの「届出制」になりましたが、この場合でも、従来の県の役割を効果的に発揮できるよう運用してください。学級編制の基準日は4月1日としても、入学式・始業式の前日正午までの増学級に対しては、県教委の発令で教職員の配置をしてください。</p> <p>2 高校の入学金を不徴収とするとともに、授業料以外の学校納付金を軽減してください。</p>		

《請願の趣旨》

県立高校授業料の無償化は、経済的に困窮している家庭だけでなく、すべての保護者・生徒たちに希望を与えました。しかし、調べてみると、どの高校も毎月の納入額は4,000円台ですが、入学する際には制服・教科書・模試・実習費等、学科により費目は違うものの、平均14万円もの額を支払っているようです。

ここ数年、貧困と格差がますます拡大し、経済的に厳しい家庭が目に見えて増えてきています。小・中学校の段階で例を挙げれば、お金がかかるという理由で部活動に入らない、修学旅行の費用が出せない、親が昼間と夜間と2つの仕事をして子どもと関われない、朝や夜を子どもだけで過ごすためまともな食事をしていない、・・・等々、生活保護も学用品補助も受けていない家庭にまで、日常の暮らしに困窮しているようすが見られるようになってきています。

今の時代、高校まで卒業していることは働くための最低条件となっており、高校を出ていなければ仕事に就くことは困難です。貧困が貧困を再生産しているという指摘もあります。

すべての子どもがお金の心配なく学ぶことができるよう、せめて入学金5,650円を不徴収とし、学校納付金が少しでも軽減されるよう働きかけてください。

- 3 学校が避難所としての機能を果たせるよう、耐震化をいっそうすすめてください。避難場所の確保や非常用食糧等を整備してください。

《請願の趣旨》

東日本大震災では、多くの学校が避難所となり地域の人々の命をつなぎました。宮崎県でも、地震の他、台風や大雨による洪水、火山の噴火と土石流等の際の避難所に指定されている学校は数多く、いざというときのための備えが必要です。

しかし実際には、段差があって避難場所まで車椅子が通れなかったり、水や食料・毛布・乾電池などの備蓄が十分でなかったり、耐震化が遅れていたりする現状があります。

地域の防災拠点としての機能が果たせるよう、早急に見直しと整備をお願いします。

また、設備だけでなく、災害時に子どもや地域の住民の安全を確保する避難場所の確定と周知など、体制を整備することも重要です。東日本大震災の教訓を無駄にしないためにも、後延ばしでなく早急に対策を講じてください。

4 米飯を中心に、地元の食材を使った安全・安心の学校給食にしてください。

《請願の趣旨》

学校給食は、子どもたちの心身の健全な発達と国民の食生活の改善に重要な役割を果たしています。「食育」が見直されている今、学校給食への関心は年々高まっています。給食は単に昼食を提供するだけでなく、健康な体作りと学びの場でもあります。

原子力発電所の事故により放射能に汚染された食材が、加工食品として学校給食に持ち込まれているのではないかという声が寄せられています。子どもの健康のためにと宮崎に避難してこられたお母さん方の心配は、とくに深刻です。基準を満たしているからよいというのではなく、地元の新鮮で安全な食材を使った給食を、ぜひお願いします。

米どころえびのでは、ほぼ毎日が米飯給食で大変好評です。ふるさとへの愛着、地域との交流のため、また地産地消・地場産業を応援するためにも、安全な地元の食材を使ったメニューを増やしてください。

紹介議員	前屋敷恵美 凶師 博規 鳥飼 謙二
摘要	

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第30号	受理年月日	平成25年3月1日
請願者 住所・氏名	宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県弁護士会 会長 松田 幸子		
請願の件名	<p>個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願</p> <p>○ 請願の趣旨（要旨）</p> <p>宮崎県議会が、国会及び法務省に対し、法制審議会民法（債権関係）部会において検討されている民法（債権関係）の改正に当たり、保証制度を以下のとおり抜本的に改正するよう求める意見書を提出することを採択していただくよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 個人保証を原則として廃止すること。</p> <p>2 個人保証の例外は、経営者保証等極めて限定的なものに限るものとする。</p> <p>3 例外として許容される個人保証においても、次に掲げる保証人保護の制度を設けること。</p> <p>(1) 現行民法に定める貸金等根保証契約における規律（民法第465条の2乃至第465条の5）を個人が保証人となる場合のすべての根保証契約に及ぼすものとする。</p> <p>(2) 債権者は、保証契約を締結するときは、保証人となろうとする者に対する説明義務や債務者の支払能力に関する情報提供義務を負い、債権者がその義務に違反した場合は、保証人は保証契約を取り消すことができるものとする。</p> <p>(3) 債権者は、保証契約の締結後、保証人に対し、主たる債務書の遅滞情報を通知する義務を負うこと。</p> <p>(4) 過大な保証を禁止する規定や保証債務の責任を減免する規定を設けること。</p>		

○ 請願の理由

1 保証契約の特色と保証被害

保証契約のうち特に個人が保証人となる場面の特質は、その情誼性・無償性・軽率性・未必性・結果の不可視性などにあります。

個人である保証人は、親類や知人から保証人となることを依頼された場合、情誼から断ることが心理的に容易ではありません。他方、保証契約は、危険の存否及び範囲の判断が比較的容易な対価的取引と異なり、契約の時点における保証債務の現実化が未必的であるだけでなく、現実化した場合の結果の大小を正確に予測することが困難であるため、危険性を過小評価して軽率に契約する傾向にあります。

特に個人である保証人は、主債務者の履行能力や自らのリスクを把握する知識・経験・能力が十分ではなく、保証契約は、このような危険な取引類型であるにもかかわらず、保証人が対価を取得することは希であり、対価的均衡を完全に欠いています。

他方、保証債務が現実化した場面では、保証人は、想定を超える債務の負担を強いられ、経済的な破綻を招くことが少なくありません。例えば、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編「2011年破産事件及び個人再生事件記録調査」によれば、破産においては約19%、個人再生においては約9%が保証等を原因としています。加えて、内閣府の「平成24年版自殺対策白書」によると、2011年（平成23年）の自殺者総数は30,651人であり、その内の原因・動機特定者において、経済・生活問題を原因とする自殺は、約28.4%を占めています。法的倒産手続の原因に占める保証等の割合からすれば、経済・生活問題を原因とする自殺のうち、相当程度が保証を理由とするものと推測されます。

2 裁判による救済の不十分性

これに対し、裁判実務は、真意ではなく又は過大な保証契約を締結した保証人の保護について、錯誤論や信義則、公序良俗違反、権利濫用などの一般原則による解決を指向していますが、十分な保護が図られているとはいいがたいところです。

3 形成されつつある金融実務

2006年（平成18年）以降、各地の信用保証協会は、保証申込のあった案件について、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを原則として行っていません。金融庁も、2011年（平成23年）7月14日付で「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの監督指針」を改正し、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」を明記し（前者Ⅲ－7－2（1）、後者Ⅱ－9－2（1））、民間の金融機関に対し、同原則に沿った対応を求めています。

すなわち、一部の金融実務においては、経営者保証を除き個人保証を不要とする実務慣行が生じつつあり、他方、これによって円滑な金融が妨げられるなどの実害もみられません。

4 個人保証の原則禁止

そこで、前近代的な情誼を基礎としながら、保証人となった者に甚大な被害を生じさせる可能性のある保証契約における被害をなくすために、現在の法制審議会における民法（債権関係）改正の議論において、個人保証の原則禁止規定や、例外として許容される経営者保証における新たな保証人保護規定を設けることを求めるものです。

5 経営者保証

もっとも、主債務者が会社である場合のいわゆる経営者保証については、当面はこれを個人保証の禁止の例外とすることが妥当であると考えられます。しかし、経営者が多額の保証債務を抱えることが新たな事業への再チャレンジの阻害要因となり、また、中小企業の事業承継の妨げになるのではないかなどの意見も多数指摘される場所であることから、将来的な見直しを引き続き検討するべきです。

6 補完的な規制

また、例外として許容される個人保証において、現行民法では、貸金等根保証契約以外の根保証契約に関しては極度額や保証期間の定めに関する規律がないため、保証人が予期しない過大な保証債務の履行を請求される危険性が指摘される場所です。この点、貸金等根保証契約に関する規制を設けた2004年（平成16年）の民法改正に対し、「保証人保護が不

十分である」という意見こそあるものの、「保証人保護が過剰である」との意見はほとんど聞かれません。上記のような根保証の危険性は、貸金等根保証契約に限らないのであって、自然人が保証人となる根保証契約全般について、現行民法の貸金等根保証契約に関する規制を広く及ぼすべきです。

さらに、上記のとおり、保証は、その情誼性・無償制・軽率制・未必性・結果の不可視性などからトラブルの多い契約類型であり、保証に関する紛争では、保証人が保証の意味を知らなかった、あるいは主債務者の資力は十分であって保証履行することはないと誤信していたなどの事情が背景となることが多々あります。そこで、例外として許容される個人保証においては、保証契約締結にあたり、債権者は、保証人となる者に対し、説明義務及び情報提供義務を負うものとするべきであり、またこれらの義務の実効性を確保するため、義務違反の効果として取消権を認めるべきです。

さらに、保証契約締結後について、現行法においては、主債務が履行遅滞となった場合、債権者は、保証人に対しても当然に遅延損害金や期限の利益喪失を主張できます。しかし、通常は主債務の履行遅滞を知る術がない保証人にとって不意打ちとなり、予期せぬ不利益を生じさせることとなります。そこで、保証人に主債務の遅延に対する対応を取る機会を確保するため、債権者に対し、保証人への主債務者の遅延情報の通知や催告の義務を課し、これを怠った債権者は、保証人に対し遅延損害金や期限の利益の喪失を主張できないものとするべきです。

以上のほか、保証人となった者が主債務者の破綻により過大な債務負担を強いられて自らの生活基盤を破壊され、最終的に自己破産の申立てをせざるを得なくなったり、あるいは自殺に追い込まれたりすることを回避するため、フランス消費法典の比例原則を参考とした過大保証を禁ずる規律及び身元保証法第5条を参考とした責任減免規定を設けることが適当です。

7 結び

以上の理由により、個人保証被害の抜本的な救済の観点から、貴議会にお願いいたします。

紹介議員	横田 照夫 前屋敷恵美 鳥飼 謙二 西村 賢 新見 昌安 有岡 浩一 凶師 博規
摘要	

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月7日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（井本英雄議員、重松幸次郎議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第13号、報告第1号上程 知事提案理由説明
6月8日	土		
6月9日	日		
6月10日	月	休 会	(議案調査)
6月11日	火		
6月12日	水	本 会 議	議案第14号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（鳥飼謙二議員、前屋敷恵美議員、内村仁子議員、 松村悟郎議員）
6月13日	木		一般質問（田口雄二議員、西村 賢議員、新見昌安議員、 渡辺 創議員）
6月14日	金		一般質問（二見康之議員、太田清海議員、黒木正一議員、 山下博三議員）
6月15日	土		
6月16日	日		
6月17日	月	本 会 議	一般質問（坂口博美議員、有岡浩一議員、河野哲也議員） 一般質問（中村幸一議員、中野一則議員、井本英雄議員）
6月18日	火		議案第13号採決（同意） 議案・請願委員会付託
6月19日	水	休 会	常任委員会
6月20日	木		
6月21日	金		
6月22日	土		
6月23日	日		
6月24日	月	休 会	(議事整理)

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6 月 25 日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第14号に反対）（太田清海議員） 討論（議案第14号に反対）（田口雄二議員） 討論（議案第2号、第14号、報告第1号、請願第26号、第27号、第30号の継続審査、第32号の不採択に反対）（前屋敷恵美議員） 議案第14号採決（可決） 議案第2号、報告第1号採決（可決または承認） 議案第1号、第3号～第12号採決（可決） 請願第32号採決（不採択） 請願第33号採決（採択） 閉会中の継続審査・調査案件採決（委員長の申し出のとおり） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第4号追加上程 討論（議員発議案第2号に反対）（前屋敷恵美議員） 議員発議案第2号採決（可決） 議員発議案第1号、第3号、第4号採決（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 福 田 作 弥

宮 崎 県 議 会 副 議 長 丸 山 裕次郎

宮 崎 県 議 会 議 員 井 本 英 雄

宮 崎 県 議 会 議 員 重 松 幸次郎